

平成 2 年 版

消 防 白 書

消 防 庁

はじめに

平成元年中の総出火件数は5万5,763件、火災による死者数は1,747人となっており、それぞれ前年に比べ3,911件、369人の減少となっている。

また、平成元年中の救急出場件数は265万6,934件、救助活動件数は2万1,040件となっており、それぞれ年々増加している。

平成元年中は、インド貨物船ジャグドゥート号の船舶火災、伊豆半島東方沖の群発地震や海底噴火、東京都江東区の高層マンション火災、川崎市高津区の崖崩れ災害などが発生し、さらに平成2年に入ってから、兵庫県の長崎屋尼崎店火災、東京都板橋区の第一化成工業(株)爆発火災、九州を中心とした豪雨災害などが発生しており、災害に対する備えはますます重要となっている。

今年の白書は、このよきな状況を踏まえ、住民生活の安全確保をめざして、今後の消防防災体制の方向と当面の諸問題に言及するとともに、主に平成元年中の資料を中心に、火災をはじめとする各種の災害の実態と消防防災行政の現況について解説したものである。

この白書が、国民の生命、身体及び財産を守る消防防災活動について、国民各位の認識と理解を深め、また、国、地方公共団体のみならず住民、企業をも含めた消防防災体制の確立に広く活用されることを願うものである。

平成2年11月

消 防 庁

目 次

第1章 総 説	1
第1節 住民生活の安全確保をめざして	1
1 消防防災行政の現状	1
2 今後の消防防災体制の方向	5
第2節 最近の災害の動向	12
1 火 災	12
(1) 出火件数と出火率	12
(2) 死者数と死因	13
(3) 損害額と焼損面積	14
(4) 出火原因	14
2 地震災害及び風水害等	14
(1) 地震災害	14
(2) 風水害、火山噴火災害等	15
3 その他の災害	15
第3節 当面の諸問題	16
1 消防体制の整備	16
(1) 消防力の重点的整備	16
(2) 消防職団員の教育訓練と処遇	19
(3) 消防職員の高齢化対策の推進	20
(4) 消防団の活性化対策の推進	21
2 救急体制の充実	22
(1) 救急業務の充実強化	22
(2) 救急隊員の教育訓練の推進	23
(3) 救急業務の通信システム化の推進	24
(4) 救急医療体制の整備	24

- (5) 住民に対する応急手当の普及等……………25
- (6) 患者等搬送事業の指導育成……………25
- 3 救助体制の整備……………26
- 4 防災体制の強化……………27
 - (1) 防災に関する組織・計画の整備……………27
 - (2) 情報通信体制の整備……………28
- 5 広域応援体制の整備……………30
- 6 風水害対策等の推進……………31
 - (1) 風水害対策の推進……………31
 - (2) 土砂災害対策の推進……………32
 - (3) 活動火山対策の推進……………32
- 7 震災対策の推進……………33
 - (1) 震災予防体制の整備……………33
 - (2) 震災対策のための消防用施設等の整備の強化……………34
- 8 防災意識の高揚と自主防災体制の確立……………35
 - (1) 防災意識の高揚……………35
 - (2) 地域の自主防災体制の強化……………35
 - (3) 事業所の自主防災体制の強化……………37
- 9 予防行政の充実……………37
 - (1) 防火管理制度の充実……………37
 - (2) 消防用設備等の設置の促進及び維持の適正化……………38
 - (3) 防火基準適合表示制度の普及による防火安全……………39
 - (4) 自動通報システムの構築……………39
 - (5) 大規模建築物群等における防火安全対策の推進……………40
 - (6) 高齢化の進展を踏まえた住宅防火対策の推進……………41
 - (7) 物品販売店舗、旅館・ホテル等における防火安全対策の
推進……………42
 - (8) 災害弱者に配慮した総合的防火安全対策の推進……………43
- 10 危険物の保安の確保と石油コンビナート災害対策の推進……………44

- (1) 科学技術及び産業経済の進展を踏まえた保安対策の推進……………44
- (2) 危険物施設における保安体制の確立……………45
- (3) 危険物に関する意識の高揚……………46
- (4) 石油コンビナート防災体制……………46
- (5) 石油備蓄基地への対応……………47
- (6) 石油パイプラインの保安……………48
- 11 林野火災対策の推進……………48
- 12 特殊災害対策の推進……………49
 - (1) ガス災害対策の推進……………49
 - (2) 大深度地下空間の防災対策の推進……………49
 - (3) 原子力災害対策の推進……………50
 - (4) 航空機災害対策の推進……………51
 - (5) 海上災害対策の推進……………52
- 13 研究開発の推進……………53
- 14 国際化への対応……………54
 - (1) 国際協力・国際交流の推進……………54
 - (2) 国際消防救助隊派遣体制の整備……………55
 - (3) 国際防災の10年……………56
 - (4) 基準・認証制度の国際化の推進……………57
- 第2章 火災等の災害の実態……………59**
 - 第1節 火 災……………59**
 - 1 出火件数……………59
 - (1) 出火件数は減少……………59
 - (2) 建物火災は全火災の63.1%……………59
 - (3) 冬季、春季に火災が多い……………59
 - (4) 出火率は4.6……………64
 - (5) 出火率の高いのは広島県、宮崎県、愛知県、低いのは
京都府、富山県……………64

(6) 火災通報は119番、初期消火は消火器	64
2 損 害 額	65
3 死 者	66
(1) 建物火災による死者は177人減少	66
(2) 火災による死者は冬季と夜中に多い	66
(3) 火災による死者の数が多いののは東京都、少ないのが 島根県、高知県	69
(4) 火災による死者は専用住宅、木造建物が多い	72
(5) 死因は火傷が50.1%、中毒・窒息が40.0%	72
(6) 高齢者、乳幼児の死者が過半数を占めている	72
(7) 1件で3人以上の死者を出した火災	74
(8) 放火自殺者は死者総数の40.9%	74
4 出 火 原 因	74
(1) 「こんろ」による火災が首位	75
(2) 「たばこ」による火災は減少	76
(3) 「たき火」、「火あそび」による火災は共に減少	76
(4) 「放火」による火災は減少、「放火の疑い」による火災は増加	78
(5) 「ストーブ」による火災は減少	79
(6) 着火物は「枯れ草」が首位	80
5 火災種別ごとの状況	80
(1) 建物火災	80
(2) 林野火災	86
(3) 車両火災	89
(4) 船舶火災	89
(5) 航空機火災	90
6 平成2年上半期における火災の発生状況	90
7 外国の火災状況	91
第2節 地震災害等	93
1 地震災害	93

2 風水害、火山噴火災害等	93
(1) 平成元年中の災害	93
(2) 平成2年上半期の災害	94
第3節 ガス等によるその他の災害	96
1 ガスによる災害	96
(1) 事故の発生件数	96
(2) 事故による死傷者数	98
(3) 自損行為によるガス事故	99
2 石油コンビナート災害	100
(1) 災害件数と被害	100
(2) 災害の特徴	100
3 危険物施設等における災害	102
(1) 火 災	102
(2) 危険物流出等の事故	104
4 海上災害	105
5 航空機災害	105
第3章 消防行政の現況	107
第1節 消防体制	107
1 消防組織	107
(1) 常備消防機関	107
(2) 消防団	110
2 消防施設	111
(1) 消防機械等	111
(2) 消防水利	112
(3) 消防通信施設	113
第2節 救急業務	115
1 実施状況	115
(1) 救急出場件数及び搬送人員の状況	115

- (2) 医療機関別搬送人員の状況..... 116
- (3) 傷病程度別搬送人員の状況..... 117
- (4) 急病に係る疾病分類項目別搬送人員の状況..... 117
- (5) 収容所要時間別搬送人員の状況..... 117
- (6) 転送の状況..... 120
- (7) 救急隊員の行った応急処置の状況..... 121
- (8) 交通事故に対する実施状況..... 121
- 2 実施体制..... 122
 - (1) 実施市町村..... 122
 - (2) 救急隊..... 123
 - (3) 救急隊員..... 123
 - (4) 救急自動車..... 124
 - (5) 救急指令装置..... 124
 - (6) 救急医療情報センター..... 124
 - (7) 高速自動車国道等における救急業務実施体制..... 124
 - (8) 救急業務における感染防止対策..... 125
- 3 救急医療体制..... 125
- 第3節 救助活動..... 127
 - 1 実施状況..... 127
 - (1) 救助活動件数及び救助人員の状況..... 127
 - (2) 事故種別救助活動の状況..... 127
 - 2 実施体制..... 128
 - (1) 救助隊設置消防本部及び構成市町村..... 128
 - (2) 救助隊数及び救助隊員数..... 129
 - (3) 救助隊が搭乗する車両及び主な保有資機材..... 129
 - (4) 救助隊員の教育訓練..... 130
- 第4節 防災体制..... 132
 - 1 防災に関する組織・計画..... 132
 - (1) 防災体制..... 133

- (2) 地域防災計画..... 134
- (3) 防災訓練の実施..... 134
- 2 情報通信体制..... 135
 - (1) 国(消防庁)と都道府県を結ぶ消防防災無線網..... 135
 - (2) 都道府県防災行政無線網..... 135
 - (3) 市町村の消防・防災無線網..... 136
 - (4) 全地方公共団体を結ぶ地域衛星通信ネットワーク..... 137
 - (5) その他の防災通信..... 138
- 第5節 広域応援体制..... 139
 - 1 消防広域応援体制の整備..... 139
 - (1) 広域応援体制の推進..... 139
 - (2) 広域航空消防応援..... 140
 - 2 広域防災応援体制の整備..... 141
- 第6節 風水害対策等..... 143
 - 1 風水害対策..... 143
 - (1) 防災体制の確立..... 143
 - (2) 災害危険箇所に対する措置..... 144
 - (3) 警戒避難体制の確立..... 144
 - (4) 二次災害防止対策の強化..... 145
 - 2 活動火山対策..... 146
 - (1) 地域防災計画..... 146
 - (2) 関係機関との連携..... 147
 - (3) 広域的な連絡・協力体制の整備..... 147
 - (4) 避難体制の整備..... 147
 - (5) 観光客対策の整備..... 147
 - (6) 防災訓練の実施..... 147
- 第7節 震災対策..... 148
 - 1 消防庁の震災対策..... 148
 - (1) 地震防災対策強化地域における震災対策..... 148

- (2) 南関東地域における震災対策…………… 152
- (3) その他の地域における震災対策…………… 152
- (4) 総合防災訓練の実施…………… 152
- (5) 震災対策に関する研究…………… 153
- 2 地方公共団体における震災対策…………… 154
 - (1) 地域防災計画(震災対策編)の作成状況…………… 154
 - (2) 避難場所・避難路の指定状況…………… 154
 - (3) 震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況…………… 155
 - (4) 備蓄物資・備蓄倉庫の状況…………… 156
 - (5) 震災対策施設の整備事業…………… 156
 - (6) 震災時における相互応援協定等の締結状況…………… 157
 - (7) 調査研究の実施状況…………… 158
- 第8節 地域防災計画の見直しの推進…………… 159
 - 1 地域防災計画の現況…………… 159
 - 2 防災アセスメントの推進…………… 159
 - 3 地区別防災カルテの整備…………… 160
- 第9節 防災意識の高揚と自主防災体制…………… 161
 - 1 防災意識の高揚…………… 161
 - (1) 火災予防運動…………… 161
 - (2) 防災知識の普及啓発…………… 163
 - (3) 119番の日…………… 164
 - 2 自主防災体制…………… 164
 - (1) 地域の自主防災体制…………… 164
 - (2) 事業所の自主防災体制…………… 167
- 第10節 予 防 行 政…………… 170
 - 1 防火管理制度…………… 170
 - 2 消防用設備等の規制…………… 172
 - (1) 防火対象物の実態…………… 172
 - (2) 消防用設備等の設置の現況…………… 174

- (3) 消防用設備等の性能の確保…………… 176
- (4) 防 炎 規 制…………… 177
- 3 防火基準適合表示制度…………… 180
 - (1) 「適マーク」交付状況…………… 180
 - (2) 表示基準に係る不備事項の状況(劇場・百貨店等)…………… 180
- 4 消防同意及び予防査察等…………… 183
 - (1) 消防同意の実態…………… 183
 - (2) 予防査察及び違反状況の改善…………… 183
- 5 消防用機械器具等の検定等…………… 190
 - (1) 検 定…………… 190
 - (2) 鑑定及び受託試験…………… 190
 - (3) 自 己 認 証…………… 190
 - (4) 個別検定の簡素合理化について…………… 192
- 第11節 危 険 物 行 政…………… 193
 - 1 危 険 物 規 制…………… 193
 - (1) 危険物規制の体系…………… 193
 - (2) 危険物施設…………… 194
 - (3) 危険物取扱者…………… 195
 - (4) 事業所における保安体制の整備…………… 197
 - (5) 保 安 検 査…………… 198
 - (6) 立入検査及び措置命令…………… 199
 - 2 石油パイプライン事業の保安規制…………… 200
- 第12節 石油コンビナート災害対策…………… 201
 - 1 石油コンビナート等特別防災区域の状況…………… 201
 - (1) 石油コンビナート等特別防災区域の現況…………… 201
 - (2) 防災緩衝緑地等の整備状況…………… 203
 - 2 防 災 体 制…………… 203
 - (1) 石油コンビナート等防災本部…………… 203
 - (2) 消 防 本 部 等…………… 203

(3) 防災資機材の整備	203
3 自衛防災組織等	204
(1) 自衛防災組織等の現況	204
(2) 自衛防災体制の充実	205
4 事業所のレイアウト規制	206
(1) レイアウト規制対象事業所の実態	206
(2) 第一種事業所の新設等の届出の状況	206
第13節 林野火災対策	208
1 林野火災特別地域対策事業	208
(1) 林野火災特別地域対策事業の実施	208
(2) 林野火災用消防施設等の整備	208
2 広域消防体制の整備	209
(1) 広域消防体制の整備	209
(2) 空中消火の実施状況	209
3 出火防止対策	210
(1) 出火防止対策の徹底	210
(2) 林野火災に係る調査研究	210
第14節 特殊災害対策	212
1 ガス災害対策	212
2 原子力災害対策	212
(1) 原子力発電所等の防災対策	212
(2) 放射性物質輸送の安全対策	214
3 高層建築物及び地下街等の火災対策	215
(1) 高層建築物	215
(2) 地下街及び準地下街	215
4 海上災害対策	216
5 大規模交通災害対策	217
(1) 地下交通機関の防災対策	217
(2) 航空機災害対策	218

6 消防活動阻害物質の災害対策	219
第15節 消防の教育訓練等	220
1 消防大学校における教育訓練及び技術的援助	220
(1) 教育訓練	220
(2) 消防学校等に対する技術的援助	223
2 消防学校における教育訓練	223
(1) 消防学校の設置状況	223
(2) 教育訓練の基準	223
(3) 教育訓練の実施状況	224
(4) 教職員の状況	225
3 全国消防救助技術大会等の実施	226
第16節 消防防災の国際化	227
1 国際協力・国際交流	227
(1) アジア諸国等消防職員の研修	227
(2) 諸外国からの研修員受入	227
(3) 諸外国への専門家派遣	227
(4) 国際交流	230
2 消防救助隊の海外派遣体制	231
3 国際防災の10年	232
4 基準・認証制度	233
第17節 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇	235
1 活動状況	235
2 公務災害の状況	235
3 安全衛生体制の整備	235
4 処遇	237
(1) 消防職員の処遇	237
(2) 消防団員の処遇改善	239
5 消防表彰等	244
(1) 叙位	244

(2) 叙 勲	244
(3) 褒 章	245
(4) 閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰	245
(5) 自治大臣表彰	245
(6) 消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰	245
(7) 退職消防団員報償	247
第18節 消防の科学技術の研究	249
1 建物の火災安全技術の高度化に関する研究	249
(1) 火災時の有毒ガス発生に関する研究	249
(2) 火災性状把握システムに関する研究	249
(3) 火点放射式簡易自動スプリンクラーの開発研究	249
(4) 火災規模の防災効果に及ぼす影響に関する研究	250
2 消防（警防・救急救助）活動技術の高度化に関する研究	250
(1) 要救助者探査機器の開発に関する研究	250
(2) 臨海埋立地における長周期地震動予測に関する研究	250
(3) 消防職員の高齢化等に対応するための消防装備の軽量 化・自動化等に関する研究	250
3 危険物災害の防止に関する研究	251
(1) 危険物等の評価方法に関する研究	251
(2) 自己反応性物質の熱安定性に関する研究	251
4 その他の経常的研究	251
5 情報交換等	252
第19節 消防財政	253
1 市町村の消防費	253
(1) 消防費の決算状況	253
(2) 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費	253
(3) 経費の性質別内訳	253
2 市町村消防費の財源	254
(1) 財源構成	254

(2) 地方交付税	254
(3) 国庫補助金	255
(4) 地方債	259
(5) その他	260
3 都道府県の消防防災費	260
4 国の消防費	262

— 図 表 索 引 —

第2章 火災等の災害の実態

第1表 火災の概況.....60

第2表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況.....61

第3図 火災の傾向.....61

第4表 火災種別出火件数の構成割合.....62

第5表 火災種別出火件数の推移.....62

第6表 四季別出火状況.....62

第7表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化.....63

第8表 都道府県別出火率.....63

第9表 覚知方法別出火件数.....64

第10表 初期消火器具等の使用状況.....64

第11表 損害額の推移.....65

第12表 火災による死傷者の推移.....65

第13表 火災種別死傷者数.....66

第14表 月別死傷者発生状況.....66

第15図 時間帯別死者発生状況.....67

第16表 人口に対する死者数の割合.....67

第17表 建物用途別及び階層別の死者発生状況.....68

第18表 建物構造別・死因別死者発生状況.....69

第19表 死因別死者発生状況の推移.....69

第20表 死に至った経過と年齢別の死者発生状況.....70

第21表 高齢者(61歳以上)の人口と死者数.....72

第22表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況.....73

第23表 1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況.....73

第24図 放火自殺者の年齢別・性別発生状況.....74

第25表 出火原因別出火件数.....75

第26図 出火原因別の出火件数と損害額.....75

第27表 こんろによる火災の損害状況.....76

第28表 たばこによる火災の損害状況.....77

第29表 たき火及び火あそびによる火災の損害状況.....77

第30表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況.....78

第31表 ストープによる火災の損害状況.....79

第32表 主な着火物別出火件数.....79

第33図 建物火災の月別出火件数.....80

第34表 用途別建物火災の損害状況.....81

第35表 火元建物の構造別損害状況.....82

第36表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数.....82

第37図 建物火災の主な出火原因と経過.....83

第38表 建物火災1件当たりの焼損面積.....84

第39表 建物火災の放水開始時間別焼損状況.....85

第40図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況.....86

第41図 林野火災の月別出火件数.....87

第42表 林野火災の焼損面積段階別損害状況.....87

第43図 林野火災の主な出火原因と経過.....88

第44図 車両火災の主な出火原因と経過.....88

第45図 船舶火災の主な出火原因.....89

第46表 平成2年上半期(1月～6月)における火災の発生状況(概況).....90

第47表 1988年の諸外国の火災状況.....91

第48表 風水害等による被害状況.....95

第49図 ガス事故の態様別発生件数.....96

第50表 ガス事故の発生場所別発生件数.....97

第51表 消費先におけるガス事故の発生原因別発生件数.....98

第52図 ガス事故による死傷者数.....99

第53表 石油コンビナート災害件数の推移.....100

第54表 主な石油コンビナート災害.....101

第55表 特定事業所区分別災害件数.....102

第56表 業態別災害件数.....102

第57表 危険物施設における火災の発生件数と被害状況.....103

第58図 危険物施設別火災発生件数..... 103
 第59表 出火原因別(類別品名別等)火災発生件数..... 104
 第60表 危険物施設における流出等の事故発生件数..... 105
 第61図 危険物施設別流出等事故発生件数..... 105
 第62表 主要港湾における消防機関の出動状況..... 106
 第63図 民間航空事故等の推移..... 106

第3章 消防行政の現況

第1—1表 市町村の消防組織の現況..... 107
 第1—2図 消防本部・消防署所数の推移..... 108
 第1—3図 消防職団員数の推移..... 108
 第1—4表 消防団員の年齢構成..... 111
 第1—5表 消防機械の保有数..... 111
 第1—6表 消防水利(人工水利)の保有数..... 112
 第1—7図 消防通信施設等の状況..... 113
 第2—1表 救急出場件数及び搬送人員の推移..... 115
 第2—2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合..... 116
 第2—3図 医療機関別搬送人員の状況..... 117
 第2—4表 傷病程度別搬送人員の状況..... 118
 第2—5表 急病に係る疾病分類別搬送人員の状況..... 118
 第2—6図 収容所要時間別搬送人員の状況..... 120
 第2—7表 転送回数別搬送人員の状況..... 120
 第2—8表 医療機関別転送理由の状況..... 121
 第2—9表 救急隊員の行った応急処置の状況..... 122
 第2—10表 救急業務実施市町村数の推移..... 123
 第2—11図 救急業務実施形態の内訳..... 123
 第2—12表 救急隊数の推移..... 124
 第2—13表 救急病院及び救急診療所の推移..... 126
 第3—1表 救助活動件数及び救助人員の推移..... 127
 第3—2表 事故種別救助出動及び活動の状況..... 128
 第3—3表 救助隊の設置状況..... 128

第3—4表 救助隊数及び救助隊員数..... 129
 第3—5表 救助隊が搭乗する車両及び主な資機材..... 130
 第3—6表 消防本部における救助隊員の訓練実施状況..... 131
 第7—1表 大震火災対策施設の整備状況..... 149
 第7—2表 地震防災対策強化地域一覧表..... 150
 第7—3図 地震防災対策強化地域指定状況..... 150
 第7—4表 地震対策緊急整備事業計画の内容(消防用施設関係)..... 151
 第7—5表 都市における避難場所の指定状況..... 155
 第7—6表 都市における震災訓練の実施状況..... 155
 第7—7表 備蓄物資の状況..... 156
 第7—8表 単独事業として実施した震災対策施設整備事業..... 157
 第7—9表 震災時相互応援協定の締結状況..... 157
 第7—10表 震災対策調査関係事業の実施状況..... 158
 第9—1表 テレビによる防災知識普及啓発事業の実施状況..... 164
 第10—1表 全国の防火管理実施状況..... 171
 第10—2表 全国の共同防火管理実施状況..... 172
 第10—3表 防火対象物数..... 173
 第10—4表 全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリン
 クラー設備の設置状況..... 174
 第10—5図 過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の
 設置率の推移..... 175
 第10—6表 社会福祉施設及び病院におけるスプリンクラー設備等の設置
 状況..... 176
 第10—7表 消防設備士の数..... 176
 第10—8表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況..... 178
 第10—9表 防災製品の認定件数及び販売件数..... 179
 第10—10表 表示制度の実施状況..... 181
 第10—11表 点検項目別不備率(劇場、百貨店等〔(一)項、(四)項〕)..... 182
 第10—12表 消防同意事務処理状況..... 183
 第10—13表 火災予防査察実施状況..... 184
 第10—14表 特定違反対象物改善状況の推移..... 184

第10—15表	防火管理に関する命令等(消防法第8条及び第8条の2)の状況	185
第10—16表	消防用設備等に関する命令等(消防法第17条の4)の状況	186
第10—17表	防火対象物に関する命令等(消防法第5条)の状況	189
第10—18表	検 定 申 請 状 況	191
第11—1 図	危険物施設数の状況	194
第11—2 表	危険物施設数の推移	195
第11—3 図	危険物施設の規模別構成比	196
第11—4 表	危険物取扱者試験実施状況	197
第11—5 表	危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳	197
第11—6 表	自衛消防組織等を設ける事業所数の推移	198
第11—7 表	保安検査の実施状況	199
第11—8 表	危険物施設に対する立入検査の実施状況	200
第11—9 表	危険物施設等に関する措置命令等の推移	200
第12—1 図	石油コンビナート等特別防災区域の指定状況	202
第12—2 表	第一種事業所の新設等の届出の状況	207
第13—1 表	国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況	208
第13—2 表	空中消火の実施状況	209
第14—1 図	原子力発電所立地地図	213
第15—1 表	教育訓練課程	221
第15—2 表	教育訓練の実施状況	222
第15—3 表	消防職員に対する教育訓練の科別受講状況	224
第15—4 表	初任教育期間別消防学校数	225
第15—5 表	新規採用者の初任教育受講状況	225
第15—6 表	消防学校教職員数	225
第16—1 表	消防行政管理者(集団)研修受講状況	228
第16—2 表	救急救助技術研修受講状況	229
第16—3 表	消火技術研修受講状況	229
第17—1 表	消防職員及び消防団員の活動状況	236
第17—2 表	消防職員及び消防団員の公務による死傷者数	236
第17—3 表	消防団員報酬等の地方交付税算入額	240

第17—4 表	公務上における消防団員の死傷者数の推移	241
第17—5 表	補償基礎額改定状況	241
第17—6 表	消防協力者等の死傷者数の推移	242
第17—7 表	退職報償金支給額	242
第17—8 表	消防基金の公務災害補償費の支払状況	243
第17—9 表	消防基金の福祉施設の実施状況	244
第17—10表	消防関係者の表彰者数等	248
第19—1 表	普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移	253
第19—2 表	市町村消防費の性質別歳出決算額の推移	254
第19—3 表	市町村消防費決算額の財源内訳	255
第19—4 表	消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移	255
第19—5 表	国庫補助金による年度別消防施設等整備状況	256
第19—6 表	市町村の消防防災施設整備事業に対する地方債許可額の推移	259
第19—7 表	都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移	261
第19—8 表	平成2年度消防庁関係予算主要事項別一覧表	261

附 属 資 料

1	平成元年度の法令の制定	263
2	平成元年中の主な火災	265
3	都道府県別火災損害状況	268
4	月別火災損害状況	276
5	出火原因別火災損害状況	278
6	主な出火原因の推移	278
7	用途別の主な火災事例	280
8	昭和21年以降の火災損害状況	282
9	昭和21年以降の火災損害比較	286
10	昭和21年以降の大火記録	288
11	風水害等による都道府県別被害状況	290
12	関東大地震以後の主な地震災害	295
13	昭和21年以降の風水害等の記録	296

第 1 章 総 説

第 1 節 住民生活の安全確保をめざして

1 消防防災行政の現状

我が国の消防は、昭和 23 年 3 月に自治体消防として新たな出発をして以来、40 年余を経過したところである。

この間、各種の災害から国民の生命、身体及び財産を守るため、社会経済情勢の変化に応じ、幾多の制度改正を経て、今日では消火活動を中心とした警防活動はもとより、予防、救急、救助、防災など非常に広範な活動を行っている。

また、組織、人員、施設等各般にわたって着実に整備が進み、今や我が国の消防は、国際的にも高い水準に到達している。

以下、消防防災行政の主な点について現状を概観することとする。

まず第 1 に消防力についてである。

自治体消防発足直後の昭和 24 年当時は、全国の常備化市町村数は 218 にすぎず、また、同年 4 月現在の消防職員数は 2 万 1,871 人であった。その後、着実に常備化が進展し、平成 2 年 4 月 1 日現在、常備化市町村数は 3,019 を数え、全国市町村数に対する常備化率は 93.0% に達し、国民のほとんど（全人口の 99.0%）が常備消防によってカバーされている。また、消防職員数も、平成 2 年 4 月 1 日現在で 13 万 3,610 人となっている。

一方、消防団は、平成 2 年 4 月 1 日現在 99 万 6,743 人の団員を擁し、常備消防とともに地域の消防防災体制における車の両輪をなしており、特に、地震、風水害、林野火災等の大規模災害時においては、地域における防災活動の中で極めて重要な役割を果たしている。

消防施設面については、常備消防にあっては、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、救助工作車、消防艇、ヘリコプター等の科学消

防力を中心とした整備が進められ、消防団にあっては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、小型動力ポンプ積載車の増強等その機動力の強化が図られている。

また、消防職団員の教育訓練については、消防大学校及び都道府県等の消防学校が連携した体制により実施しており、平成元年度中に全校あわせて2万2,780名の学生が各課程を修了している。

第2に予防行政についてである。

予防行政は、昭和23年の消防法の施行により火災の予防、危険物、消火の設備等に関する規定が設けられたことによって初めて体系化されたが、その後時代の進展に伴う災害の複雑多様化等にも対処しつつ、今日のように著しい発展を遂げてきている。

具体的には、旅館、ホテル、病院、物品販売店舗等の事業所に対する消防用設備等の基準、防災規制、防火管理に関する基準の整備をはじめ、防火基準適合表示制度（いわゆる「適マーク」制度）の整備充実、予防査察の強化などの総合的な防火安全対策の確立が図られている。

さらに、平成2年3月に発生した兵庫県尼崎市における大規模な物品販売店舗火災の教訓を踏まえ、物品販売店舗等におけるスプリンクラー設備設置基準の強化、防火避難施設等の自主管理体制の確立、防火基準適合表示制度の改善充実等が図られた。

一方、危険物関係においても、危険物の貯蔵、取扱い形態の変化に応じた技術基準の整備、新たな危険物品の出現や国際的な動向等を踏まえた危険物品の見直し、さらには石油コンビナート等災害防止法による事業所の防災体制の整備等、危険物施設の安全確保に必要な予防対策及び災害拡大防止対策についての総合的な安全対策の確立が図られてきている。

特に最近の危険物施設の事故原因には、従業員の点検不十分、機器の操作ミス等人的要因に基づくものが多いことから、平成2年から「危険物安全週間」を設け、危険物の正しい取扱い等の啓発を実施している。

平成2年3月現在、150m²以上の防火対象物は274万4,117件、危険物施設数は57万8,881施設、石油コンビナート等特別防災区域は同年8月現在81

地区となっている。また、1万人余の職員が予防業務に従事し、平成元年度中の各種防火対象物に対する査察件数は約125万件、危険物施設に対する立入検査件数は約43万件にも達している。

このように、消防は、今や、非常緊急の場合のみならず、その日常活動によって地域社会の安全確保に大きな役割を果たしている。

第3に救急業務についてである。

救急業務は、昭和38年の消防法の一部改正により制度化された。平成2年4月1日現在、全市町村の94.1%に当たる3,054団体が実施し、全人口の99.1%をカバーするに至り、全国民のほとんどが常時救急サービスを受けられる状態にある。

平成元年中の出場件数は265万6,934件で、11.9秒に1台の割合で救急車が出場したことになる。また、平成元年中の搬送人員は259万3,753人で、国民の47人に1人の割合で救急車により搬送されたことになる。このように、現在では、救急業務は国民になくってはならない行政サービスとして消防行政の大きな柱となっている。

救急業務については、これまでその内容の質的向上を図るため、救急隊員の行う応急処置等の基準の制定、救急隊員の資格要件の法定化などを行ってきたが、昭和61年には、消防法の改正を行い、救急業務に応急の手当が含まれることを法文上明確にした。救急隊員の行う応急処置等の内容は、人工呼吸等比較的簡単で、短時間に行うことができ、かつ、効果をもたらすことが客観的に認められる処置及び複雑な検査や器具の操作を必要としない処置となっている。

また近年、離島、山村、へき地等を中心に、ヘリコプターを用いた救急搬送が行われており、救命率の向上に寄与している。

さらに、救急業務及び救急医療に対する国民の正しい理解と認識を深めるため、昭和57年に「救急の日」及び「救急医療週間」を設けて住民の啓発等を実施しているほか、昭和61年には「救急基金」を設置し、救急業務に関する各種の公益的事業を展開するとともに、平成元年度から、高齢者、身体障害者等いわゆる災害弱者に配慮した「災害弱者緊急通報システムモデル事

業」を創設し、その普及促進に取り組んでいる。

第4に救助活動についてである。

火災消火の際の人命救助や自然災害における救助活動は、古くから消防業務として行われてきたところであるが、近年、交通事故、労働災害、水難事故等人命救助を必要とする多種多様な災害が発生し、消防機関の救助活動件数も著しい増加を示している。

このような状況を踏まえ、昭和61年の消防法の改正により、市町村は一定の基準に従い、人命救助に必要な特別の救助器具を装備した消防隊、いわゆる救助隊を配置するものとされた。

平成2年4月1日現在、消防本部全体の86.8%に当たる810本部に救助隊が設置され、平成元年中の救助活動件数は2万1,040件、救助人員は2万111人となっている。

また、海外で大規模な災害が発生した場合、我が国の国際緊急援助体制の一環として、市町村の消防救助隊により編成される国際消防救助隊を派遣するための体制整備を進めてきたが、昭和61年10月のエル・サルヴァドル地震災害に際して、消防史上初めて海外の地において被災国民の人命救助に活躍した。

その後、昭和62年に、救助活動、医療活動等の総合的な国際緊急援助体制の整備を図ることを目的とした「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」が制定された。平成2年6月にイランで、同年7月にはフィリピンで発生した地震災害に際して同法に基づき政府が派遣した国際緊急援助隊に国際消防救助隊登録隊員が初めて参加し、被災国民の救助等に大きな成果を挙げた。

第5に防災対策についてである。

我が国は、地形、気象条件等から地震、風水害等の自然災害に見舞われやすい条件下にあり、近年、都市化の進展や生活様式の変化等により災害の態様も多様化している。

これに対処して、災害対策基本法では、国、都道府県、市町村及び住民が一体となって総合的な防災体制の整備を図ることとしている。各地方公共団体では、首長を中心に地方防災会議を設置し、地域防災計画を策定し、これ

に基づいて組織的、計画的に防災体制を整備している。平成元年度中に発生した災害に対処するため、10県1,132市町村で同法に基づく災害対策本部が設置された。

災害時に迅速かつ的確に対応するためには、日ごろの訓練が大切であることから、消防機関など防災関係機関と住民が連携して総合的かつ実戦的な防災訓練が行われている。平成元年度中には、全都道府県で延べ192回、市町村で延べ3,422回の訓練が行われた。

世界有数の地震国である我が国では、従来から都市防災化の推進、大震火災対策施設の整備、防災体制の整備、防災知識の普及等の対策が講じられてきた。特に、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域においては、地震防災強化計画の策定、地震対策緊急整備事業の推進等、各般の対策が進められている。

災害情報の収集、伝達手段として重要な役割を果たす消防防災無線及び防災行政無線の整備も積極的に進められ、現在では、消防庁と都道府県の間はすべて、都道府県と市町村の間は44都道府県、市町村と集落との間（同報系）は45.4%の市町村で、それぞれ整備されている。

このような、防災対策の中で、消防機関は、地域防災に関する豊富な知識と経験を生かし、市町村防災体制の中核として、また中心的な実働部隊として大きな役割を果たしている。

さらに、住民や事業所における自主防災組織の整備が進められ、普段の防火・防災知識の普及、出火防止や災害時の初期消火、避難誘導など地域における消防防災活動の大きな力となっている。

2 今後の消防防災体制の方向

我が国は、もともと地震、風水害等に見舞われやすい地理的、気象的条件下にあり、これまで幾たびも大規模な災害が発生している。また、社会経済や都市化の進展、建築物の高層化や大規模化、地下利用など都市構造の変化等により災害の態様が複雑化、多様化するとともに、ひとたび災害が発生すると、その被害が甚大となる危険性が増大してきている。

このような情勢の中で、何よりも人命尊重を基本とし、国民生活の安全性の向上を図るためには、技術革新や高度情報化の成果を積極的に取り入れながら、我が国の消防防災体制の一層の充実強化を図ることが必要である。

さらに、本年から、「国際防災の10年」がスタートしたが、我が国消防の技術・経験を生かして開発途上国に対する技術協力、災害救助等国際協力を一層推進する必要がある。

以上のような見地から、今後の消防防災体制の整備に当たっての基本的な方向として、次の諸点があげられる。

第1は、各種災害に的確に対処していくための消防防災体制の充実強化である。

地震、風水害等大規模災害をはじめ都市化の進展等により複雑多様化する各種災害に的確に対処していくためには、まず何よりも消防防災に関する組織、人員、施設、装備等の充実強化を着実に進めていかなければならない。

特に、消防の施設、装備の面では、都市化の進展等に対応して、今後、消防力の科学化に重点をおいてその整備を推進していく必要がある。なかでも、建築物の高層化等が地方都市においても進んでいる状況あるいは危険物品の増加や危険物施設の多様化等に対応して、整備水準の低いはしご付消防ポンプ自動車や化学消防自動車等の整備を促進していく必要がある。さらに、火災等の災害発生時において消防本部と消防署所、災害現場との間で必要な情報の伝達や指令等を行う消防緊急通信指令施設の整備を早急に進めるとともに、消防・救急無線波の拡充や通信内容の高度化を図るなど消防機関の通信体制を強化する必要がある。

また、消防防災の分野におけるヘリコプターの導入促進と有効活用が大きな課題となっている。ヘリコプターは、その活動性能から、消火、救助、救急、防災活動などにおいて極めて有効であり、今後ますますヘリコプターを活用した消防防災活動の展開が期待されている。そのため、今後、各都道府県の区域に少なくとも1機以上配置することを目指して、ヘリコプターの導入を積極的に進めるとともに、救急活動を含め各種の消防防災活動に広く活用していくための体制づくりを推進する必要がある。

一方、防災体制の面では、地方公共団体の総合的な災害対策の基本となる地域防災計画を社会環境の変化等に対応して常時見直し、より実戦的、具体的なものにしていくとともに、情報収集・伝達体制、警戒避難体制の強化を図る必要がある。さらに、大規模災害に備えて総合的、広域的な防災訓練を実施することにより、住民を含めた災害への対応力の向上に努める必要がある。

また、地震、風水害等その被害が大規模又は広域に及ぶ災害に際しては、地方公共団体の区域を越えて機動的に対処し得るよう消防機関を含む防災関係機関相互の連携が重要であり、そのための広域的な応援体制を一層整備し充実を図ることが必要である。

大規模地震災害対策については、引き続き東海地震に対する地震対策緊急整備事業等の整備を促進するとともに、我が国の政治経済の中心であり、人口や諸機能の集中の著しい南関東地域における地震に対する災害応急対策等の強化を図っていく必要がある。

消防防災無線通信ネットワークは、大規模災害時に国、都道府県、市町村及び住民を結ぶ災害情報の収集・伝達手段として重要な役割を果たしており、今後さらに多様化と多ルート化を図り、安全性、信頼性を高める必要がある。このうち都道府県防災行政無線については、地域衛星通信ネットワークを活用した整備を推進していく必要がある。また、市町村防災行政無線については、必要に応じて戸別受信機の導入も図りながら、今後とも未整備地域における整備を推進する必要がある。

さらに、災害に備えて安全なまちづくりを進めることが重要であり、防災まちづくり事業の積極的な活用も図りながら、防火水槽や防災資機材備蓄施設等の消防防災施設や避難地、避難路等の防災基盤の整備を一層推進する必要がある。

第2は、救急業務の高度化の推進である。

我が国の救急は、年間約260万人の傷病者の搬送を行っており、地域住民の安全を確保するうえで、不可欠の行政サービスとして定着するにいたっている。救急業務の一層の充実強化を図っていくには、救急隊員の一層の資質

の向上、救急資機材等の整備及び医療機関との連携強化等が課題となっている。また、これに併せて、住民に対する応急手当の普及啓発を推進することも必要になっている。さらに、最近の交通事故件数の増加、高齢化の進展、疾病構造の変化等により、呼吸・循環不全に陥る傷病者の搬送件数がますます増加することが予想されており、これに対応してプレホスピタル・ケア（救急現場及び搬送途上における応急処置をいう。）を充実し、救命率の向上を図ることが、緊急の課題となっている。

我が国のプレホスピタル・ケアは、救急現場に医師が関与することが少なく、救急隊員の行う応急処置の範囲が限られていることなどから、欧米諸国と比べて、いまだ十分とはいえない状況にある。このプレホスピタル・ケアを充実し、傷病者の救命率の向上を図っていくためには、医師の現場への出動や救急隊員の行う応急処置の範囲を拡大する方策がある。しかし、医師の救急現場への出動は、救命率向上のため望ましいものであるが、医師の確保が困難である等の事情からこれを全国的に展開することには限界があるので、救急隊員の行う応急処置の範囲を拡大することが必要である。

この応急処置の範囲の拡大に対応して、救急隊員に対してこれまでの教育訓練に加えて、高度な教育訓練を行うことが必要であり、この教育訓練は、その内容が高度かつ専門的であること、医療関係の講師の確保が必要であること、教育訓練の効率性を考慮する必要があること等から、これらの点に配慮した適切な教育訓練体制を確立する必要がある。

また、近年、民間の事業として、例えば家庭と病院との間で傷病者の搬送を行う患者等搬送事業が普及しつつある。これについては、消防機関との連携をはじめ搬送の際の安全確保等について患者等搬送事業指導基準及び認定基準を作成したところであるが、今後とも、同基準に基づいて患者等搬送事業の健全育成のため消防機関による適切な指導を推進していく必要がある。

第3は、防火安全対策の積極的な推進である。

近年、建物火災による死者（放火自殺者を除く。）のうち約9割が住宅火災によるものであり、また、高齢者層の火災における死者の発生率は他の年齢層に比べ格段に高い。今後高齢化が一層進展すると予想されることから、住

宅火災による死者数の減少を図るため、効果的な住宅用防災機器等の開発・普及、防災診断の実施等住宅防火対策を積極的に推進していくとともに、一人暮らしのお年寄りがペンダント型の押しボタンの操作により自動的に緊急通報できるシステムの普及や、消防機関が火災情報等通信回線等を介して積極的に把握し、機動的に対応していくことができる体制の整備を更に進めていくことが重要である。

また、近年増加しつつある共同住宅については、シルバーマンション、リゾートマンション等様々な構造、利用形態のものが出現する一方、三階建て以上の木造共同住宅の建設が可能となるなど、従来の防火安全対策に係る諸条件が変化しつつあることから、このような多様な形態の共同住宅について、その実態に応じた効果的な防火安全対策を講じていく必要がある。

さらに、物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する施設や高齢者、身体障害者等のいわゆる災害弱者が利用する施設は、いったん火災が発生すると大きな被害をもたらすおそれがあることから、利用者の安全確保のためスプリンクラー設備の設置促進をはじめとする初期消火、避難誘導等の初動体制の確立を図るなど、ハード、ソフト両面の防火安全対策を徹底することが極めて重要である。この場合、物品販売店舗、旅館、ホテル等における防火基準適合表示制度の普及や災害弱者が利用する施設における夜間、休日等の防火管理体制の整備充実等を積極的に推進するとともに、火災発生時に視聴覚障害者等に対して必要な情報を伝達し避難誘導を容易にする警報設備等機器の開発、普及を推進していく必要がある。

また、新しい危険物品の増加等危険物の生産、流通実態の変化に対応して本年5月から試験による危険物の判定方法が導入されたところであるが、今後、危険物データベースの整備等により試験による危険物の判定の公正かつ円滑な実施を進めるとともに、自主保安体制の確立を図り、危険物施設における安全対策を一層充実させていく必要がある。

さらに、最近、土地の高度利用の一環として各方面で検討が行われている大深度地下空間を利用する施設については、その特性から避難、消火・救助活動等に種々の制約が予想されることであり、利用者等の安全確保の観点

から消防防災対策上万全の措置を講じていく必要がある。

第4は、国際化への積極的な対応である。

1990年代は、国連決議により、世界各国が主として開発途上国を対象として自然災害による被害の軽減のための国際協調行動を推進する「国際防災の10年」と位置づけられているが、我が国においては、この趣旨を踏まえ、世界的にもトップレベルにある我が国消防の技術・経験を生かして国際協力の一層の推進を図る必要がある。

従来から消防庁では、国際協力事業団の協力のもとに、開発途上国に対して消防職員の集団研修の実施、消防専門家の派遣、個別研修の受入れ等の事業を行ってきた。平成2年度においては、集団研修に防災行政研修、火災予防技術研修を新たに追加したところであるが、今後とも開発途上国の期待に十分応えられるよう、各国の防災ニーズに対応してこれらの施策を更に充実していく必要がある。

また、大規模災害の際の国際協力としては、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づき、国際消防救助隊を編成している。本年においては、イラン及びフィリピンにおいて相次いで大規模な地震災害が発生した際、両国に対して国際消防救助隊を派遣し、人命救助活動に従事したところであるが、今後とも、関係省庁や関係機関等との連携強化を図り、援助隊が迅速に被災地へ到着できる体制の整備等派遣体制の一層の充実を図っていく必要がある。

さらに、我が国はISO（国際標準化機構）が行っている消火器、スプリンクラー等の消防用機器に係る国際規格策定作業に従来から参画しているところであるが、引き続きこの策定作業に我が国が重要な役割を果たしていく必要がある。

第5は、地域における防災体制の充実強化である。

地域における安全を確保するためには、住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯の精神に基づき、自主防災体制を築きあげることが基本でなければならない。しかしながら、都市化の進展や人口の高齢化、国民の意識の変化等により、地域の連帯意識の希薄化や住民の防

災意識、防災能力の低下のおそれが生じていることから、消防団の活性化をはじめ、地域住民、民間事業所等の自主防災活動を活発化させ、これらが一体となった地域ぐるみの防災体制の確立を図る必要がある。

消防団は、常備消防とともにその中核として重要な役割を果たすとともに、地域連帯の要ともなっているが、団員数が減少し、100万人を割り込み、また団員が高齢化する等の課題を抱えており、消防団の活性化を図ることが重要な課題となっている。このため、今後とも、消防団活性化総合整備事業の活用等により施設、装備の充実強化を図るなど消防団の体制をさらに充実し、活動能力を高めていく必要がある。また、地域住民の消防団に対する理解と認識を深めるための地域交流活動や広報活動を積極的に実施するとともに、青年、婦人の消防団への加入の促進を図っていくことが必要である。

また、住民の自主的かつ積極的な防災活動を推進するためには、町内会、自治会等を活用した自主防災組織や婦人防火クラブ、幼年、少年消防クラブの組織面での育成強化を図るとともに、防災センター等自主防災組織の活動拠点となり、あるいは地域住民が防火防災に関する知識、技能を身につけるための体験学習の場となる施設等の整備を推進する必要がある。また、春秋の全国火災予防運動、防災週間、救急の日、119番の日、さらには本年から設けられた危険物安全週間等の行事や防災訓練等の機会を通じて、防災意識の高揚を図る必要がある。

さらに、民間事業所においても、地域社会の一員として、安全を確保する社会的責任を有しており、自らの事業所の防災対策に万全を期すことはもとより、地域全体の防災活動の強化に積極的に寄与する等地域防災上重要な役割を果たすことが期待されている。

第2節 最近の災害の動向

1 火 災

(1) 出火件数と出火率

平成元年中の総出火件数は、5万5,763件で、前年に比べ3,911件減少している。これは、戦後最悪であった昭和48年の出火件数より1万7千件余り減少し、過去10年間では最も少ない件数である。

なお、平成元年2月16日、横浜港で修理中のインドばら積貨物船 ジャグドット号で火災が発生し、死者10人、負傷者13人という大きな被害が生じた。

平成元年中の出火件数を火災種別ごとにみると、建物火災は3万5,186件で前年比5.1%の減少となり、また、林野火災は2,894件で前年比19.4%の減少となり昭和34年以来の少ない件数となっているが、車両火災は、昭和50年



長崎屋尼崎店火災

以降毎年増加しており、平成元年中も5,744件で、前年比2.7%の増加となっている。

出火率（人口1万人当たりの出火件数）は、全国平均で4.6となっており前年に比べ0.3ポイントの減少となっている。

平成2年上半年期における総出火件数（概数）は、3万177件で前年同期に比べ350件（1.1%）の減少となっている。

なお、平成2年3月18日に兵庫県尼崎市の長崎屋尼崎店で死者15人、負傷者6人を出す建物火災が発生した。

(2) 死者数と死因

平成元年中の火災による死者は、1,747人で、前年に比べ369人減少しており、そのうち放火自殺者を除いた死者は1,035人で前年に比べ131人減少している。一方、放火自殺者も前年に比べ238人減少して712人となり、死者総数に占める割合は40.8%であった。

次に、死者数を火災種別ごとにみると、建物火災によるものが前年に比べ177人減少し1,178人（全体の67.4%）となっている。このうち約9割の1,048人が専用住宅又は併用住宅の火災によるものであり、例年と同様、居住用建築物の火災による死者が多くなっている。

また、火災により犠牲となった者は、例年、自力で避難できない寝たきり老人など身体の不自由な高齢者に多く、平成元年中の放火自殺者を除く死者では、61歳以上の高齢者が515人（前年524人）、5歳以下の乳幼児が46人（同92人）でともに前年より減少はしているが、この両年齢層の死者は、死者全体の54.2%（同52.8%）を占めている。

さらに、平成元年中における高齢者10万人当たりの死者数は3.25人で、これは高齢者を含む全人口10万人当たりの死者数（1.42人）の2.29倍となっている。

なお、放火自殺者を除いた火災による死者の死因別の発生状況をみると、火傷死が519人（50.1%）、一酸化炭素中毒・窒息死が415人（40.1%）となっているが、死者の発生状況から推察すると、火傷死の中にも出火時に煙にまかれて一酸化炭素中毒あるいは酸欠等で倒れ、死に至った者が相当数ある

と考えられる。

(3) 損害額と焼損面積

平成元年中における火災による損害額は1,405億円で、前年に比べ35億円(2.4%)減少している。1日当たりの損害額は3億8,492万円、火災1件当たりの損害額は252万円、国民1人当たりの損害額は1,148円となっている。

建物焼損面積は173万m²で、前年に比べ約13万m²(6.7%)減少しており、建物火災1件当たりの焼損面積は49m²で、ほぼ横ばいとなっている。

なお、平成2年上半年期の火災による損害額(概数)は704億円で、前年同期に比べ約12億円(1.7%)減少しており、また、建物焼損面積(概数)は91万m²で、前年同期に比べ約2万m²(2.0%)減少している。

(4) 出火原因

平成元年中の火災の出火原因としては、失火によるものが依然として圧倒的に多く、3万8,520件で、全火災の69.1%を占めている。出火原因別では、こんろによるものが6,905件(全火災の12.4%)と最も多く、次いで、たばこの5,565件(同10.0%)、放火の5,016件(同9.0%)となっており、こんろが前年に引き続き、出火原因の第1位となっている。

また、放火が5,016件、放火の疑いが3,938件で両方合わせると8,954件(同16.0%)であり、前年に比べ42件増加している。特に、大都市地域(12大都市)においては、放火(放火の疑いを含む。)による火災が全火災の27.7%を占め、その比率は他の地域よりも高く、札幌市を除く各都市においては、放火(放火の疑いを含む。)が出火原因の第1位となっている。

2 地震災害及び風水害等

(1) 地震災害

平成元年中の有感地震は、1,045回(前年836回)で、このうちの494回(前年290回)は、主に7月から8月にかけて発生した伊豆半島東方沖の群発地震活動によるものであるため、これを除くと前年より若干の増加となっている。

平成元年中は、大きな被害を出した地震はなかったが、平成元年6月30日から始まった伊豆半島東方沖を震源とする群発地震で、静岡県において、負傷者22人のほか、住家、道路、港湾等に被害を生じた。

(2) 風水害、火山噴火災害等

平成元年中の風水害、雪害等の異常な自然現象に伴う災害(地震を除く。)による死者・行方不明者は96人(前年93人)、負傷者は172人(同355人)であり、死者・行方不明者は増加したが、負傷者は減少している。また、公共土木施設等の被害額は前年より減少している。住家被害をみると全壊・流失は124棟(前年203棟)と減少しているが、床上浸水は11,240棟(同9,421棟)、床下浸水は85,475棟(同51,076棟)であり、いずれも前年より増加している。

平成元年中の主な災害を見ると、まず、7月24日から8月7日までの間の九州地方から東北地方の各地にかけての暴風雨及び豪雨により、死者・行方不明者31人、負傷者96人、被害総額2,382億円の被害を生じている。また、9月1日から9月15日にかけての西日本を中心とする豪雨により、死者20人、負傷者24人、被害総額1,369億円の被害を生じた。

火山噴火災害については、平成元年6月30日伊豆半島東方沖で微小地震が群発し始め、7月4日から地震活動は活発となり、有感地震が多数観測されるようになった。その後鎮静化に向かっていったが、11日から大振幅の微動が観測されるようになり、13日海底噴火が起こった。これに対し静岡県及び伊東市では災害対策本部を設置した。

3 その他の災害

平成元年中に石油コンビナート等特別防災区域内で発生した災害の件数は46件で、前年に比べ17件(27.0%)減少し、石油コンビナート等災害防止法が施行された昭和51年以来最低であった。主な事故としては、平成元年3月6日に水島臨海地区で発生した日本鉱業(株)水島製油所の重油間接脱硫装置の爆発炎上事故、同年7月10日に和歌山北部臨海北部地区で発生した大岩石油(株)青岸油槽所の屋外タンク爆発炎上事故等があった。

第3節 当面の諸問題

1 消防体制の整備

(1) 消防力の重点的整備

ア 常備消防体制の充実

火災の鎮圧、救急、人命救助等の消防活動においては、現場到着の時期がその成否を決するといっても過言ではなく、消防体制の整備に当たっては、初期出動体制の確保が最も肝要である。

加えて、近年は、危険物施設、高層建築物の増加等に伴う災害の複雑多様化に対応して、消防力の充実強化と予防査察体制の一層の充実が必要となってきた。また、救急業務についても、その需要が高まってきている。このため、これら消防需要に対応できる常備消防体制が全国の市町村で逐次整備されてきている。

この消防常備化の状況については、平成2年4月1日現在、常備化市町村数は3,019を数え、全国市町村数に対する常備化率は93.0%に達し、我が国の全人口の99.0%をカバーしているが、その大部分は昭和40年代後半に常備消防を発足させたものであるだけに、その体制の整備と強化を図ることが今後の課題といえよう。なかでも、小規模消防や組合消防は、財政基盤がぜい弱であること、職員の年齢構成の不均衡により将来人事管理上の支障が予測されること等運営上の問題を抱えているところも少なくない。

これらの問題は、消防機関、構成市町村等関係者の一層の努力と相互理解によって解決されるべきものと考えられるが、国や都道府県においても、諸施策の充実と適切な指導、助言に努めるとともに、組織の再編成による広域化を含め、長期的な視野に立った組織の在り方について検討することも必要である。

特に都道府県においては、これらの小規模消防や組合消防の個々の実状に即して、関係市町村間の調整、消防本部間の協力体制の確立、人事交流のあっせん等積極的な対策を講ずることが期待される。

イ 消防力の整備

近年の都市化の進展による地域生活環境の変化、また、これに伴う消防に対するニーズの増大、多様化等は消防力の整備の在り方に大きな影響を及ぼしてきており、消防機関としてこれらに適切に対応することが今日の急務となっている。したがって、消防施設及び人員の効率的、重点的な整備充実に配慮しつつ消防力の整備を更に一層進める必要がある。

消防機関の消防施設については、国の示す「消防力の基準」及び「消防水利の基準」を指針として、地域の実情に即し、逐年その整備が進められてきているが、今後における整備の方向としては、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、ヘリコプター等の整備を重点的に図り、高層建築物、地下街、危険物施設等における災害に対処する必要がある。

特に、ヘリコプターは、機動性、空中停止能力等の優れた性能を有しており、大規模災害、林野火災、集団救急事故等における消防機関の活動にとって極めて有効な装備であるので、引き続きその導入を進めていかなければならない。さらに、空からの的確な災害情報を即時に消防本部及び災害現場の消防車両等に動画像を電送する通信技術等を活用して、ヘリコプターテレビ伝送システムによる災害情報の収集伝達機能の充実・強化を図る必要がある。

また、救助隊の編成、装備及び配置の基準に従った救助体制が早急に充実強化されるよう、救助工作車及び救助用資機材の総合的な整備を推進していく必要がある。

さらに、高度情報化社会に即応した適切で効果的な消防救急活動を行うため、災害地点及び通報地点等の確認、消防車両の選別等の指令管制に必要な情報、気象情報、消防水利、資機材、搬送可能病院等の支援情報の迅速な収集、伝達を行う消防緊急通信指令施設について昭和61年度から国庫補助対象事業として重点的に整備を推進しているところである。

一方、消防水利については、自然水利を積極的に活用するとともに、大規模地震対策等の観点から防火水槽や大型の耐震性貯水槽の設置を促進することが必要であり、これらと消火栓を適切に組み合わせて設置することにより、水利の多元化を一層推進する必要がある。

次に、消防施設とともに消防力の基幹をなす人員についてみると、消防職員は、平成2年4月1日現在で13万3,610人となっており、その充実強化が図られているが、今後とも地域の実情に即して、一層効率的、重点的な人員配置と機動力の強化に努めるとともに、災害の複雑多様化に対応した教育訓練を更に充実し、消防職員の資質の向上を図らなければならない。

消防団員は、平成2年4月1日現在で99万6,743人となっており、団員数は現在なお減少の傾向にある。消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核であり、また、地域連帯の要であることから、今後とも消防団の機動力の強化、装備の充実及び団員の資質向上に努めるとともに、地域社会に対し、広報活動や交流活動の活発化により消防団活動への一層の参加促進を図る必要がある。

ウ 消防財源の強化

消防力の充実強化の基盤となる消防財源については、地方交付税における消防費の基準財政需要額の算定において逐年増額措置を講じるとともに、国庫補助金、地方債資金の確保等従来から鋭意その増強に努めているところである。昭和63年度における市町村の消防費決算額は1兆1,603億円(前年度比809億円、7.5%増)で、その普通会計歳出総額に占める割合は3.5%となっている。

消防力は逐年整備されているものの、今後ますます大規模化し、複雑多様化することが予想される災害に対処して、市町村がその消防の責務を十分に果たすためには、なお一層消防力の整備を推進することが必要である。このため、国庫補助金の確保のほか、地方債等の活用を図ることにより、従来にも増して消防費に対する財源の充当を積極的に行っていくことが望まれる。

さらに、昭和61年度から地域の特性に応じた災害に強いまちづくりを推進するため、地方債と地方交付税措置による防災まちづくり事業を実施し、その充実を図っているところであるが、引き続きその積極的な活用により、事業を一層推進することが望まれる。

なお、都道府県や市町村が行う高度情報ネットワークを整備する事業についても、昭和63年度からふるさとづくり特別対策事業、平成2年度からは地

域づくり推進事業の活用によりその財源措置が講じられることとなっている。

(2) 消防職団員の教育訓練と処遇

ア 消防職団員の教育訓練

消防の業務は、最近における災害の複雑多様化、大規模化に対応して、質的にも量的にも大きな変容を見せている。これらの業務を的確に遂行していくためには、消防本部等で消防職団員に対し、日ごろから行われている各種の教育訓練の充実強化が重要であるとともに、消防学校及び消防大学校における専門的かつ高度の教育訓練が必要不可欠である。

消防学校の教育訓練の中で最も基本となる初任教育について平成元年度の受講状況をみると、新規採用者のうち初任教育を受けた者が90.2%となっているが、初任教育は、消防職員として最低限備えるべき基礎的知識と技能を修得させるものであり、新規採用者全員が初任教育を受講できるよう一層努力する必要がある。

また、消防学校においては、このほかに専門的かつ科学的な知識と技能を修得させるための専科教育、消防幹部としての管理能力の醸成を目的とした幹部教育を併せて実施している。これらの教育訓練の拡充を図るためには、施設の整備及び教材等の充実を図り、専門的な知識と技能を有する優れた教官の確保を図っていく必要があることはもちろんであるが、さらに、近年における災害の複雑多様化、救急・救助等の消防業務の多様化、高度化に対応し、消防職団員の知識、技能の一層の向上を図るため、逐次消防学校の教育訓練の基準の見直しを行っているところである。

消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行う消防大学校においては、逐年その教育内容の拡充強化を図ってきたが、消防大学校に対する教育需要は今後、質・量ともに一層増大する傾向にあり、これに対応するためには、今後とも人的、物的両面において整備拡充に努める必要がある。

特に、教育訓練課程については、環境の変化に対応しながら、今後とも消防大学校における教育の拡充強化を図る必要がある。

イ 消防職団員の処遇改善

消防職団員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を十分考慮したものでなければならず、このためには勤務条件の改善はもとより、健康管理、安全管理にも十分配慮し、その改善を積極的に図らなければならない。

消防職員の処遇については、特に交替制勤務という勤務の特殊性及び職務の危険性等を考慮して、所要の人員の確保及び勤務体制の整備を図るとともに、①給料、手当等については、業務の特殊性に見合った適切なものとする、②4週6休制の実施を推進し、勤務時間の短縮を図ること、③仮眠室、食堂等の施設の整備等執務環境の改善を促進すること、④消防活動時の防護性を高めるため安全装備品（防火衣、防火靴等）の充実強化を図ること、⑤安全衛生管理体制の整備を図り、事故防止と健康管理に努めていくことを中心として、常に配慮する必要がある。

消防団員については、従来から、報酬、出勤手当、公務災害補償、賞状、退職報償金等の充実及び叙勲、各種表彰等の拡充などの諸施策を講じてきているが、消防団員は、自らの手で災害から郷土を守るため献身的な活動を行っていることにかんがみ、今後ともこの労苦にできる限り報いるよう引き続き処遇の改善を図っていく必要がある。

(3) 消防職員の高齢化対策の推進

消防職員の年齢構成は、60歳定年制の導入、消防司令以下の消防職員における特例退職共済年金の支給開始年齢の段階的引き上げ等により、今後ますます高齢化していくことが予想されるところであり、今後の消防活動の適切な水準を確保していくために検討すべき課題が生じている。

このため消防庁では、昭和61年10月に「消防職員高齢化対策検討委員会」を設置し、①消防装備の軽量化・動力化・安全化、②消防部隊の編成、消防戦術、③職員の人事管理について検討を重ね、昭和63年3月に報告書を取りまとめ、これに基づき、消防機関に対して、職員の高齢化対策の推進について指導しているところである。

消防職員の高齢化対策の一環として、職員がその能力を最大限に発揮できるよう中高齢職員はもちろん、若い世代の職員を含め、長期的な展望に立っ

た体力錬成を計画的に推進するため、消防庁においては、平成元年度から「消防職員体力管理検討委員会」を設けて、消防職場における体力管理体制の在り方、体力錬成マニュアル等について検討を行っているところである。

今後、さらに職員の能力開発、適正な人事配置、市町村部局との人事交流等の取り組み、消防装備の軽量化・動力化・安全化、高齢化の影響の少ない消防戦術の検討等、総合的な対策を推進し、活力ある消防組織体制を確立する必要がある。

(4) 消防団の活性化対策の推進

消防団は、既に述べたとおり、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしており、平成元年7月の伊豆半島東方沖群発地震災害における消防団の活躍で示されたとおり、消火活動のみならず、多数の動員を必要とする大規模災害時の避難誘導、災害防ぎょ活動等に大きな役割を果たしている。他面、近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、消防団についても団員数の減少、団員の高齢化等の問題が生じてきており、消防団の活性化を一層推進することが喫緊の課題となっている。

このため、消防庁では、昭和63年2月に「消防団活性化総合計画策定要綱」を定め、各市町村が消防団活性化対策を総合的、計画的に推進するよう指導しているところである。また、昭和63年度からは、これまでの消防団活性化モデル事業の成果を踏まえ、更に多くの消防団の活性化を推進するため、国庫補助事業として消防団活性化総合整備事業を創設したほか、①「消防団の装備の基準」に基づく無線機器、防火衣をはじめとする消防団の装備の充実強化②青年、婦人を中心とした住民の消防団への加入の促進③団員の処遇の改善等の措置を講じてきているが、今後も引き続き消防団の活性化のための施策を実施していく必要がある。特に、平成元年度は、「女性消防団員の能力を活用した消防団活性化方策検討委員会」において、女性消防団員の能力の活用について検討を行っており、この成果も踏まえ、消防団の活性化を推進していく必要がある。

2 救急体制の充実

(1) 救急業務の充実強化

救急業務は、平成2年4月1日現在、全市町村の94.1%に当たる3,054市町村が実施し、救急隊4,043隊、救急隊員4万7,676人で全人口の99.1%をカバーしており、ほぼ全国的に普及している。

救急業務が昭和38年に法制化された当時においては、救急業務は、法制上、事故により生じた傷病者を医療機関に搬送することとされていたが、現実には、急病人をも搬送の対象とし、また、傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において必要な応急処置が救急隊員により実施されていた。

このような救急業務の実態を背景として、昭和61年4月には、消防法及び消防法施行令の一部が改正され、救急業務には、「傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うこと」が含まれることと明確に法定され、また、救急業務の対象として、「事故」だけでなく「生命に危険を及ぼし、又は著しく悪化するおそれがあると認められる症状を示す疾病」が加えられ、消防法上救急隊員の行う応急処置の法的根拠が明確にされた。

最近の交通事故の増加傾向、高齢化の進展、疾病構造の変化等により救急現場及び搬送途上において呼吸・循環不全に陥る傷病者が今後、一層増加することが予想されている。このような状況の中で、我が国のプレホスピタル・ケア（救急現場及び搬送途上における応急処置をいう。）には、医師が関与することが少なく、また、救急隊員の行う応急処置の内容が比較的簡単に行えるものに限られていることから、救急隊員により心肺蘇生処置が施された傷病者のうち、社会復帰した者の割合は、欧米諸国と比べて極めて低いことが指摘されている。このため、救急に対する国民ニーズの高まりに的確に対応し、医療機器の進歩等も踏まえつつ、プレホスピタル・ケアを充実し、傷病者の救命率の向上を図っていくことが、緊急の課題となっている。傷病者の救命率の向上を図っていくための主な方策には、医師の現場への出動や救急隊員の行う応急処置の範囲の拡大がある。医師の救急現場への出動

は、救命率向上のため望ましいものであり、西宮市(兵庫県)、松本市(長野県)等数都市で行われているが、これを全国的に展開するには医師の確保が困難である等の事情がある。消防機関による救急業務が24時間体制のもと全国的に普及している現状を踏まえると、プレホスピタル・ケアを充実する現実的かつ効果的な方策としては、救急隊員の行う応急処置の範囲を拡大することが必要である。また、現行救急業務の一層の充実を図り、併せて応急処置の範囲の拡大に円滑に対応できるよう高規格の救急自動車、最新の救急資機材、医療機関等との間の情報通信資機材等の導入・整備を図るとともに、これらを活用した事業の実施等、救急業務の高度化を早急に推進する必要がある。

また、特に離島、山村、へき地等地理的制約により、傷病者の搬送に長時間を要する地域を中心としてヘリコプターを利用した救急搬送が極めて有効である。平成元年3月、消防審議会から、「消防におけるヘリコプターの活用とその整備のあり方」に関する答申が出されたが、答申では、ヘリコプターを活用した消防活動の新たな展開を図るためには、消防活動に活用するヘリコプターの整備を全国的に推進し併せてこれを広域的かつ機動的に運用し得る広域航空消防体制をそれぞれの地域の実情に適した形で整備していく必要があるとしている。今後は、この答申を踏まえ、都道府県の区域に少なくとも1機以上の消防ヘリコプターを配備することを目標とするとともに、医療機関との連携体制等、救急搬送にヘリコプターが有効に活用されるシステムの整備を積極的に推進していくことが必要である。

(2) 救急隊員の教育訓練の推進

救急隊員に対する教育訓練については、昭和57年度から135時間以上の資格取得講習が義務付けられているが、現行の救急隊員の資格取得講習は、救急業務に必要な基本的な知識・技能を付与することを目的とするものであり、複雑多様化する救急需要に的確に対応していくためには、必ずしも十分なものであるとはいえない。

特に最近の救命率の向上に対する国民のニーズの高まり及び医療機器の進歩等に対応し、今後救急隊員の応急処置の範囲を拡大する必要があるが、この応急処置の範囲の拡大に対応して、救急隊員に対してこれまでの教育訓練

に加えて、高度な教育訓練を行うことが必要である。この教育訓練は、その内容が高度かつ専門的であること、医療関係の講師の確保が必要であること、教育訓練の効率性を考慮する必要があること等から、これらの点に配慮した適切な教育訓練体制を確保する必要がある。また、その実施に必要な標準的カリキュラムを開発することが必要である。

(3) 救急業務の通信システム化の推進

本格的な高齢化社会の到来を迎え、高齢者、身体障害者等いわゆる災害弱者が突発的に災害、事故、急病等に見舞われた場合における救急活動をより一層機動的で迅速なものとし、これらの者の救命率の向上を図っていくことが重要な課題である。このため、消防庁においては、平成元年度から「防災まちづくり事業」の一環として、「災害弱者緊急通報システムモデル事業」を創設し、災害弱者と消防機関との間のホットラインとなるワンタッチ式のペンダントを利用した緊急通報システムの整備に積極的に取り組んでいるところである。

また、医療機関と消防機関との連絡協力関係を強化し、医師の指導の下に高度な応急処置を的確に行うなど、救急業務の適切かつ円滑な実施を図るため、救急隊、消防本部指令センター、救急医療機関等との間において、よりきめ細やかな情報が相互交換できる自動車電話及びファクシミリを活用したシステムの確立を図っていく必要がある。

(4) 救急医療体制の整備

傷病者の救命効率を高めるためには、救急医療機関が適切に配置され、救急現場から傷病者の症状に応じた適切な救急医療機関へ迅速に搬送することが必要である。傷病者を収容する救急告示医療機関の数は、平成2年4月1日現在、5,604箇所であるが、今日の多様化した救急医療に対応するためには、箇所数、診療科目等の面で一層の改善が必要である。

また、昭和52年度から、休日や夜間に発生する救急患者や重篤救急患者に対する医療を確保することを目的として、初期、第2次、第3次の救急医療施設の整備が推進されており、また各救急医療施設の応需体制に関する情報を常に把握し、傷病者の症状に応じた適切な搬送医療機関を指示できる救急

医療情報システムの整備が進められている。今後とも、この体制の整備及び運用の円滑化を一層推進していく必要があるとともに、救急医療機関の配置の適正化が進むことが期待される。

(5) 住民に対する応急手当の普及等

救急隊が現場に到着する前に、一般住民による応急手当が適切に実施されれば、救命率の向上に大きな効果があることから、住民の間に応急手当の知識と技術が広く普及するよう実技指導の強化等に一層努力していくことが重要である。このため、消防機関においては、昭和57年に制定された「救急の日」及び「救急医療週間」を中心に、応急処置講習会や救急フェア等を開催し、住民に対する応急手当の普及等に努めているところであるが、今後さらに医療機関との従前以上の緊密な連携の下に、あらゆる機会をとらえてその普及を図っていく必要がある。また、昭和61年9月9日の救急の日に財団法人消防科学総合センターに「救急基金（アンビュランス・トラスト）」が創設された。この基金は、救急業務及びこれと関係の深い救助活動について、先進的又は科学的な調査研究事業を行うとともに、救急自動車の市町村に対する寄贈事業を行っているが、今後これが幅広い国民の浄財によって拡充され、救急業務の発展に資することが期待される。

(6) 患者等搬送事業の指導育成

患者等搬送事業者については、昭和63年12月運輸省において新たに患者等輸送に限定された一般乗用旅客自動車運送事業免許が与えられることとなったが、搬送中における患者等の容体急変時の対応や感染防止対策等が十分なされていないなどの患者の安全搬送の面から、その運用管理の問題点が指摘されていた。そのため、消防庁では、平成元年10月に「患者等搬送事業指導基準」を定め、利用者の安全性及び利便性を確保する観点から、消防機関が患者等搬送事業を指導する全国統一的な基準を設けるとともに、「患者等搬送事業認定基準」を定め、指導基準に適合する事業者を広く住民に周知するための消防機関の事務処理基準を設けたところである。消防機関による患者等搬送事業者の認定状況は平成2年4月末現在で、10消防本部が22社23事業所を認定している状況であるが、今後、患者等搬送事業の実態を踏まえ、

これらの基準に基づき、事業者の質的向上に努めていくことが求められている。

3 救助体制の整備

消防機関の行う救助活動は、火災をはじめ、交通事故、水難事故、風水害等の際に要救護者の生命、身体の危険を排除するために行われており、平成元年中の救助活動件数は、2万1,040件、救助人員は、2万111人となっている。

昭和61年においては、このような状況を踏まえ、消防機関の救助体制の整備を図るため、市町村は自治省令で定める基準に従い、人命の救助のため必要な特別の救助器具を装備した消防隊を配置するものとする消防法の改正が行われ、また、昭和61年10月には、市町村が救助隊を配置する場合の基準を定めた救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令が制定され、昭和62年1月1日から施行された。

これを受け、消防機関の救助体制の整備充実を図るため、昭和62年度においては、新たに救助工作車や救助資機材に対する国庫補助制度（救助資機材等総合整備事業）を創設し、救助隊の整備を促進するとともに、救助活動を行うに当たっての基本的な指針である救助活動に関する基準の制定を行い、昭和63年度においては、救助器具の基本的な取扱い及び操作並びに救助操法の基本を定めた消防救助操法の基準の改正を行ったところである。今後、市町村においては、早期に省令の基準に到達するよう救助隊の計画的な配置に努め、救助活動実施体制の整備を図っていくことが緊急の課題である。

また、一方、救助体制の整備に伴って救助隊員の資質の向上を図るため、平成元年6月には、「消防学校の教育訓練の基準」（昭和45年消防庁告示第1号）を改正（平成2年4月1日施行）し、救助活動に関する講習内容の充実強化を図ったところである。今後、各消防学校においては、この新しい基準に基づく教育訓練実施体制を速やかに整備することが必要である。

消防機関の行う救助活動は、社会事象の複雑多様化、経済活動の拡大を反映し、年々増加の一途をたどり交通事故をはじめ、火災、水難事故、風水害

等に幅広く及んでおり、この観点から消防庁では、平成元年度から「各種災害別救助活動実施要領検討委員会」を設けて、各種災害ごとに具体的な救助活動要領を示した活動マニュアル等について検討を行っているところである。

4 防災体制の強化

(1) 防災に関する組織・計画の整備

ア 地方防災会議の機能の充実強化

地震、風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法に基づき、国、都道府県及び市町村にそれぞれ防災会議が設置され、防災計画の作成等、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通ずる総合的な防災体制の整備が進められてきた。

都道府県及び市町村が設置する地方防災会議は、それぞれの地域において防災関係機関が行う防災活動の組織化、計画化を図るための総合調整機関である。近年、防災体制の一層の強化を図るため、地方防災会議の中に、震災対策部会、原子力防災部会、救急医療部会等の専門部会が設けられ、機能の充実、強化が図られているが、災害時においては防災関係機関相互、地方公共団体内の部局相互の連携が極めて重要であることから、地方防災会議の総合調整機能の一層の強化が望まれる。

イ 地域防災計画の見直しの推進

地域防災計画は、地方公共団体の総合的な災害対策の基本となるものであり、住民の防災活動の指針として、また、災害に強い安全な地域社会づくりや発災時の迅速かつ適切な応急対策の実施に大きな役割を果たすものであるが、その実効性を確保するためには、社会環境等の変化に対応して、常に点検を加え、必要に応じて修正することにより、常時具体的、実戦的なものとしておく必要がある。

このため消防庁としては、昭和62年6月30日付け消防庁次長通知「地域防災計画の見直しの推進について」により、地方公共団体に対し、地域防災計画の積極的な見直しを図るよう指導しているところであるが、地域防災計画

の内容のより一層の充実を図っていく必要がある。

ウ 災害弱者対策の推進

地震、風水害などの自然災害や火災が起きたとき、心身障害者や高齢者等のいわゆる災害弱者を救難、救護したり、災害発生のおそれがあるとき、事前に避難させたりするにはどうすればよいかは、安心して暮らせる地域をつくっていく上で、極めて重要である。さらに、近年の高齢化の進展を考えるとその重要性は一層高まるものと思われる。

災害弱者対策を推進するには、まず、地域における該当者の状況を的確に把握した上で、消防機関や社会福祉施設等の職員、それに自主防災組織が中心になって地域の実情に応じた体制をつくることが不可欠である。

そのため消防庁では、風水害対策の強化について地方公共団体を指導する際には、特に、災害弱者の避難体制に十分配慮するよう求めており、昭和63年度には、「災害弱者の防災対策推進に関する調査研究」を行い、災害弱者対策の在り方を検討するとともに、災害弱者対策を地域防災計画にどのように取り入れるかのモデルプランを示した。また、平成元年度においては、財団法人消防科学総合センターと協力して、聴覚障害者向けに手話通訳付き防災啓発ビデオを作成し、災害弱者対策の一層の推進に努めているところである。

(2) 情報通信体制の整備

あらゆる災害に備え、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行う体制を確立するためには、次のような消防防災無線通信ネットワークの整備促進と機能の充実強化を図るほか、情報収集伝達体制の強化を図ることが重要である。

ア 消防防災無線通信ネットワークの整備促進と機能の充実強化

消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線には、47都道府県と結ぶ地上通信系と一部の県とを結ぶ衛星通信系がある。今後の地上通信系は、施設を共用する建設省の計画にあわせた施設のデジタル化を計画的に推進する必要がある。また、衛星通信系は、大規模地震対策の一環として、地上通信系の補完回線網として東海地域及び南関東地域の各県に対し整備を推進しており、消防庁と6県との間で運用中、2県が平成2年度末完成予定で整備中である

が、今後は、現在、地方公共団体が進めている地域衛星通信ネットワークの活用も図る必要がある。

都道府県と市町村を結ぶ防災行政無線については、昭和48年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図ってきた結果、44都道府県が運用中、2県が整備中、1県が整備計画中である。今後は、高度情報化に対応して、その整備又は再整備に当たっては、防災行政無線の機能の高度化や信頼性の向上を図るため、現在、地方公共団体が進めている地域衛星通信ネットワークの活用を図る必要がある。

市町村と集落を結ぶ防災行政無線については、昭和53年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図っているところであるが、平成2年3月末現在の整備率（同報系）は45.4%にとどまっているので、今後一層その整備の促進を図る必要がある。特に、同報系の整備に当たって、屋外拡声装置のみでは聞き取りにくい地域については、屋外拡声装置のほか戸別受信機の活用が望ましい。

また、市町村の消防機関の通信施設である消防・救急無線及び有線による専用回線等の通信施設については、消防機関の常備化の進展に伴い着実に整備が進んでいる。今後は、高度情報化に対応して、その整備又は再整備に当たっては、機能の高度化や信頼性の向上を図る必要がある。特に、緊急時における迅速かつ的確な処理を行うために消防緊急通信指令施設や消防・防災のためのヘリコプターテレビ伝送システムの整備の促進を図る必要がある。

イ 情報収集伝達体制の強化

災害時の応急対策を実施する上で、極めて重要となるものは、気象情報等の収集・伝達、住民に対する避難の勧告・指示の伝達、被害状況等の把握などである。これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達できるようにするためには、都道府県、市町村、消防機関、警察等の関係する各防災関係機関相互の連携を強化するとともに、防災行政無線、有線放送、サイレン、広報車、消防職・団員の巡回等による住民への伝達手段についてハード・ソフト両面から絶えず点検を行う必要がある。特に、夜間・休日等における緊急時の情報連絡体制の強化を図る必要がある。

さらに、災害の発生に際し、住民に対して予警報、避難指示等を迅速、的確に伝達できるよう、あらかじめ住民への情報伝達の手段、手順、ルート等を定め、これを地域防災計画に明示するとともに、住民に周知徹底しておく必要がある。

5 広域応援体制の整備

地震、風水害、林野火災等の大規模災害やコンビナート火災等の特殊災害に際し、市町村あるいは都道府県の区域を越えた消防力等の広域的な運用を図り、大規模特殊災害に円滑に対応できるよう地方公共団体間等の広域応援体制の強化を図る必要がある。

広域応援体制としては、まず、消防組織法においては、消防に関する市町村間の相互応援協定の制度のほか、大規模災害、特殊災害による非常事態の場合において当該市町村のみの消防力では対処できない等のため緊急措置を講じる必要があるとき、都道府県知事は、市町村長等に対し、災害防ぎょ措置に関し指示することができ、さらに、消防庁長官は、都道府県知事の要請により他の都道府県知事に対し、災害発生市町村への消防応援のため必要な措置をとることを求めることができることとされている。

消防庁では、昭和62年度から「消防広域応援体制検討委員会」を設けて市町村間の消防広域応援体制の整備に係る検討を行っており、昭和63年4月には委員会の報告を受けて、各消防機関及び都道府県に対し、①消防広域応援基本計画の作成、②派遣要請システムの整備、③代表消防機関の設置、④応援情報リストの整備等、この報告書に沿った消防広域応援体制の整備を速やかに推進するよう指導しているところである。また、同委員会では消防広域応援体制の整備に資するため災害種別に応じた活動マニュアルとして、昭和62年度に「林野火災活動マニュアル」を、昭和63年度に「風水害活動マニュアル」及び「地震災害活動マニュアル」を、平成元年度に「石油コンビナート等災害活動マニュアル」を作成しており、この報告を受けて各消防本部及び各都道府県知事に通知した。

また、災害対策基本法においては、市町村長等相互間、都道府県知事等相

互間及び市町村長等から都道府県知事等に対して応援を求めることができることが定められている。

平成2年4月1日現在、都道府県間の広域防災応援協定は5つあるが、これらの応援協定については、内容が抽象的であったり、事故発生時の責任の所在が不明確であるなど、必ずしも十分なものとはいえない状況にある。そのため、消防庁では、広域防災応援のマニュアルや応援協定のモデルを作成し、適切な協定の締結を指導している。

なお、広域的な消防防災体制の強化に当たっては、今後、こうした広域応援体制の整備を推進するとともに、併せて必要資機材の備蓄、合同訓練の実施、無線通信体制の強化及び地震、風水害等の災害別の広域応援活動マニュアルの整備を行う等、発災時において広域応援の的確な運用を図る上で必要な対策をあらかじめ講じておく必要がある。

さらに、大規模災害をはじめ、林野火災、救急救助活動等においては、ヘリコプターの活用が極めて有効であることから、ヘリコプターを迅速かつ的確に活用しうる体制の整備が強く望まれるところであり、そのため、今後、消防防災ヘリコプターを増強するとともに、全国的な広域航空消防防災体制を構築することにより、広域応援体制の充実を図る必要がある。

6 風水害対策等の推進

(1) 風水害対策の推進

台風、集中豪雨等による風水害は、毎年のように我が国の広い地域で大きな被害をもたらしている。

このため、各地方公共団体は、防災関係機関と連絡調整を図りつつ、災害危険箇所の把握、避難場所及び避難経路の確保、気象予警報、雨量等各種情報の的確な把握及びこれに基づく適切な避難の勧告・指示等警戒避難体制の強化に努め、これを地域防災計画に明示するとともに、広報紙等様々な手段により住民への周知の徹底を図る必要がある。

また、風水害による被害を最小限にとどめるためには、住民自らの災害に対する備えが不可欠であり、住民への防災知識の普及啓発に努めるととも

に、自主防災組織の育成強化を進める必要がある。

(2) 土砂災害対策の推進

近年、昭和57年の長崎豪雨災害、昭和58年の島根豪雨災害、昭和61年の鹿児島市における梅雨前線豪雨、昭和63年の広島県加計町における土石流、平成元年の川崎市における崖崩れなど、豪雨に伴う崖崩れ、地すべり、土石流といった土砂災害により、多くの人的被害が生じており、風水害対策の中でも特に土砂災害の防止、被害の軽減を図ることが緊急の課題となっている。

このため、昭和63年3月15日、中央防災会議において、「土砂災害対策推進要綱」が決定され、国の関係省庁、地方公共団体及び関係公共機関等が一体となって総合的な土砂災害対策に取り組むこととされたところであり、消防庁としても、同日付けで「土砂災害対策の強化について」の長官名通知を発し、地方公共団体に対し、人命の安全の確保を最重点として土砂災害対策の充実強化に努めるよう指導しているところである。

土砂災害の発生するおそれのある地方公共団体においては、これらの要綱及び通知の趣旨を踏まえ、地方防災会議の充実等の総合的な土砂災害対策推進体制の整備、情報収集・伝達体制の整備、警戒・避難基準の設定等による警戒避難体制の強化、二次災害防止対策の強化など、総合的な土砂災害対策の推進に努める必要がある。

(3) 活動火山対策の推進

活動火山対策については、従来から活動火山対策特別措置法に基づき、諸施策が講じられているが、特に、噴火災害による人的被害の発生を防ぐためには、火山観測体制の強化とともに、地域防災計画の整備充実、関係機関との連携、防災行政無線の整備、避難体制の整備、観光客対策の整備並びに防災訓練の実施等に努める必要がある。また、周辺地方公共団体が複数存在する火山については、関係地方公共団体が連携して対策に取り組むことができる広域的な防災体制の確立に努める必要がある。

7 震災対策の推進

(1) 震災予防体制の整備

大規模な地震の発生が予知されることを前提として、昭和53年6月、大規模地震対策特別措置法が制定された。同法の規定に基づき、地震防災対策強化地域に指定された6県169市町村においては、予想される東海地震の発生に備え、地震防災強化計画を作成し、地震防災応急対策、各種施設整備等それぞれの地域の実情に即した震災予防体制づくりを計画的、総合的に推進しているほか、その周辺地域においても地震防災対策強化地域に準じて震災予防対策を進めている。

また、人口、産業、都市機能の集積が著しい南関東地域においては、昭和63年12月6日の中央防災会議において決定された「南関東地域震災応急対策活動要領」を踏まえ広域的応援体制の確立、南関東地域をとりまく周辺地域も一体となった防災訓練の励行等の対策強化を図っている。

今後は、更にこれらの地域に係る地震予知のための研究、観測体制を強化するとともに、地震災害の防止及び被害の軽減のため、都市防災化の推進、防災体制の整備、防災知識の普及、防災訓練の実施などの震災予防対策の充実を図っていく必要がある。

国並びに地震防災対策強化地域及びその周辺地域の地方公共団体では、大規模な地震が発生した場合に備えて、昭和54年以降、毎年総合的な防災訓練を防災週間の主たる行事として、9月1日（防災の日）を中心に実施している。また、南関東六都府市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市及び川崎市）においては、相互の協力連携体制の充実強化等を目的とする合同防災訓練を実施している。

これらの訓練は、逐年、訓練規模の拡大、訓練内容の充実が図られているが、今後とも、防災関係機関のほか事業所、自主防災組織等の積極的な参加及び協力による地域社会を含めた防災体制の確立を図るよう、なお一層の指導の強化を図っていく必要がある。

また、これらの地域以外の地域においても、防災知識の普及活動、防災訓

練の実施、震災対策施設の整備等各般の施策が推進されている。

石油コンビナートの震災対策として、地震防災対策強化地域内の石油コンビナート等特別防災区域に係る県の石油コンビナート等防災本部は、警戒宣言が発せられた場合の保安対策、消防対策、情報収集伝達対策等を内容とする地震防災強化計画を定めるとともに、当該特別防災区域内の特定事業者は、警戒宣言発令時における危険物、高圧ガスを取り扱うプラント等の緊急シャ断、タンカー、タンクローリーの荷役作業の停止等の保安対策、地震防災応急体制の確立等を内容とする地震防災応急計画を定めている。

また、昭和60年度から昭和62年度にかけて地震災害の予防、応急対策及び復旧の各般にわたる震災対策計画策定マニュアルを消防庁に委員会を設置して作成し、都道府県及び市町村に示して「震災対策編」の策定について指導を行っているところであり、全国の32都道府県において、地震災害の広域性、複合性等にかんがみ、地域防災計画において他の災害と区分して「震災対策編」を定めている。平成2年度においては、大規模地震災害時等に住民の無用な混乱を防止するために市町村が行う適切な情報伝達方法等についての検討及び南関東地域に係る大規模な地震に対応した震災応急対策の広域的な展開方法等についての検討を行っており、震災対策の一層の充実強化を図ることとしている。今後とも、自主防災組織の育成強化、無線通信網の整備等による情報伝達体制の整備、広域的な応急活動体制の確立等を重点に震災対策を総合的に進めていく必要がある。

(2) 震災対策のための消防用施設等の整備の強化

大規模な地震の発生時に消防活動を有効に行うためには、消防用施設、通信施設等の整備強化を図っていくことが重要である。

震災対策のための消防用施設の整備強化については、昭和47年度以降、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、電源車、震災救援車等大震火災対策施設の整備について順次補助を行い、その充実を図ってきた。特に、地震防災対策強化地域については、昭和55年5月に成立した地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設のほか小型動力ポンプ

付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽について国の負担又は補助の割合の特別措置等を講じ財政負担の軽減を図り、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を計画的に推進している。

また、地震災害に伴う災害情報等の的確かつ迅速な情報交換を図るため、消防防災無線通信施設の整備も進めている。

8 防災意識の高揚と自主防災体制の確立

(1) 防災意識の高揚

平成元年中の火災を原因別にみると失火が全体の69.1%を占めていること、地震時において出火等の二次災害を防止したり風水害時において迅速に緊急避難等を行うためには、地域住民の一人ひとりが適切に行動することが基本となることなどからみてもわかるように、災害に強い安全な地域社会をつくるためには、国民の防災意識の高揚に待つところが極めて大きいといつてよい。そのため、家庭、職場を問わず国民一人ひとりが常に防災に関心を持つとともに、それぞれが災害を他人事とは受けとめずに日ごろから自主防災の意識を持ち、災害が発生した場合、的確に対処できるよう防災に関する基礎知識を身につけておくことが大切である。

このような観点から、消防庁では、年間を通じてテレビ放送を利用した啓発を行っているほか、毎年春秋2回の全国火災予防運動、「防災週間」(8月30日から9月5日)、「119番の日」(11月9日)などあらゆる機会をとらえて、国民の防災意識の高揚を図っている。また、毎年、防災功労者及び安全功労者に対して内閣総理大臣表彰及び消防庁長官表彰を行っている。

今後とも国民の防災に対する関心を喚起し、防災知識の普及に努める必要がある。

(2) 地域の自主防災体制の強化

住民が防災活動を行う場合、各自がばらばらに行動するのでは大きな効果が期待できない場合でも、地域の住民が一致団結し、組織的に行動することによりその効果が高められることが多い。したがって、消防機関をはじめと

する防災関係機関のみならず、住民、事業所等も加わった地域ぐるみの防災体制を確立することが必要である。特に、大規模災害時には、電話が不通となり、道路、橋りょう等は損壊し、電気・ガス施設、水道管等が寸断され、また、消防機関等の活動は著しく制限されることが予想される。このような状況下では、地域住民の一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下に、組織的に、出火の防止、初期消火、情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当、給食給水等の自主的な防災活動を行うことが必要不可欠である。

このような自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、災害時における情報収集伝達・警戒避難体制の整備、防災用資機材の備蓄等を進めるとともに、大規模な災害を想定しての防災訓練を積み重ねておくことが必要である。

また、地域の防火防災意識の高揚を図るためには、地域の自主防災組織（平成2年4月1日現在、6万1,939組織、1,665万1,023世帯）の育成強化とともに、婦人防火クラブ（同1万4,314団体、236万550人）、少年消防クラブ（平成2年5月1日現在、6,787団体、58万3,386人）、幼年消防クラブ（同1万



自主防災組織の訓練（広島県竹原市）

266団体、94万8,151人）等の育成強化を図ることも重要である。

なお、防火防災訓練の際の負傷者等に対する災害補償を行うため、昭和56年度から防火防災訓練災害補償等共済制度が設けられており、今後、この制度を有効に活用していくことが必要である。

（3）事業所の自主防災体制の強化

事業所における防災体制として、百貨店、ホテル、病院及び地下街等一定の防火対象物、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所及び石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所においては、消防用設備等の設置や施設の規制等の防災対策に加えて、資機材等を備えた自衛消防組織や自衛防災組織等の設置により防災対策の万全を図ることとしている。これらの施設の自衛防災組織等は、防災教育、訓練等により、その充実強化に努めるとともに、地域社会の一員として、他の防災組織等と緊密な連携を取り、地域全体としての防災活動に積極的に協力していくことが必要である。

また、このような自衛防災組織等の設置が義務付けられていない事業所においても自主的な防災組織が設置される場合が多くなってきているが、地域防災体制の充実のためにもその設置が望まれる。

消防機関をはじめとする防災関係機関も、それぞれの事業所と密接な連絡を取り、その実態に即した事業所の自主防災体制の育成強化に努める必要がある。

9 予防行政の充実

（1）防火管理制度の充実

消防法では、防火対象物の防火安全性を確保するため、百貨店、ホテル、病院、地下街等一定の防火対象物について、その管理について権原を有する者（管理権原者）に対して、防火管理者を選任し、それぞれの防火対象物の実態に即した消防計画の作成、これに基づく消火・通報・避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する監督等防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

しかしながら、防火管理者の選任率、消防計画の作成率及び避難訓練の実

施率はいまだ十分とはいえない状況にあり、また、防火管理者が選任され、消防計画が作成されていても、それらが形がよい化している場合も見受けられる。実効ある防火管理を実施するためには、経営者（管理権原者）への防火管理指導等を通じて、防火管理が経営の重要な一分野であることを十分に認識させ、防火に対する高い意識を持たせることが特に重要である。

また、消防用設備等が法令に適合するように設置されていたとしても、平素の維持管理や訓練の実施等防火管理業務が適切に行われていなければ、火災の際、その被害を最小限に食い止めることができないことは、過去の火災事例からも明らかである。したがって、今後とも防火管理業務についての指導体制を一層整備していくとともに、防火管理体制の不備な防火対象物については、適時適切に法令に基づく措置命令を発する等の改正な措置を採り、防火管理の徹底を図っていく必要がある。

（２）消防用設備等の設置の促進及び維持の適正化

消防法では、一定の防火対象物について消防用設備等の設置及び維持を義務付けており、特に不特定多数の者が利用する特定防火対象物については、既存のものであっても、現行の技術上の基準に従って設置し維持しなければならないこととしている。しかしながら、防火対象物の中には、いまだ消防用設備等の整備が十分でないものがあるため、これらの違反對象物については措置命令等必要な措置を講ずることにより、早急に整備の促進を図らなければならない。

このため、昭和58年度から、消防機関による違反処理事務を助言、指導するための専門職である違反処理指導官を置き、違反処理マニュアルの作成、ブロック会議の開催等により、悪質な違反對象物の一掃を図るよう指導してきたところである。この結果、昭和58年12月に1,296件あった特に重大な違反のある特定違反對象物が平成2年3月には181件に減少するなど大きな効果をあげているところであるが、なお一層の推進の必要がある。

なお、消防用設備等の整備促進を図るため、政府関係金融機関等の既存の融資制度の活用についての周知を図る一方、地方公共団体に対しても消防用設備等の設置に係る融資制度等の整備を指導している。

また、設置された消防用設備等が常に正常に機能するためには、適切な点検・整備を行うことが前提であるが、点検の実施状況は十分とはいえない。このため、防火対象物の関係者に対して点検の重要性を認識させ、点検制度の定着を図るとともに、消防用設備等の点検整備を行う者の資質の向上及び消防用設備等の多様化や技術革新に柔軟に対応できるような点検方法の導入等、点検制度のより一層の充実を図ることが必要である。

（３）防火基準適合表示制度の普及による防火安全

昭和55年11月20日に発生した栃木県川治プリンスホテル火災を契機として、昭和56年度から、多数の者が利用する特定の防火対象物を対象として、一定の防火基準に適合する施設には「適マーク」を交付する「防火基準適合表示制度」（「適マーク制度」）が発足した。消防庁では、当初旅館・ホテルを中心として全国一斉に表示制度の推進を図ってきたが、昭和58年度からは、全国一斉に実施する対象を劇場、映画館、公会堂、集会場、百貨店、マーケット等にも拡大しこの制度の充実を図ってきたところである。

平成2年3月31日現在の適マーク交付率は、劇場・映画館等においては58.7%、公会堂又は集会場においては63.4%、百貨店等においては54.7%、旅館・ホテル等においては83.2%となっており、利用者に対する情報提供として国民の間に広く浸透し、防火対策の充実にも大きな成果をあげている。今後ともこの制度を一層推進し、この種の防火対象物における防火安全対策の徹底を図っていく必要がある。

なお、本年3月に発生した兵庫県長崎屋尼崎店火災の教訓を踏まえ、適マーク交付の基準に避難施設等の自主チェック体制を加えるとともに、適マーク返還に関する基準の整備を行うほか、一定期間以上継続して表示基準に適合していると認められる防火対象物には、その旨を表示する適継続章の貼布を行うようにする等適マーク制度の改善充実を図ったところである。

（４）自動通報システムの構築

火災による被害を最小限に抑えるためには、できる限り早期に消防機関に通報し、消防機関が迅速に消火・救助活動を行うことができるようにすることが重要である。

このような観点から、消防庁では、電話に代わり、火災情報を一の押しボタン操作により消防機関へ通報できる（又は自動火災報知設備と連動して通報できる）非常通報装置の普及を社会福祉施設等を中心として推進しているところである。

これからの消防防災対策を考える場合、従来の119番通報のように、関係者からの通報を前提とした受動的なシステムではなく、住宅を含む全防火対象物の火災情報等を通信回線等を介して消防機関が積極的に把握するとともに、機動的に対応することができる新たなシステム（自動通報システム）の構築を検討することが必要である。

また、併せて本格的な高齢化社会の到来を迎え、ますますその重要性を増すものと考えられる救急業務のより一層適切かつ迅速な実施を図るため、高齢者、身体障害者、寝たきり老人等との間に119番通報に代わる新たな救急通報システムを構築する必要がある。

このような観点から、昭和63年度より学識経験者等から構成される「自動通報システム調査検討委員会」において、自動通報システムを導入すべき防火対象物の範囲、通報される情報の内容、消防体制等のソフト面及び本システムの構成・機能、通信回線の選択等のハード面の両面について調査研究を行ってきたところであるが、さらに本システムの運用に伴う法制・経済性の面、点検・維持管理の方法の検討を進めるとともに、システムの仕様の具体化を図り、自動通報システムの構築に係るガイドラインを作成することとしている。

なお、救急通報システムについては、平成元年度から「災害弱者緊急通報システムモデル事業」を創設し、その普及促進に積極的に取り組んでいるところである。

（5）大規模建築物群等における防火安全対策の推進

近年、土地の高度利用を図るため建築物が大規模化する傾向にあり、これとともに用途も複雑化し、その利用形態も多様化している。また、都市の再開発により、小都市としての機能を有する大規模建築物群が出現してきており、これらの建築物は相互に関連して利用される傾向にある。これに伴い、

防災上の情報量及び情報相互の関連の重要性の増大、多用途化による利用者の多様化等、日常時における防火管理はもとより火災等の災害時における対応も複雑化する。

今後このような大規模建築物群等が増加することが予想されることから、実態に即応した総合的かつ合理的な防災対策の充実を図ることが重要である。

このため、①複数の用途を有する大規模建築物又は相互に関連する大規模建築物群における最適な防火管理のあり方、②防災上の情報量等の増大、多用途化による利用者の多様化等に適切に対応することのできる防災センターの在り方、情報の処理、表示、伝達、通報、連絡等に係る消防防災システムの機能の向上、③防災センターの監視、操作等に係る防災要員の資質の向上、④大規模建築物群等に設置される各種防災設備の火災時における有機的かつ適切な使用方法についての調査研究を行い、これらを踏まえ、大規模建築物群等における総合的かつ合理的な防火対策についての指針を作成することとしている。

また、このような大規模建築物群等には、通常インテリジェントビルと称されるものが多いことから、防災設備面についても最新のエレクトロニクス技術等を活用し、建築物、一般設備及び防災設備に係るハード面並びにその維持管理に係るソフト面の両面から、当該建築物全体として、総合的かつ有機的に機能するような消防防災システムの整備を推進していく必要がある。

消防庁では、昭和61年12月に「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」を定め、消防防災システムのインテリジェント化を志向した新しいシステムについて、建築業界、電子機器業界、防災機器業界その他広く関係者の開発意欲を一層刺激するための諸施策を展開していくこととしている。

（6）高齢化の進展を踏まえた住宅防火対策の推進

高齢者層の火災における死者の発生率は他の年齢層に比べ格段に高く、今後、高齢化社会が進むにつれて、火災による高齢者の死者数は増加していくものと考えられる。また、近年の建物火災による死者（放火自殺者を除く。）のうち、その約90%は専用住宅又は併用住宅の火災によるものである。

したがって、今後、高齢化の進展につれて年々増加するものと見込まれる高齢者の一人暮らし世帯、高齢者の夫婦のみの世帯、あるいは高齢者を含む世帯を中心とした効果的な住宅防火対策を早急に検討、実施する必要がある。

このような観点から、従来より住民に対する火災予防及び火災時における高齢者の避難等に関する知識の普及に努めてきたところであるが、昭和62年度から平成元年度までの3年間にわたり、学識経験者等から構成される「住宅防火対策検討委員会」において、住宅防火対策に係る調査研究を行った。その内容は、①死者の発生した住宅火災の分析を踏まえた人命危険性の類型化、②①の類型化に応じた防災機器等の設置の在り方（ハード面での対策）、③①の類型化に応じた居住者の心得（ソフト面での対策）、④これらの対策の効果を危険性の低減率で評価することのできる住宅防災診断手法の開発、⑤これらの対策を実施した場合の将来の人的被害の減少についての目標水準の設定手段の考え方の整理、⑥住宅防火対策の推進を図るための防火思想の啓発、住宅用防災機器等の普及方法である。

今後この検討結果を踏まえ、住宅防火のための効果的な機器等の設置について、具体的な方策を示すとともに、その普及を図ることにより、住宅における総合的な防火対策を強力に推進していく必要がある。

(7) 物品販売店舗、旅館・ホテル等における防火安全対策の推進

物品販売店舗等は火災が発生しいったん拡大した場合には多大な人命損失の危険性を有するものであり、消防用設備等の適正な設置、維持、管理、防火管理体制の充実、整備が特に重要である。本年3月に発生した兵庫県長崎屋尼崎店火災においては、当該店舗が防災対策について一定の水準を確保し、適マークが交付されていた防火対象物であったにもかかわらず、死者15名負傷者6名の犠牲者を生じた。このため消防庁では、長崎屋尼崎店における教訓を踏まえ「物品販売店舗等における防火安全対策検討委員会」を設け防火安全対策の在り方について検討を行い、この結果を踏まえ、スプリンクラー設備の設置基準の強化、消火訓練の徹底、防火戸や避難施設に係る自主チェック体制の確立、適マーク制度の改善、「物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアル」を活用した初動態勢の充実強化等、ハード、ソフトの両

面から制度の見直しを行ったところである。今後は、その実施を推進するとともに、更に充実を図っていく必要がある。

また、旅館・ホテル等では昭和61年2月の熱川温泉大東館火災、同年4月の峰温泉菊水館火災等の多数の死者を伴う火災を踏まえ、非火災報対策の推進、防火管理体制の強化、消防機関への通報体制の整備等について、指導の強化、徹底を図ったところである。

さらに、旅館・ホテル等では施設の事情に詳しくない宿泊客が多数就寝していることから夜間における防火管理の徹底がとりわけ重要であることにかんがみ、夜間の防火管理体制の整備、夜間において火災が発生した場合をも想定した避難訓練の実施等について指導を強化するとともに、「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル」に基づき、実情に即した一層きめ細かい指導を行っているところである。

(8) 災害弱者に配慮した総合的防火安全対策の推進

身体障害者、視聴覚障害者、高齢者等いわゆる災害弱者は、火災等の災害発生時において状況に応じた的確な避難行動をとることが困難であり、逃げ遅れ等により死傷する事例が多い。

特に、自力避難困難な者が多数入所している社会福祉施設、病院については、昭和61年7月の社会福祉施設陽気寮火災及び昭和62年6月の特別養護老人ホーム松寿園火災において多数の死傷者が発生したことを契機に、消防庁では、昭和62年10月に消防法施行令等を改正し、これらの施設に係るスプリンクラー設備の設置範囲を拡大したほか、一人でも操作できる屋内消火栓設備や非常通報装置の基準の整備を図り、その設置の推進を図っているところである。

今後は、防火管理上特に問題点の多い夜間における防火管理体制の整備を目的として新たに作成された「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル」に基づき指導を強化するなど、ソフト面の充実に努めていく必要がある。

また、現在、火災が発生した場合に、必要な情報を伝達し、避難誘導を円滑に実施する手段として設置されている自動火災報知設備、放送設備及び誘

導灯は、視覚又は聴覚に障害を持つ者に対しては必ずしも十分な機能を有しているとはいえない状況にある。これらを踏まえ、視聴覚障害者等に対する火災情報の有効な伝達、避難誘導をより迅速かつ円滑に行うことのできる消防用機器の在り方等について検討するとともに、有効に火災情報等を伝達することのできる装置・器具の開発及び設置の普及を図り、災害弱者に配慮した総合的な防火安全対策を推進していくことが必要である。

10 危険物の保安の確保と石油コンビナート災害対策の推進

(1) 科学技術及び産業経済の進展を踏まえた保安対策の推進

危険物に関する規制は、昭和34年の消防法の一部改正及び危険物の規制に関する政令の制定により、全国統一的に実施することとして以来、危険物施設の位置、構造及び設備に関する技術基準並びに危険物の貯蔵、取扱い等の技術基準の整備、強化を内容とする関係法令の改正等を行い、保安確保の徹底を図ってきたところであり、危険物行政は、安全対策の内容においても、またその推進体制の面においても、これまで着実な進展をみてきたところである。

しかしながら、危険物施設等における火災、危険物流出等の事故が、人命や周辺地域に与える影響は依然として大きく、危険物の保安の確保に対する国民の関心も高いところである。特に、近年においては、科学技術及び産業経済の進展に伴い、新たな危険物品の出現、タンクコンテナの普及等危険物流通形態の変容、石油プラントや国家石油備蓄基地に見られるような危険物施設の大規模化、多様化、複雑化など危険物行政を取り巻く環境の著しい変容がみられるところである。

また、国際的には、国際連合の経済社会理事会において、国際間の危険物輸送に関する規制内容の統一を図る観点から、危険物の分類、定義、運搬容器の基準等についての検討、勧告が行われ、特に、危険物の指定に関しては、危険性を評価するための試験法の適用による合理的な指定方法について、逐次検討が進められ、既に一部については勧告が行われている。こうした国際的な動向、あるいは国際間の危険物品の流通が増加している実態を考

慮し、さらには科学技術及び産業経済の進展に伴う新たな危険物品の出現に迅速に対応する観点をも踏まえ、試験による危険物の判定の方法を導入することを主な内容とする消防法の一部改正が昭和63年5月に行われるとともに、引き続き関係政省令の一連の改正が行われ、平成2年5月23日から施行された。これに伴い、事業者等においては試験により物品の性状を確認するとともに、消防機関側においては、これらの性状に基づき危険物の判定を行うこととなったところである。消防庁としては、危険物判定の公正性、統一性を保つとともに、消防機関の行う危険物判定業務の簡素化、合理化を図ることを目的として危険物データベースを構築し、運用しているところである。さらに、平成3年1月1日には、国際間における危険物輸送に関する容器の基準が国連勧告に統一されることとされており、国際基準との整合性を図る観点から、関係政省令の改正の中で、運搬容器について落下試験等の試験において一定の基準に適合する性能を有しなければならないこととする等規定の整備を行ったところである。

今後とも、危険物による災害を未然に防止し、住民生活の安全を確保する観点から、新しい状況に迅速かつ適切に対応した保安対策の充実を図っていく必要がある。

(2) 危険物施設における保安体制の確立

最近の危険物施設における火災等の事故には、従業員の点検不十分、誤操作等人的な面での欠陥に起因するもの、特に工事中のものが少なからず見受けられる。このため、法令による技術基準の整備、強化と併せ、危険物施設の維持管理面での安全対策を一層充実させていく必要がある。

そのためには、まず、危険物施設における自主保安体制の確立を図ることが肝要である。本来、危険物を貯蔵し、又は取り扱う企業は、その安全性を確保する社会的責任を有しており、保安要員の適正な配置、作業員の保安教育の実施等を行う等保安管理の徹底を図り、その社会的責任に立脚した防災体制の充実を図っていかなければならない。昭和63年5月の消防法の一部改正においても、危険物施設の許可の際の要件が維持されていない等の場合について許可の取消しができることとされるとともに、著しく不適任と判断さ

れる危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者に対し消防機関が解任を命ずることができることとされたところである。

また、危険物取扱者制度は、制度発足以来の合格者総数が平成2年3月31日現在389万8,504人と広く国民の間に定着してきており、昭和63年5月の消防法の一部改正においては、乙種危険物取扱者試験の受験資格から危険物取扱いの実務経験を不要とする等その受験資格を緩和することにより、更に広く危険物に関する知識、技能の普及を図ることとしたところであるが、今後とも危険物の保安の確保に大きな役割を果たす危険物取扱者の資質の向上のための各般の施策を推進していくこととしている。

さらに、国及び地方公共団体においては、将来の危険物行政を更に発展させていくため、組織の整備を図るとともに、特に高度の専門知識を有する技術職員の充実を図り、日常の指導と査察の強化を図るなど消防機関の体制整備を進めていく必要がある。

これらの施策を総合的に推進していくことにより、危険物施設における維持管理面での安全対策の充実を図り、保安体制を確立していく必要がある。

(3) 危険物に関する意識の高揚

危険物関係の事故の原因をみると、その多くは従業員の点検不十分、機器の操作ミス等人的要因に基づくものであることから、平成2年度から6月第2週を「危険物安全週間」とし、事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚及び啓発を図ることとした。

平成2年度の危険物安全週間においては、危険物保安功労者表彰、講演会・研修会、消防機関による集中査察等が実施されたほか、危険物関係事業所においては自衛消防組織等による消防訓練等が行われた。また、「“まさか”より“もしも”で守ろう危険物」を統一標語として危険物に対する意識の高揚、啓発を図るためのパレード、ポスター・パンフレットの配布等広報活動が行われた。

(4) 石油コンビナート防災体制

石油コンビナート等特別防災区域は、平成2年8月現在33都道府県にわた

り81地区が指定されており、当該都道府県には石油コンビナート等防災本部が、特定事業所には自衛防災組織や共同防災組織が設置されている。これらの自衛防災組織等には所定の防災要員が配備されるとともに、防災資機材等（大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、オイルフェンス、油回収船等）が整備されている。また、石油コンビナート等特別防災区域所在市町村においても所要の消防力の整備を図っているところである。

一方、石油コンビナート防災をめぐることは、現在岩手県久慈市、愛媛県菊間町及び鹿児島県串木野市において、我が国初の地下岩盤内備蓄方式を採用した大規模地下石油備蓄基地が建設中であり、この全く新しい形態の石油備蓄基地の完成に備え、その防災体制の在り方について検討することが必要となるなど新たな課題が生じてきている。

消防庁では、学識経験者等により構成される「石油コンビナート等防災体制検討委員会」において石油コンビナート等の防災体制の諸問題について検討することとし、平成元年度においては、防災要員の教育訓練の在り方及び地下石油備蓄基地の防災体制の在り方について検討を行ったところである。今後は、当該委員会の提言等に基づいて、具体的施策の検討を進めることとしている。

また、石油コンビナート災害の態様の多様性や拡大の危険性などの特性を踏まえ、事故の発生状況を分析できるようにするための石油コンビナート事故データベースシステムについて、引き続きその整備を図ることとしている。

(5) 石油備蓄基地への対応

エネルギー小国の我が国にとって、石油の備蓄は重要な意義を有するものであり、このような見地から、昭和53年以降、石油公団法に基づく国家備蓄が開始され、1990年代の中ほどまでに、民間タンクの借上げを含め5,000万klの石油備蓄を行うことを目標として、各地に大規模な備蓄基地の建設が進められている。備蓄基地の態様としては、従来から行われている地上タンク方式のほか、地中タンク、海上タンク、岩盤タンクといった新しい方式も導入されている。

そのため、これらの備蓄基地については、施設のみならず地域の安全の万全を期するため、備蓄の態様に応じた技術基準を整備し、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域の指定等の措置を講じてきているところである。また、全備蓄基地の完成は平成7年の予定であるが、これらの備蓄基地の一部では既に備蓄が開始されており、今後、備蓄の態様に応じたソフト面での対策を一層推進する等適切な対応策を講じていく必要がある。

(6) 石油パイプラインの保安

石油パイプライン事業法に基づく新東京国際空港への航空燃料輸送用パイプラインは、昭和58年8月に事業の開始をみたところである。パイプラインの保安については定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

11 林野火災対策の推進

林野火災の発生件数は、ここ2、3年減少傾向にあるが、年間を通じてみると春先を中心に火災が多発している。このことは、降雨量が少なく空気が乾燥し強風が吹くこの時期に火入れが行われたり、山菜取りや森林レクリエーションなどによる入山者が増加していることなどによるものと考えられる。

林野火災の特徴は、出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであること、いったん火災が発生した場合、焼損面積が広範囲に及ぶおそれがあること、人海戦術のみでは有効な消防活動の実施が困難な場合があること、発生時期に季節性がみられることなどにある。

このような林野火災の特徴を踏まえ、効果的な林野火災対策を推進するためには、次の施策を積極的に講ずる必要がある。

- ① 乾燥、強風による林野火災発生の大いなる危険が大きい時には、時機を失することなく火災警報等を発令し、林野周辺住民及びレクリエーション入山者等に対する警報の周知徹底と火災予防意識の喚起に努めるとともに、監視パトロールの強化を図ること。

- ② 林野所有者及び事業者に対し、火気取扱いの適正化等火災予防措置の指導の強化促進を図ること。
- ③ 「火入れ」に当たっては、必ず消防機関に事前に通報するよう指導の徹底を図ること。
- ④ 林野火災が発生し、拡大のおそれがある場合には、近隣の市町村に対し時機を失することなく応援要請すること等も含めて対策を強化し、火災拡大の未然防止を図ること。

特に、ヘリコプターによる空中消火を早期に行うことが極めて効果的であるので、広域航空消防応援の要請を積極的に検討すること。

12 特殊災害対策の推進

(1) ガス災害対策の推進

平成元年中のガス事故は昭和63年中に比し、更に減少したものの、多くの被害が出ており、そのほとんどが消費先において消費者に起因して発生している。したがって、ガス事業者をはじめガス利用者、関係行政機関等は一致協力して安全なガスの供給及び利用を図らなければならない。このため、消防機関は引き続き、主として一般家庭等の消費先に対してガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について、今後とも日常の予防査察等を通じ周知徹底を図っていく必要がある。

なお、昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街、準地下街及び特定の防火対象物の地階部分については、昭和56年からガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられるなど、その安全対策の促進が図られているところである。

(2) 大深度地下空間の防災対策の推進

大深度地下空間の利用については、地下鉄道、地下道路等に係る構想が打ち出されるとともに、大深度地下空間の利用に必要な技術開発等の研究が各方面において進められているところであり、昭和63年6月28日閣議決定された「総合土地対策要綱」にも地下空間の公共的利用の促進が指摘されている。

一般に、地下街、地下鉄道、地下道路等の地下空間は、地上への出入口が限定された閉鎖性の高い場所であり、いったん火災等が発生し、濃煙、熱気流が充満した場合等には、利用者の避難・誘導、消防隊の消火・救助活動等に種々の制約、困難が伴うこととなるが、これが大深度地下空間の利用となると、地上への避難経路、消防隊の進入経路が一層長くなること等から、このような消防防災対策上の制約、困難が更に増大することとなる。

したがって、火災等の早期発見・早期消火、多数の利用者の避難・誘導、救助・救急手段の確保、消防活動上の必要となる施設・設備等所要の消防防災対策の在り方について十分検討し、大深度地下利用施設の特性に応じた万全の消防防災対策を講じる必要がある。

(3) 原子力災害対策の推進

原子力発電所等に係る災害対策については、昭和54年7月12日、中央防災会議において「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が、さらに、昭和55年6月30日、原子力安全委員会において「原子力発電所等周辺の防災対策について」が決定された。また、昭和59年6月21日、同委員会において「緊急時環境放射線モニタリング指針」が決定された。

これらを踏まえて、原子力発電所等所在の道府県と市町村は、地域防災計画において緊急時環境モニタリング、住民の避難等原子力災害対策に関する所要の措置を定め、原子力災害時における住民の安全確保に備えてきたところである。

昭和61年4月26日、ソ連チェルノブイル原子力発電所において、事故が発生し、我が国においても、放射能が検出されたため、放射能監視体制が強化された。また、当該事故については、原子力安全委員会に設置された「ソ連原子力発電所事故調査特別委員会」において調査、検討が進められ、昭和62年5月28日に報告書が取りまとめられた。同報告書では、防災対策については、我が国の原子力発電所の特徴等を考慮して定めた原子力防災体制及び諸対策を基本的に変更すべき必要性は見いだされないと結論を述べるとともに、各般の防災対策に関し、その内容を更に充実し、より実効性ある対策とすることが肝要である旨指摘している。

消防庁としては同委員会の報告書の指摘を踏まえ、引き続き、地域防災計画における原子力災害対策のより一層の整備充実を図る必要がある。

(4) 航空機災害対策の推進

航空機事故は、いったん発生すれば大惨事を招来するおそれがある。

昭和60年8月12日、日航機が群馬県の山中に墜落し、死者520人を出すという単独機の事故としては史上最大の大惨事となった。地元上野村消防団員等の活躍によって、奇跡的に生存者4人が救出されたものの、事故現場の捜索、生存者の救出等は困難を極めた。

この種の航空機事故に際して、消防機関が有効な消火・救急救助活動等を実施するためには、必要な初動体制を早急に確立するとともに大規模災害用資機材の整備を計画的に進め、これらの資機材をはじめ、消防機関の保有する装備、人員等を広域的に活用できる体制を強化する必要がある。

航空機の捜索救難については、従来より「航空機の捜索救難に関する協定」が定められ、運輸省東京空港事務所に置かれた救難調整本部(RCC)を中心として、関係機関が相互に協力する体制がとられてきたところであり、昭和62年8月にRCCと消防庁との間に専用電話回線が開設され、その運用が開始されたが、昭和63年4月21日からは、この協定に消防庁も正式に参加した。これによりRCCから専用回線により消防庁に通報された情報を消防庁が関係都道府県を通じ関係消防機関に直ちに連絡できるようになり、その後の消防活動を適切かつ迅速に実施することに大きく寄与するものと期待される。

さらに、機動性を有し、大規模災害時において有効な働きをするヘリコプターについては、消防機関においてその導入を進めるとともに、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」や「消防広域応援交付金制度」によりその積極的活用に努める必要がある。

また、航空機事故のほぼ半数は離着陸時に発生しており、空港及びその周辺における消火救難体制の確立が極めて重要である。

空港内での航空機事故に対処するため、空港管理者は航空法により必要な消火救難資機材を整備することとされており、その基準は国際民間航空条約

第14附属書の消防力の基準（ICAO基準）に準拠し定められているが、空港の消防力は、特に地方公共団体の管理する空港においては、年々改善されてきつつはあるもののいまだ満足すべき状態にないものがあり、その整備水準の向上が要請されている。

一方、空港が所在する市町村においても、空港周辺地域での航空機災害に備え、空港管理者との提携、協力体制を確保するとともに、周辺市町村との応援体制、更には地域の実情に応じた広域応援体制の確立等消防体制の整備に努める必要がある。

（5）海上災害対策の推進

昭和63年5月18日、大阪港に停泊中のソ連客船プリアムーリエ号（4,870トン）で発生した火災は、死者11人、負傷者35人を出す惨事となり、また、平成元年2月16日横浜港で入渠中のインド貨物船ジャグドゥート号（13,392トン）で発生した火災は、死者10人、負傷者13人を出す惨事となった。

船舶火災等の海上災害における消防活動は、制約が多く極めて困難である。このため、消防庁においては、ふ頭に係留された船舶等の火災時における消防機関の消防活動上の留意事項等について調査研究することとしている。また、消防機関においては、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等に努め、万一の海上災害に備えているが、今後ともより一層の充実を図る必要がある。

また、「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」（略称SAR条約）が昭和60年に発効したなどの状況変化を踏まえて、我が国の海上における捜索救助に関する関係機関で構成する連絡調整本部が海上保安庁に設けられているほか、海上保安庁管区海上保安本部単位に都道府県の消防防災部局、関係消防本部等を含む地方の関係機関で構成する救助調整本部が設けられている。地方公共団体及び消防機関としては、今後とも、この体制の中で関係機関との連携、協力を図りながら、海難救助対策の推進を図っていく必要がある。

13 研究開発の推進

災害の複雑多様化に対し、災害の防止、被害の軽減、原因の究明等に関する科学技術の研究開発が果たす役割はますます重要になっている。

消防研究所においては、消防防災に求められる社会的ニーズに重点を置いた消防防災に関する科学技術の研究開発を推進しているが、最近においては、人命安全の緊急課題である建物火災時の燃焼ガスの毒性に関する研究、火災と非火災を識別するための人工知能技術を導入した火災性状把握システムに関する研究、火災時における老人等火災弱者保護のための住宅用の低水圧で少量の水を火点に向け放水し効率的に消火できる簡易自動スプリンクラー装置の開発研究、災害により崩壊したビルのがれき中の埋没生存者の存在及び位置を確認できる探査機器の研究を行っているほか、消防防災体制検討のための臨海埋立地における長周期地震動に関する研究、消防職員の高齢化及び消防活動の一層の機動化に対応するための消防装備の軽量化・自動化等に関する開発研究、各種危険物の火災、爆発等の危険性を分類、格付けするための試験方法の研究等を行っている。

また、平成2年度からは、地下利用の特殊空間内における可燃物の燃焼性状、煙伝播性状等について、コンピュータシュミレーションによる実大規模特殊空間内の火災性状の予測のための研究等にも取り組んでいる。

国民の安全を確保する上で科学技術の果たす役割が一層増大しつつある現在、多領域にわたる消防防災研究を総合的に実施する国立の研究機関として、消防研究所の果たすべき役割はますます重要なものとなってきている。

特に高度化、多領域化する研究需要に対する研究開発を効率的、効果的に実施するためには、研究課題に密接に関連のある産業界、大学、国立研究機関等との共同研究等を一層促進することが必要であり、また、民間に期待し難い先導的基礎的研究を推進することも重要である。さらに、消防防災研究の国際化を推進するには、海外との研究協力を促進することも必要である。このため、今後とも研究水準の維持、向上を図る等研究体制の一層の強化を図ることが必要である。

14 国際化への対応

(1) 国際協力・国際交流の推進

災害から生命、身体及び財産を守るということは、国境や民族を越えた万国共通のもので、人類普遍の課題である。

消防庁では、この認識の下に今日まで、各国との消防に関する国際交流を行うとともに、開発途上にある諸国に対し、主として国際協力事業団との協力による集団研修（①消防行政管理者研修（平成元年度から実施し、12か国18名。なお、昭和63年度まで実施した消防行政集団研修は41か国195名）、②救急救助技術研修（昭和62年度から実施し、11か国32名）、③消火技術研修（昭和63年度から実施し、12か国21名））及びブラジル国ブラジリアの消防技術強化のための技術指導をはじめとする諸外国への専門家派遣等の事業を行ってきたほか、中国及び韓国消防官の消防大学校での研修、ブラジル等の諸外国からの個別研修員の受入れを行ってきたところである。

さらに、平成2年度から新たな集団研修として、防災行政研修及び火災予防技術研修を実施することとしている。

また、財団法人日本消防協会の中国との消防技術交流等、消防関係団体においても諸外国との交流が積極的に行われている。



消防行政管理者研修

しかしながら、近年、我が国の国際交流の進展、消防技術に対する国際的評価の向上と併せ、我が国が世界有数の経済大国としてふさわしい役割や責任を果たすため、消防に関して積極的に国際化を推進し、国際社会に貢献することがますます必要となってきた。

このような社会情勢の中で、今後は既存の研修の充実と併せ、研修参加国・研修参加者のフォローアップを行うとともに、開発途上にある諸国における消防の現状、消防技術協力のニーズを的確に把握し、その実態に沿ったきめ細かな技術援助を継続的に行い、消防技術協力の充実を更に推進する必要がある。

(2) 国際消防救助隊派遣体制の整備

昭和60年11月に発生したコロンビアの噴火災害に際して、消防庁においては、国際緊急医療チームとも連携しつつ救助活動を行うため、国際協力事業団と協力して消防救助隊の派遣の準備を進めた経緯がある。この時の経験等を踏まえ、その後、政府においては外務省を中心に、海外で大規模な災害が発生した場合における国際緊急援助体制の整備を進めることとし、昭和62年、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（昭和62年法律第93号）が公布、施行された。

この法律は、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模災害に対し、被災国政府等の要請に応じ、緊急援助活動を行う人員を国際緊急援助隊として派遣するに当たっての根拠及び手続き等を明確にし、援助を含む総合的な国際緊急援助体制の整備を図ることを目的としたものである。このうち消防関係については、外務大臣からの協力要請及び協議に基づき、消防庁長官は、消防庁職員に国際緊急援助活動を行わせるとともに、市町村に対し、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせるよう要請し、この要請を受けた市町村は、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせることができることとなっている。

消防庁は、これまで政府における国際緊急援助体制の一環として、世界のトップレベルの救助技術を有する我が国の消防救助隊を国際協力事業団と協力して機を失せず迅速に派遣する体制の整備を進めてきており、これを「国

際消防救助隊」(International Rescue Team of Japanese Fire-Service 略称“IRT—JF”愛称“愛ある手”)と称しているが、昭和61年4月、皇太子殿下(当時)のご臨席を得て、大規模な国際消防救助隊としての合同訓練を実施し、同年8月22日(現地時間同日)カメルーンで発生した有毒ガス噴出災害、同年10月11日(現地時間10日)、中米エル・サルヴァドルで発生した地震災害、平成2年6月21日(現地時間同日)イラン及び同年7月16日(現地時間同日)フィリピンで発生した地震災害において、政府が派遣した国際緊急援助隊に国際消防救助隊登録隊員が参加し、被災国民の救助等に大きな成果をあげたところである。

現在、40の消防本部、501名の救助隊員をその要員として登録し、緊急事態発生時には、国際緊急援助隊の一部を構成するものとして、上記法律に定める国際緊急援助活動を行うべく出動体制を整えているが、今後とも、外務省や国際協力事業団等と連携を図りながら携行する資機材の整備や隊員の研修訓練の充実等に努め、緊急事態発生時に被災国の期待に十分応じられるようにしていく必要がある。

(3) 国際防災の10年

ア 国連等の動き

1987年12月の第42回国連総会において、1990年代を国際協調行動を通じて、自然災害による被害を軽減することを目的とした「国際防災の10年(International Decade for Natural Disaster Reduction)」とする決議案が全会一致で採択された。さらに、1989年12月の第44回国連総会において、毎年10月第2水曜日を「国際防災の日」とすること、本10年を推進するために、各国あるいは国連がとるべき措置等を内容とする決議案が155か国から共同提案され、全会一致で採択された。

イ 我が国の対応

平成元年5月19日に、関係行政機関相互の緊密な連絡を確保し、国際協力の総合的かつ効果的な推進を図るため「国際防災の10年推進本部」の設置が閣議決定された。さらに、その第1回会議(平成元年11月6日)において基本方針が決定され、各省庁とも、国際的な会議やPR活動等国際防災の10年

関連施策を推進しているところである。

ウ 消防庁の対応

消防庁においても、平成元年12月25日に「自治省・消防庁国際防災の10年推進委員会」を設置し、国際防災の10年事業を積極的に推進しているところであり、各種PR活動をはじめ、平成2年5月31日には、アジア諸国の災害の実態、消防防災体制の現状及び問題点、国際協力の進め方等について参加各国の消防長等と意見交換等を行うことを目的とした国際防災の10年アジア消防名古屋会議を開催した。

(4) 基準・認証制度の国際化の推進

我が国の基準・認証制度については、対外経済問題諮問委員会の昭和60年4月の報告に基づき、「原則自由、例外制限」等の視点にたつて、総点検し、我が国市場へのアクセス改善を図るべく検討が行われたが、消防庁においても、消防用機械器具等及び防災物品等に係る基準・認証制度についての検討を行い、同年7月にまとめられた「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」において一連の改善対策を行うことを決定した。

これに基づき、昭和60年12月に自己認証制度の導入のための消防法改正を行い、従来の検定制度の対象となっていた検定対象機械器具等を新しく創設した自己認証制度の対象となる自己表示対象機械器具等と従来通りの検定対象機械器具等に区分し、所定の性能等を確保しつつ規制の緩和を図ることとした。

また、更に一段と国際化を推進し、貿易摩擦を解消していくためには、できるだけ早期に消防用機器に係る国際規格を策定し、各国がこれを受け入れていくことが望ましい。この国際規格は、従来からISO(国際標準化機構)等において策定作業が進められており、我が国としてもこれに積極的に参画してきたところであり、昭和62年7月には、ISO/TC21協議会を設置し、ISO対策の充実強化を図っているところである。

今後とも、我が国としては、国際規格の策定において重要な役割を果たすことにより、防火安全面で国際的に大きく貢献できるよう努力を傾注していくこととしている。

第2章 火災等の災害の実態

第1節 火 災

平成元年中における火災の概況は、第1表のとおりであり、出火件数、焼損棟数、建物焼損面積、林野焼損面積、死者、負傷者、り災世帯数、り災人員、損害額、出火率の全てにおいて前年に比べ減少している。

火災の概況を1日当たりで見ると、第2表のとおり、出火件数は153件、死者は4.8人となっている。また、昭和55年を100とした最近の火災の傾向をみると、第3図のとおりであり、多少の増減はあるもののおおむね横ばいに推移している。

1 出火件数

(1) 出火件数は減少

平成元年中の出火件数は5万5,763件で、前年の5万9,674件に比べ3,911件(6.6%)減少している。

(2) 建物火災は全火災の63.1%

火災は第4表のとおり6種類に分類されており、その構成比についてみると、建物火災が全火災の63.1%で最も高い比率を占めている。次いで、その他の火災(道路、空地、土手及び河川敷の枯れ草、看板、広告等の火災)、車両火災、林野火災と続いている。

また、最近の火災種別の出火件数の推移をみると、第5表のとおりである。

(3) 冬季、春季に火災が多い

出火件数を四季別にみると、第6表のとおり、火災は低温・低湿でしかも火気を使用する機会の多い冬季から春先にかけて多く発生し、平成元年中では、冬季と春季で総出火件数の58.1%を占めている。

第1表 火災の概況

区分	単位	平成元年	昭和63年	増減	増減率
		(A)	(B)	(A) - (B) (C)	(C)/(B) × 100 (%)
出火件数	件	55,763	59,674	△ 3,911	△ 6.6
建物		35,186	37,090	△ 1,904	△ 5.1
林野		2,894	3,589	△ 695	△ 19.4
車両		5,744	5,591	153	2.7
船舶		138	134	4	3.0
航空機		4	5	△ 1	△ 20.0
その他		11,797	13,265	△ 1,468	△ 11.1
焼損棟数	棟	47,437	50,336	△ 2,899	△ 5.8
全焼		11,452	12,621	△ 1,169	△ 9.3
半焼		4,074	4,428	△ 354	△ 8.0
部分焼		31,911	33,287	△ 1,376	△ 4.1
建物焼損面積	m ²	1,734,055	1,859,535	△ 125,480	△ 6.7
林野焼損面積	a	211,699	317,623	△ 105,924	△ 33.3
死者	人	1,747	2,116	△ 369	△ 17.4
負傷者	人	7,292	7,703	△ 411	△ 5.3
り災世帯数	世帯	33,564	36,336	△ 2,772	△ 7.6
全損		8,427	9,830	△ 1,403	△ 14.3
半損		2,971	3,093	△ 122	△ 3.9
小損		22,166	23,413	△ 1,247	△ 5.3
り災人員	人	102,147	111,292	△ 9,145	△ 8.2
損害額	百万円	140,494	144,021	△ 3,527	△ 2.4
建物		134,577	137,834	△ 3,257	△ 2.4
林野		521	1,440	△ 919	△ 63.8
車両		2,630	2,689	△ 59	△ 2.2
船舶		638	549	89	16.2
航空機		30	26	4	15.4
その他		2,098	1,484	614	41.4
出火率		4.6	4.9	△ 0.3	—

- (注) 1 「死者」には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下同じ。
 2 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。
 3 損害額は、百万円未満を四捨五入したため、火災種別の計と一致しない場合がある。
 4 損害額等については、調査中のものがあり、異動することがある。

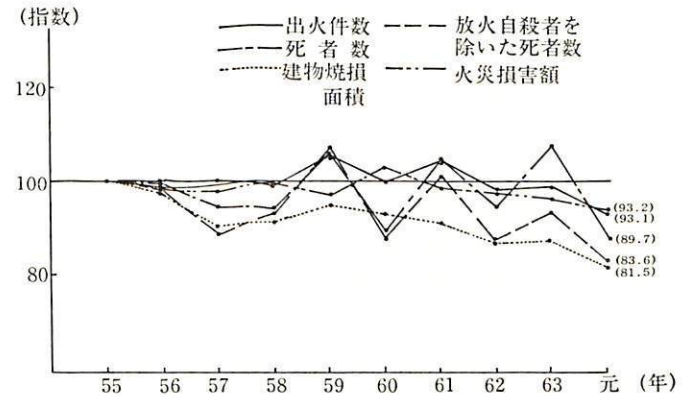
第2表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況

区分	単位	平成元年	昭和63年	
全火災1日当たり	出火件数	件	153	163
	損害額	百万円	385	394
	焼損棟数	棟	130	138
	建物焼損面積	m ²	4,751	5,081
	林野焼損面積	a	580	868
	り災世帯数	世帯	92	99
	り災人員	人	280	304
	死者	人	4.8	5.8
	負傷者	人	20.0	21.0
全火災1件当たり	損害額	万円	252	241
建物火災1件当たり	損害額	万円	382	372
	建物焼損面積	m ²	49	50
	焼損棟数	棟	1.3	1.4
	り災世帯数	世帯	1.0	1.0
林野火災1件当たり	り災人員	人	2.9	3.0
	損害額	万円	18	40
	林野焼損面積	a	73	88

第3図 火災の傾向

(昭和55年=100)

(昭和55年=100)



第4表 火災種別出火件数の構成割合

区 分	平成元年	昭和63年
建物火災	63.1%	62.2%
林野火災	5.2	6.0
車両火災	10.3	9.4
船舶火災	0.2	0.2
航空機火災	0.0	0.0
その他の火災	21.2	22.2
計	100.0	100.0

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入した。以下の各図表において同じ。

第5表 火災種別出火件数の推移

(昭和55年=100)

年別	建物		林野		車両		船舶		航空機		その他	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
55	38,014	100	4,120	100	3,773	100	155	100	2	100	13,821	100
56	38,882	102	3,709	90	4,050	107	157	101	7	350	13,983	101
57	36,996	97	4,579	111	4,417	117	173	112	2	100	14,401	104
58	37,395	98	3,918	95	4,638	123	179	115	4	200	13,606	98
59	38,254	101	4,786	116	4,758	126	147	95	2	100	15,842	115
60	36,879	97	4,155	101	4,988	132	160	103	7	350	13,676	99
61	38,121	100	4,838	117	5,179	137	173	112	3	150	14,958	108
62	36,515	96	4,120	100	5,272	140	111	72	5	250	12,810	93
63	37,090	98	3,589	87	5,591	148	134	86	5	250	13,265	96
元	35,186	93	2,894	70	5,744	152	138	89	4	200	11,797	85

第6表 四季別出火状況

季 別	平成元年				昭和63年			
	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)
春季(3月~5月)	16,852	30.2	38,580	27.5	17,168	28.8	41,792	29.0
夏季(6月~8月)	12,052	21.6	30,091	21.4	10,689	17.9	23,437	16.3
秋季(9月~11月)	11,322	20.3	32,174	22.9	11,845	19.8	29,739	20.6
冬季(12月、1月、2月)	15,537	27.9	39,649	28.2	19,972	33.5	49,053	34.1
計	55,763	100.0	140,494	100.0	59,674	100.0	144,021	100.0

第7表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

区 分	平成元年	昭和55年	増減率 (%)
出火率	4.6	5.2	—
出火件数(件)	55,763	59,885	△ 6.9
うち建物火災	35,186	38,014	△ 7.4
人口(人)	122,335,313	116,194,898	5.3
世帯数(世帯)	40,561,404	35,830,857	13.2

(注) 人口及び世帯数は、各年とも3月31日現在の住民基本台帳による。

第8表 都道府県別出火率

(平成元年中)

都道府県	出火件数	人口 (万人)	出火率	都道府県	出火件数	人口 (万人)	出火率
1 北海道	2,616	565	4.6	25 滋賀	408	120	3.4
2 青森	740	153	4.8	26 京都	511	255	2.0
3 岩手	485	143	3.4	27 大阪	4,219	857	4.9
4 宮城	995	221	4.5	28 兵庫	2,851	531	5.4
5 秋田	618	124	5.0	29 奈良	332	135	2.5
6 山形	593	126	4.7	30 和歌山	328	109	3.0
7 福島	912	210	4.3	31 鳥取	229	62	3.7
8 茨城	1,456	282	5.2	32 島根	386	79	4.9
9 栃木	871	191	4.6	33 岡山	844	193	4.4
10 群馬	681	195	3.5	34 広島	1,744	283	6.2
11 埼玉	2,451	620	4.0	35 山口	813	158	5.1
12 千葉	2,305	542	4.3	36 徳島	413	84	4.9
13 東京	6,621	1,166	5.7	37 香川	441	103	4.3
14 神奈川	2,765	777	3.6	38 愛媛	659	153	4.3
15 新潟	987	248	4.0	39 高知	437	84	5.2
16 富山	246	113	2.2	40 福岡	2,444	474	5.2
17 石川	413	116	3.6	41 佐賀	347	88	3.9
18 福井	263	82	3.2	42 長崎	623	158	3.9
19 山梨	364	85	4.3	43 熊本	636	185	3.4
20 長野	769	215	3.6	44 大分	463	125	3.7
21 岐阜	1,110	205	5.4	45 宮崎	686	118	5.8
22 静岡	1,633	365	4.5	46 鹿児島	959	181	5.3
23 愛知	3,787	654	5.8	47 沖縄	523	123	4.3
24 三重	786	178	4.4	計	55,763	12,234	4.6

(4) 出火率は4.6

出火率（人口1万人当たりの出火件数）は全国平均で4.6と前年に比べ0.3減少しており、昭和55年と比べると、出火件数で6.9%下回り、出火率で0.6ポイント下回っている（第7表）。

(5) 出火率の高いのは広島県、宮崎県、愛知県、低いのは京都府、富山県

都道府県別の出火件数は、東京都の6,621件を最高に、大阪府、愛知県、兵庫県、神奈川県順となっており、例年どおり大都市が所在する都道府県の出火件数が多い。一方、少ない方では、鳥取県の229件を最低に、富山県、福井県、和歌山県、奈良県の順となっている（附属資料3）。都道府県別の出火率は第8表のとおり、全国平均4.6に対して、最高は広島県の6.2、最低は京都府の2.0となっている。

(6) 火災通報は119番、初期消火は消火器

消防機関が火災をどのような方法で覚知しているかについてみると、第9

第9表 覚知方法別出火件数

(平成元年中)

覚知方法別	区分	出火件数(件)	構成比(%)
火災報知専用電話(119番)		43,328	77.7
事後聞知		6,122	11.0
加入電話		2,669	4.8
警察電話		1,535	2.7
駆けつけ通報		711	1.3
火災報知機		257	0.5
望楼発見		1	0.0
その他		1,140	2.0
計		55,763	100.0

第10表 初期消火器具等の使用状況

(単位：件、%)

年別	簡易消火用具		消火器		固定消火設備		その他		初期消火なし	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
55年	13,747	23.0	15,550	26.0	1,228	2.0	29,360	49.0	—	—
元	8,433	15.1	15,547	27.9	753	1.4	14,386	25.8	16,644	29.8

(注) 昭和55年中の「初期消火なし」の件数は、「その他」に含む。

表のとおり、火災報知専用電話(119番)による通報の例が圧倒的に多い。

初期消火器具等の使用状況は、第10表に示すとおりである。

2 損害額

平成元年中における火災による損害額は1,404億9,418万円で前年の1,440億2,114万円に比べ35億2,696万円減少しており、火災1件当たりでは252万円(前年241万円)となっている。損害額の推移をみると、第11表のとおりである。なお、火災種別ごとの損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く全体の95.8%を占めている(第1表)。

第11表 損害額の推移

(昭和55年=100)

区分	年別	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元
損害額(億円)	指数	1,507	1,503	1,491	1,506	1,462	1,549	1,498	1,462	1,440	1,405
	1件当たり損害額(千円)	2,517	2,473	2,461	2,521	2,292	2,588	2,367	2,484	2,413	2,519
指数		100	98	98	100	91	103	94	99	96	100

第12表 火災による死傷者の推移

区分	年別	49~58年平均	59	60	61	62	63	元
死者数(人)	放火自殺者を除いた数	1,252	1,338	1,089	1,257	1,086	1,166	1,035
	放火自殺者数	588	751	658	804	771	950	712
	計	1,840	2,089	1,747	2,061	1,857	2,116	1,747
指 数	放火自殺者を除いた数	100	107	87	100	87	93	83
	放火自殺者数	100	128	112	137	131	162	121
	計	100	114	95	112	101	115	95
負傷者数(人)		8,362	7,858	7,550	7,731	7,681	7,703	7,292
指 数		100	94	90	92	92	92	87

3 死 者

平成元年中の火災による死者数は1,747人で、前年(2,116人)に比べ369人減少している。このうち、放火自殺者を除いた火災による死者は1,035人で、前年(1,166人)に比べ131人減少している。また放火自殺者は712人で、前年(950人)に比べ238人減少している(第12表)。

(1) 建物火災による死者は177人減少

火災種別ごとの死傷者数をみると第13表のとおり、建物火災による死者が前年に比べ177人減少して1,178人となり、死者総数に対する割合は67.4%(前年64%)となっている。

第13表 火災種別死傷者数

(平成元年中)

火災種別	死	者	負	傷	者
建物火災	1,178人	67.4%	6,474人	88.8%	
林野火災	14	0.8	118	1.6	
車両火災	188	10.8	251	3.4	
船舶火災	11	0.6	30	0.4	
航空機火災			1	0.0	
その他の火災	356	20.4	418	5.7	
計	1,747	100.0	7,292	100.0	

(2) 火災による死者は冬季と夜中に多い

月別の死者発生状況は第14表のとおりである。例年、火気を使用する機会

第14表 月別死傷者発生状況

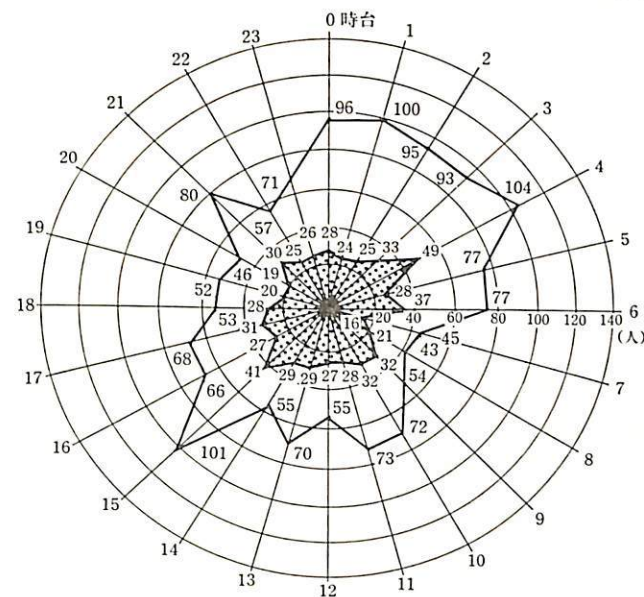
(平成元年中)

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
死 者(人)	220	222	231	168	108	94	91	58	87	128	158	182	1,747
割 合(%)	12.6	12.7	13.2	9.6	6.2	5.4	5.2	3.3	5.0	7.3	9.0	10.4	100.0
うち 放火自殺者(人)	76	75	96	66	56	51	44	22	39	53	70	64	712
割 合(%)	10.7	10.5	13.5	9.3	7.9	7.2	6.2	3.1	5.5	7.4	9.8	9.0	100.0
負 傷 者(人)	762	685	760	738	589	507	543	501	446	459	532	770	7,292
割 合(%)	10.4	9.4	10.4	10.1	8.1	7.0	7.4	6.9	6.1	6.3	7.3	10.6	100.0

が多い冬季から春先にかけて死者が多く発生しており、平成元年中においても1月から4月及び12月の5か月間に死者総数の58.6%に当たる1,023人の死者が発生している。

第15図 時間帯別死者発生状況

(平成元年中)



- (注) 1 死亡時刻不明者44人(うち放火自殺者27人)を除く。
- 2 黒い部分は放火自殺者を示し内数である。

第16表 人口に対する死者数の割合

(平成元年中)

率 の 高 い 県				率 の 低 い 県			
都道府県	人 口 (千人)	死者数 (人)	人口10万人 に対する割合	都道府県	人 口 (千人)	死者数 (人)	人口10万人 に対する割合
秋 田	1,234	41	3.32	東 京	11,885	117	0.98
徳 島	834	19	2.28	和 歌 山	1,081	11	1.02
愛 媛	1,525	34	2.23	埼 玉	6,290	6	1.05
福 島	2,099	46	2.19	高 知	832	9	1.08
鳥 取	618	13	2.10	鹿 児 島	1,810	20	1.10

(注) 人口は平成元年10月1日現在の推計人口(総理府統計局調べ)による。

第17表 建物用途別及び階層別の死者発生状況 (平成元年中)

区分	併用住宅										住宅		その他									
	計	一般住宅	共同住宅	商業店舗・待合	サービス業店舗	工場・作業場	倉庫・納屋	事務所	養畜舎	その他	専用住宅	計	事務所	倉庫・納屋	倉庫・駐車場	工場・作業場	倉庫・納屋	事務所	養畜舎	複合用途	その他	
不明	29	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3
1階	806	584	68	37	11	11	7	3	5	5	5	3	2	2	2	2	2	2	2	2	18	32
2階	292	115	60	45	7	14	7	5	11	11	11	1	1	1	1	1	1	1	1	6	10	
3階	21	2	9	2	1	1	1	1	6	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4階	12	12	10	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5階	8	4	5	4	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6階	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7階	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10階	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11階	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地下1階	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
計	1,178	714	155	93	10	26	13	12	25	25	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
割合(%)	(100.0)	869	(73.8)	179	(15.2)																	

(注) 本表及び次表においては、火災が2種以上にわたった場合、火災報告取扱要領の取扱いにかかわらず、死者が発生した方の火災種別により整理している。

時間帯別に死者の発生状況をみると、第15図のとおり夜中の4時台が104人で最も多く、次いで15時台(101人)となっている。一方、死者の発生が少ない時間帯は、8時台の43人で、次いで7時台(45人)、20時台(46人)となっている。

(3) 火災による死者の数が多なのは東京都、少ないのが島根県、高知県

都道府県別に死者の発生状況をみると、東京都が117人で最も多く、次いで大阪府が108人、神奈川県104人となっている。一方、死者が少ないのは島根県、高知県の9人となっている。

これを、人口10万人当たりの死者数と比較すると、第16表のとおり最も高いのは秋田県で3.32人、最も低いのは東京都で0.98人となっている。全国平

第18表 建物構造別・死因別死者発生状況

(平成元年中)

構造別	死因別		火傷	打撲・骨折等	その他	不明	小計	自殺	計
	一酸化炭素中毒・窒息	火傷							
木造	257	288			18	45	608	191	799
防火造	79	69				5	153	45	198
簡易耐火造	18	18			2	1	39	14	53
耐火造	40	23			5	2	70	36	106
その他	3	11			1	1	16	6	22
計	397	409			26	54	886	292	1,178

第19表 死因別死者発生状況の推移

年別	死因別		火傷	打撲・骨折等	その他	不明	小計	自殺	計
	一酸化炭素中毒・窒息	火傷							
60	454 (41.7)	550 (50.5)	5	31 (2.8)	49 (4.5)	1,089 (100.0)	658 [37.7]	1,747	
61	515 (41.0)	624 (49.6)	4 (0.3)	37 (2.9)	77 (6.1)	1,257 (100.0)	804 [39.0]	2,061	
62	429 (39.5)	555 (51.1)	4 (0.4)	27 (2.5)	71 (6.5)	1,086 (100.0)	771 [41.5]	1,857	
63	468 (40.2)	597 (51.2)	6 (0.5)	34 (2.9)	61 (5.2)	1,166 (100.0)	950 [44.9]	2,116	
平成元	415 (40.0)	519 (50.1)		35 (3.4)	66 (6.4)	1,035 (100.0)	712 [40.8]	1,747	

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。また[]内は火災による死者総数に対する自殺者の割合を示す。第20表において同じ。

第20表 死に至った経過と

年 齢 区 分 等	※ 発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り道が逃げなかつた場合を含む。				※ 判断力に欠け、あるいは悪条件がほとんどなされる。				※ 延焼拡大が早かつたため、ほとんど逃げなかつた。				※ 逃げれば逃げられたが、逃げられなかった。				※ その他			
	熟睡	泥酔	病氣・身体不自由	その他	乳幼児	泥酔	病氣・身体不自由	老衰	その他	ガス爆発のため	危険物燃焼のため	その他	ろうばい	持出品・服装に気をとられて	火災をふれ回っているうち	消火しようとして	人を救助しようとして	その他		
0 ~ 5歳	3				36					1										
6 ~ 10	13		3			2	1					2								
11 ~ 20	18	2	1		1	2	2	1	7			3					1			
21 ~ 30	4	2		1	3		2	1	4	3		1				1				
31 ~ 40	16	10		2	4		2	2	1	3					1	2	1			
41 ~ 50	15	17	2	1	5	3		1	6	6		3		3	5	0	1			
51 ~ 60	18	7	3	6	2	7	3	1	3	1		1	1	1	6	1	2			
61 ~ 70	13	11	6	6	5	13	1	1	4	1	1	1			11	2				
71 ~ 80	22		11	8	1	27		1	1	4		2	4	2	25	1	1			
81 ~	18		10	5		23	9	3	1			2			14		2			
不 明	1																			
計	141	49	33	32	36	21	77	9	15	8	27	18	11	8	3	62	7	8		
(割合%)	255 (24.6)				158 (15.3)				53 (5.1)				99 (9.6)							
昭和63年	168	54	30	20	57	30	80	15	16	12	50	17	7	18	2	59	14	10		
(割合%)	272 (23.3)				198 (17.0)				79 (6.8)				110 (9.4)							

注) 逃げ遅れは、※を付けたものの合計

年齢別の死者発生状況

(平成元年中)

年齢	※ 避難行動を起して逃げたが、逃げられなかった。逃げられなかった原因は、避難場所が狭小で逃げられなかった。逃げられなかった原因は、避難場所が狭小で逃げられなかった。										※ 避難行動を起して逃げたが、逃げられなかった。逃げられなかった原因は、避難場所が狭小で逃げられなかった。逃げられなかった原因は、避難場所が狭小で逃げられなかった。										※ 避難行動を起して逃げたが、逃げられなかった。逃げられなかった原因は、避難場所が狭小で逃げられなかった。逃げられなかった原因は、避難場所が狭小で逃げられなかった。										※ 避難行動を起して逃げたが、逃げられなかった。逃げられなかった原因は、避難場所が狭小で逃げられなかった。逃げられなかった原因は、避難場所が狭小で逃げられなかった。									
	身体不自由のため	延焼拡大が早く	逃げ道を間違えて	出入口施錠のため	その他	救助・物品搬出のため	消火のため	その他	喫煙中	炊事中	採暖中(たきびを除く)	たきび	火あそび	その他火気取り扱い	その他	放火自殺の巻添え者	放火殺人の犠牲者	左記以外の経過等	不明・調査中	計	放火自殺(心中の道づれを含む)	計																		
0 ~ 5歳					1										1	2		1	46	3	49																			
6 ~ 10		3													1				26	6	32																			
11 ~ 20		3	2	1	3												1	6	55	18	73																			
21 ~ 30		1	1	1	3												8	13	53	92	145																			
31 ~ 40	1	3			4												3	11	76	142	218																			
41 ~ 50	2	13			6												5	27	135	194	329																			
51 ~ 60	2	13			6												5	21	127	130	257																			
61 ~ 70	5	10		1	7												2	23	146	64	210																			
71 ~ 80	15	8	1	1	4													12	185	38	223																			
81 ~	11	15	4		11													1	184	17	201																			
不 明																		1	2	8	10																			
計	36	69	7	5	41													25	126	1,035	712	1,747																		
(割合%)	158 (15.3)				28 (2.7)				118 (11.4)				15 (1.4)				151 (14.6)				(100.0)	(40.8)	[100.0]																	
昭和63年	45	58	12	10	21													33	137	1,166	950	2,116																		
(割合%)	146 (12.1)				36 (3.1)				133 (11.4)				22 (1.9)				170 (14.6)				(100.0)	(44.9)	[100.0]																	

(単位:人)

均は1.50人である。

(4) 火災による死者は専用住宅、木造建物が多い

建物火災の死者1,178人(第17表の注参照)について、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合が673人(57.1%)、部分焼の場合が326人(27.7%)、半焼の場合が179人(15.2%)となっている。

同じく、建物用途別及び階層別の死者発生状況は第17表のとおりであり、専用住宅での死者が869人(73.8%)、併用住宅での死者が179人(15.2%)で両者で建物火災の死者の約9割を占めている。また、1階での死者が最も多く、806人(68.4%)、次いで2階が292人(24.8%)と続いている。

さらに、建物構造別では、第18表のとおり木造建物での死者が799人で最も多く67.8%を占め、次いで防火造建物が198人で16.8%となっている。

(5) 死因は火傷が50.1%、中毒・窒息が40.0%

放火自殺による死者を除く火災による死者の死因は第19表のとおりである。

火傷による死者が519人で50.1%を占め、次いで一酸化炭素中毒・窒息による死者が415人で40.0%となっている。

(6) 高齢者、乳幼児の死者が過半数を占めている

死に至った経過をみると、第20表のとおり逃げ遅れが723人で放火自殺者を除く死者総数1,035人の69.9%を占め、その中でも発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるものが255人と最も多く

第21表 高齢者(61歳以上)の人口と死者数

(昭和61年=100)

区分 年別	人口		死者数		人口10万人当たりの死者数	
	人口(千人) _A	指数	死者(人) _B	指数	B/A×100	指数
61	17,220	100	698	100	4.06	100
62	18,014	105	638	91	3.54	87
63	18,735	109	678	97	3.62	89
平成元	19,481	113	634	91	3.25	80

(注) 人口は、昭和61年は10月1日現在の国勢調査(千人未満切り捨て)、それ以外の年は10月1日現在の推計人口による(総理府統計局調べ)。

なっている。高齢者の死者数は、第21表のとおりであるが、第20表により更に細かくみると、放火自殺者を除く死者総数のうち56.6%に当たる586人が高齢者、乳幼児、病気又は身体不自由の者によって占められている。

第22表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況

(平成元年中)

区分	計	3人	4人	5人	6人	10人
計	26(88)	24(72)			1(6)	1(10)
建物火災	全焼	14(45)	13(39)		1(6)	
	半焼	4(12)	4(12)			
	部分焼	2(6)	2(6)			
林野火災 車両火災 船舶火災 航空機火災 その他の火災		5(15)				1(10)

(注) ()内は死者数を示す。

第23表 1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況

(平成元年中)

区分	出火件数	死者数					
		計	一般住宅		共同住宅		その他
			専用住宅	併用住宅	社会福祉施設	その他	
計	20	63	33	6	18	6	
			39		24		
1階	16	28	22	3	3		
2階	3	30	9	3	12	6	
4階		1			1		
6階	1	2			2		
屋外		2	2				

(注) 出火件数は出火階ごとに、死者は発生した階ごとに集計した。

(7) 1件で3人以上の死者を出した火災

平成元年中は、1件で3人以上の死者を出した火災は26件（前年31件）発生し、これによる死者は88人（前年119人）となっている。このうち1件で10人の死者を出した火災は、2月に神奈川県で発生したインドばら積貨物船ジャグドット号によるものである。

火災種別毎にみると、第22表のとおり建物火災によるものが大半で20件発生している。

建物用途別では、第23表のとおり専用住宅での死者が39人で61.9%を占めている。

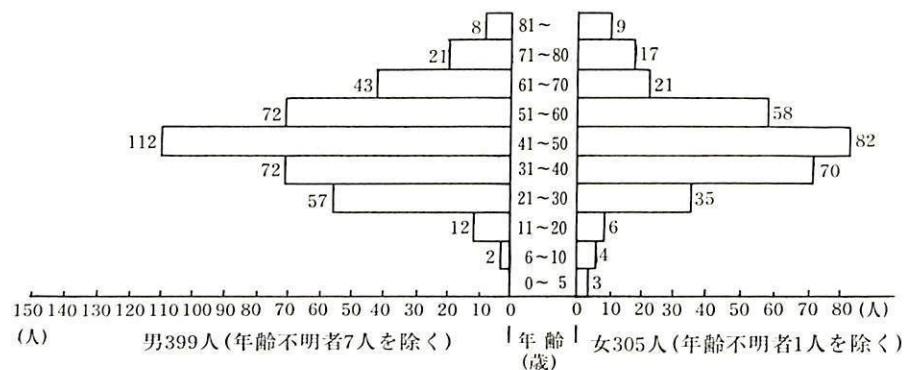
(8) 放火自殺者は死者総数の40.9%

平成元年中の放火自殺者は712人で、前年（950人）より238人減少しており死者総数に占める割合は40.8%（前年44.9%）となっている。

放火自殺者の発生状況を年齢別にみると、第24図のとおり41～50歳が194人（前年251人）と最も多く、全体の27.2%を占めている。性別では男性112人、女性82人となっている。

第24図 放火自殺者の年齢別・性別発生状況

(平成元年中)



4 出火原因

平成元年中の出火原因別出火件数は、第25表のとおりである。総出火件数

5万5,763件のうち、失火による火災が3万8,520件（69.1%）で、火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している。

(1) 「こんろ」による火災が首位

出火原因別の出火件数及び損害額は、第26図のとおりであり、こんろによる火災が6,905件で前年に比べ196件（2.8%）減少したが、全火災の12.4%を占め、昨年に引き続き首位となった。次いで、たばこ、放火、たき火、放火の疑いの順となっている。

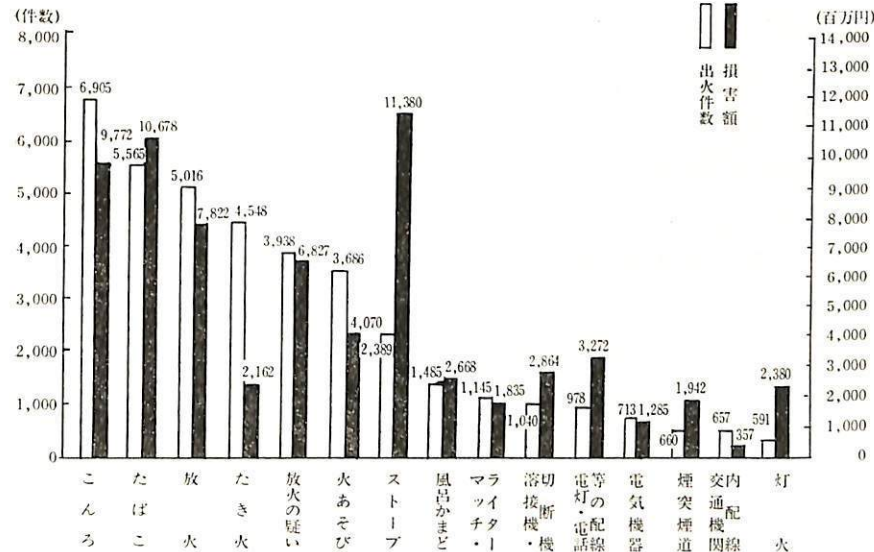
第25表 出火原因別出火件数

(平成元年中)

区 分	出火件数(件)	割合(%)
失火	38,520	69.1
放火・放火の疑い	8,954	16.0
自然発火・再燃	953	1.7
天災	162	0.3
不明	7,174	12.9
計	55,763	100.0

第26図 出火原因別の出火件数と損害額

(平成元年中)



第27表 こんろによる火災の損害状況

(平成元年中)

区 分	単 位	こ ん ろ
出 火 件 数	件	6,905
うち 建物火災		6,863
林野火災		1
車両火災		21
船舶火災		2
その他の火災		18
出 火 件 数	件	6,905
うち ガス こんろ		6,548
電気 こんろ		190
石油 こんろ		106
主な経過別出火件数	件	
消し忘れ		5,552
使用方法の誤り		281
ふく射		151
建物焼損面積	m ²	131,820
損害額	百万円	9,772

こんろによる火災の損害状況は、第27表のとおりである。損害額は11億4,684万円(10.5%)減少して97億7,182万円となっている。

こんろの種類別では、普及率の高いガスこんろによる火災が最も多く6,548件で全体の94.8%と大半を占めている。次に、こんろによる火災の主な経過別出火件数をみると、消し忘れによるものが5,552件とその大半(80.4%)を占めている。

(2) 「たばこ」による火災は減少

たばこによる火災の損害状況は、第28表のとおりであり、前年に比べ754件(11.9%)減少して5,565件(全火災の10.0%)となり、損害額も前年に比べ11億9,708万円(10.1%)減少して106億7,786万円となっている。たばこによる火災の主な経過別出火件数は、投げ捨てによるものが最も多く2,956件、次いで火源の転倒・落下、消し忘れの順となっている。

(3) 「たき火」、「火あそび」による火災は共に減少

たき火による火災は第29表のとおりであり、前年に比べ890件(16.4%)減少して4,548件(全火災の8.2%)となり、損害額も9億5,272万円(30.6%)減少し21億6,226万円となっている。たき火による火災の主な経過別出火件数は、火の粉の飛火によるものが最も多く1,783件、次いでたき火の延焼拡大、消し忘れの順となっている。

次に、火あそびによる火災は、前年に比べ711件(16.2%)減少して3,686件

第28表 たばこによる火災の損害状況

(平成元年中)

区 分	単 位	た ば こ
出 火 件 数	件	5,565
うち 建物火災		3,260
林野火災		470
車両火災		251
船舶火災		7
その他の火災		1,577
主な経過別出火件数	件	
投げ捨て		2,956
火源の転倒・落下		1,263
消し忘れ		363
焼 損 面 積	m ²	122,809
損 害 額	百万円	10,678

第29表 たき火及び火あそびによる火災の損害状況

(平成元年中)

区 分	単 位	た き 火	火 あ そ び
出 火 件 数	件	4,548	3,686
主な経過(発火源)別出火件数	件	火の粉の飛火 1,783 たき火の延焼拡大 1,412 消し忘れ 578	ライター 1,406 マッチ 1,014 花 火 219
焼 損 面 積	m ²	53,002	67,885
損 害 額	百万円	2,162	4,070

第30表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

(平成元年中)

区 分	単 位	放 火	放火の疑い	計	
出 火 件 数	件	5,016	3,938	8,954	
うち ライターによるもの		1,560	1,244	2,804	
マ ッ チによるもの		644	176	820	
たきつけによるもの		34	113	147	
焼 損 面 積	建 物 林 野	m ² a	66,072 459	72,756 2,351	138,828 2,810
損 害 額	百万円	7,822	6,827	14,649	

(注) 損害額は、百万円未満を四捨五入したため、計が放火と放火の疑いの合計と一致しない場合がある。

(全火災の6.6%)となり、損害額も5億1,719万円(11.3%)減少し40億7,012万円となっている。火あそびによる火災の主な発火源別出火件数は、ライターによるものが最も多く1,406件、次いで、マッチ、花火の順となっている。

(4) 「放火」による火災は減少、「放火の疑い」による火災は増加

放火及び放火の疑いによる火災の損害状況は、第30表のとおりである。放火による出火件数は5,016件で前年に比べ36件(0.7%)減少しているが、放火の疑いによるものは3,938件で前年に比べ78件(2.0%)増加している。この結果、放火及び放火の疑いは合わせて8,954件(全火災の16.0%)で、前年に比べ42件(0.5%)増加している。放火による損害額は78億2,201万円、前年に比べ6億9,951万円(9.8%)増加しており、放火の疑いによるものを合わせると146億4,900万円、前年に比べ18億4,848万円(14.4%)増加している。

次に、これらの火災を発火源別にみると、ライターによるものが2,804件と最も多く、次いで、マッチによるもの、たきつけによるものの順となっている。

また、放火(放火の疑いを含む)があった時間帯をみると、夜間から深夜にかけてが最も多くなっており、この時間帯(20時以降翌朝の6時までの間)には、5,436件で60.7%を占めている。

(5) 「ストーブ」による火災は減少

ストーブによる火災は、第31表のとおりであり、前年に比べ469件(16.4%)減少して2,389件発生し、損害額も16億1,257万円(12.4%)減少して

第31表 ストーブによる火災の損害状況

(平成元年中)

区 分	単 位	ス ト ー ブ
出 火 件 数	件	2,389
うち 石油ストーブ		1,664
電気ストーブ		503
まきストーブ		115
ガスストーブ		98
石炭ストーブ		9
主な経過別出火件数	件	
可燃物の接触・落下		611
引火・ふく射		496
使用方法の誤り		341
調整不良		123
消し忘れ		112
建物焼損面積	m ²	141,990
損害額	百万円	11,380

第32表 主な着火物別出火件数

着 火 物	平 成 元 年		昭 和 63 年	
	出火件数 (件)	総出火件数に占 める割合(%)	出火件数 (件)	総出火件数に占 める割合(%)
枯 れ 草	6,265	11.2	7,733	13.0
動 植 物 油	5,770	10.3	5,772	9.7
紙くず・わらくず	3,091	5.5	3,243	5.4
袋・紙製品	2,910	5.2	2,917	4.9
寝 具	2,722	4.9	3,119	5.2
合成樹脂・成形品	2,668	4.8	2,634	4.4
ガ ソ リ ン	2,305	4.1	2,248	3.8
礦 物 油	1,713	3.1	2,008	3.4
織 維 製 品	1,710	3.1	1,852	3.1
電 線 被 類	1,286	2.3	1,230	2.1

(注) 平成元年は着火物別出火件数の上位10位までを表示した。

113億8,013万円となっている。

ストーブの種類別では、普及率の高い石油ストーブによる火災が最も多く1,664件で全体の69.7%を占めており、次いで、電気ストーブによるもの、まきストーブによるものの順となっている。

次に、ストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると、可燃物の接触・落下によるものが611件と最も多く、次いで、引火・ふく射、使用方法の誤りの順になっている。

(6) 着火物は「枯れ草」が首位

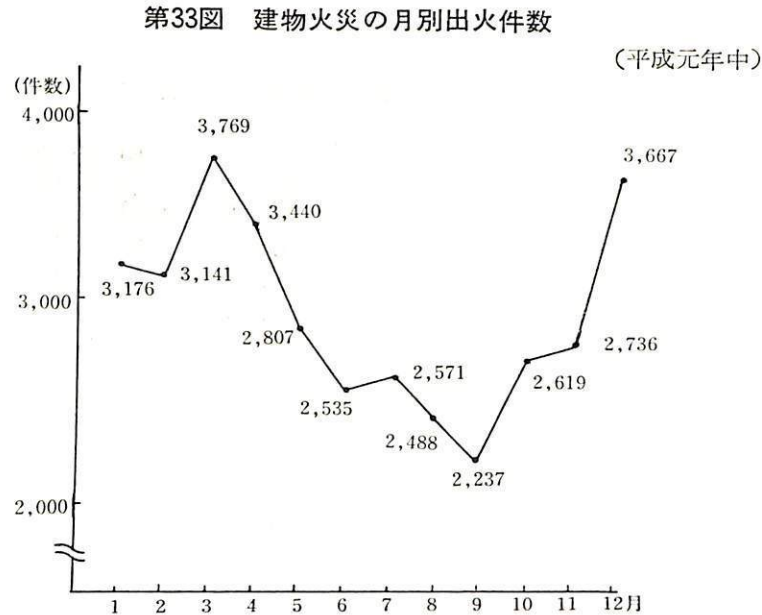
全火災の着火物（発火源から最初に着火した物）別出火件数の上位のものは第32表のとおりである。

5 火災種別ごとの状況

(1) 建物火災

ア 建物火災は1日に96件、15分ごとに1件

建物火災の出火件数は3万5,186件である。



最近10年間、建物火災の出火件数は、多少の増減はあるもののおおむね横ばいに推移してきたが、平成元年は前年に比べ1,904件(5.1%)減少している(第5表)。

次に、月別の出火件数をみると、第33図のとおり、冬季から春先にかけて多く発生している。

イ 居住建物の火災が半数

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、第34表のとおり、居住建物の出火件数が1万8,161件で最も多く、全体の半数以上(51.6%)を占めている。次いで、工場・作業場、倉庫、飲食店の順となっている。

第34表 用途別建物火災の損害状況

用途別	出火件数			焼損面積 (m ²)	損害額 (百万円)
	平成元年 (件)	昭和63年 (件)	増減率 (%)		
居 住	18,161	19,322	△ 6.0	680,294	48,416
工 場・作 業 場	3,926	4,036	△ 2.7	360,906	32,303
倉 庫	2,967	3,160	△ 6.1	239,075	16,255
飲 食 店	1,350	1,318	2.4	42,681	4,416
事 務 所	778	817	△ 4.8	23,303	3,265
養 畜 舎	326	377	△ 13.5	62,676	1,587
学 校	294	324	△ 9.3	20,274	733
車 庫	281	321	△ 12.5	7,962	464
旅 館・ホ テ ル	265	282	△ 6.0	14,880	1,207
神 社・寺 院	223	205	8.8	13,825	1,537
百貨店・マーケット	214	225	△ 4.9	17,013	2,139
病 院・診 療 所	156	141	10.6	2,629	485
官 公 署	84	91	△ 7.7	823	72
福 祉・保 険 施 設	78	80	△ 2.5	2,684	85
劇 場・興 行 場	71	90	△ 21.1	2,883	316
浴 場	36	38	△ 5.3	1,621	71
そ の 他	5,976	6,263	△ 4.6	237,589	21,152
計	35,186	37,090	△ 5.1	1,731,118	134,503

ウ 木造建物の火災が52.8%

建物火災を火元建物の構造別にみると、第35表のとおりである。木造建物から出火した件数は1万8,593件で建物出火件数の52.8%を占め、次いで、

となった。この面積は3DK（65m²）の住宅が2万6,678戸焼損したことに相当する。都道府県別の建物焼損面積をみると、最高は前年同様北海道で10万9,903m²、次いで、大阪府、埼玉県、愛知県、福岡県の順となっており、一方、少ない県は沖縄県の6,945m²を最低に、鳥取県、富山県、山梨県、徳島県の順となっている。

キ 1件当たりの焼損面積は49m²

建物火災1件当たりの焼損面積を都道府県別にみると、第38表のとおりである。全国平均は49m²で前年より1m²減少した。全国平均を上回るのは、

第38表 建物火災1件当たりの焼損面積

(平成元年中)

都道府県	建物火災 (件)	建物焼 損面積 (m ²)	1件当 たりの焼 損面積 (m ²)	都道府県	建物火災 (件)	建物焼 損面積 (m ²)	1件当 たりの焼 損面積 (m ²)
1 北海道	1,903	109,903	58	25 滋 賀	267	14,941	56
2 青 森	539	43,757	81	26 京 都	391	25,000	64
3 岩 手	362	35,152	97	27 大 阪	2,912	100,027	34
4 宮 城	629	39,005	62	28 兵 庫	1,653	52,353	32
5 秋 田	356	39,468	111	29 奈 良	238	22,536	95
6 山 形	407	26,065	64	30 和歌山	220	16,209	74
7 福 島	633	49,690	78	31 鳥 取	184	8,676	47
8 茨 城	865	54,557	63	32 島 根	222	16,215	73
9 栃 木	566	35,513	63	33 岡 山	562	35,667	63
10 群 馬	522	39,032	75	34 広 島	932	41,534	45
11 埼 玉	1,673	79,241	47	35 山 口	447	30,419	68
12 千 葉	1,338	48,247	36	36 徳 島	292	13,098	45
13 東 京	3,957	63,131	16	37 香 川	287	25,243	88
14 神奈川	1,740	60,179	35	38 愛 媛	495	26,114	53
15 新 潟	642	59,719	93	39 高 知	270	14,676	54
16 富 山	202	11,450	57	40 福 岡	1,578	68,419	43
17 石 川	266	20,887	79	41 佐 賀	244	13,177	54
18 福 井	201	23,295	116	42 長 崎	417	23,223	56
19 山 梨	249	12,889	52	43 熊 本	485	32,858	68
20 長 野	535	29,249	55	44 大 分	330	24,957	76
21 岐 阜	595	33,241	56	45 宮 崎	422	23,918	57
22 静 岡	924	41,031	44	46 鹿 児 島	631	39,647	63
23 愛 知	1,927	72,314	38	47 沖 縄	219	6,945	32
24 三 重	457	31,188	68	計	35,186	1,734,055	49

福井県の116m²を最高に、秋田県の111m²、岩手県の97m²など34道府県となっている。一方、全国平均以下となっているのは、東京都の16m²を最低に、兵庫県及び沖縄県の32m²、大阪府の34m²、神奈川県35m²、千葉県の36m²など13都府県となっており、相対的に大都市のある都府県では、出火件数は多いが、火災1件当たりの焼損面積の小さい火災が大部分であることを示している。

ク 建物火災の半数は覚知後5分以内に放水

建物火災の放水開始時間別の焼損状況をみると第39表のとおりである。消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は1万9,694件（建物火災の56.0%）で、このうち覚知から放水開始までの間が5分以内のものは8,395件（放水した建物火災の42.6%）、10分以内のものは1万7,073件（同86.7%）となっている。

覚知から放水までの時間ごとに1件当たりの建物焼損面積を昼夜別にみると、夜間における焼損面積は昼間の焼損面積をほとんど上回っている。これは、昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる。

第39表 建物火災の放水開始時間別焼損状況

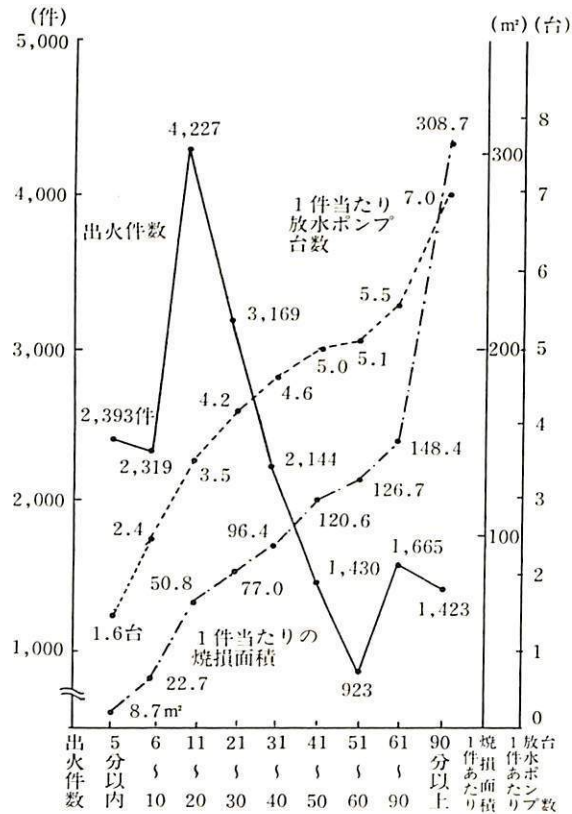
(平成元年中)

区分 昼夜別 覚知から 放水開始 まで	出火 件数			一 件 当 た り の 焼 損 面 積 (m ²)		一 放 水 台 件 当 た り の ポ ン プ 数 (台)		延 焼 率 (%)
	計	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
5分以内	8,395	4,902	3,493	61.1	88.5	3.6	4.2	30.0
6～10 "	8,678	4,997	3,681	77.4	107.5	3.9	4.4	31.2
11～15 "	1,749	959	790	99.4	141.1	4.0	4.4	29.6
16～20 "	464	243	221	128.6	113.6	4.4	4.1	28.4
21分以上	408	197	211	109.1	170.8	3.5	3.4	32.4
放水した建物火災	19,694	11,298	8,396	73.8	104.5	3.8	4.3	30.5
全建物火災 (放水しなかった 火災を含む)	35,186			49.2		2.2		18.4

ケ 建物火災の45.4%は放水開始後20分以内に鎮火

消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると、第40図のとおり、放水開始後11分から20分までのものが4,227件で最も多く、20分以内に鎮火した件数は8,939件で全体の45.4%となっている。

第40図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況 (平成元年中)



(2) 林野火災

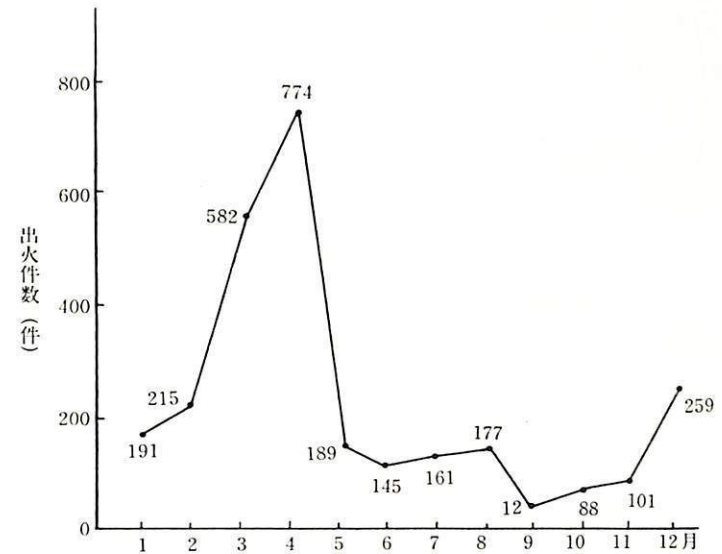
平成元年中の林野火災の出火件数は2,894件で、前年に比べ695件(19.4%)減少した。焼損面積は2,117haで前年より1,059ha(33.3%)減少しており、林野火災の損害額も5億2,095万円で前年より9億1,935万円(63.8%)減少している。また、平成元年中の林野火災による死者は14人で、前年を3人下回っている。

都道府県別の焼損面積をみると、福岡県が677haで最も大きく、次いで栃木県、大分県、岡山県、北海道の順となっている(附属資料3)。

林野火災の出火件数を月別にみると、第41図のとおりである。林野火災の発生時期は地域によって必ずしも一定していないが、平成元年中は3月及び4月に多く発生し、この2か月で1,356件と、全林野火災の46.9%を占めている。この時期は、概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件となることが多く、入山者のたき火の不始末やたき火の飛火等により、出火の危険性が高くなるためである。

林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、第42表のとおりであ

第41図 林野火災の月別出火件数 (平成元年中)



第42表 林野火災の焼損面積段階別損害状況 (平成元年中)

区分	焼損面積						計
	10ha未満	10ha以上20ha未満	20ha以上30ha未満	30ha以上40ha未満	40ha以上50ha未満	50ha以上	
出火件数(件)	2,866	11	6	2	3	6	2,894
焼損面積(ha)	815	177	137	60	133	795	2,117
損害額(千円)	297,919	47,083	18,465	865	55,000	101,613	520,945

(5) 航空機火災

航空機火災は、平成元年中に4件（前年5件）発生したが、死者は発生しなかった（第63図）。

6 平成2年上半期における火災の発生状況

平成2年上半期における火災の概況は第46表のとおりである。総出火件数をはじめ、焼損棟数、り災世帯数、建物焼損面積、林野焼損面積、損害額、負傷者数のいずれも前年同期に比べ減少しているが、死者は1,096人で前年

第46表 平成2年上半期(1月～6月)における火災の発生状況(概況)

区 分	平成2年上半期 (A)	平成元年同 期 (B)	対前年 増減数 (A)-(B)=(C)	増減率 (C) (B)×100 (%)					
総出火件数(件)	30,177	30,527	△ 350	△ 1.1					
建物火災	18,702	18,894	△ 192	△ 1.0					
林野火災	1,904	2,127	△ 223	△ 10.5					
車両火災	2,944	2,817	127	4.5					
船舶火災	73	75	△ 2	△ 2.7					
航空機火災	1	2	△ 1	△ 50.0					
その他の火災	6,553	6,612	△ 59	△ 0.9					
焼損棟数(棟)	25,261	25,355	△ 94	△ 0.4					
り災世帯数(世帯)	18,521	18,549	△ 28	△ 0.2					
焼損面積									
建物(m ²)	914,109	932,862	△ 18,753	△ 2.0					
林野(a)	101,860	191,294	△ 89,434	△ 46.8					
損害額(千円)	70,444,425	71,677,103	△ 1,232,678	△ 1.7					
死傷者数 (人)	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	
	計	1,096	3,908	1,043	4,058	53	△ 150	5.1	△ 3.7
	(放火自殺者数)	(407)	—	(421)	—	(△ 14)	—	(△ 3.3)	—
	建物	788	3,503	717	3,589	71	△ 86	9.9	△ 2.4
	林野	12	70	13	100	△ 1	△ 30	△ 7.7	△ 30.0
	車両	98	96	104	122	△ 6	△ 26	△ 5.8	△ 21.3
	船舶	2	7	11	20	△ 9	△ 13	△ 81.8	△ 65.0
	航空	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	その他	196	232	198	227	△ 2	5	△ 1.0	2.2

(注) 平成元年同期には昭和64年1月1日から1月7日までを含む。

同期に比べ53人増加しており、そのうち建物火災による死者は788人と、前年同期に比べ71人増加している。また、林野火災の出火件数は前年同期より223件減少して1,904件で、昭和34年以来最低の件数となっているほか、車両火災以外の各火災の件数も減少している。

なお、平成2年上半期では、3月18日に兵庫県尼崎市で、死者15人、負傷者6人を出した長崎屋尼崎店の建物火災があった。

7 外国の火災状況

1988年(昭和63年)における諸外国の火災状況は、第47表のとおりである。この表に掲げられた諸外国の中では、出火件数、死者数及び損害額については、例年どおりアメリカが圧倒的に多い。日本は、出火件数については中程に位置しているが、損害額についてはアメリカ、イギリスに次いで多く、死者数についてはアメリカ、中国に次いで多い。

第47表 1988年の諸外国の火災状況

国名	出火件数	出火率 (人口1万人 当たりの 出火件数)	死者数	人口100 万人当たり 死者数	火災1,000 件当りの 死者数	損害額 (億円)	火災1件 当たりの 損害額 (千円)
日本	59,674	4.9	2,116	17.4	35.5	1,440	2,413
アメリカ	2,400,000	97.2	6,200	25.1	2.6	13,333	556
イギリス	356,074	62.4	915	16.0	2.6	1,475	414
フランス	235,190	4.2	410	7.3	1.7	—	—
中国	29,852	0.3	2,234	2.0	74.8	122	408
大韓民国	12,507	3.0	414	9.9	33.1	61	487
ニュージーランド	21,130	62.1	43	12.6	2.0	—	—
ノルウェー	13,490	32.1	57	13.5	4.2	605	4,484

(注) 1 資料については、外国政府等の協力による。
2 為替相場は、IMF調べによる。

次に、これらの数値を出火率(人口1万人当たりの出火件数)等で比較してみると、出火率についてはアメリカの97.2が断然高い。日本の4.9は、他と比較して極端に低い中国の0.3よりは高いが、最も高いアメリカの約20

分の1であり、その他の国と比べてもかなり低い数値といえる。人口100万人当たりの死者数では、アメリカの25.1人が最も高く、次いで日本の17.4人となっている。日本は、アメリカの6割強であるが、最も少ない中国の2.0人の9倍弱となっている。火災1,000件当たりの死者数では、中国の74.8人、日本の35.5人、大韓民国の33.1人とこの3か国が他の国に比べてかなり高く、日本は、最も少ないフランスの1.7人の約21倍となっている。火災1件当たりの損害額については、日本は241万3千円でノルウェーに次いで高く、最も低い中国の約6倍となっている。

火災の定義やとらえ方等について違いがあり一概にはいえないが、日本は、これらの諸外国に比べて、人口単位当たりの出火件数が低く、国民の防火に関する意識が高いことが分かる。しかし、いったん火災が発生すると、建物構造、都市環境、地勢等が影響して火災1件当たりの死者発生率が高く、また、損害額が大きくなることがうかがえる。

また、諸外国の最近の主な火災事例としては、1990年3月25日、アメリカのニューヨーク市ブロンクス区で発生したディスコの火災（死傷者87人）が記憶に新しい。

なお、1989年の世界主要都市の火災状況は、附属資料28のとおりである。

第2節 地震災害等

1 地震災害

平成元年中に震度4以上を記録した地震は、11回発生した。このうち、平成元年6月30日から始まった伊豆半島東方沖を震源とする群発地震で、静岡県において負傷者22人（軽傷）並びに住家の一部破損92棟のほか、道路、港湾等に被害が生じ、被害総額は11億6,364万円となっている。

なお、外国において平成元年中に発生した大きな被害を生じた地震の主なものとしては、10月18日（現地時間17日）に米国サンフランシスコ市付近を震源とするロマブリータ地震があり、今後の効果的な地震防災対策の在り方等の検討のため、11月16日から28日まで政府調査団と同日程で地方公共団体調査チームによる現地調査が行われ、多くの教訓を得ている。

また、平成2年6月21日（現地時間21日）にイラン北西部を震源とする地震及び7月16日（現地時間16日）にフィリピンのルソン島を震源とする地震があり、国際消防救助隊を派遣した。

2 風水害、火山噴火災害等

（1）平成元年中の災害

平成元年中の風水害、雪害、火山噴火災害等による全国及び都道府県別の被害状況は第48表及び附属資料11のとおりである。なお、主な風水害等の状況は、以下のとおりである。

ア 平成元年6月8日から7月18日までの間の豪雨及び暴風雨

平成元年6月8日から7月18日までの間の豪雨及び暴風雨により、死者16人、負傷者3人の被害が発生した。このうち死者15人は7月16日福井県内の国道305号において岩石落下により、通行中のマイクロバスが押しつぶされた事故によるものである。

イ 平成元年7月24日から8月7日までの間の暴風雨及び豪雨

平成元年7月24日から8月7日にかけての暴風雨及び豪雨により、ほぼ全国的に大雨が続き、死者29人、行方不明者2人、負傷者96人、住家の全壊・流失59棟、半壊177棟、床上浸水6,338棟の被害が生じた。これに対し、延べ7県314市町村で災害対策本部が設置された。

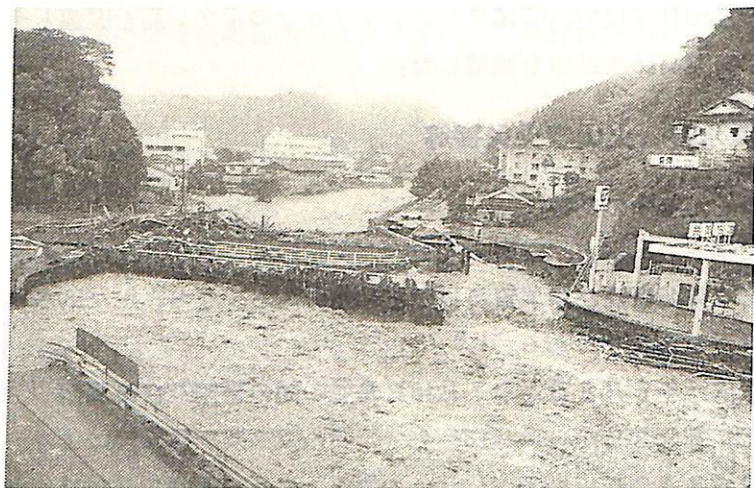
ウ 平成元年9月1日から9月15日までの間の豪雨

平成元年9月1日から9月15日にかけて西日本を中心とする全国各地で大雨となり、死者20人、負傷者24人、住家の全壊・流失31棟、半壊41棟、床上浸水2,677棟の被害が生じた。これに対し、延べ8県359市町村において災害対策本部が設置された。

(2) 平成2年上半期の災害

ア 6月28日から7月3日までの間の豪雨

平成2年6月28日から7月3日にかけての梅雨前線に伴う豪雨により、九州地方を中心に死者27人、負傷者105人、住家の全壊・流失216棟、半壊285棟、床上浸水9,995棟の被害(概数)が生じた。これに対し、延べ5県127市町村で災害対策本部が設置された。



梅雨前線豪雨災害(大分県竹田市)

第48表 風水害等による被害状況

区 分	単 位	平成元年	昭和63年	増 減	
人	死 者	人	94	88	6
	行 方 不 明 者	〃	2	5	△ 3
	負 傷 者	〃	172	355	△ 183
住 家	全 壊 ・ 流 失	棟	124	203	△ 79
	半 壊	〃	268	242	26
	床 上 浸 水	〃	11,240	9,421	1,819
	床 下 浸 水	〃	85,475	51,076	34,399
	一 部 破 損	〃	9,745	2,335	7,410
非 住 家 被 害	棟	6,147	3,729	2,418	
り 災 世 帯 数	世 帯	10,982	10,497	485	
り 災 者 数	人	32,635	33,022	△ 387	
被 害 額	百万円	734,877	989,936	△ 255,059	

- (注) 1 地震による被害を除いた数値である。
 2 被害額には、公共土木施設、農林水産業施設及び農林水産等に係るものが含まれ、住家及び非住家に係るものは含まれない。

第3節 ガス等によるその他の災害

1 ガスによる災害

(1) 事故の発生件数

平成元年中に発生した都市ガス及び液化石油ガスの漏えい事故又は爆発・火災事故（以下「ガス事故」という。）の総件数は、2,923件（前年3,042件）であり、これをガスの種別ごとにみると、都市ガスに係るもの1,653件（同1,673件）、液化石油ガスに係るもの1,270件（同1,369件）である。

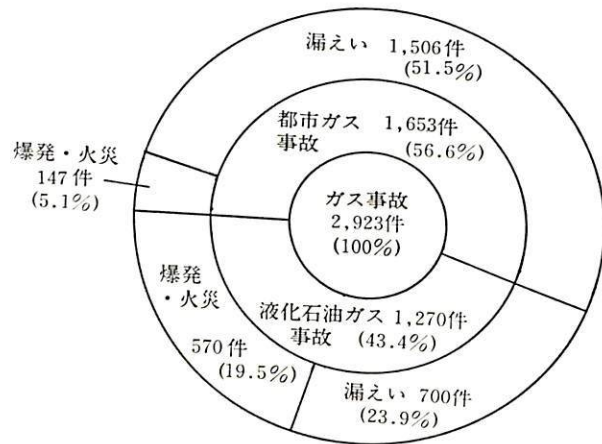
前年と比較すると、ガス事故の総件数は119件（3.9%）の減少になっている。

これをガスの種別ごとにみると、都市ガスに係るものが20件（1.2%）の減少、液化石油ガスに係るものが99件（7.2%）の減少となっている。

ア 事故の態様別発生件数

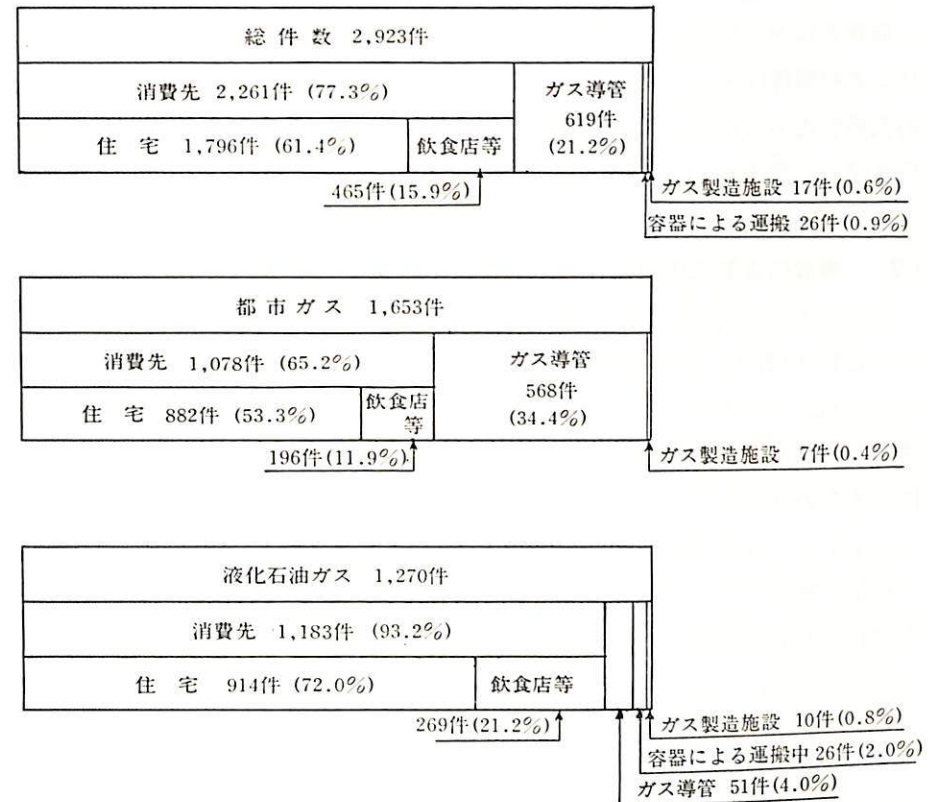
事故を態様別にみると、第49図のとおりであり、漏えい事故が75.5%、爆発・火災事故が24.5%である。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは漏えい事故が91.1%と大半を占めているのに対し、液化石油ガスでは漏えい

第49図 ガス事故の態様別発生件数 (平成元年中)



第50表 ガス事故の発生場所別発生件数

(平成元年中)



い事故が55.2%、爆発・火災事故が44.8%である。

イ 事故の発生場所別発生件数

事故を発生場所別にみると、第50表のとおりであり、消費先におけるものが77.3%と大半を占め、ガス導管等消費先以外におけるものが22.7%となっている。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは消費先におけるものが65.2%、ガス導管等消費先以外におけるものが34.8%であるのに対し、液化石油ガスでは、消費先におけるものだけで93.2%と大半を占め、ガス導管、容器による運搬中等消費先以外のものは6.8%となっている。

消費先における事故の79.4%は住宅において発生しており、これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは81.8%、液化石油ガスでは77.3%となって

いる。

ウ 事故の発生原因別発生件数

消費先において発生した事故を、発生原因別にみると第51表のとおりで、コックの誤操作・火の立ち消え等発生原因が消費者に係る場合が74.5%とその大半を占めている。これをガスの種別ごとにみても、発生原因が消費者に係る場合が都市ガスでは80.5%、液化石油ガスでは69.0%といずれも大半を占めている。

(2) 事故による死傷者数

平成元年中に発生したガス事故（自損行為によるガス事故を含む。）による死者数は127人（前年143人）、負傷者数は966人（同1,119人）である。死者のうち、都市ガスによるものは80人（同84人）で63.0%、液化石油ガスによるものは47人（同59人）で37.0%を占めている。負傷者のうち、都市ガスによるものは317人（同434人）で32.8%、液化石油ガスによるものは649人（同685人）で67.2%を占めている。

前年と比較すると、死者の総数では16人（11.2%）、負傷者の総数では153人（13.7%）のいずれも減少となっている。死者数をガス種別ごとにみると、都市ガスによるものは4人（4.8%）、液化石油ガスによるものは12人

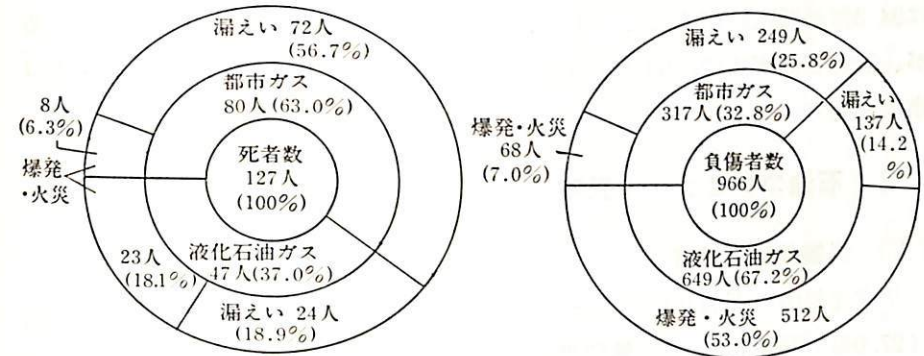
第51表 消費先におけるガス事故の発生原因別発生件数

(平成元年中)

総件数 2,261件	
消費者に係る原因 1,684件 (74.5%)	その他 397件(17.5%)
↑ ガス事業者・工事業者に係る原因 180件(8.0%)	
都市ガス 1,078件	
消費者に係る原因 868件 (80.5%)	その他 156件(14.5%)
↑ ガス事業者・工事業者に係る原因 54件(5.0%)	
液化石油ガス 1,183件	
消費者に係る原因 816件 (69.0%)	その他 241件(20.4%)
↑ ガス事業者・工事業者に係る原因 126件(10.6%)	

第52図 ガス事故による死傷者数

(平成元年中)



(20.3%)のいずれも減少となっている。また、負傷者数をガス種別ごとにみると、都市ガスによるものは117人（27.0%）、液化石油ガスによるものは36人（5.3%）のいずれも減少となっている。

死傷者を事故の態様別にみると、第52図のとおりであり、死者数では漏えい事故によるものが75.6%を占めているが、負傷者数では漏えい事故によるものが40.0%、爆発・火災事故によるものが60.0%となっている。これをガス種別ごとにみると、都市ガスにおいては、死者、負傷者とも漏えい事故によるものがそれぞれ90.0%、78.5%と大半を占めているが、液化石油ガスにおいては、死者では爆発・火災事故によるものが48.9%、漏えい事故によるものが51.1%とほぼ半々であり、負傷者では爆発・火災事故によるものが78.9%を占めている。

なお、死者は96.9%が、負傷者は97.8%が消費先における事故によるものである。

(3) 自損行為によるガス事故

平成元年中に発生したガス事故のうち、自損行為に起因する事故件数は496件（前年607件）、これらの事故による死者数は99人（同113人）、負傷者数は386人（同487人）で、それぞれ総数の17.0%、77.9%及び40.0%である。

自損行為に起因する事故を事故の態様別にみると、漏えい事故にとどまっ

たものは395件（前年518件）で79.6%、爆発・火災事故に至ったものは101件（同89件）で20.4%である。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは94.3%が漏えい事故にとどまり、5.7%が爆発・火災事故となっているが、液化石油ガスでは60.8%が漏えい事故にとどまり、39.2%は爆発・火災事故となっている。

2 石油コンビナート災害

(1) 災害件数と被害

平成元年中の石油コンビナート災害の発生件数は46件で、前年に比べ17件（27.0%）減少している（第53表参照）。

第53表 石油コンビナート災害件数の推移

形態	年		58		59		60		61		62		63		元	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
火災	危険物等の火災	18	14.6	13	16.5	11	16.9	14	23.7	23	33.3	21	33.3	6	13.0	
	その他の火災	15	12.2	19	24.0	23	35.4	15	25.4	18	26.1	8	12.7	11	24.0	
爆発	危険物等の爆発	7	5.7	11	13.9	5	7.7	6	10.2	6	8.7	7	11.1	8	17.4	
	その他	50	40.7	27	34.2	22	33.8	19	32.2	19	27.5	20	31.8	15	32.6	
計		33	26.8	9	11.4	4	6.2	5	8.5	3	4.4	7	11.1	6	13.0	
		123	100.0	79	100.0	65	100.0	59	100.0	69	100.0	63	100.0	46	100.0	

また、損害額は14億9,606万円、死者1人、負傷者は15人となっている。

なお、過去の主な石油コンビナート災害は第54表のとおりである。

(2) 災害の特徴

ア 特定事業所区分別災害件数

特定事業所区分別の災害件数は、第1種事業所が33件（うちレイアウト規制対象事業所24件）と全体の71.7%を占めている。1事業所当たりの災害件数はレイアウト規制対象事業所が0.102件と最も高い（第55表参照）。

第54表 主な石油コンビナート災害 (単位：人、百万円)

発生日年	地	区	事業所	災害種別	死者	負傷者	損害額	備考
昭48.7.7	徳山	新南陽	出光石油化学徳山工場	プラント火災	1	—	2,500	アセチレン水添塔
48.10.8	京葉	海中部	チッソ石油化学鶴岡五井工場	プラント爆発火災	2	11	2,500	ポリプロピレン製造装置
48.10.28	直江	津	信越化学工業鶴岡直江工場	プラント爆発火災	1	12	520	塩化ビニルモノマー製造装置
49.12.18	水島	臨海	三菱石油化学水島製油所	タンク漏えい	—	—	50,000	重油漏えい 42,888kl
50.2.16	四日市	臨海	大協石油化学四日市製油所	タンク火災	—	—	36	灯油中間タンク
51.3.9	姫路	臨海	日本触媒化学工業姫路製油所	タンク爆発火災	—	—	153	アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク
53.6.12	仙台	台	東北石油化学仙台製油所	タンク漏えい	—	—	4,275	宮城県沖地震による重油等漏えい 68,160kl
53.11.8	四日市	臨海	昭和四日市石油化学四日市製油所	タンカー漏えい	—	—	770	係留中のタンカー隆洋丸
55.4.1	徳山	新南陽	出光興産徳山製油所	プラント破裂	—	—	200	接触水添脱硫酸装置
56.1.6	京浜	臨海	東亜燃料工業鶴岡工場	タンカー爆発火災	3	2	128	係留中のタンカー第5豊和丸
57.3.31	鹿島	臨海	鹿島石油化学鹿島製油所	プラント爆発火災	2	6	3,000	重油脱硫酸装置 (負傷者6人の中には負傷後48時間以上経過して死亡した3人を含む)
58.5.26	秋	田	東北電力鶴岡秋田火力発電所	タンク火災	—	—	305	日本海中部地震による原油タンク火災
59.3.5	岩国	大竹	三井石油化学岩国大竹工場	タンク爆発火災	—	—	78	トルエンタンク
60.12.17	水島	臨海	三菱石油化学水島製油所	タンカー爆発	2	—	111	係留中のタンカー第6明和丸
62.5.26	品川	大井	東京電力品川大井火力発電所	タンク爆発火災	4	1	60	原油中継タンク
63.8.1	尼崎	崎	関西電力尼崎第三発電所	発電設備爆発	2	13	245	ボイラー空気予熱器のホッパ一部
平成元.3.6	水島	臨海	日本触媒水島製油所	プラント爆発火災	—	1	480	重油脱硫酸装置
元.7.6	和歌山	北部	大岩石油化学青岸製油所	タンク爆発火災	—	2	93	アクリル酸メチルエステルタンク

第55表 特定事業所区分別災害件数

(平成元年中)

事業所種別	事業所数 (A)	事故件数 (B)	全体数に対する割合 (%)	1事業所当たりの 災害件数 (B/A)
第1種事業所	487	33	71.7	0.068
うちレイアウト規制 対象事業所	235	24	52.2	0.102
第2種事業所	414	13	28.3	0.031
計	901	46	100.0	0.051

(注) 事業所数は平成元年4月1日現在とした。

イ 業態別災害件数

事業所業態別の災害件数は、化学工場(19件)、石油精製所(8件)、製鉄所(6件)、製鋼所(6件)、油槽所(4件)の順となっている(第56表参照)。

第56表 業態別災害件数

(平成元年中)

化学工場	石油精製所	製鉄所	製鋼所
19件	8件	6件	6件
油槽所	発電所	その他	計
4件	1件	2件	46件

3 危険物施設等における災害

(1) 火災

ア 火災件数と被害

危険物施設における平成元年中の火災の発生件数は143件(前年150件)、損害額は36億2,242万円(同19億28万円)、死者及び負傷者は、それぞれ3人(同4人)、36人(同77人)となっている(第57表)。

火災発生件数は、前年より7件減少し、火災による被害は、前年に比べ、死者数は1人減少し、負傷者数は41人と大幅に減少したが、損害額は、前年

第57表 危険物施設における火災の発生件数と被害状況

区分	火災発生 件数	損害額 (百万円)	死(人) 者	負傷者 (人)
昭和60年	126	2,309	0	39
61	145	1,739	6	35
62	132	3,587	7	62
63	150	1,900	4	77
平成元年	143	3,622	3	36

に比べ、大幅に増加している。

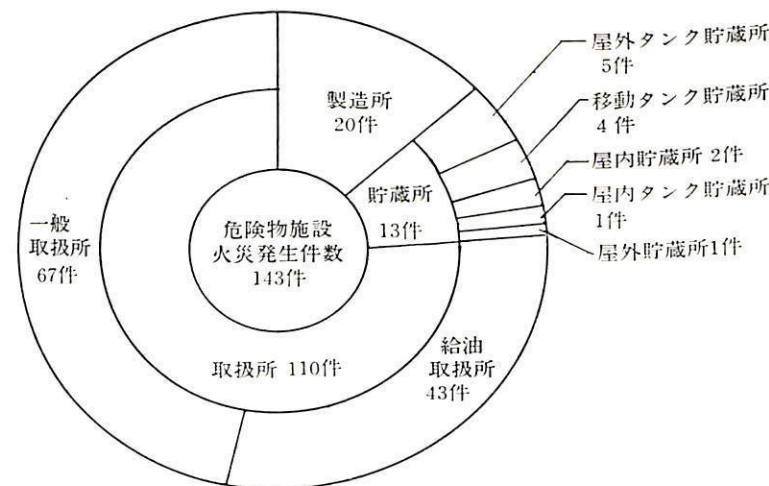
また、危険物施設の火災による他への影響の程度についてみると、142件(他の施設から類焼した1件を除く。)の火災のうち132件(93.0%)が当該危険物施設のみでの火災にとどまり、10件(7.0%)が他へ延焼した火災となっている。

次に、危険物施設別の火災発生状況を見ると、取扱所での火災が110件と最も多く、その中でも一般取扱所での火災が67件と全体の半数近くを占めている(第58図)。

さらに、出火原因となった物質を消防法別表の分類等に従って区分する

第58図 危険物施設別火災発生件数

(平成元年中)



第59表 出火原因別（類別品名別等）火災発生件数

（平成元年中）

分類	危 険 物										危険物以外の	計
	第1類	第2類	第3類	第4類					第5類	第6類		
				第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類	その他				
件数	2	6	0	44	10	20	8	5	1	0	47	143

（注）分類は消防法別表の分類による。

と、第59表のとおり、危険物以外のもの47件、第4類第1石油類44件、第4類第3石油類20件、第4類第2石油類10件の順となっている。

イ 火災の発生原因及び着火原因

平成元年中に発生した危険物施設における火災の発生原因の比率を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、人的要因が58.7%（84件）と最も多く、物的要因18.9%（27件）、その他の要因12.6%（18件）となっている。

また、着火原因をみると、裸火が16.8%（24件）と最も多く、次いで電気火花14.0%（20件）、静電気火花10.5%（15件）、溶接・溶断等火花、過熱着火それぞれ9.1%（13件）となっている。

ウ 無許可施設の火災

製造所、貯蔵所又は取扱所として許可を受けていない無許可施設での火災の発生件数は23件で、負傷者は11人（死者なし）となっている。なお、これらの火災による損害額は、2億5,641万円となっている。

エ 危険物運搬中の火災

危険物運搬中の火災の発生件数は5件で、負傷者は2人（死者なし）となっている。なお、これらの火災による損害額は1,344万円となっている。

（2）危険物流出等の事故

平成元年中の危険物施設における危険物流出等の事故発生件数（火災に至らなかったもの）は、209件（前年234件）となっている（第60表、第61図）。

このほか、危険物運搬中に21件、無許可施設において4件、仮貯蔵の承認中において2件の危険物流出事故が発生している。

第60表 危険物施設における流出等の事故発生件数

年	昭和60	61	62	63	平成元
事故件数	258	229	237	234	209

第61図 危険物施設別流出等事故発生件数

（平成元年中）



4 海上災害

平成元年中の主要港湾（1船の総トン数が1,000トン以上のタンカーが昭和64年1月1日から平成元年12月31日までの間に入港した実績を有する港湾をいう。）117港における海上災害で消防機関が出動したものは61件あり、このうち43件（70.5%）が火災、5件（8.2%）が油の流出によるものである。

また、事故船舶の規模別では、1,000トン未満の船舶が47件で77.0%を占めている（第62表）。

5 航空機災害

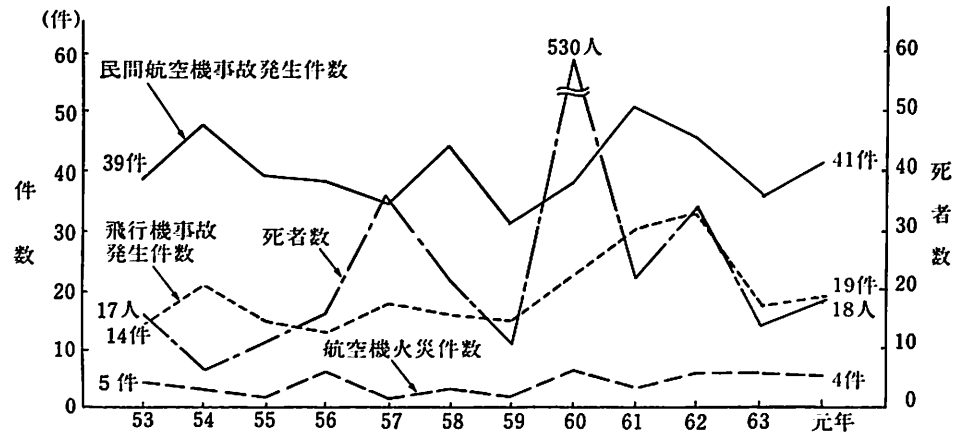
平成元年中における民間航空事故（飛行機、回転翼機、滑空機等に係る事故をいう。）は41件発生しており、そのうち飛行機事故は19件で最も多くな

っている。また、民間航空事故による死者は18人となっている（第63図）。

第62表 主要港湾における消防機関の出動状況
(平成元年中)

事故種別件数				事故発生場所別件数				総トン数別事故船舶隻数			
火災	爆発	流出	その他	海上	係留中			1,000 t未満	1,000 t以上1万t未満	1万t以上10万t未満	10万t以上
					修理・解体中	荷役中	その他				
43	0	5	13	10	10	11	30	47	6	7	1

第63図 民間航空事故等の推移



(注) 航空機火災件数以外は航空事故調査委員会事務局報による。

平成元年中に航空機事故等で消防機関が出動したものは、60件あり、このうち飛行場内が56件、飛行場外4件となっている。なお、消火、救難活動を実施したものは5件となっている。

第 3 章

消防行政の現況

第3章 消防行政の現況

第1節 消防体制

1 消防組織

(1) 常備消防機関

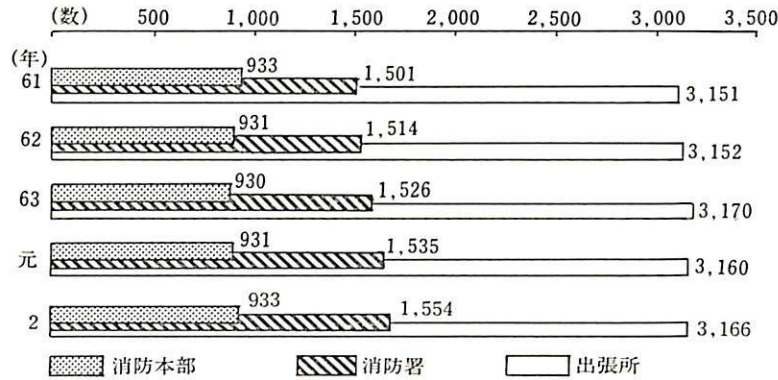
平成2年4月1日現在の常備消防機関の現況は、消防本部が933本部、消防署が1,554署、出張所が3,166所、消防職員が13万3,610人となっている。前年と比較すると、消防署は19署、消防職員は1,173人増加している(第1-1表参照)。

第1-1表 市町村の消防組織の現況

区 分	平成2年 4月1日現在	平成元年 4月1日現在	比 較		
			増減数	増減率%	
消 防 本 部	933	931	2	0.2	
消 防 内 訳	単 独 { 市	354	358	△ 4	△ 1.1
	{ 町・村	115	115	0	0.0
	一部事務組合	464	458	6	1.3
消 防 署	1,554	1,535	19	1.2	
出 張 所	3,166	3,160	6	0.2	
消 防 職 員 数	133,610	132,437	1,173	0.9	
消 防 団	3,654	3,649	5	0.1	
消 分 団	25,639	25,620	19	0.1	
防 非 常 勤 消 防 団 員	996,669	1,002,302	△ 5,633	△ 0.6	
団 消 防 団 常 備 部	6	6	0	0.0	
常 勤 消 防 団 員	74	69	5	7.3	

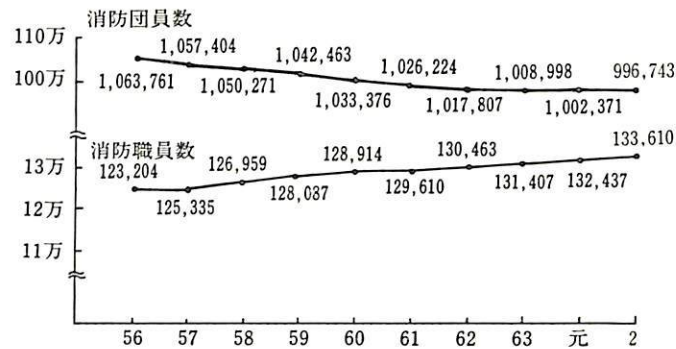
常備化の進展に伴い、消防署数は着実に増加しており、消防職員数もこの10年間で1.1倍となっている(第1-2図、第1-3図参照)。

第1-2図 消防本部・消防署所数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

第1-3図 消防職団員数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

ア 常備化の現況

現在の市町村における消防体制は、大別して①消防本部及び消防署のいわゆる常備消防と消防団とが併存している地域（例外的に常備消防のみの市もある。）と②消防団のみが存する地域がある。

消防の常備化については、「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」により、市はすべて消防本部及び消防署の設置が義務付けられており、町村については、自治大臣が当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して指定したものについて同様の義務が生じることとされている。

平成2年4月1日現在、常備化市町村は3,019市町村（うち4町村につい

ては政令指定による義務付けのない任意実施町村である。）となり、常備化率は市町村数で93.0%（市は100%、町村は91.2%）に達し、人口の99.0%が常備消防によってカバーされており、全国的にみた場合、主に山間地、離島にある町村の一部を除いては、ほぼ常備化されるに至っている。

なお、いまだ常備化されていない町村の多くは、人口規模が小さく、単独での常備化が困難であると考えられる。したがって、今後、これらの町村のうち、火災等の災害の発生状況、救急需要、消防団の体制等の地域の実情から常備化する必要があると考えられる地域の町村においては、一部事務組合方式又は事務委託方式のいずれかの方式で常備化を進める必要がある。

イ 広域化の現況

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。しかし、災害はその市町村のみにとどまるものではなく、また、大火、風水害、石油基地の災害等大規模な災害は、当該市町村の消防力のみでは防ぎよし得ない場合が多い。また、最近では、交通網及び通信網の発達、自動車の普及等により住民の生活圏は市町村の区域を越えて拡大し、市町村相互間の時間的距離が著しく短縮されていることもあり、各種行政の広域化が進められているが、消防事務においても市町村が単独で処理するよりも相互に応援し、又は共同組織等により処理する方が効率的かつ合理的な場合が多いため、消防体制の広域化が進められている。

その方法としては、地方自治法の規定に基づく一部事務組合（第284条第1項）又は事務委託（第252条の14第1項）によるものと、消防組織法の規定に基づく消防相互応援協定（第21条第2項）によるものがある。

一部事務組合によるものとは、消防事務を2以上の市町村で共同処理するために組合を設立する方式であり、組合数は平成2年4月1日現在、464組合に達しており、その構成市町村数2,393市町村（278市、1,661町、454村）は常備化市町村数全体の79.3%に相当する。

次に、事務委託によるものとは、消防事務を他の市町村に委託して処理する方式であり、比較的大きな都市に対し、隣接市町村が委託する形が一般的である。平成2年4月1日現在、事務委託市町村数は157市町村（24市、110

町、23村)に達している。

また、消防相互応援協定によるものとは、消防についてそれぞれの市町村が相互に応援するため、市町村相互間で応援協定を締結する方法であり、特に大規模な災害等が発生した場合に応援を受けて対処しようというものである。このような消防相互応援協定は、ほとんどの市町村が締結している。

このように、消防体制の広域化は鋭意進められているところであるが、消防庁ではさらに、消防相互応援の考え方を活用した都道府県単位のより広域的な消防防災体制を確立するため、消防広域応援基本計画の策定及び当該計画に基づく消防広域応援体制の整備を指導しているところである。

(2) 消防団

消防団は、消防本部・署が置かれていない非常備町村にあっては消防活動を全面的に担っている。常備市町村においても初期消火、残火処理等に活躍しているほか、多数の警防要員を必要とする大規模災害時には、大量の消防団員が動員され活動している。

平成2年4月1日現在、消防団は3,654団、消防団員は99万6,743人であり、消防団はほとんど全ての市町村に設けられている。また、団員数は減少



災害現場で活動する消防団（熊本県一の宮町消防団）

第1—4表 消防団員の年齢構成

(平成2.4.1現在)

区分	年齢						計	平均年齢
	20歳未満	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上		
消防団員数(人)	5,069	271,902	453,709	190,686	62,532	12,845	996,743	35.2
構成比(%)	0.5	27.3	45.5	19.1	6.3	1.3	100.0	

傾向にあり、昭和55年4月1日現在に比べ7万2,397人(6.8%)減少している。

なお、消防団員の年齢構成は、第1—4表のとおり40歳以上の団員が26.7%を占め、また、平均年齢は35.2歳となっており、その高齢化が進んでいる。

2 消防施設

(1) 消防機械等

消防機関における消防機械の保有状況は第1—5表のとおりである。消防

第1—5表 消防機械の保有数

(平成2.4.1現在)(単位:台、艇、機)

区 分	消防本部	消防団	計
消防ポンプ自動車	4,525	14,297	18,822
水槽付消防ポンプ自動車	3,170	650	3,820
はしご付消防自動車	1,178	2	1,180
化学消防自動車	968	11	979
救急自動車	4,586	52	4,638
指揮車	1,871	452	2,323
消防艇	45	2	47
救助工作車	704	0	704
林野火災工作車	39	7	46
電源・照明車	156	30	186
小型動力ポンプ積載車	405	25,802	26,207
手引動力ポンプ	79	1,073	1,152
小型動力ポンプ	3,109	50,991	54,100
その他の消防自動車	6,217	317	6,534
ヘリコプター	25	0	25

(注) 消防団は消防団常備部を含む。

活動を行うに当たって基本的なものとなる消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の充実が図られるとともに、災害の多様化に対応して、はしご付消防自動車、化学消防自動車、救助工作車、消防艇、ヘリコプター等の整備が進められてきている。

また、防火衣、耐熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備も逐次充実されてきている。

さらに、消防団については、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車、無線機等の整備が進められ、機動力の強化が図られている。

(2) 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のためには消防機械とともに不可欠なものである。消防水利の種類には消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池、湖、沼、海等の自然水利がある。

自然水利は、人工水利と並んで消防水利としての重要な役割を果たしているが、季節により使用不能となったり、取水場所が制限されることがあるので、消防水利の配置に当たっては、自然水利と人工水利の適正な組合せを考えることが必要である。

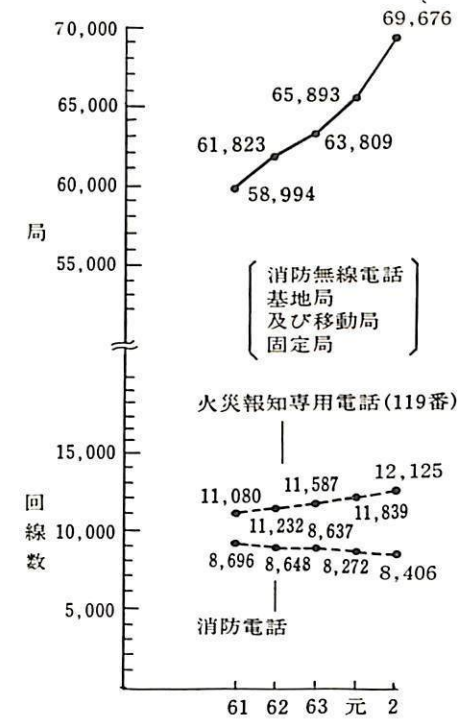
また、人工水利については、第1-6表のとおり、消火栓が73.6%を占め

第1-6表 消防水利（人工水利）の保有数

区 分	平成2年 4月1日現在	平成元年 4月1日現在	比 較	
			増減数	増減率 (%)
全国の現有数	1,431,748 (100.0)	1,392,834 (100.0)	38,914	2.8
消 火 栓	1,053,231 (73.6)	1,024,932 (73.6)	28,299	2.8
防 火 水 槽	358,250 (25.0)	347,456 (24.9)	10,794	3.1
20~40m ³ 未満	103,034	101,286	1,748	1.7
40m ³ 以上	255,216	246,170	9,046	3.7
井 戸	20,267 (1.4)	20,446 (1.5)	△ 179	△ 0.9
20~40m ³ 未満	9,809	9,936	△ 127	△ 1.3
40m ³ 以上	10,458	10,510	△ 52	△ 0.5

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。

第1-7図 消防通信施設等の状況



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

ており、防火水槽の割合は25.0%にすぎないが、近年、大規模地震に対する関心の高まりとともに、消火栓との適切な組合せによる水利の多元化が要請されており、防火水槽の設置が促進されてきている。

(3) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に食い止めるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話(119番)、火災報知機、消防電話及び消防無線電話がある。

ア 119番通報

火災報知専用電話は、加入電話又は公衆電話によって消防機関に火災、救急、その他の災害の発生等を通報するもので、平成2年4月1日現在、全国

の消防機関に1万2,125回線が設置され、逐年増加してきている(第1-7図参照)。

なお、火災報知機は、直接消防機関に火災の発生を連絡するものであり、平成2年4月1日現在、全国で、受信装置が85基、発信機が540基設置されており、火災報知専用電話の普及による代替が近年進みつつある。

イ 消防救急通信網

消防電話は、消防本部・署等の消防機関相互間の緊急連絡、指令等情報の伝達に使われる専用電話であり、消防機関相互の連絡に大きな役割を果たしている。また、消防無線電話は、消防機関から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達、情報収集を行う場合に必要とされる重要な施設である。

近年の災害の態様の複雑化及び救急業務の増大に対処するため、消防機関は、特に消防無線電話の増強に努めており、使用機材についても高性能化が進められている。また、消防緊急通信指令施設やヘリコプターテレビ伝送システム等、高度な機能を持った各種消防通信施設を導入する消防機関も徐々に増えている。

第2節 救急業務

1 実施状況

(1) 救急出場件数及び搬送人員の状況

平成元年中における全国の救急業務の実施状況は、救急出場件数265万6,934件、搬送人員259万3,753人であり、これを前年と比較すると、救急出場件数が10万9,234件(4.3%)、搬送人員が12万5,514人(5.1%)増加している(第2-1表)。

第2-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

区分 年	救急出場件数		搬送人員		(A)のうち交通事故による 出場件数 (B)	(A)に対する (B)の 割合 (%)	(A)のうち急病による 出場 件数 (C)	(A)に 対する (C)の 割合 (%)
	件数 (A)	対前年 増減率 (%)	人員	対前年 増減率 (%)				
38	239,393	21.3	215,804	21.5	81,387	34.0	87,676	36.6
60	2,327,368	3.2	2,255,999	3.4	540,830	23.2	1,133,322	48.7
61	2,345,907	0.8	2,273,385	0.8	548,979	23.4	1,129,725	48.2
62	2,426,852	3.5	2,348,217	3.3	560,932	23.1	1,185,410	48.8
63	2,547,700	5.0	2,468,239	5.1	594,124	23.3	1,261,293	49.5
元	2,656,934	4.3	2,593,753	5.1	645,783	24.3	1,297,379	48.8

(注) 昭和38年の数は4月1日から12月31日までのものである。

このことは、全国で1日平均7,279件(前年6,961件)、11.9秒(前年12.4秒)に1回の割合で救急隊が出場したことになり、救急業務を実施している地域では、46人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

救急出場件数を事故種別ごとにみると、第1位が急病によるもので約半数を占め、次いで交通事故、一般負傷の順となっている(附属資料24)。

また、急病と交通事故の割合を政令指定都市等とその他の市町村に分けてみると、全件数に占める急病の割合は大都市の方が高くなっている(第2-2表)。

第2-2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合

区分 年	政令指定都市等				その他の市町村			
	急病		交通事故		急病		交通事故	
	件数	全件数に対する割合 (%)	件数	全件数に対する割合 (%)	件数	全件数に対する割合 (%)	件数	全件数に対する割合 (%)
60	368,820	52.2	146,719	20.7	764,502	47.2	394,111	24.3
61	373,837	52.0	147,564	20.5	755,888	46.5	401,415	24.7
62	396,920	52.6	153,926	20.4	788,490	47.2	407,006	24.3
63	422,333	53.1	163,711	20.6	838,960	47.9	430,413	24.6
元	442,663	52.4	179,745	21.3	854,716	47.1	466,038	25.7

(注) 政令指定都市等とは、政令指定都市及び東京都特別区（事務委託団体に係るものを含む。）をいい、平成元年は仙台市を含む。（第2-4表についても同じ。）



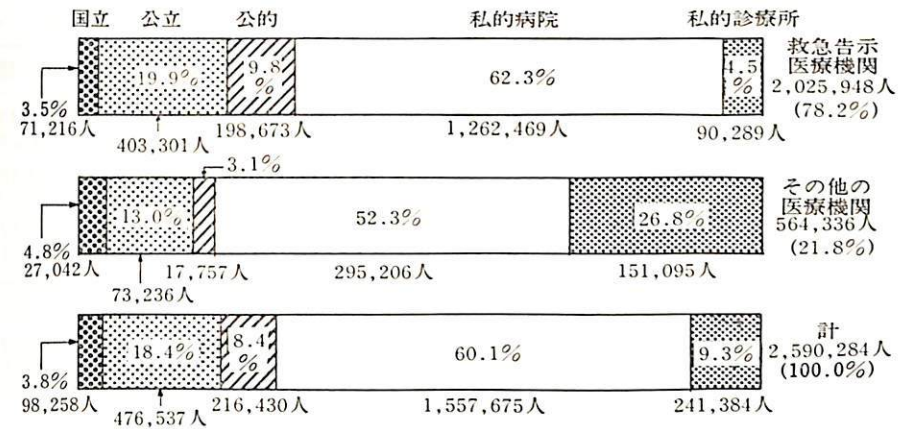
交通事故現場での救急活動（東京消防庁）

(2) 医療機関別搬送人員の状況

平成元年中の搬送人員259万3,753人のうち、医療機関に搬送された救急患者は259万284人であり、その78.2%に当たる202万5,948人が救急告示医療機関へ、残り21.8%に当たる56万4,336人が救急告示医療機関以外の医療機

第2-3図 医療機関別搬送人員の状況

(平成元年中)



関へ搬送されている（第2-3図）。

(3) 傷病程度別搬送人員の状況

平成元年中の搬送人員259万3,753人のうち、医師の診断を受け傷病程度が判明した259万349人の状況は第2-4表のとおりであり、死亡、重症、中等症の患者の割合は全体の51.1%、入院加療を必要としない軽症患者の割合は48.9%となっている。なお、軽症患者の割合は大都市の方が高くなっている。

(4) 急病に係る疾病分類項目別搬送人員の状況

平成元年中の急病の内訳をWHO（世界保健機構）が定める国際疾病分類（ICD）の項目別にみると第2-5表のとおりであり、症状・徴候・診断名不明確の状態（18.8%）、脳疾患（15.8%）、心疾患等（13.6%）の順となっている。

(5) 収容所要時間別搬送人員の状況

平成元年中の搬送人員259万3,753人の収容所要時間（救急隊の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）の状況は、第2-6図のとおりである。

第2—4表 傷病程度別

事故種別	傷病程度	政令指定都市等					その	
		死亡	重症	中等症	軽症	計	死亡	重症
急病		5,535 (1.3)	38,924 (9.6)	168,560 (41.5)	193,393 (47.6)	406,412 (100.0)	21,007 (2.6)	136,154 (16.8)
交通事故		739 (0.4)	8,339 (4.3)	40,065 (20.7)	144,355 (74.6)	193,498 (100.0)	5,441 (1.0)	50,188 (9.3)
一般負傷		357 (0.4)	4,112 (4.3)	25,044 (26.5)	65,087 (68.8)	94,600 (100.0)	1,543 (0.8)	21,176 (11.1)
その他		1,060 (1.1)	19,885 (20.6)	43,827 (45.4)	31,754 (32.9)	96,526 (100.0)	3,908 (1.5)	91,530 (35.5)
計		7,691 (1.0)	71,260 (9.0)	277,496 (35.1)	434,589 (54.9)	791,036 (100.0)	31,899 (1.8)	299,048 (16.6)

- (注) 1 死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
 2 重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のものを
 3 中等症とは、傷病程度が重症又は軽症以外のものをいう。
 4 軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
 5 ()内は構成比を示し、単位は%である。

第2—5表 急病に係る疾病

分類項目別	循環系		消化系	呼吸系	精神系
	脳疾患	心疾患等			
搬送人員(人)	192,193	166,124	159,695	116,791	64,947
構成比(%)	15.8	13.6	13.1	9.6	5.3

- (注) 1 急病に係る疾病分類とは、事故種別の急病について初診時における医師より分類したものである。
 2 「新生物」とは、胃の悪性新生物、白血病等その他の悪性新生物及びそ
 3 「症状・徴候・診断名不明確の状態」とは、腹痛、頭痛、失神、めまい
 4 「その他」とは、上記の循環系から新生物までに分類された以外の疾病

搬送人員の状況

(平成元年中)

他の市町村			全					体
中等症	軽症	計	死亡	重症	中等症	軽症	計	
329,951 (40.6)	324,335 (40.0)	811,447 (100.0)	26,542 (2.2)	175,078 (14.4)	498,511 (40.9)	517,728 (42.5)	1,217,859 (100.0)	
142,487 (26.4)	341,246 (63.3)	539,362 (100.0)	6,180 (0.8)	58,527 (8.0)	182,552 (24.9)	485,601 (66.3)	732,860 (100.0)	
56,137 (29.5)	111,731 (58.6)	190,587 (100.0)	1,900 (0.6)	25,288 (8.9)	81,181 (28.5)	176,818 (62.0)	285,187 (100.0)	
106,494 (41.3)	55,985 (21.7)	257,917 (100.0)	4,968 (1.4)	111,415 (31.4)	150,321 (42.4)	87,739 (24.8)	354,443 (100.0)	
635,069 (35.3)	833,297 (46.3)	1,799,313 (100.0)	39,590 (1.5)	370,308 (14.3)	912,565 (35.2)	1,267,886 (49.0)	2,590,349 (100.0)	

いう。

分類別搬送人員の状況

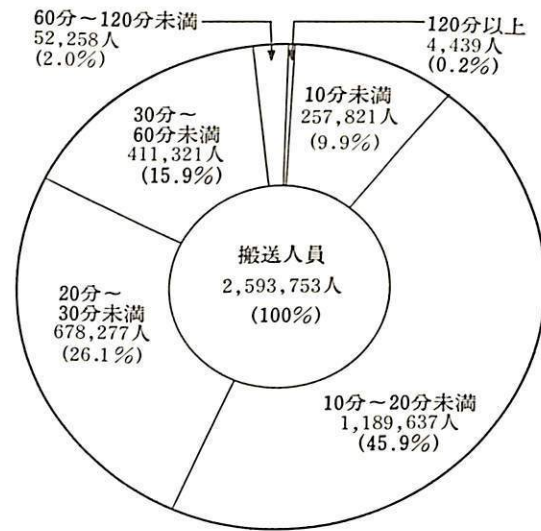
(平成元年中)

感覚系	泌尿系	新生物	その他	症状・徴候・ 診断名不明確 の状態	計
62,459	44,368	12,985	169,797	228,500	1,217,859
5.1	3.7	1.1	13.9	18.8	100.0

の診断に基づく傷病名をWHO(世界保健機構)で定める国際疾病分類(ICD)に

の他の新生物をいう。
 等の傷病名である。
 分類の全てである。

第2-6図 収容所要時間別搬送人員の状況
(平成元年中)



(6) 転送の状況

平成元年中の転送の状況をみると、転送なしに収容された救急患者は全体の98.4%に当たる255万2,249人で、残りの1.6%に当たる4万1,504人が転送されている。転送された人員の転送回数別の状況は、第2-7表のとおりであり、転送の理由は処置困難、専門外、ベッド満床の順となっている(第2-8表)。

第2-7表 転送回数別搬送人員の状況
(平成元年中)

区分	転送なし	転送あり						計(B)	転送率 (A)/(B) ×100 (%)
		1回	2回	3回	4回	5回以上	小計(A)		
急病	1,197,096	21,203	420	16	0	0	21,639	1,218,735	1.8
交通事故	722,692	10,211	188	6	0	0	10,405	733,097	1.4
一般負傷	280,583	4,806	95	4	0	0	4,905	285,488	1.7
その他	351,878	4,461	91	3	0	0	4,555	356,433	1.3
計	2,552,249	40,681	794	29	0	0	41,504	2,593,753	1.6

第2-8表 医療機関別転送理由の状況
(平成元年中)

理由	収容できなかった医療機関		計
	救急告示	非告示	
処置困難	12,519 (47.8)	9,179 (56.9)	21,698 (51.2)
専門外	5,462 (20.8)	3,317 (20.6)	8,779 (20.7)
ベッド満床	3,704 (14.1)	977 (6.1)	4,681 (11.1)
医師不在	982 (3.8)	396 (2.5)	1,378 (3.3)
手術中	817 (3.1)	133 (0.8)	950 (2.2)
その他	2,734 (10.4)	2,120 (13.1)	4,854 (11.5)
計	26,218 (100.0)	16,122 (100.0)	42,340 (100.0)

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。

(7) 救急隊員の行った応急処置の状況

平成元年中の搬送人員259万3,753人のうち、救急隊員が応急処置を行った救急患者は145万9,344人(搬送人員の56.3%、前年は57.5%)であり、前年に比較し、4万224人(2.8%)増加している。その内容は保温が最も多く、次いで酸素吸入、被覆の順となっている(第2-9表)。

(8) 交通事故に対する実施状況

平成元年中の出場件数64万5,783件、搬送人員は73万3,097人で、前年に比較して出場件数が51,659件(8.7%)、搬送人員が70,630人(10.7%)増加している(附属資料23、24)。

第2-9表 救急隊員の行った応急処置の状況

(平成元年中)

処置項目	事故種別					計
	急病	交通事故	一般負傷	その他		
応急処置対象搬送人員	700,618	364,727	184,078	209,921	1,459,344	
止血	5,557 (0.6)	85,765 (16.9)	41,306 (16.5)	22,858 (7.6)	155,486 (7.7)	
固定	5,429 (0.6)	55,446 (10.9)	28,599 (11.4)	19,680 (6.5)	109,154 (5.4)	
人工呼吸	27,043 (2.8)	3,948 (0.8)	2,313 (0.9)	4,801 (1.6)	38,105 (1.9)	
心マッサージ	33,132 (3.4)	4,418 (0.9)	2,619 (1.0)	5,333 (1.7)	45,502 (2.2)	
酸素吸入	206,370 (21.5)	23,391 (4.6)	8,892 (3.6)	60,968 (20.2)	299,621 (14.8)	
気道確保	89,773 (9.3)	13,594 (2.7)	6,105 (2.4)	18,075 (6.0)	127,547 (6.3)	
保温	495,686 (51.6)	101,990 (20.0)	60,849 (24.3)	98,857 (32.8)	757,382 (37.5)	
被覆	6,433 (0.7)	164,479 (32.3)	77,020 (30.8)	38,548 (12.8)	286,480 (14.2)	
その他	91,664 (9.5)	55,555 (10.9)	22,662 (9.1)	32,491 (10.8)	202,372 (10.0)	
計	961,087 (100.0)	508,586 (100.0)	250,365 (100.0)	301,611 (100.0)	2,021,649 (100.0)	

(注) 1 1人につき複数の応急処置を行うこともあるため、応急処置対象搬送人員と事故種別ごとの処置項目の計の数とは一致しない。

2 ()内は構成比を示し、単位は%である。

2 実施体制

(1) 実施市町村

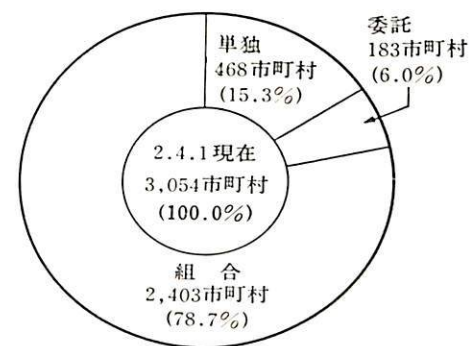
救急業務実施市町村数は、平成2年4月1日現在、3,054市町村(656市、1,901町、497村)で前年の3,037市町村(656市、1,883町、498村)に比較して17団体増加している(第2-10表)(東京特別区は、1市として計上している。以下同じ)。

第2-10表 救急業務実施市町村数の推移

区分	年	38	61	62	63	元	2
市町村数		214	3,003	3,019	3,021	3,037	3,054
対前年増加数		45	1	16	2	16	17
対前年増加率(%)		26.6	0.0	0.5	0.1	0.5	0.6
指数		100	1,403	1,411	1,412	1,419	1,427

(注) 実施市町村は、昭和38年(1月1日現在)を除き、各年とも4月1日現在による。

第2-11図 救急業務実施形態の内訳



この結果、全市町村3,246のうち、94.1%(前年93.6%)に当たる市町村で救急業務が実施され、全人口の99.1%(前年99.0%)がカバーされることとなった(附属資料22)。なお、救急業務形態の内訳は第2-11図のとおりである(人口は、昭和60年国勢調査人口による。以下同じ)。

また、実施市町村のうち、3,015市町村は、消防法施行令第43条により救急業務の実施を義務付けられた政令指定市町村であるが、39町村は救急業務の実施を義務付けられていない任意実施町村である。

(2) 救急隊

救急隊は、平成2年4月1日現在、4,043隊設置されており、前年の3,955隊に比べて88隊(2.2%)増加している(第2-12表)。

(3) 救急隊員

救急隊員は、人命救護という重要な任務に従事することから、最低135時

第2—12表 救急隊数の推移

区分	年	61	62	63	元	2
救急隊数		3,738	3,810	3,890	3,955	4,043
対前年増加数		42	72	80	65	88
対前年増加率(%)		1.1	1.9	2.1	1.7	2.2

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

間の救急業務に関する講習を修了した者等をもって充てるようにしなければならないとされている。平成2年4月1日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で7万6,287人となっており、このうち4万7,676人が、救急隊員として救急業務に従事している。

(4) 救急自動車

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、予備車を含め、平成2年4月1日現在、4,594台で前年の4,521台に比べ73台(1.6%)増加している。

(5) 救急指令装置

救急指令装置は、救急事故の覚知から傷病者を病院へ収容するまでの救急業務の処理を迅速かつ的確に行うため、救急病院等の医療機関と無線又は有線によって連絡を保ち、救急隊に必要な指示をするための通信制御装置であり、平成2年4月1日現在、全国で732基の救急指令装置が整備されている。

(6) 救急医療情報センター

都道府県全域を対象とした救急医療情報センターは、救急医療情報の的確な収集と提供を行うためのもので、平成元年度までに厚生省の補助制度を活用し、31都道府県に整備されている。

(7) 高速自動車国道等における救急業務実施体制

高速自動車国道等における救急業務は、市町村の規模、救急処理体制、インターチェンジ間の距離その他の事情を勘案して、一定の基準に基づき日本道路公団とインターチェンジ所在市町村がそれぞれ実施している。

高速自動車国道等における救急業務の実施状況は、平成2年3月31日現

在、総延長4,697.8kmのうち市町村の消防機関が実施しているのは4,678.3kmであり、日本道路公団が自主救急基地を設けて実施しているのは34.6km(中央自動車道恵那山トンネル23.7km、関越自動車道関越トンネル10.9km。なお、一部の区域においては、市町村の消防機関及び日本道路公団が上下線に分かれて救急業務を実施しているため重複している。)である。また、同公団及び本州四国連絡橋公団においては、前記救急業務実施市町村に対し、高速自動車国道等の特殊性を考慮して、一定の財源措置を講じている。

(8) 救急業務における感染防止対策

救急隊員は、その職務の性質上、常に各種病原体からの感染危険にさらされていると同時に、万一、救急隊員が感染症等に感染した場合には救急業務をとおして他の傷病者へ二次感染を引き起こすおそれがある。したがって、救急隊員の感染防止対策を確立することは、救急業務に関する極めて重要な課題といえる。

消防庁では、救急業務に関する消防職員の講習に救急用器具・材料の消毒の課目を設けるとともに、B型肝炎、AIDS(エイズ：後天性免疫不全症候群)の感染予防対策等について消防機関等を指導しているところである。

3 救急医療体制

救急患者を受け入れるべき救急病院及び救急診療所の告示状況は、平成2年4月1日現在、全国で5,604箇所となっている。

救急病院及び救急診療所の推移をみると、第2—13表のとおりである。

また、厚生省においては、このほか、昭和52年度から次のような救急医療体制の整備強化が進められている。

① 初期救急医療体制の整備

休日、夜間における初期救急医療の確保を図るため休日夜間急患センターを人口5万人以上の市に整備することとし、平成2年4月1日現在496箇所整備された。このほか在宅当番医制の普及と定着化が図られている。

② 第二次救急医療体制の整備

病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式による第二次救急医療施設は、

第2—13表 救急病院及び救急診療所の推移

年	病 院	診 療 所	計	指 数
39	719	463	1,182	100
61	3,868	1,872	5,740	486
62	3,947	1,781	5,728	485
63	4,117	1,752	5,869	497
元	4,226	1,704	5,930	502
2	4,303	1,301	5,604	474

(注) 昭和39年(8月1日現在)を除き、各年とも4月1日現在の数値である。

初期救急医療施設との連携の下に休日又は夜間の重症救急患者の医療を確保するためのもので、平成2年4月1日現在374地区が整備された。

③ 第三次救急医療体制の整備

救命救急センターを整備し、初期及び第二次救急医療施設との連携の下に、重篤救急患者の医療を確保するためのもので、平成2年4月1日現在104箇所整備された。

消防庁では、救急患者の救命効率の向上を図るために傷病者観察カード(スコアカード)の導入、消防機関と救命救急センター等との緊急着信専用電話の設置を進めるなど救急医療機関との連携、協力について各都道府県及び市町村に対し指導を行った。

第3節 救 助 活 動

1 実施状況

(1) 救助活動件数及び救助人員の状況

平成元年中における全国の救助活動の実施状況は、救助活動件数2万1,040件、救助人員2万111人であり、これを前年と比較すると、救助活動件数が1,231件(6.2%)、救助人員が1,928人(10.6%)増加している(第3—1表)。

第3—1表 救助活動件数及び救助人員の推移

区分 年	救 助 活 動 件 数		救 助 人 員	
	件 数	対前年増減率 (%)	人 員	対前年増減率 (%)
60	16,625	5.0	14,618	6.8
61	18,079	8.7	18,918	29.4
62	18,501	2.3	17,529	△ 7.3
63	19,809	7.1	18,183	3.7
元	21,040	6.2	20,111	10.6

(注) 消防本部・署を設置しない市町村の消防団の活動件数等を含めている。以下データについても同じ。

(2) 事故種別救助活動の状況

事故種別の救助活動の状況は、第3—2表のとおりであり、救助出動人員は、延べ68万6,556人となっており、消防職員については、火災及び交通事故で全体構成比の75.3%、消防団員については、火災のみで78.7%を占め、水難事故、自然災害を含めると87.7%となっている。

また、救助活動人員は、延べ25万8,501人となっており、救助活動1件当たり12.3人が従事したこととなり、事故種別ごとの救助活動1件当たりの従事人員は自然災害の34.4人が最も多く、次に爆発事故の20.4人で以下水難事故19.9人の順となっている(附属資料27)。

第3—2表 事故種別救助出動及び活動の状況

(平成元年中)

区分	事故種別										計
	火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	爆発事故	その他		
救助活動件数	5,181 (24.6)	10,453 (49.7)	995 (4.7)	121 (0.6)	752 (3.6)	1,053 (5.0)	290 (1.4)	22 (0.1)	2,173 (10.3)	21,040 (100)	
救助人員	683 (3.4)	13,415 (66.7)	859 (4.3)	737 (3.7)	981 (4.9)	1,083 (5.4)	148 (0.7)	21 (0.1)	2,184 (10.8)	20,111 (100)	
消防職員	救助出動人員	239,919 (43.8)	172,738 (31.5)	22,523 (4.2)	2,448 (0.4)	16,718 (3.0)	19,333 (3.5)	8,768 (1.6)	750 (0.1)	65,097 (11.9)	548,294 (100)
	救助活動人員	88,941 (38.5)	88,536 (38.3)	12,487 (5.4)	1,580 (0.6)	6,621 (2.8)	9,144 (4.0)	5,440 (2.4)	264 (0.2)	17,909 (7.8)	230,922 (100)
消防団員	救助出動人員	108,765 (78.6)	1,354 (0.9)	8,442 (6.1)	4,049 (2.9)	150 (0.1)	55 (0.1)	26 (0.1)	419 (0.3)	15,002 (10.9)	138,262 (100)
	救助活動人員	9,552 (34.6)	692 (2.5)	7,309 (26.5)	2,586 (9.4)	60 (0.2)	6 (0.1)	1 (0.1)	165 (0.5)	7,208 (26.1)	27,579 (100)
1件当たりの救助活動人員	18.9	8.5	19.9	34.4	8.9	8.7	18.8	20.4	11.6	12.3	

- (注) 1 ()内は構成比(%)
 2 「出動人員」とは、救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。
 3 「活動人員」とは、出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。

2 実施体制

(1) 救助隊設置消防本部及び構成市町村

平成2年4月1日現在、消防法第36条の2の規定及び救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(昭和61年自治省令第22号)に定める基準に従い、救助隊を設置している消防本部は810本部となっており、当該消防本部

第3—3表 救助隊の設置状況

区分	救助隊設置消防本部数	左の構成市町村数 (受託市町村を含む)	左の人口 (昭60年国調)
平成2.4.1現在	810	2,720 (627市、1,663町、430村)	116,653,172
平成元.4.1現在	777	2,614 (611市、1,587町、416村)	113,668,296
対前年増減率(%)	4.2	4.1	2.6

の構成市町村(受託市町村を含む。)は2,720市町村であり、前年と比較して33消防本部、106市町村に救助隊が新設されている(第3—3表)。

(2) 救助隊数及び救助隊員数

救助隊は810消防本部に1,332隊設置されており、救助隊員は1万8,326人となっており、1消防本部当たり1.6隊の救助隊が設置されており、1隊に13.8人の救助隊員が配置されていることとなっている(第3—4表)。

第3—4表 救助隊数及び救助隊員数

区分	救助隊数			救助隊員数		
	専任	兼任	計	専任	兼任	計
自治省令第3条の規定による救助隊	381	951	1,332	5,203	13,123	18,326
うち自治省令第4条の規定による救助隊	321	194	515	4,361	2,932	7,293

(3) 救助隊が搭乗する車両及び主な保有資機材

消防機関の行う救助活動は、近年における社会経済活動の複雑多様化を反映して各種災害、事故に幅広く及んできており、これに伴い救助隊が搭乗する車両としては、これらの救助事象に迅速に対応できる資機材を積載した救助工作車が不可欠となってきたことから年々その整備が図られている。

また、救助隊の保有する資機材についても、前記省令の施行に伴い、より専門化した機械器具の整備が図られているが、救助隊数に比較して不足している資機材が多い。このため、昭和62年度においては、新たに救助資機材等総合整備事業を創設し、整備促進を図っているところである(第3—5表)。

第3-5表 救助隊が搭乗する車両及び主な資機材

搭乗車両	救助工作車	はしご車	スノーケル車	ポンプ車	タンク車	化学車	その他	計			
	699	298	115	397	310	109	371	2,299			
主な資機材	省令別表第1	三連はしご	救命索発射銃	油圧スプレッダー	油圧切断機	可搬ウインチ	エンジンカッター	チェーンソー	ガス溶断器	可燃性ガス測定器	空気呼吸器
	第1	1,564	1,822	1,067	635	1,906	1,771	1,566	1,045	1,488	9,803
省令別表第2	空気ジャッキ	大型油圧スプレッダー	大型油圧切断機	削岩機	空気鋸	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	送風排機	酸素呼吸器	
	第2	912	433	448	534	1,176	846	910	1,049	584	2,786



救助活動 (川崎市消防局)

(4) 救助隊員の教育訓練

消防職員の救助活動に関する教育訓練については、より高度かつ専門的な知識と技術が不可欠となっており、消防学校及び職場における教育訓練の充実強化を早急に図っていく必要がある。このため、消防職員の救助に関する教育訓練については、従来警防科の救助課程において90時間以上の教育訓練を行うこととされていたが、消防学校の教育訓練の基準を平成元年度に改正し、平成2年4月1日から専科教育の救助科として、146時間以上の教育訓練を行うこととしたほか、教材の開発について検討を行うこととしてい

る。

また、消防本部においても月間又は年間の救助に関する訓練計画を樹立し、職場教育を定期的の実施している(第3-6表)。

第3-6表 消防本部における救助隊員の訓練実施状況

区分	体 練 訓	力 成 練	ロ ー プ 基 本 応 用 練	検 救 訓	索 助 練	各種救助 器具取扱 練	各種救助 事象想定 練	その他 訓練	計
実施延回数	192,916	73,652	65,550	56,204	29,078	28,670	446,070		
実施人員	1,220,849	481,293	424,091	324,659	198,032	179,985	2,828,909		
実施延時間	251,568	170,830	195,652	104,939	77,349	68,625	868,963		

第4節 防 災 体 制

1 防災に関する組織・計画

地震、風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法は、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設置することとしている。これら防災会議は、行政機関のほか、日本赤十字社等関係公共機関の参加を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するため、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することを目的としている。

すなわち、中央防災会議においては我が国における防災の基本となる防災基本計画を、各指定行政機関及び指定公共機関においてはその所掌事務又は業務に関する防災業務計画を、地方防災会議においては地域防災計画を作成することとされている。

なお、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、同法により、石油コンビナート等防災本部を設置するとともに、地域防災計画に代わるものとして、石油コンビナート等防災計画を作成することとされている。

また、災害に際して防災上必要がある場合には、国は非常災害対策本部（災害が特に異常かつ激甚な災害緊急事態においては、緊急災害対策本部）、都道府県及び市町村は災害対策本部を設置して災害対策を推進することとしている。

さらに、大規模災害に対応するための制度として、災害対策基本法において地方公共団体の相互応援等、消防組織法において消防機関の相互応援、非常事態における都道府県知事の指示、消防庁長官の措置の要求等が定められている。

(1) 防災体制

ア 地方防災会議

地方防災会議は、都道府県と市町村にそれぞれ設置されている。

平成元年度中の開催状況は、都道府県43団体（91.5%）で延べ45回、市区町村1,440団体（44.1%）で延べ1,713回開催され、防災計画の修正、防災訓練実施の検討等を行うとともに、防災関係機関相互の連絡調整を図っている。

また、都道府県においては、防災会議の専門部会として、22団体が地震対策部会を、9団体が原子力防災部会を設置するなどにより防災体制の強化が図られている。

イ 災害対策本部

平成元年中に、都道府県においては、10団体で延べ32団体、市区町村においては、延べ1,132団体で災害対策本部が設置されている。

ウ 防災主管部課

都道府県においては、すべて消防防災を主管する課が設けられ、災害対策基本法等に基づく事務、消防に関する市町村の指導等の消防組織法に基づく事務などを処理している。また、大規模地震に備えて地震対策を専管する課を設置しているところもある。特に近年、都道府県の防災上の役割が重要視されており、消防防災主管課はその中心となって各種災害対策の推進に努めている。

市町村においては、市町村長部局の防災担当部課又は消防本部が防災会議、防災計画等に関する事務を所掌し、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

エ 自主防災組織

自主防災組織は、防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自主的に結成する組織である。平成2年4月1日現在の自主防災組織数は、全国で6万1,939となっている。また、自主防災組織を有する市区町村は1,950団体あり、自主防災組織が結成されている地域の世帯数は1,665万1,023で、全世帯数に対する割合は40.5%となっている。

(2) 地域防災計画

地域防災計画は、都道府県又は市町村が地域の実情に即し、当該地域の防災機関が防災に関して処理すべき業務の大綱及び災害予防、災害応急、災害復旧に関する対策等を定めた防災に関する総合的な計画である。

平成2年4月1日現在、都道府県地域防災計画は全都道府県において、また市町村地域防災計画も、ほぼすべての団体で作成されており、いずれも地域における総合的な防災対策の推進上重要な役割を果たしている。

また、近年は32都道府県において震災対策計画が、13道府県において原子力災害対策計画が作成されるなど、一般の防災計画と区別して特殊災害対策計画を作成する団体が増えている。

(3) 防災訓練の実施

災害時に迅速かつ的確な対応をするには、日ごろから実戦的な対応力をかん養しておく必要があり、消防庁では、地方公共団体に対し、防災関係機関とも連携のうえ、住民の参加の下に、情報の収集・伝達、避難誘導、救出・救護など総合的かつ実戦的な防災訓練を実施するよう指導している。

平成元年度においては、都道府県が延べ192回の防災訓練を実施したほか、市区町村においても延べ3,422回の防災訓練を実施した。訓練に際しての災害想定は、都道府県では、地震が最も多く、次いで、風水害、コンビナート災害、林野火災、大火災の順となっており、市町村では、地震、大火災、風水害の順となっている。また、訓練形態は地域住民等の参加を得た総合（実働）訓練が圧倒的となっている（附属資料14）。

なお、昭和56年度から防災訓練における住民の事故に備えて、防火防災訓練災害補償等共済制度が発足し、住民が安心して訓練に参加できる体制が確立された。平成2年3月31日現在、全国3,268市区町村のうち、2,583市町村が共済に加入し、災害補償の対象となる住民は8,631万人となっている。平成元年度中の防火防災訓練災害補償等共済でん補金の支払い状況は合計19件、227万円となっている。

2 情報通信体制

災害において、迅速かつ的確な防災活動を実施するためには、平素から各種情報の収集・伝達体制を確立しておくことが極めて重要である。このため、消防庁では、総合的な消防防災無線通信ネットワークの強化を目指し、地方公共団体と一体となって、次のような情報通信体制の整備を推進している。

(1) 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線網

消防庁と都道府県を結ぶ無線網には、地上通信系と衛星通信系とがある。地上通信系は、消防庁と47都道府県とを地上系無線で結ぶ通信網である。現在、消防庁所属の190局の無線局（建設省無線設備と共用）と各都道府県所属の無線局により構成されており、1道府県当り1回線（東京都のみ2回線）の直通回線により電話及びファクシミリによる相互通信と消防庁からの一斉伝達を行っている。

衛星通信系は、地上の災害の影響を受けにくく、かつ、災害時に特定地域に無線回線を集中して割り当てることができる通信網である。昭和58年度から国庫補助制度を設け東海地域及び南関東地域の各県地球局整備の促進を図っている。現在、通信衛星「さくら3号」を利用して、消防庁と愛知県、静岡県、千葉県、山梨県、神奈川県及び長野県との間で運用中である。なお、平成2年度中には、更に埼玉県及び岐阜県が整備を完了し運用する予定となっている。

(2) 都道府県防災行政無線網

都道府県においては、災害情報の一元的な収集・伝達体制を確立するため、県の出先機関、市町村、消防本部のほか、指定地方行政機関、指定地方公共機関等を結ぶ防災行政無線網の整備が進められている。この無線網は、電話及びファクシミリによる相互通信のほか、県庁及び県の総合事務所から市町村等関係防災機関へ一斉伝達する機能を有し、災害時には、地域の情報を収集するための車両等との通信も可能である。

消防庁では、この整備事業に対し、昭和48年度から国庫補助制度を設け整

備の促進を図っているところであり、平成2年8月末現在、44都道府県で運用中（整備率93.6%）、2県が整備中、1県が整備計画中である。

（3）市町村の消防・防災無線網

ア 市町村と集落等を結ぶ防災行政無線網

市町村と集落等を結ぶ無線網は、一般に同報系無線施設と移動系無線施設とで構成される。

同報系無線は、一方向の情報伝達手段として、市町村役場に送信用の固定局（親局）、集落等に受信機（子局）を設置し、地域住民に対して一斉に情報を伝達することのできる無線施設であり、気象予警報、避難の勧告・指示等の伝達手段として極めて有効である。また、移動系無線は、相互に通信できる無線施設のため、市町村の災害対策本部が集落の被災状況等を迅速かつ的確に把握するために有効であり、災害対策を効果的に行うためには、これら両施設の一体的整備が必要である。

消防庁では、特に台風常襲地域、特別豪雪地域、地震観測強化地域、活動火山周辺地域、沖縄県の地域等、防災対策の強化が急がれる地域の市町村に対して、昭和53年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図っているところであるが、平成2年3月31日現在、同報系45.4%、移動系69.2%の整備率にとどまっている。このため、消防庁では、昭和61年度から新たに防災まちづくり事業によってもその整備が可能となったことに伴い、従来の国庫補助制度のほか、この事業による活用整備を強力に推進しているところである。

また、地域防災無線は、既存の市町村防災行政無線の移動系を高度化したものとして、防災関係機関や生活関連機関に配置することにより、災害時においてより地域に密着した情報を収集・伝達することが可能となるものである。既存のシステムとこのシステムとの有機的連携が図られる総合的な施設整備の促進に努めているところである。

イ 消防・救急無線網

消防・救急無線は、消防本部、消防署等に基地局を設置し、消防ポンプ自動車、救急自動車等に積載した移動局との間で情報の収集・伝達、指揮・連絡等を行うための無線網である。平成2年3月31日現在6万9,676局が運用

されており、この一年間に3,783局が増加した。

このほか、一部の消防機関では、災害現場の状況をヘリコプターに登載したテレビカメラで撮影し、消防本部にその映像を伝送したり、地図情報等を消防本部にファイリングしておき、火災現場等に画像伝送するなど機能の高度化・信頼性の向上が図られている。



消防指令情報センター（大阪市消防局）

（4）全地方公共団体を結ぶ地域衛星通信ネットワーク

全国の地方公共団体が共同して民間の通信衛星の中継器を借り上げ、衛星通信システムを導入することにより①都道府県防災行政無線の機能の拡充、②行政情報伝送の効率化、③地域からの情報発信の活性化等を図ることを目的とした地域衛星通信ネットワーク整備構想が地方公共団体によってとりまとめられ、平成3年秋頃から運用が開始される予定となっている。

これに対応して、国（消防庁）及び地方公共団体が同ネットワークに加入する地球局を整備すれば、消防庁と都道府県、都道府県と市町村を結ぶ無線網の多ルート化と多様化が図られ、有事における通信網の信頼性が確保されることとなる。このため、消防庁では、国民の生命、身体の安全を守る立場から、早期に全国の消防・防災機関が同ネットワークに加入する衛星通信全国ネットワーク化が実現できるよう、地方公共団体に対し積極的に技術指導

しているところである。

(5) その他の防災通信

地震災害、石油コンビナート災害等の大規模な災害が発生した場合、災害現場では、消防機関をはじめとする防災関係行政機関、公共機関がそれぞれ災害応急活動を行うこととなる。これら異なる組織が協力して効果的な防災活動を行うためには、異なる組織体相互間の情報交換のための通信が必要である。このため、これら防災関係機関相互間では、防災相互通信用無線（共通波）や有線による専用回線が活用されている。

消防庁では、特に、大規模災害等の発生が想定される市町村、あるいは石油コンビナート地帯等の市町村に対し、防災相互通信用無線施設を整備するとともに、災害時にその機能が十分発揮できるよう、あらかじめ関係機関と調整する等その運用体制を確立しておくよう指導しているところである。

第5節 広域応援体制

1 消防広域応援体制の整備

(1) 広域応援体制の推進

地震、風水害、林野火災等その被害が大規模で広域に及ぶ災害や高層建築物火災、石油コンビナート火災等の特殊災害に対応するためには、個々の市町村の消防力だけでは充分でない場合があり、地方公共団体の区域を越えた消防力の広域的な運用をより迅速かつ効果的に行うことができるよう広域的な消防応援体制を確立しておくことが必要である。

このため、市町村あるいは都道府県の区域を越えて消防応援を行えるよう消防相互応援協定の締結が進められている。市町村間等の消防相互応援協定の現況は、平成元年6月1日現在、都道府県内隣接市町村のみの協定数2,485、都道府県外を含む協定数469、全国協定総数2,954であり、応援災害別分類(重複計上)では、火災2,901、風水害2,183、救急2,353、救助1,964、その他1,686であった。また、現在、岩手県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び沖縄県の34都府県が全都府県下を統一した消防相互応援協定(常備化市町村のみを対象とした協定を含む。)を結んでいる。さらに、特殊な協定として、高速道路(東名高速道路消防相互応援協定他)、港湾(東京湾消防相互応援協定他)、林野火災(四国西南地域消防相互応援協定他)や航空機(大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定他)がある。

このほか消防組織法においては、大規模災害、特殊災害による非常事態の場合において当該市町村のみの消防力では対処できない等のため緊急措置を講じる必要のあるときは、都道府県知事は市町村長等に対し、災害防ぎょ措

置に関して指示することができ、更に消防庁長官は都道府県知事からの要請があったとき、他の都道府県知事に対し災害発生市町村の消防応援のため必要な措置を求めることができることとされている。

消防庁では、これら消防相互応援の制度をより有効に活用し、効果的な消防広域応援体制を確立するため昭和62年5月に消防庁内に「消防広域応援体制検討委員会」を設置し、消防広域応援体制の整備と運用について検討を行い、「消防広域応援体制の整備と運用に関する報告書」を取りまとめた。消防庁では、この報告書を指標として消防広域応援基本計画の作成、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、応援情報リストの整備等の消防広域応援体制の整備を速やかに推進するよう指導しており、平成2年5月現在、茨城県、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県及び福岡県の8府県がこの報告書に沿った整備を図っている。また、同委員会では消防広域応援体制の整備に資するため災害種別に応じた活動マニュアルとして、昭和62年度に「林野火災活動マニュアル」を、昭和63年度に「風水害活動マニュアル」及び「地震災害活動マニュアル」を、平成元年度に「石油コンビナート等災害活動マニュアル」を作成し、委員会の報告を受けて各消防本部及び都道府県に通知した。

さらに、消防広域応援を推進するため、都道府県下を統一した消防相互応援協定の締結の促進、全国的な広域航空消防防災体制の構築、無線通信運用体制の充実及び同一都道府県内での市町村の区域を越えて行われる消防広域応援に対する消防広域応援交付金制度の整備について今後検討していく必要がある。

(2) 広域航空消防応援

航空消防応援については、昭和61年5月に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細則」を策定し、消防機関の保有するヘリコプターによる広域的応援について消防庁長官の都道府県の区域を越えた消防広域応援出動の要請に関する制度の積極的運用がなされるよう、応援可能地域の明示、応援要請の手続きの明確化等を図った。さらに、昭和62年度からは消防広域応援交付金制

度を整備し、消防庁長官の求めに応じて都道府県の区域を越えて行われる消防広域応援に対し、応援市町村に広域応援交付金が財団法人全国市町村振興協会から交付されることとなった。

2 広域防災応援体制の整備

大規模、広域的な災害に適切に対処するためには、地方公共団体の区域を越えて機動的、効果的に対処し得るよう、防災関係機関相互の連携強化をはじめとする広域防災応援体制の確立を推進する必要がある。

地方公共団体間の広域防災応援に係る制度としては、災害対策基本法に基づく地方防災会議の協議会の設置、市町村長等相互間、都道府県知事等相互間及び市町村長等から都道府県知事等に対する応援の要求、地方自治法に基づく地方公共団体の長等相互間の職員の派遣の要求、消防組織法に基づく消防に関する市町村間の相互応援、水防法に基づく水防管理者から他の水防管理者等に対する応援要求等がある。

また、地方公共団体と国の機関等との間の広域防災応援に係る制度としては、災害対策基本法に基づく地方公共団体の長等から指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要求、自衛隊法に基づく都道府県知事等から防衛庁長官等に対する部隊等の派遣の要請等がある。

災害発生時において、これらの制度を迅速かつ的確に運用するためには、関係機関相互間において、あらかじめ協定を締結することなどにより、応援要請の手続き、情報連絡体制、災害現場における指揮体制等各般にわたる項目について、あらかじめ具体的に定めておくことが望まれるが、このような広域防災応援協定の締結状況をみると、まず、都道府県間の応援協定は、平成2年4月1日現在、わずか5協定にとどまっており、これらの協定に関与していない府県が17団体にのぼっている。また、その内容も、抽象的であったり、事故発生時の責任の所在が不明確であるなど、必ずしも十分でない状況にある。さらに、自衛隊との協定を締結している都道府県は多いが、その他の防災関係機関との間の連絡調整、連携については必ずしも十分なものはなっていないこと、食糧や物資の供給、水道復旧、医療活動等の個別応援

分野ごとの協定も、ごく一部の都道府県で締結されているにすぎないことなどの問題もある。

こうした状況の中で、消防庁においては、昭和62年度から「広域防災応援体制調査検討委員会」を設けて、災害特性に応じた望ましい都道府県の広域防災応援体制の在り方について調査研究を行っており、昭和63年度には、その結果を踏まえて、主として都道府県間の広域防災応援を中心として、応援のマニュアルや応援協定のモデルを作成した。今後、この研究の成果を踏まえ、適切な広域応援体制の確立を図っていく必要がある。

第6節 風水害対策等

1 風水害対策

台風、集中豪雨等による風水害は、毎年のように大きな被害をもたらしているが、特に、近年は、豪雨に伴う崖崩れ、土石流等の土砂災害により、多くの人的被害が生じており、自然災害による死者・行方不明者等の大部分が、崖崩れ、土石流によるものであった。

このように、近年の風水害対策においては、特に土砂災害への対応が重要な課題となっており、各地方公共団体においては、防災体制の強化、災害危険箇所の把握、情報収集伝達・警戒避難体制の強化等に積極的に取り組んでいるところである。

消防庁においても、風水害、特に土砂災害に対応した警戒避難対策の強化を図るため、昭和63年度と平成元年度の2か年にわたって「土砂災害対策調査研究委員会」を設けて、土砂災害時の警戒避難体制及び情報収集伝達体制等について検討し、警戒避難のための情報収集伝達体制のモデルプラン、崖崩れに対する警戒避難基準を設定する手順を示した。これらの結果を踏まえて、主に次のような項目について地方公共団体に対し指導を進めている。

(1) 防災体制の確立

都道府県及び市町村においては、積極的に防災会議を開催し、防災関係諸機関との連携を強化するとともに地域防災計画の内容を具体的、実戦的なものとするよう計画の積極的な見直しを行い、防災活動の円滑かつ的確な実施を確保する必要がある。なお、平成2年4月1日現在で、防災会議に風水害関連部会を設置している都道府県は2団体、市町村は85団体であり、平成元年度中に、都道府県で13団体（前年度11団体）、市町村で94団体（同122団体）で災害危険箇所、情報連絡体制等について、地域防災計画の修正を行っている。

また、災害時において、迅速かつ的確な応急対策を実施するためには、あ

らかじめ、情報の収集・伝達体制、災害対策本部の運営・機能等を見直し、その充実強化を図っておく必要があり、特に、災害時における情報の重要性にかんがみ、防災行政無線網等情報通信体制の整備促進が図られている（第4節、2参照）。

さらに、災害時において日ごろの防災訓練が大きな効果を発揮した事例が多く見られることから、各地方公共団体とも積極的に訓練に取り組んでおり、平成元年度中には、都道府県では35団体で62回、市町村では延べ835団体で風水害を想定した防災訓練を実施している。

また、風水害時における住民の自主的かつ組織的な防災活動は極めて重要であり、地方公共団体においては、災害に関する知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織の育成に努めている。

（2） 災害危険箇所に対する措置

市町村においては、崖崩れ、地すべり、土石流等の災害が発生するおそれのある急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の法律指定区域等を含む災害危険箇所を地域防災計画に掲記している。

しかし、最近の崖崩れや土石流等の災害は、これら指定区域等以外においても発生しており、都道府県、市町村は、関係機関とあらかじめ十分協議し、地形、地質、土地利用の状況等を勘案して、必要に応じ災害危険箇所の点検を行い、その結果を地域防災計画に明示するとともに、周辺の住民に周知徹底しておく必要がある。

なお、昭和53年度以降、地域防災計画に掲記されている災害危険箇所で行われる自然災害防止事業に対しては、地方債措置が講じられている。

（3） 警戒避難体制の確立

ア 警戒体制

豪雨災害では、降り始めから短時間で崖崩れ、土石流等が発生している例が見られることから、都道府県及び市町村は、常に気象予警報等に留意するとともに、関係機関の協力を得て、累積雨量、時間雨量等の雨量情報、河川水位等の水防情報等を的確に把握する必要がある。近年、これらの雨量等の情報について、防災主管課において総合的に収集するシステムを整備する都

道府県が増えており、今後こうした体制の整備促進が望まれる。

なお、雨量、水位等の状況により、災害の発生するおそれがあると判断される場合には、市町村、消防機関は、災害危険箇所を中心に警戒巡視を行うとともに、住民に警戒を呼びかけるなど警戒体制の確立に努める必要がある。

イ 避難体制

市町村長は、雨量情報、水防情報、警戒巡視等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し、住民に対し遅滞なく避難の勧告・指示を行うものとし、特に、これらの発令の基準、時期及び方法並びに避難場所及び避難経路等を再検討し、これらを地域防災計画に明確に定めるとともに、住民に周知徹底することが極めて重要である。この際、高齢者、心身障害者、乳幼児、傷病者などのいわゆる災害弱者にも十分配慮した対策を講ずる必要がある。

住民に対する避難の勧告・指示の伝達は、広報車の巡回、サイレン、半鐘、消防職団員の巡回、防災行政無線等によって行われているが、最近の災害事例では、迅速かつ確実な伝達手段として防災行政無線が極めて有効に機能しており、消防庁としてもその整備促進に努めているところである。

（4） 二次災害防止対策の強化

台風、集中豪雨等に伴う崖崩れ、土石流等土砂災害の発生が予想され、住民が避難したが、豪雨もおさまりに、住民が帰宅した後に土砂災害により人的被害が生じた事例や、被災現場での救出救助活動中において、一刻も早い救出を実施するため、危険な状況下で活動が継続され、二次崩壊が発生し、更に甚大な被害に拡大した事例がみられるところである。

消防庁においては、地方公共団体に対し、災害発生後も、引き続き気象情報、災害現場の地理的状況の変化等について十分な警戒監視体制をとるとともに、警戒区域の設定、立入規制等必要な措置を行い、安全が確認されるまで避難指示の発令を継続すること、特に、行方不明者の捜索、応急工事の実施に当たっては、十分な注意、監視を行うことなど、二次災害防止対策の強化について指導している。

2 活動火山対策

火山の噴火活動に伴う災害に対しては、活動火山対策特別措置法に基づき諸対策が講じられているが、昭和58年10月の三宅島噴火、昭和61年11月の伊豆大島噴火など近年特に大規模な噴火が見られたこと、また、昭和63年12月の十勝岳の噴火では、噴火によって発生する泥流による被害が懸念されたこと等にかんがみ、活動火山対策のより一層の具体的、実戦的な推進を図る必要がある。

消防庁では、同法により、避難施設緊急整備地域に指定された桜島及び阿蘇山の周辺市町村並びに大島町に対し、ヘリコプター離着陸用広場、避難壕及び避難舎といった避難施設整備に要する費用の一部を補助している。

また、十勝岳が昭和63年12月に噴火して以降、活発な活動を続けていることから、平成元年3月には上富良野町及び美瑛町の一部が、同法に基づく避難施設緊急整備地域に指定され、事業費約45億円をもって避難施設の整備が進められている。

消防庁としても、事業計画に定められたヘリコプター離着陸用広場の整備のため、その費用の一部を補助することとしている。

さらに、関係地方公共団体に対し、①地域防災計画の中に火山噴火災害に関する防災計画を整備すること、②地方防災会議の場や防災訓練の実施等を通じて、関係機関との連携を深めておくこと、③広域的な連絡・協力体制を整備しておくこと、④時間的余裕をもって避難の勧告・指示を行えるよう伝達体制を確立しておくこと、⑤火山活動の状況に応じて、登山規制、立入規制等の措置をとることができるよう、あらかじめ関係機関と協議しておくこと、⑥防災関係機関との密接な連携の下に定期的に実戦的な防災訓練を実施するよう努めること等を指導している。

(1) 地域防災計画

活動火山をかかえる地方公共団体においては、火山の特性、地理的条件及び社会的条件を勘案して、火山噴火災害に関する地域防災計画を整備しているところであり、都道府県で4団体、市町村で15団体が整備している。

また、整備済の団体においては、最新資料の活用等により適宜見直しが行われているところである。

(2) 関係機関との連携

噴火災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するために、火山観測を行っている気象官署や大学等、実働部隊である消防機関、警察機関、自衛隊、管区海上保安本部等との緊密な連携が行われている。

(3) 広域的な連絡・協力体制の整備

火山周辺の地方公共団体が複数ある火山にあっては、火山情報の伝達、避難対策及び登山規制の実施等のため、広域的な連絡・協力体制が整備されている。特に、桜島、阿蘇山、草津白根山、有珠山、北海道駒ヶ岳の5火山の関係市町村で防災会議の協議会が設置されており、それぞれ火山の爆発に関連する事前措置、その他必要な措置について指定地域防災計画が作成されている。

(4) 避難体制の整備

火山噴火等により、住民に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全確保を第一義とし、時間的余裕をもって避難の勧告・指示を行えるよう、その伝達体制が確立されている。また、避難誘導については、あらかじめ各防災関係機関の役割、誘導方法、避難先等がきめ細かく定められており、計画的な誘導が行えるようになっている。

(5) 観光客対策の整備

観光客、登山者等の立入りが多い火山にあっては、火山活動の状況に応じ、観測、監視体制の強化をはじめ、登山規制、立入規制等の措置をとることができるように、関係機関との協議がなされている。

(6) 防災訓練の実施

消防機関をはじめとする防災関係機関との密接な連携の下に実戦的な防災訓練が実施されている。また、その際、関係地方公共団体による合同訓練についても配慮されている。

第7節 震 災 対 策

1 消防庁の震災対策

消防庁は、地震災害を防止し、被害の軽減を図るため、消防の制度、人員、施設、装備、資機材等の整備充実に努めるとともに、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等の趣旨に基づき、震災対策に係る国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡、地域防災計画(震災対策編)、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の作成等に関する指導・助言、防災訓練の指導及び実施、防災知識の普及啓発、地震防災に関する調査研究等の施策を推進している。

特に、昭和58年(1983年)日本海中部地震の経験にかんがみ、津波対策の総合的推進に関する調査研究を行い、その結果に基づき、津波情報伝達体制の整備、津波監視体制の充実等地域防災計画の見直しを含む津波対策の推進についての指導を強化している。

また、地震時における出火防止、初期消火の徹底及び火災の延焼拡大の防止のため、消防庁は、出火危険物に関する規制の強化、消防用設備の技術上の基準の強化、消防ポンプ自動車、防火水槽等の整備による消防力の充実等の施策を実施するとともに、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等大震火災対策施設の整備を推進している。

平成元年度末までの補助事業による大震火災対策施設の整備状況は第7-1表のとおりである。

なお、避難標識の設置については、公益法人による助成が行われている。

(1) 地震防災対策強化地域における震災対策

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域(第7-2表、第7-3図)においては、県及び市町村の地方防災会議が地震防災強化計画を、また、病院、百貨店、劇場、鉄道事業等、地震防災上重要な施設又は事

第7-1表 大震火災対策施設の整備状況

(単位：百万円)

区 分	昭和47年度～平成元年度		左のうち平成元年度分	
	数	補助金額	数	補助金額
耐震性貯水槽(60m ³)	471 (386)	1,268 (1,086)	84 (69)	237 (205)
〃 (100m ³)	3,671 (632)	11,055 (2,654)	139 (30)	517 (138)
〃 (飲料水兼用100m ³)	141 (55)	677 (327)	19 (10)	117 (74)
〃 (飲料水兼用1,500m ³)	30	2,175	1	79
可搬式小型動力ポンプ	5,400 (1,954)	2,114 (1,026)	106 (64)	55 (37)
電 源 車(大型)	50	439	—	—
〃 (小型)	18	64	2	7
起 震 車	69	203	8	26
防 災 指 導 車	15	102	2	14
震 災 救 援 車	8	39	—	—
備 蓄 倉 庫	24	413	4	34
多 重 情 報 処 理 車	1	10	1	10
そ の 他	8	224	—	—
計	—	18,783 (5,093)	—	1,096 (454)

(注) 1 ()内の数値は、地震防災対策強化地域分で内数である。

2 「その他」は、地域防災センター、移動無線電話車、耐火避難車及びヘリコプターによるテレビ電送システムで、昭和54年度以降は補助の対象とされていない。

業を管理、運営する者が地震防災応急計画を作成している。消防庁では、この地震防災強化計画及び地震防災応急計画において定めるべき事項を示し、計画策定のための指導・助言を行っている。現在、地震防災強化計画は関係地方公共団体のすべてが作成済みであり、地震防災応急計画は、約4万の対象事業所のうち約8割の事業所において作成済みとなっている。

地震防災対策強化地域における地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の促進を図るため、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が昭和55年5月から施行され、地方

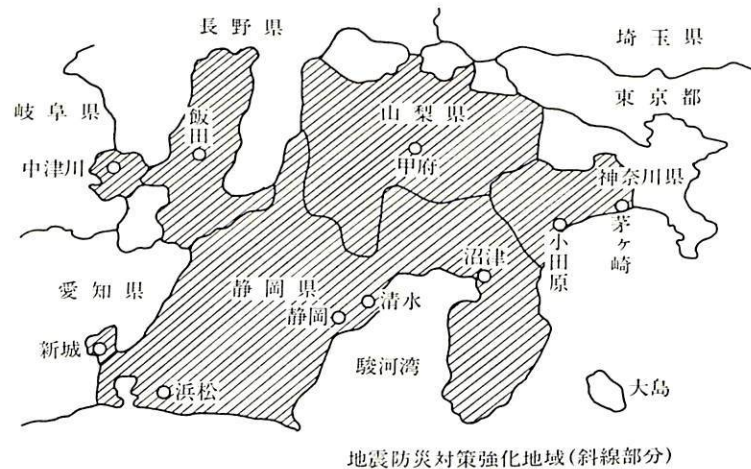
第7—2表 地震防災対策強化地域一覧表

県名	区 域
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、東山梨郡春日居町、同郡牧丘町、同郡勝沼町、同郡大和村、東八代郡、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、北巨摩郡双葉町、同郡明野村、同郡白州町、同郡武川村、南都留郡及び北都留郡上野原町の区域
長野県	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡飯島町、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡鼎町、同郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡上郷町、同郡阿智村、同郡下条村、同郡天竜村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村及び同郡南信濃村の区域
岐阜県	中津川市の区域
静岡県	全域
愛知県	新城市の区域

(注) この表に掲げる区域は、昭和54年8月7日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

なお、長野県下伊那郡鼎町は、昭和59年12月1日付で同県飯田市に合併・編入されている。

第7—3図 地震防災対策強化地域指定状況



公共団体等が実施する地震対策緊急整備事業に対し、国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置が講じられている。この特別措置の対象となる消防用施設は、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽であり、国の負担割合が2分の1（通常は3分の1）とされている。また、これらの施設整備の財源に充てるために起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還金の2分の1については、地方交付税の基準財政需要額に算入されるなど財政上の特別措置が講じられている。

なお、この法律の有効期限は、平成2年3月、同法の一部改正法が成立し、平成7年3月31日までの5年間再延長された。この有効期間の延長に伴い、地震対策緊急整備事業計画も平成6年度までの15年間に計画変更され、去る8月21日に内閣総理大臣の承認を受けているが、15年間に地震防災上緊急に整備すべき事業は、避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送路、通信施設、社会福祉施設、公立の小・中学校等の整備に関するもので、計画の総事業費は、7,703億円となっている。

今後は、この計画に基づき整備を進めることとしている。

この計画に基づいて整備される消防用施設は第7—4表のとおりである。

第7—4表 地震対策緊急整備事業計画の内容（消防用施設関係）

(単位：億円)

消 防 用 施 設	事 業 費
消 防 ポ ン プ 自 動 車	126
小 型 動 力 ポ ン プ	8
防 火 水 槽	161
消 防 専 用 電 話 装 置	3
小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	13
耐 震 性 貯 水 槽	110
可 搬 式 小 型 動 力 ポ ン プ	21
そ の 他	64
計	506

(注) 「その他」は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条の適用対象外の施設である。

(2) 南関東地域における震災対策

南関東地域は、我が国の政治、経済の中心であるとともに、人口、諸機能の集積が著しい地域であり、ここに大規模な地震が発生した場合には、その受ける被害は甚大かつ広範なものとなるおそれがあり、昭和63年12月6日の中央防災会議において「南関東地域震災応急対策活動要領」が決定された。

消防庁では、同活動要領の趣旨を踏まえ、広域応援体制の整備充実、緊急輸送の確立、救助・救急体制の確立、情報及び広報体制の確立、災害応急対策の強化、防災意識の啓発、周辺地域も一体となった防災訓練の実施など震災対策の充実を図るよう指導している。

(3) その他の地域における震災対策

大地震が発生した場合、被害は広域に及び、また、地震動による建造物の損壊にとどまらず、津波、同時多発火災等の発生など複合的な災害をもたらすものである。

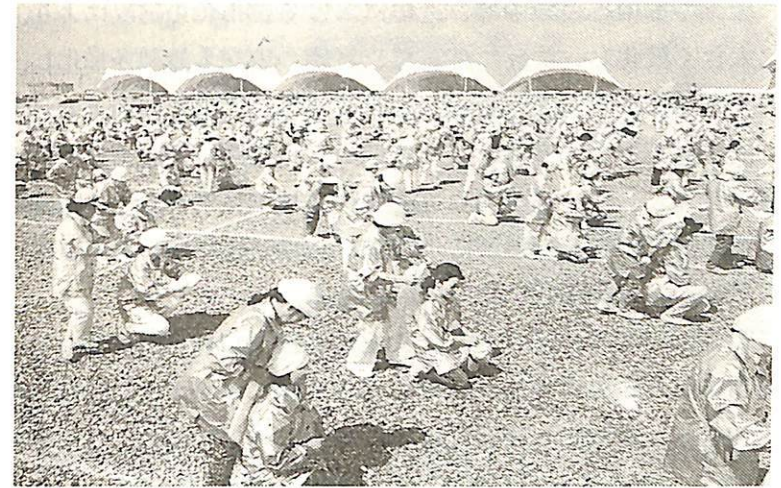
このような地震災害の特徴及びその社会的な影響の大きさにかんがみ、大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域及び南関東地域以外の地域においても、地域防災計画において、震災対策に関する総合的な計画として震災対策編を策定し、情報伝達体制の充実、避難対策の確立、防災意識の啓発、防災訓練の実施などの震災対策に万全を期すよう指導している。

(4) 総合防災訓練の実施

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地域に大規模地震が発生するとの想定並びに、東海地域及び南関東地域に大規模地震が発生したとの想定の下に、防災週間の主たる行事として、平成2年9月1日（防災の日）に中央防災会議の決定に基づき総合防災訓練を実施した。当該訓練には、全指定行政機関、19指定公共機関、地震防災対策強化地域と周辺地域の10都県が参加し、発災前の地震防災応急対策の実施訓練及び発災後の災害応急対策訓練を行った。

消防庁においても、自治省・消防庁防災業務計画及び消防庁応急体制整備要領に基づき、職員の参集訓練、地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置及び運営訓練のほか、応急対策実施状況の把握、応急物資の要請、広域消防

応援等について消防防災無線を運用した国と関係各都県との情報伝達訓練等を実施した。



総合防災訓練（横浜市）

(5) 震災対策に関する研究

消防庁は、地震災害の広域性、複合性等にかんがみ、地域防災計画に震災対策を他の災害と区分し、個別の計画体系を定めることの重要性から昭和60年度から昭和62年度までの3か年において震災対策計画策定マニュアルの作成について調査研究を行った。

昭和63年度から平成2年度までの3か年計画で、震災時に市町村が行う災害応急対策に必要な情報の収集、処理、伝達についての検討を行うこととし、平成2年度においては、大規模地震災害時等に住民の無用な混乱を防止するために市町村が行う適切な情報伝達方法等について検討を行っている。また、南関東地域に係る大規模な地震対策について、中央防災会議で決定された「南関東地域震災応急対策活動要領」を踏まえ、南関東地域、隣接地域及び全国からの消防力等の広域的な展開についての検討を行うこととし、平成2年度においては、平成元年度に引き続き南関東地域の地震に対応した震災応急対策の広域的な展開方法等について検討を行っている。

2 地方公共団体における震災対策

人口、産業の都市への集中等、近年における都市化の進展により、社会経済環境は大きく変化し、これに伴って、災害の態様も複雑多様化し、災害の発生が市民生活に多大の被害をもたらしている。このため地方公共団体においては、震災対策をより充実するため地方防災会議の部会として震災対策部会を設置するなどして、消防力の充実強化、地域住民に対する防災知識の啓発、防災資機材の備蓄及び地震防災訓練、地域防災計画における震災対策計画の策定等について積極的に取り組んでいる。

特に、昭和53年6月に制定された大規模地震対策特別措置法によって指定された地震防災対策強化地域及びその周辺地域においては、1978年宮城県沖地震、昭和57年（1982年）浦河沖地震、昭和58年（1983年）日本海中部地震及び昭和59年（1984年）長野県西部地震等による教訓を踏まえ、日ごろから各般にわたる震災対策が進められている。

平成元年度における都道府県及び人口20万以上の都市等（道府県庁所在市、道府県庁所在市以外の人口20万以上の市及び特別区の合計126団体。以下「都市」という。）を対象に調査した震災対策の現況は次のとおりである。

(1) 地域防災計画（震災対策編）の作成状況

都道府県においては、震災対策に関する事項を地域防災計画の中で、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが32都道府県、火災、水災等と同列の「節」を設けているものが15県という状況となっている。

次いで都市においては、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが73都市、「節」等を設けているものが49都市、「その他災害等」として扱っているものが4都市となっている。

なお、地域防災計画で「震災対策編」を設けて「警戒宣言に伴う対応措置」を定めているのは都道府県で15団体、都市で52団体となっている。

(2) 避難場所・避難路の指定状況

避難場所の指定については逐年進んでおり、平成2年4月1日現在、調査対象団体126都市において13,121箇所が指定されている。その内容は第7-

第7-5表 都市における避難場所の指定状況

(平成2.4.1現在)

指定箇所数	総面積	規模別			用途別		
		規模	箇所数	面積	用途	箇所数	面積
13,121 (指定している都市126団体)	36,534 ha (公有地31,210 私有地5,324)	20ha以上	322	18,600 ha	学 校 校庭・グラウンド	6,623	10,766 ha
		20ha未満 10ha以上	444	5,691	公 園・広 場	4,259	12,075
		10ha未満	12,355	12,243	河 川 敷	122	2,794
					グ ラ ン ド (学校グラウンドを除く)	200	1,231
				そ の 他	1,917	9,668	

5表のとおりである。

また、避難路の指定については、23特別区のほか22都市が指定している。

(3) 震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況

平成元年度においては、44都道府県と110都市が震災訓練を実施している。都道府県では、行政機関、公共機関、自主防災組織等が参加する総合防災訓練が主であるが、都市にあっては、総合訓練のほか、消火訓練、避難誘導訓練、救急救助訓練等の実践的な個別訓練を実施している例が多い(第7-6表)。

第7-6表 都市における震災訓練の実施状況

(平成元年度)

区 分	総 合 訓 練	個 別 訓 練							
		職員参 集訓練	情報伝 達訓練	消 火 訓 練	避難誘 導訓練	救急救 助訓練	給食・ 給水訓 練	応急物 資輸送 訓練	その 他の 訓練
訓練実施 延回数	204	288	3,049	11,326	9,776	5,158	1,499	6	2,143
参加人員	2,488,461	27,069	1,259,092	1,332,130	2,046,950	588,378	228,350	4,954	273,453

(注) その他の訓練には、起震車体験訓練等が含まれている。

また、これらの訓練のほか、日ごろから地域住民等に対し、37都道府県と99都市において、起震車により地震体験等のほか、パンフレットの配布、講

演会・映画会の開催等、防災知識の普及啓発事業を実施し、防災意識の高揚に努めている。

(4) 備蓄物資・備蓄倉庫の状況

災害に備えて地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の確保を図るため、自ら公的備蓄を行うほか、民間事業者等と協定を結び必要な資機材等の流通在庫を確保するための施策の実施に努めている。

平成2年4月1日現在、資機材等の備蓄を行っている地方公共団体の状況は、第7-7表のとおりである。

また、これらの備蓄物資を備蓄するため、30都府県において324棟、92都市において1,174棟の備蓄倉庫を設置している。

第7-7表 備蓄物資の状況

(平成2.4.1現在)(団体数)

区分	公 的 備 蓄							
	生活必需品			医薬品 医療用 具	防 災 資 機 材			その他
	食 糧	飲料水	日用品		初 期 消火用	情 報 連絡用	避 難 救出用	
都道府県	8	4	28	5	10	21	24	5
都 市	69	31	88	65	55	83	89	17

区分	流 通 在 庫 備 蓄							
	生活必需品			医薬品 医療用 具	防 災 資 機 材			その他
	食 糧	飲料水	日用品		初 期 消火用	情 報 連絡用	避 難 救出用	
都道府県	12	1	3	8	—	—	1	1
都 市	46	10	24	12	—	1	4	1

(5) 震災対策施設の整備事業

平成元年度において、震災対策施設の整備促進のため、都道府県が国庫補助事業として実施した事業費は44億558万円(11団体)、単独事業として実施した事業費は90億6,343万円(16団体)である。

また、震災対策施設の整備促進のため、都市が国庫補助事業で実施した事

第7-8表 単独事業として実施した震災対策施設整備事業

(平成元年度)

事 業 名	都道府県数	事 業 費 百万円	都 市 数	事 業 費 百万円
防災行政無線整備事業	9	3,091	70	6,210
自主防災組織の整備育成事業	9	161	76	978
耐震性貯水槽整備事業	3	1,712	40	979
防災資機材等(食糧、医薬品等を含む)整備事業	7	189	68	1,224
避難地、避難路整備事業(誘導標識、案内板等を含む)	4	316	48	5,824
備蓄倉庫、防災倉庫整備事業	6	138	31	516
コミュニティ防災センター整備事業	2	482	12	1,485
大震用車両(震災救援車、照明電源車等)整備事業	1	4	10	105
その他の整備事業	4	2,970	19	6,458
計	—	9,063	—	23,779

業費は149億2,327万円(31団体)、単独事業として実施した事業費は237億7,851万円(99団体)である。

このうち、単独事業として実施したものは第7-8表のとおりである。

(6) 震災時における相互応援協定等の締結状況

大規模な地震は、甚大な被害を広域にわたって及ぼすことが予想されると

第7-9表 震災時相互応援協定の締結状況

(平成2.4.1現在)

名 称	都 道 府 県 名
震災時等の相互応援に関する協定	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡(10)
災害応援に関する協定	富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀(9)
東北地方防災対策連絡協議会	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟(8)
近畿府県災害対策協議会	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山(7)
防災相互応援協定	岡山、香川(2)

ころから、対策を迅速かつ的確に遂行するため、地方公共団体においては、地方公共団体相互間又はその他の公共的機関等との間に、震災時における相互応援協定等を締結するなど、各種の応援協力対策を講じている。このうち都道府県相互間の応援協定の締結状況は、第7—9表のとおりである。

なお、地方公共団体のほか、応援協定等を締結している公共的機関としては、放送機関、医療機関、輸送機関等がある。

(7) 調査研究の実施状況

地域の実態に即した有効な震災対策計画を策定するため、地方公共団体は、それぞれ調査研究を実施しているが、平成元年度には19都府県と29都市が調査研究を実施している。なお、その内容等は第7—10表のとおりである。

第7—10表 震災対策調査関係事業の実施状況

(平成元年度)(団体数)

調査研究内容	被害想定に関するもの	地震予知に関するもの	避難地・避難路に関するもの	建造物の安全性に関するもの	危険物施設に関するもの	応急対策に関するもの	その他
都道府県	8	5	3	2	1	3	9
都市	10	5	9	9	—	6	4

第8節 地域防災計画の見直しの推進

1 地域防災計画の現況

地域防災計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされているが、平成元年度においては、主に災害発生危険箇所の追加、情報連絡体制の強化等のために、都道府県では38団体が、市町村では980団体が、それぞれ修正を行っている。

消防庁においては、地域防災計画の内容をより具体的、実戦的なものとするとともに、その前提として地域の災害の危険性を総合的かつ科学的に評価する必要があると考えており、災害応急対策システムに関する調査研究、防災アセスメントに関する調査研究等の成果を踏まえ、昭和62年6月30日付け消防庁次長通知により、地方公共団体に対し、①防災アセスメントの実施、②防災ビジョンの確立、③災害予防対策計画の整備、④災害応急対策計画の整備、⑤地区別防災カルテの作成などの点に留意しつつ地域防災計画の積極的な見直しを行うよう指導しているところである。

2 防災アセスメントの推進

①の防災アセスメントとは、災害誘因(地震、台風、豪雨等)、災害素因(急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等)、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する作業であり、地域防災計画の中に盛り込まれている事業・施策の実効性を確保するための前提となる。

そこで、消防庁においては、防災アセスメントの実施に関するマニュアルを作成するとともに、地方公共団体に対しその実施を指導しているところであるが、平成元年度に、防災アセスメントを実施した上で地域防災計画を修正した地方公共団体は、都道府県では3団体、市町村においても24団体にとどまっている。これは、その実施には専門的知識・能力が必要であること等

によるものと考えられ、今後、その実施に向けて努力する必要がある。

3 地区別防災カルテの整備

⑤の地区別防災カルテとは、集落、自治会、学校区等单位に災害に関連する各種の情報や当該地域の特性などを地図や台帳などにより一覧性の高い形でわかりやすく整理したものであり、行政機関が防災対策のために用いるだけでなく、住民の自主的な防災活動の指針として防災意識、防災知識の向上にも資するものである。

消防庁においては、地域防災計画を見直す際には併せて地区別防災カルテを整備するよう指導するとともに、地区別防災カルテ作成のマニュアルを作成したところである。また、昭和63年度から、地区別防災カルテの作成に要する経費の一部が特別交付税で措置されることとなり、その作成を推進している。

平成元年度に、地区別防災カルテの作成に伴って地域防災計画の修正を行った市町村は7団体であり、平成2年4月1日現在、全国で110市町村において地区別防災カルテが整備されている。

今後、地区別防災カルテの一層の整備を図るとともに、災害危険区域の指定、見直しについても積極的に推進し、適切な災害予防施策を行うこと等により、地域防災計画を常に現実に即した実効性のあるものにする必要がある。

第9節 防災意識の高揚と自主防災体制

1 防災意識の高揚

(1) 火災予防運動

ア 全国火災予防運動

近年、建築物の密集、高層化並びに生活様式の変化などに伴い、火災等の災害の要因は複雑多様化してきている。

このような状況において、火災等の災害を未然に防止するためには、国民の一人ひとりが日頃から防災の重要性を自覚し、自主的な防災活動を積極的に実践することが何よりも大切なことである。このような観点から、消防庁は、毎年春と秋の2回、全国火災予防運動の実施を提案し、国民に対する防火思想の普及宣伝に努め、国民による火災予防の実践を促進している。

a 秋季全国火災予防運動（平成元年11月9日～11月15日）

平成元年秋季全国火災予防運動では、「おとなりに あげる安心 火の始末」を全国統一標語とし、次の5点を重点項目に掲げて運動を展開した。

- ① 火災による死者のなかで、高齢者、病気、身体不自由者、乳幼児などの自力避難が困難な者の占める割合が高いことから、これらの人々が入所している社会福祉施設や病院における初期消火対策の強化、夜間を含めた防火管理体制の整備等、この種の施設における適切な防火安全対策を図ること。
- ② 地震発生に伴う火災の危険性が指摘されていること、及び放火による火災の発生が増加していることから、自主的な近隣居住者の相互協力による地域ぐるみの防火安全体制の確立を図ること。
- ③ 建物火災のうち過半数が住宅火災であることから、主として家庭における防火安全の担い手である主婦を中心に火災予防の知識及び火災時における行動に関する知識、技術の普及を図ること。

④ 百貨店、旅館、飲食店等不特定多数の者が出入りする防火対象物において火災が発生した場合、多大の人命危険が予想されることから、夜間における避難誘導體制の確立及び消防用設備等の適切な維持管理の徹底を図ること。また、表示基準不適合対象物の是正推進を図るとともに、消防法令違反対象物に対しては、法的措置の徹底により防火安全の確保を図ること。

⑤ 近年増加の著しい高層建築物における出火防止の徹底と発災時の初期対応、避難体制の確立、消防用設備の維持管理の徹底及び使用方法の習熟等を図ること。

b 春季全国火災予防運動（平成2年3月1日～3月7日）

春季の運動では、前年秋季の運動と同一の全国統一標語の下に、季節的観点から異常乾燥時及び強風時の火災防止対策の推進を前年秋季の運動の目標に加え実施した。

なお、昭和60年春季の運動から出火防止のため国民が特に留意すべき事項として「火の用心 7つのポイント」を次のとおり定め、広く国民に呼びかけることとしている。

<火の用心 7つのポイント>

- 1 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 2 子供は、マッチやライターで遊ばせない。
- 3 風の強い時は、たき火をしない。
- 4 天ぶらを揚げるときは、その場を離れない。
- 5 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 6 ふろの空だきをしない。
- 7 ストープには、燃えやすいものを近づけない。

イ 全国山火事予防運動（平成2年3月1日～3月7日）

全国山火事予防運動は、広く国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防活動をより効果的なものとするため、昭和44年から消防庁と林野庁の共唱により、原則として春季全国火災予防運動の前半において実施してきた。平成2年度からは、春季火災予防運動が3月1日から3月7日までの1

週間となったことから、これに併せて全国山火事予防運動も同期間に実施した。平成2年の全国山火事予防運動では、「ひろげよう 森への感謝と 防火の輪」を統一標語として、ハイカー等の入山者、農山村住民、小中学校生徒等を重点対象とした啓蒙活動、駅、市役所・町村役場、登山口等への警報旗、ポスター等の配備、報道機関等を通じた山火事予防思想の普及啓蒙、消防訓練、研究会等の開催等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

ウ 車両火災予防運動（平成2年3月1日～3月7日）

車両火災は年々増加の傾向にあることから、平成2年の車両火災予防運動では、車両、車庫、駅舎等の対象物に対して査察指導を行うとともに、初期消火、避難などの消防訓練の実施及び消防用設備等の点検整備を推進し、また、地下駅舎等における防災体制の整備・充実を図った。

エ 文化財防火デー（平成2年1月26日）

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後の金閣寺火災等による貴重な文化財の焼失を契機として、昭和30年以来、消防庁と文化庁の共唱により毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

平成2年の文化財防火デーは、第36回目に当たるが、国では、広報活動により「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図った。

また、文化財の所有者及び管理者は、管轄する消防本部の指導の下に重要物件の搬出や消火、通報及び避難の訓練などを積極的に実施し、文化財の防火・防災対策に努めている。

(2) 防災知識の普及啓発

災害による被害を最小限に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進しなければならないことはもちろんであるが、災害から身を守り、財産を守るためには、国民一人ひとりが、日ごろから出火防止、初期消火、避難、応急救護などの防災に関する知識を確実に身につけ、自主防災に心がけることが極めて重要であり、防災のための学習会や防災訓練に積極的に参加し、地域ぐるみ、事業所ぐるみの防災体制を確立していく必要がある。

このため、地方公共団体は、防火教室の開催、自主防災組織の活動などを通じて住民、事業所等に対する防災知識の普及啓発に努めている。消防庁においては、テレビ放送を利用して、火災予防や初期消火の心構え、風水害等への備え、地震発生時の対応等といった防災知識の普及啓発を行っており、平成元年度に行った普及啓発事業の内容は、第9—1表のとおりである。

第9—1表 テレビによる防災知識普及啓発事業の実施状況

(平成元年度)

放送内容等	放送局	放送曜日
テレビ5分間 番組 (ご存じですか?) 防災ミニ百科	日本テレビほか30局	毎週末曜日(42回) (4月から1年間)

また、毎年、安全功労者及び防災功労者に対して内閣総理大臣表彰及び消防庁長官表彰を行っている。

(3) 119番の日

消防庁では、自治体消防発足40周年を機に、住民の防火・防災全般に対する正しい理解と認識を深め、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年から毎年11月9日を「119番の日」として設定した。

平成元年の119番の日は、国では、「高度情報化時代における消防防災情報ネットワークのあり方」と題したパネルディスカッションを、消防本部では、消防通信指令センターの見学会や119番通報訓練等の行事を実施したほか、ポスターの作成等の広報活動を行い、「119番の日」の趣旨の徹底を図った。

2 自主防災体制

(1) 地域の自主防災体制

ア 地域の自主防災組織

災害に有効に対処するためには、国、都道府県及び市町村において防災体制を整備するのみならず、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織が整備されていなければならない。

平成2年4月1日現在では、全国3,268市区町村のうち、1,950市区町村で

6万1,939の自主防災組織が設置されており、組織率(全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合)は40.5%となっている。組織率の高いところは、静岡県97.6%、山梨県94.3%、神奈川県78.7%、岐阜県75.6%、東京都74.3%、愛知県72.5%等であり、東海地震に係る地震防災対策強化地域及びその周辺地域が高くなっている。一方、組織率が10%未満のところも9道府県あり、地域によって差が著しい(附属資料18)。

自主防災組織は、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、防災巡視、資機材等の共同購入等を行っており、災害時においては、初期消火、住民等の避難誘導、負傷者等の救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所等の巡視等を行うこととしている。また、ほとんどの組織が、消火器、三角バケツ等の初期消火用資機材をはじめ、情報連絡、避難、救出・救護等のための防災用資機材を保有している。

これらの自主防災組織を育成するために、延べ1,384市区町村において、資機材購入及び運営費等に対する補助制度を設け、また、延べ1,249市区町村において、資機材等の現物支給の制度を設けており、これに要した経費は平成元年度で合計21億7,867万円に達している。消防庁としても、財団法人自治総合センターがコミュニティ助成事業の一環として行っている自主防災組織等が備える資機材に対する補助への協力、テレビ等による啓発、リーダー研修会による指導等を行っているところである。また、平成元年度には、学識経験者、防災関係機関の職員及び自主防災組織のリーダーからなる研究委員会を設け、自主防災組織の育成強化方策について検討を行った。

自主防災組織の育成強化方策としては、自主防災組織の活動を日常化させるとともに、防災に関する情報の積極的な提供、災害補償制度の充実、コミュニティ防災センターの整備に対する補助等を行い、自主防災活動の条件整備を図る。

また、自主防災組織を地域福祉としての活動の一つとして位置づけ、地域全般における福祉活動、ボランティア活動等の中から形成される「総合コミュニティ」として、自主防災組織の意義を明確にすることも有効である。

消防庁においては、昭和60年度まで、これらの整備について補助を行って

きたところであり、この結果、昭和60年度までに補助事業により整備された防災センター等の数は257、広域防災センターの数は8となっている。

また、昭和61年度以降は、防災まちづくり事業により、整備を図っているところであり、同事業により、昭和61年度に11箇所、昭和62年度に21箇所、昭和63年度に14箇所、平成元年度に9箇所の防災センターが整備された。

イ 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、家庭の主婦等により組織され、日ごろ家庭における防火の分野では大きなウェイトを占める婦人が火災予防の知識を修得し、地域全体の防火意識の高揚を図るとともに、万一の場合に婦人同士がお互いに協力して活動できる体制を整え、安全な地域社会をつくるため、各家庭の防火診断、初期消火訓練、防火防災意識の啓発等の活動を行っている。

なお、平成2年4月1日現在、全国の組織数は1万4,314団体、236万550人となっている。

ウ 少年消防クラブ

少年消防クラブは、おおむね10歳以上15歳以下の少年少女により編成されるもので、幼いころから火災を予防する方法や火についての問題を身近な生活の中から見出すとともに、防火防災に関する研究発表会、ポスター等の作成・掲示、実地見学等の活動を行い、地域や家庭における火災の予防を図るために組織づくりが進められている。

平成2年度には、少年消防クラブに参加する児童等の減少などの課題を踏まえ、学校、家庭、地域の理解を深めることなど、少年消防クラブの活性化方策について調査検討を行い、年齢に応じた少年消防クラブの活動・指導指針を策定することとしている。

また、全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長 消防庁長官）では、毎年、少年消防クラブやその指導者のうち優良なクラブと指導者に対して、その功績を表彰しており、平成2年3月には12クラブに対して表彰旗を、35クラブに対して表彰楯を、及び指導者15名に対して記念品を授与して表彰を行った。

なお、平成2年5月1日現在の組織数は、6,787団体、58万3,386人となっ



少年消防クラブの活動（愛知県）

ている。

エ 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、幼年期において、正しい火の取扱いについてのしつけをし、消防の仕事をよく理解させることにより、火遊び等による火災の減少を図り、近い将来少年消防クラブ員として活動できるための素地を育成するため、9歳以下の児童、幼稚園、保育園の園児等を対象として編成されるもので、消防機関等の指導の下に組織の育成が進められている。

なお、平成2年5月1日現在の組織数は、1万266団体、94万8,151人となっている。

(2) 事業所の自主防災体制

ア 自主防火管理体制

火災の発生を防止し、また、火災が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるには、消防機関の拡充、消防用設備等の設置維持だけでは十分ではなく、国民が自らを守るための自主防火管理体制を確立しておくことが必要である。

このため、消防法令では、一定の防火対象物に対して防火管理者の選任、消防計画の作成を義務付け、当該消防計画に自衛消防組織に関することを定

めることとしている。

しかし、現在の自衛消防組織は必ずしもこれら防火対象物の実態に即したのものとなっていないこともあり、近年の複雑多様化した火災等の災害に十分対応できない場合もあり得る状況となっている。

今後、防火対象物やその地域における影響力等を勘案して、その危険性の程度や社会的責任に応じた実効ある自衛消防組織を整備していく必要がある。

イ 危険物施設の自衛消防組織

石油精製事業所等の危険物施設のうち、一定数量以上の危険物を取り扱う事業所にあっては、化学消防自動車とこれを操作するための隊員とにより構成される自衛消防組織を設置しなければならないこととされている。平成2年3月31日現在、その数は58組織であり、85台の化学消防自動車、380人の専任隊員が配置されている。

なお、石油コンビナート等災害防止法による特定事業所については、別途、同法に基づき総合的な防災組織である自衛防災組織が設置されることとされている。

ウ 石油コンビナート施設の自衛防災組織等

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積し、災害の発生及び拡大の危険性が大きい石油コンビナートでは、石油コンビナート施設の設置者自身が十分な防災体制をとり、地域の安全を確保する必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法においては、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者に対し、所定の防災要員及び防災資機材等からなる自衛防災組織の設置並びに自衛防災組織を統括すべき防災管理者の選任を義務付けている。また、石油コンビナート等特別防災区域内の各事業所は一体的な工場群を構成し、相互に密接な関連を有することから、石油コンビナート等災害防止法では、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置についても定めている。

エ 事業所の自主防災組織

ア～ウのほか、法令等により自衛防災組織等の設置が義務付けられていな

い事務所において、任意に自主防災組織が設置される場合が多くなってきており、その数は、平成2年4月1日現在3,655組織となっている（附属資料19）。

さらに、最近では、地方公共団体の指導により、一部の事業所の自主防災組織にあっては、地域の自主防災組織等と相互協力関係を定めるなど、事業所の域を越えて積極的に活動をしているところもみられる。

第10節 予防行政

1 防火管理制度

消防法は、学校、病院、工場、百貨店、地下街等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、その旨を届け出なければならぬこと及び防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等の防火管理上必要な業務を実施させなければならないことを定めている。さらに、これらの防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災応急計画の作成を義務付けられているものについては、消防計画の中に大規模地震の防災対策に関する事項を定めなければならないこととしている。

平成2年3月31日現在の全国の防火管理実施状況は、第10—1表のとおりであり、防火管理者選任率73.6%、消防計画作成率60.6%となっている。業種別の実施率をみると、社会福祉施設、旅館等では比較的高率となっているが、キャバレー、複合用途防火対象物、公会堂等は依然として低率となっている。階段、避難口等建物内部に不案内な不特定多数の者を収容するこの種の防火対象物は、火災の際の人命損傷の危険性が高いので、消防機関としても、これらの対象物の違反の早期是正に努めている。

また、高層建築物（高さが31mを超える建築物）、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物等で、その管理権原者が分かれている場合は、各管理権原者は共同防火管理協議会を設け、そこで統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について協議し、統括防火管理者を中心として防火対象物全体の安全を図ることとされている。

平成2年3月31日現在の全国の共同防火管理実施状況は、第10—2表の通

第10—1表 全国の防火管理実施状況

(平成2.3.31現在)

防火対象物の区分	項目	防火管理 実施義務 対象物数	防火管理者 を選任し ている防火 対象物数	を選任し	消防計画を	作成して
				選任率 (%)	いる防火 対象物数	作成率 (%)
(一)	劇 場 等 公 会 堂 等	2,338	2,052	87.8	1,864	79.7
		45,272	29,916	66.1	23,768	52.5
(二)	キ ャ バ レ ー 等 遊 技 場 等	1,498	762	50.9	543	36.2
		11,448	8,341	72.9	6,706	58.6
(三)	料 理 店 等 飲 食 店 等	6,196	4,893	79.0	3,780	61.0
		52,549	36,086	68.7	27,608	52.5
(四)	百 貨 店 等 旅 共 同 館 住 宅 等	66,980	45,423	67.8	37,942	56.6
		52,603	46,815	89.0	42,541	80.9
(五)	病 社 会 福 祉 施 設 等 ハ 幼 稚 園 等	104,426	68,899	66.0	51,389	49.2
		22,911	20,588	89.9	19,125	83.5
(六)	学 校 図 書 館 等	32,684	31,200	95.5	30,031	91.9
		14,546	13,697	94.2	12,937	88.9
(七)	特 殊 浴 場 一 般 浴 場	44,513	42,180	94.8	40,455	90.9
		2,719	2,235	82.2	1,984	73.0
(八)	停 車 場 社 寺 院 等	1,417	1,198	84.5	1,094	77.2
		5,862	5,245	89.5	4,493	76.6
(九)	工 場 等 テ レ ビ ス タ ジ オ 等	797	675	84.7	548	68.8
		18,402	13,223	71.9	10,106	54.9
(十)	工 場 等 テ レ ビ ス タ ジ オ 等	45,103	37,183	82.4	30,810	68.3
		81	76	93.8	68	84.0
(十一)	駐 車 場 等 航 空 機 格 納 庫 等	1,081	842	77.9	734	67.9
		52	37	71.2	36	69.2
(十二)	倉 庫 等 事 務 所 等	4,885	3,542	72.5	2,974	60.9
		76,024	59,405	78.1	49,043	64.5
(十三)	イ 特 定 複 合 用 途 防 火 対 象 物 ロ 一 般 複 合 用 途 防 火 対 象 物	174,391	107,800 (123,319)	61.8 (70.7)	79,955 (93,590)	45.8 (53.7)
		27,454	18,390 (20,833)	67.0 (75.9)	14,224 (16,182)	51.8 (58.9)
(十四)	地 下 街	63	57	90.5	49	77.8
(十五)	文 化 財	872	712	81.7	626	71.8
	計	817,167	601,472	73.6	495,433	60.6

(注) 1 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称はその例示である(以下の表について同じ)。
2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は消防計画の作成をしている場合のみ計上している。()内は、部分的には、選任又は作成されている防火対象物をも含めた数値である。

第10-2表 全国の共同防火管理実施状況

(平成 2. 3. 31現在)

防火対象物の区分	防火対象物数	協議事項届出数	届出率 (%)
(一) 劇場等	9	5	55.6
(二) 公会堂等	17	5	29.4
(三) キャンパレー等	39	8	20.5
(四) 遊技場等	25	10	40.0
(五) 料理店等	9	3	33.3
(六) 飲食店等	1,331	457	34.3
(七) 百貨店等	387	175	45.2
(八) 旅館等	59	43	72.9
(九) 病院等	44	19	43.2
(十) 社会福祉施設等	16	5	31.3
(十一) ハ幼稚園等	1	0	0
(十二) イ特特殊浴場	27	6	22.2
(十三) イ特定複合用途防火対象物	54,755	26,809	49.0
(十四) ロ一般複合用途防火対象物	7,167	3,264	45.5
(十五) 地下街	55	52	94.5
(十六) 準地下街	6	6	100
(十七) 高層建築物	5,826	3,392	58.2
計	69,773	34,259	49.1

りであり、地下街を除き、共同防火管理の協議事項の届出率は、非常に低率である。このように、防火対象物の共同防火管理が不十分なままでは、火災発生の際の人命損傷の危険性が一層高くなるので、消防機関は、これらの管理権原者に対して、積極的な指導を行い、共同防火管理体制の確立に努めている。

2 消防用設備等の規制

(1) 防火対象物の実態

平成 2 年 3 月 31 日現在における全国の防火対象物の数 (消防法施行令別表第 1 (一) 項から (六) 項に掲げるもので、延べ面積 150m²以上のもの並びに (七) 項及び (八) 項に掲げるもの。第 10-3 表において同じ。) は 292 万 1, 314 件

第10-3表 防火対象物数

(平成 2. 3. 31現在)

防火対象物の区分	防火対象物の区分										計
	(一) 劇場等	(二) 公会堂等	(三) キャンパレー等	(四) 遊技場等	(五) 料理店等	(六) 飲食店	(七) 百貨店等	(八) 旅館等	(九) 共同住宅等	(十) 病院等	
全	3,073	48,795	2,169	12,671	8,088	66,518	99,002	86,968	630,309	51,103	
12 大都市	441	3,253	402	1,842	1,485	16,780	18,262	7,200	240,931	7,473	
割合 (%)	14.4	6.7	18.5	14.5	18.4	25.2	18.4	8.3	38.2	14.6	
防火対象物の区分	防火対象物の区分										計
	(十一) 社会福祉施設等	(十二) 航空格納庫	(十三) 倉庫	(十四) 事務所等	(十五) 特定複合用途防火対象物	(十六) 地下街	(十七) 準地下街	(十八) 神社・寺院等	(十九) 工場等	(二十) テレビスタジオ等	
全	40,707	20,341	121,558	3,811	1,612	9,302	3,337	43,466	489,576	289	
12 大都市	4,107	3,303	17,593	480	628	3,669	1,017	7,840	70,389	132	
割合 (%)	10.1	16.2	14.5	12.6	39.0	39.4	30.5	18.0	14.4	45.7	
全	25,369	445	250,981	299,753	347,483	247,798	63	5,220	1,500	2,921,314	
12 大都市	6,168	67	40,869	78,998	152,148	154,573	46	858	461	841,419	
割合 (%)	24.3	15.1	16.3	26.4	43.8	62.4	57.1	16.4	30.7	28.8	

(注) 消防法施行令別表第 1 (一) 項から (六) 項に掲げるもので、延べ面積 150m²以上のもの並びに (七) 項及び (八) 項に掲げるもの。

である。また、12大都市の防火対象物は84万 1,419 件で、全国の防火対象物数の 28.8%を占めている。特に都市部に集中しているものは地下街 (73.0%)、一般複合用途防火対象物 (62.4%)、準地下街 (57.1%)等である (第10—3表)。

(2) 消防用設備等の設置の現況

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設をいい、火災による被害の軽減を図るといふ消防の目的を達成するために不可欠のものである。

消防法の規定により、一定の防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備等を設

第10—4表 全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置状況

(平成 2. 3. 31現在)

特定防火対象物	消防用設備				屋内消火栓設備				スプリンクラー設備			
	事項	設置必要数	設置数	違反数	設置率 (%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率 (%)			
劇場等		1,630	1,569	61	96.3	316	314	2	99.4			
公会堂等		4,388	4,157	231	94.7	375	373	2	99.5			
キャバレー等		66	55	11	83.3	4	3	1	75.0			
遊技場等		938	877	61	93.5	278	274	4	98.6			
料理店等		673	556	117	82.6	5	5	0	100.0			
飲食店等		1,275	1,085	190	85.1	52	52	0	100.0			
百貨店等		9,800	8,572	1,228	87.5	2,520	2,497	23	99.1			
旅館等		13,891	13,168	723	94.8	977	975	2	99.8			
病院等		9,548	9,370	178	98.1	1,896	1,891	5	99.7			
社会福祉施設等		3,593	3,457	136	96.2	1,763	1,763	0	100.0			
幼稚園等		1,880	1,754	126	93.3	40	40	0	100.0			
特殊浴場		97	92	5	94.8	10	10	0	100.0			
特定複合用途防火対象物		15,603	14,983	620	96.0	3,915	3,893	22	99.4			
地下街		58	58	0	100.0	56	56	0	100.0			
準地下街		0	0	0	0	6	6	0	100.0			
計		63,440	59,753	3,687	94.2	12,213	12,152	61	99.5			

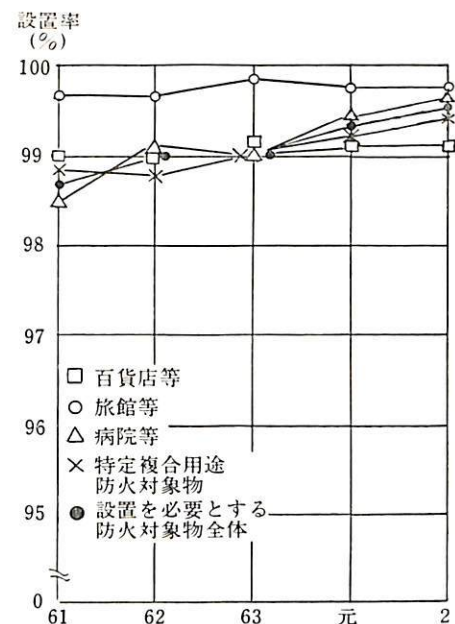
(注) 「違反数」は、法令に違反し、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が設置されていない防火対象物数である。

置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、第10—4表に示すとおりであり、平成2年3月31日現在、屋内消火栓設備の設置率94.2% (前年93.8%)、スプリンクラー設備の設置率 99.5% (同 99.3%) となっている。また、過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移は第10—5図のとおりである。

これらの違反対象物の一つで、スプリンクラー設備がほとんど設置されていなかったホテル・ニュージャパンの火災の惨事にもかんがみ、消防庁は、表示制度をより推進するとともに、違反対象物についての指導を一層徹底し、悪質なものについては、消防法に基づき設置の命令を発する等厳正な措置を講ずるよう指導している。これらの指導の徹底による防火対象物の防火対策の改善状況は、第10—5図にも示すとおり顕著である。

第10—5図 過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移



(注) 各年とも3月31日現在の数である。

また、特別養護老人ホーム松寿園での火災を契機として、昭和62年10月に消防法施行令の改正が行われ、自ら避難が困難な者が多数入所又は入院する社会福祉施設及び病院についてはスプリンクラー設備等の設置対象の拡大がなされ、昭和63年4月1日より施行されているところである。

これらの防火対象物におけるスプリンクラー設備等の設置状況は第10—6表に示す通りである。

さらに、平成2年3月に発生した兵庫県長崎屋尼崎店での火災を契機として、平成2年6月に消防法施行令の改正が行われ、スーパーマーケット等の物品販売店舗等についてもスプリンクラー設備の設置範囲の拡大がなされ、平成2年12月1日から施行されることとなっている。

(3) 消防用設備等の性能の確保

消防用設備等については、消防用機械器具等に対する検定制度、設置の際

第10—6表 社会福祉施設及び病院におけるスプリンクラー設備等の設置状況

(平成2. 3. 31現在)

消防対象物区分	消防用設備 事項	屋内消火栓設備				スプリンクラー設備			
		設置必要数	設置数	未設置数	設置率(%)	設置必要数	設置数	未設置数	設置率(%)
社会福祉施設		1,435	879	556	61.3	2,446	1,822	624	74.5
病院		—	—	—	—	3,435	650	2,785	18.9

(注) 設置が必要となった社会福祉施設及び病院については、平成8年3月31日までに設置が完了するよう経過措置が設けられている。

第10—7表 消防設備士の数

(平成2. 3. 31現在)

種別	類別	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	計
		(屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等)	(泡消火設備)	(二酸化炭素消火設備)	(自動火災報知設備等)	(金属製はしご等)	(消火器)	(漏電火災警報器)	
甲種(工事)	(人)	77,269	21,541	18,577	176,693	14,184	—	—	308,264
乙種(整備)	(人)	17,509	5,268	4,925	28,138	7,344	99,099	123,804	286,087

の消防機関による検査制度、設置及び整備を行う者に対する資格(消防設備士)制度、点検を行う者に対する資格(消防設備点検資格者)制度、定期点検結果報告制度等を設け、性能確保のため総合的な規制を行っている。

平成2年3月31日現在、消防設備士の数は延べ59万4,351人となっており(第10—7表)、また、消防設備点検資格者の数は第1種(消火設備系統)6万2,001人、第2種(電気系統)5万9,067人になっている。

(4) 防災規制

ア 防災物品の使用状況

建築物内の物品等を燃えにくいものにしておき、出火時の燃焼の進行を抑制することは、火災予防上特に有効であることから、消防法により、高層建築物、地下街等構造及び形態上、防火に特に留意する必要がある防火対象物並びに劇場、キャバレー、旅館、病院等不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物(防災防火対象物)等において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品(防災対象物品)又はその材料には、所定の防災性能を有するもの(防災物品)を使用することが義務付けられている。

平成2年3月31日現在、全国の防災物品の使用状況は、第10—8表に示すとおりである。

イ 防災表示者の認定

防災対象物品又はその材料が防災性能を有するかどうかを容易に判別できるようにするため、防災物品として販売し、又は販売のため陳列しようとする場合には、防災表示を付すこととされている。

平成2年3月31日までの防災表示者の認定数は2万4,861業者(このうち裁断・施工・縫製業者が94.2%を占めている。)で、前年同期と比較すると366業者(1.5%)の増加となっている。

ウ 寝具類等の防災化

消防法で定められている防災対象物品以外の寝具類等についても、防災化を推進することにより火災予防の徹底を図る必要があることから、防災性能を有するものについて財団法人日本防災協会の発行する「防災製品」表示ラベルの貼付により消費者の利便を図っている。

第10-8表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

防火対象物の区分	使用状況区分	防火対象物数	カーテン・ドム帳等を使用している対象物数	左のうち防災物品を全部使用しているもの(適合率%)	じゅうたん等を使用している対象物数	左のうち防災物品を全部使用しているもの(適合率%)	展示用及び大道真用として使用する対象物数	左のうち防災物品を全部使用しているもの(適合率%)	(平成 2. 3. 31現在)	
									認定件数	販売件数
(一) 劇公會	劇場	2,986	2,048	1,790(87.4)	1,134	984(86.8)	224	191(85.3)	15,511	1,078(71.3)
(二) キヤバ	堂	47,698	31,989	25,679(80.3)	15,101	11,472(76.0)	1,511	1,078(71.3)	1,511	1,078(71.3)
(三) 遊技場	レ	2,011	1,087	798(73.2)	1,030	709(68.8)	30	25(83.3)	220	171(77.7)
(四) 料理店	店	12,409	5,159	4,152(80.5)	3,268	2,470(75.6)	117	87(74.4)	938	653(69.6)
(五) 百貨店	店	7,825	5,075	3,815(75.2)	3,918	2,672(68.2)	117	87(74.4)	938	653(69.6)
(六) 旅館	店	59,721	32,392	25,055(77.3)	21,582	15,471(71.7)	2,811	2,011(71.5)	2,241	1,449(64.7)
(七) 病院	館	91,477	36,972	28,320(76.6)	23,404	16,703(71.4)	2,241	1,449(64.7)	1,113	886(79.6)
(八) 福祉施設	院	85,285	69,762	58,891(84.4)	54,729	44,105(80.6)	1,113	886(79.6)	998	707(70.8)
(九) 幼稚園	園	50,383	40,752	35,376(86.8)	18,656	15,089(80.9)	624	470(75.3)	14	11(78.6)
(十) 特殊浴場	場	40,219	33,270	28,878(86.8)	16,875	13,224(78.4)	120	91(75.8)	4,420	2,914(65.9)
(十一) 特定複合用途防火対象物	施設	19,902	15,927	13,456(84.5)	7,283	5,589(76.7)	54	30(55.6)	12	12(100.0)
(十二) 一般複合用途防火対象物	場	1,571	1,273	1,077(84.6)	1,373	1,090(79.4)	0	0(-)	378	298(78.8)
(十三) 地下街	街	270	117	102(87.2)	88	76(86.4)	0	0(-)	15,825	11,084(70.0)
(十四) 準地下街	街	263,359	131,581	94,202(71.6)	86,846	58,376(67.2)	4,420	2,914(65.9)	15,825	11,084(70.0)
(十五) 高層建築物	物	3,856	1,210	919(76.0)	805	668(83.0)	378	298(78.8)	15,825	11,084(70.0)
計		700,782	415,914	327,231(78.7)	262,050	193,051(73.7)	15,825	11,084(70.0)	15,825	11,084(70.0)

(注) 防災防火対象物とは、高層建築物、地下街及び消防法施行令第4条の3に定める防火対象物をいう。

第10-9表 防災製品の認定件数及び販売件数

(平成元年度)

防災製品の種類	ふ と ん 類				テント・シート類	非常持出袋	防災頭巾類	衣服類	布張家具等		合計
	側地敷布カバー類	わた・プラスチック発泡体	ふぶ・マットレス	とんとん・座ベットのマット					毛布・ドットケット	ベッセル	
認定件数	50	41	147	14	65	0	3	22	0	30	372
販売件数	192,433	300	206,668	489,550	1,078,337	13,250	196,700	11,902	0	828	2,189,968

なお、昭和61年9月より衣服類、布張家具等の2品目が新たに防災製品に追加されている。

平成元年度の防災製品の認定件数及び販売数量は第10-9表のとおりである。

3 防火基準適合表示制度

昭和55年11月の川治プリンスホテル火災を契機として昭和56年に発足した「防火基準適合表示制度」は、当初、旅館・ホテル等を一斉に実施する対象として始めたが、昭和58年には新たに劇場・百貨店等を追加し、これら防火対象物の防火安全に関する不備事項の是正推進に大きな効果をあげてきた。

なお、本年3月に発生した兵庫県長崎屋尼崎店火災においては、「適マーク」が交付されていた防火対象物にもかかわらず、死者15名負傷者6名の犠牲者が生じたことから、物品販売店舗等に関して適マーク交付要件に避難施設等の自主チェック体制を加えるとともに、適マーク返還に関する規定の整備を行うほか、2年以上表示基準に適合していると認められる防火対象物には、その旨を表示する等制度の改善充実を図ったところである。

(1) 「適マーク」交付状況

「防火基準適合表示制度」の対象とされた表示対象物は平成2年3月31日現在全国で43,354件であり、そのうち、立入調査を完了した表示対象物数は41,210件（調査率95.1%）である。立入調査を終えた表示対象物のうち、「適マーク」を交付された表示対象物数は28,872件（交付率70.1%）である（第10—10表）。

(2) 表示基準に係る不備事項の状況（劇場・百貨店等）

表示基準に基づく従来の24の点検項目のうち、不適合の割合が高い項目は、「避難訓練の未実施」（該当する表示対象物全体の29.1%）、「防火区画の不備」（該当する表示対象物全体の14.6%）、「点検報告の未実施」（該当する表示対象物全体の12.7%）、「防災対象物品の未使用」（該当する表示対象物全体の12.5%）等となっている。

全体的にみると、防火管理面における不備率が高い。

また、各用途ごとにみると、劇場・映画館等では「漏電火災警報器の不備」が、百貨店等では「防火避難施設等の不備」が他の用途に比べ高くなっている（第10—11表）。

第10—10表 表示制度の実施状況

区 分	表 示 対象物数 (A)	左のうち、立入 調査を完了した 表示対象物数 (B)[B/A]		「適マーク」 が交付され た表示対象 物数 (C)[C/B]
(一)項イ (劇場、映画館等)	昭和61. 3.31現在	2,704	2,524 [93.3%]	1,207 [47.8%]
	昭和62. 3.31現在	2,677	2,530 [94.5%]	1,301 [51.4%]
	昭和63. 3.31現在	2,705	2,580 [95.4%]	1,401 [54.3%]
	平成元. 3.31現在	2,701	2,581 [95.6%]	1,475 [57.1%]
	平成 2. 3.31現在	2,672	2,561 [95.8%]	1,503 [58.7%]
(一)項ロ (公会堂又は集会場)	昭和61. 3.31現在	4,484	4,234 [94.4%]	2,293 [54.2%]
	昭和62. 3.31現在	4,550	4,362 [95.9%]	2,511 [57.6%]
	昭和63. 3.31現在	4,619	4,412 [95.5%]	2,666 [60.4%]
	平成元. 3.31現在	4,716	4,495 [95.3%]	2,801 [62.3%]
	平成 2. 3.31現在	4,764	4,579 [96.1%]	2,904 [63.4%]
(四)項 (百貨店等)	昭和61. 3.31現在	14,147	12,220 [86.4%]	6,033 [49.4%]
	昭和62. 3.31現在	14,360	12,554 [87.4%]	6,510 [51.9%]
	昭和63. 3.31現在	14,657	12,896 [88.0%]	6,787 [52.6%]
	平成元. 3.31現在	14,905	13,222 [88.7%]	7,130 [53.9%]
	平成 2. 3.31現在	15,364	13,626 [88.7%]	7,446 [54.6%]
(五)項イ (旅館、ホテル等)	昭和61. 3.31現在	18,662	18,586 [99.6%]	15,083 [81.2%]
	昭和62. 3.31現在	19,270	19,175 [99.5%]	15,797 [82.4%]
	昭和63. 3.31現在	19,761	19,663 [99.5%]	16,266 [82.7%]
	平成元. 3.31現在	20,209	20,107 [99.5%]	16,667 [82.9%]
	平成 2. 3.31現在	20,554	20,444 [99.5%]	17,019 [83.2%]
合 計	昭和61. 3.31現在	39,997	37,564 [93.9%]	24,616 [65.5%]
	昭和62. 3.31現在	40,857	38,621 [94.5%]	26,119 [67.6%]
	昭和63. 3.31現在	41,742	39,551 [94.8%]	27,120 [68.6%]
	平成元. 3.31現在	42,531	40,405 [95.0%]	28,073 [69.5%]
	平成 2. 3.31現在	43,354	41,210 [95.1%]	28,872 [70.1%]

第10—11表 点検項目別不備率(劇場、百貨店等[(一)項、(四)項])
(平成 2. 3.31現在)

点 検 項 目	不 備 率 (%)			
	合 計	(一)項 イ	(一)項 ロ	(四)項
1 防 火 管 理 等				
(1) 防 火 管 理 者	6.7	5.9	5.8	7.2
(2) 消 防 計 画	11.1	11.1	9.6	11.6
(3) 避 難 訓 練	29.1	28.4	26.6	30.0
(4) 共同防火管理協議事項	11.7	11.0	10.0	12.5
(5) 防火避難施設等	11.7	6.3	5.7	14.7
(6) 裸 火 使 用	2.5	1.1	0.9	3.2
(7) 防 炎 対 象 物 品	12.5	12.3	11.9	12.7
(8) 点 検 報 告	12.7	15.3	7.8	13.9
2 消 防 用 設 備 等				
(1) 消 火 器	3.8	4.9	2.6	3.9
(2) 屋内(外)消火栓設備	9.8	8.4	5.2	11.8
(3) スプリンクラー設備	6.6	4.9	3.4	7.5
(4) 自動火災報知設備	8.9	10.4	5.5	9.8
(5) 漏電火災警報器	8.2	13.5	1.9	7.3
(6) 非常ベル・サイレン	3.2	4.6	1.7	3.5
(7) 放 送 設 備	4.4	6.6	4.1	4.0
(8) 避 難 器 具	7.1	7.0	4.3	8.8
(9) 誘 導 灯	10.2	11.4	7.3	10.9
3 危 険 物 施 設 等	5.3	5.2	5.7	5.2
4 少量危険物、準危険物、特殊可燃物	4.4	6.1	3.4	4.4
5 火気使用設備・器具	2.0	2.3	1.5	2.2
6 電 気 設 備	1.7	1.6	1.3	1.9
7 建 築 構 造 等				
(1) 建 築 構 造 (不 適 格)	10.0 (2.4)	10.9 (5.0)	4.9 (1.5)	11.5 (2.2)
(2) 防 火 区 画 (不 適 格)	14.6 (6.0)	15.4 (9.7)	12.4 (6.4)	15.3 (5.1)
(3) 階 段 (不 適 格)	5.7 (1.8)	6.9 (2.6)	3.3 (1.6)	6.5 (1.7)

4 消防同意及び予防査察等

(1) 消防同意の実態

消防同意は、消防が、防火の専門家という立場から建築物の火災予防について設計の段階から関与して、建築物の安全性を高めることを目的として設けられた制度である。

消防機関は、この制度の運用に当たって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるよう体制の充実と連携の強化を図っている。

なお、平成元年度の全国における消防同意事務処理状況は、第10—12表のとおりである。

第10—12表 消防同意事務処理状況
(平成元年度)

内訳 申請要旨	同 意			不 同 意				計	
	件 数	内 訳		件数	理 由				
		指導無	指導有		構造	設備	避難		その他
新 築	512,062	324,938	187,124	119	12	61	21	38	512,181
増 築	86,877	56,526	30,351	68	6	62	3	7	86,945
改 築	5,671	4,410	1,261	2	0	1	1	0	5,673
移 転	406	317	89	0	0	0	0	0	406
修 繕	87	43	44	0	0	0	0	0	87
模 様 替	154	65	89	0	0	0	0	0	154
用途変更	1,421	483	938	0	0	0	0	0	1,421
そ の 他	17,540	16,155	1,385	0	0	0	0	0	17,540
計	624,218	402,937	221,281	189	18	124	25	45	624,407

(注) 不同意の理由が1件について2以上にわたる場合があるので、理由欄の合算数と不同意の件数とは一致しない場合がある。

(2) 予防査察及び違反状況の改善

消防機関は、火災予防のために必要あるときは消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って予防査察を行っている。平成元年度に全国の消防機関が行った予防査察の状況は、第10—13表のとおりである。

第10—13表 火災予防査察実施状況 (平成元年度)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)	
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	
査察回数	3,677	24,974	808	7,374	4,415	33,329	68,968	73,993	
防火対象物の区分	(五)	(六)		(七)	(八)	(九)			
	共同住宅等	病院等	社会福祉施設等	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	
査察回数	238,809	32,131	29,501	12,982	61,314	1,993	1,086	3,955	
防火対象物の区分	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)	
	停車場	神社・寺院等	工場等	テレビスタジオ等	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	
査察回数	1,840	17,932	189,605	363	10,879	266	88,449	107,338	
防火対象物の区分	(十六)		(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	計	
	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山林		舟車
査察回数	143,995	60,369	221	17	5,045	664	0	3,264	1,229,556

第10—14表 特定違反对象物改善状況の推移

区 分	特定違反对象物に係る設備ごとの違反状況			特定違反対象物数	改善状況の推移 (%)
	スプリンクラー設備違反	屋内消火栓設備違反	自動火災報知設備違反		
昭和58.12.31現在	277	881	338	1,296	—
昭和62.3.31現在	60	210	58	267	79.4
昭和63.3.31現在	46	191	49	247	80.9
平成元.3.31現在	40	160	41	208	84.0
平成2.3.31現在	32	143	39	181	86.0

予防査察等により発見された防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等については、消防長又は消防署長は、消防法第8条第3項、第8

第10—15表 防火管理に関する命令等(消防法第8条及び第8条の2)の状況 (平成元年度)

防火対象物の区分	計		命令の計	(是正件数の計)
	(一)	(二)		
防火対象物の区分 命令の内 容等	防火管理者選任命令	1	1	
	(是正件数)	1	1	
	防火管理業務適正実施命令			
	(是正件数)			
	共同防火管理協議事項作成命令			
	(是正件数)			
	高層建築物			
	文化財			
	準地下街			
	地下街			
	一般複合用途防火対象物			
	特定複合用途防火対象物	1	1	1
	事務所等			
	倉庫			
	航空機格納庫			
駐車場等				
テレビスタジオ等				
工場等				
神社・寺院等				
停車場				
一般浴場				
特殊浴場				
図書館等				
学校				
幼稚園等				
社会福祉施設等				
病院等				
共同住宅等				
旅館等				
百貨店等				
飲食店				
料理店等				
遊技場等				
キャバレー等				
公会堂等				
劇場等				

(注) 是正件数欄の数は、平成元年4月1日から平成2年3月31日までに発せられた命令に基づき、平成元年3月31日までに是正された件数である。

5 消防用機械器具等の検定等

(1) 検 定

検定対象機械器具等は、消防法第21条の2の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ販売し、又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定の対象となる検定対象機械器具等は、消防法施行令第37条に定められている。

この検定は、「型式承認」(形状等が自治省令で定める技術上の基準に適合している旨の承認)と「個別検定」(個々の器具等が、型式承認を受けたものと同一である旨を確認する検定)とからなっている。なお、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が自治省令で定める技術上の基準に適合するものと同様以上の性能があると認められるものについては、自治大臣が定める技術上の規格によることができることとし、これらの機械器具等の技術革新が進むよう、検定制度の整備充実を図っている。

平成元年度の検定申請状況は、第10—18表のとおりである。

(2) 鑑定及び受託試験

日本消防検定協会は検定対象機械器具等の検定業務を行うほか、検定の対象とされていない消防の用に供する機械器具等について、依頼により鑑定及び受託試験を行っている。

(3) 自己認証

昭和60年7月30日のアクション・プログラムの骨格に従い、昭和60年12月に消防法を改正し、国の定める技術上の基準に適合していることを製造業者等が自ら検査し、所定の表示を付することができるいわゆる自己認証制度を導入し、動力消防ポンプ及び消防用吸管を自主表示対象機械器具等として指定し、昭和61年12月1日から施行された。

これに伴い、消防法第21条の16の4の規定により、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合している旨の表示を付そうとする製造又は輸入を業とする者からの届出は、平成2年3月31日現在において、動力消防ポン

第10—18表 検 定 申 請 状 況

(平成元年度)

種 別	区 分		型式試験	型式変更試験	個別検定
① 消 火 器	大 型		1	0	29,676
	小 型		36	9	4,388,642
② 消 火 器 用 消 火 薬 剤	大 型		0	—	27,905
	小 型		6	—	1,418,084
③ 泡 消 火 薬 剤			7	—	118,791
④ 消 防 用 ホ ー ス	ゴ ム 引		19	68	493,997
	濡 れ		0	0	476
⑤ 結 合 金 具			17	5	504,900
⑥ 火 災 報 知 設 備	感 知 器		53	51	7,577,813
	発 信 器		2	9	403,379
⑦ 中 継 器			30	9	133,848
⑧ 受 信 機			49	14	240,476
⑨ 漏 電 火 災 警 報 器			2	4	125,782
⑩ 閉 鎖 型 ス プ リ ン ク ラ ー ヘ ッ ド			4	1	2,650,475
⑪ 流 水 検 知 装 置			2	12	15,029
⑫ 一 斉 開 放 弁			5	3	30,603
⑬ 金 属 製 避 難 は し ご			19	5	211,296
⑭ 緩 降 機			1	0	15,056
計			253	190	18,386,228

プにあっては556件、消防用吸管にあっては32件である。

(4) 個別検定の簡素合理化について

昭和63年12月1日に出された臨時行政改革推進審議会答申において「検定対象機械器具等の個別検定については、品質管理能力に優れ、かつ、検査設備、検査体制の整った事業場において、長期にわたり高い合格率を維持している型式について、その検定方法の一層の簡素合理化を図る。」との指摘がなされ、また、これを受けた規制緩和推進要綱において個別検定の簡素合理化が指摘された。

これらの指摘を踏まえ、消防庁及び日本消防検定協会において、一括抜取りの範囲の拡大、検査項目の省略・削減を中心とした、簡素合理化の措置内容について検討が行われ、平成元年10月1日以降簡素合理化を実施している。

第11節 危険物行政

1 危険物規制

(1) 危険物規制の体系

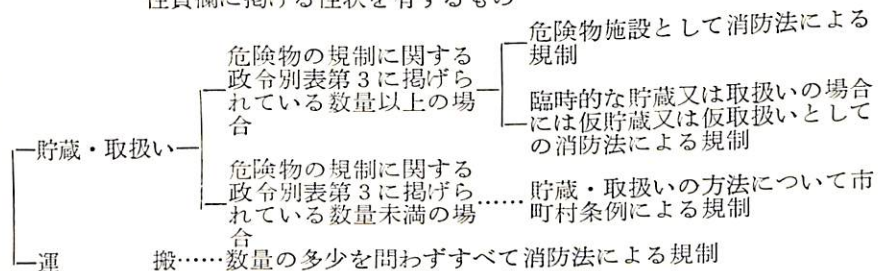
消防法では、火災発生危険性が大きい、燃焼速度が速く燃焼の危険性が大きい、火災の際の消火の困難性が高いなどの性状を有する物品を危険物として指定し、火災予防上の観点からその貯蔵・取扱い及び運搬についての規制を行っている。

一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、このような危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を危険物の規制に関する政令で定める技術上の基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならないこととされている。

また、危険物施設においては、危険物取扱者以外の者は危険物取扱者の立会いがなければ危険物を取り扱ってはならず、危険物の貯蔵又は取扱いは、政令で定める技術上の基準に従って行わなければならないものとされているとともに、一定の危険物施設では、危険物保安監督者を選任し保安監督を行わせる等危険物の貯蔵又は取扱いに関する保安体制の整備を図らなければならないこととされている。

さらに、危険物の運搬は、その量の多少を問わず、危険物の規制に関する政令で定める技術上の基準に従って行わなければならないものとされている。

・危険物……消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するもの



る。

なお、一定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いについては、市町村条例で貯蔵・取扱いに関する基準を定め規制することとされている。

(2) 危険物施設

ア 危険物施設の数

平成2年3月31日現在における危険物施設の総数は、58万2,911施設で前年同期(57万8,881施設)に比べて4,030施設(0.7%)増加した。

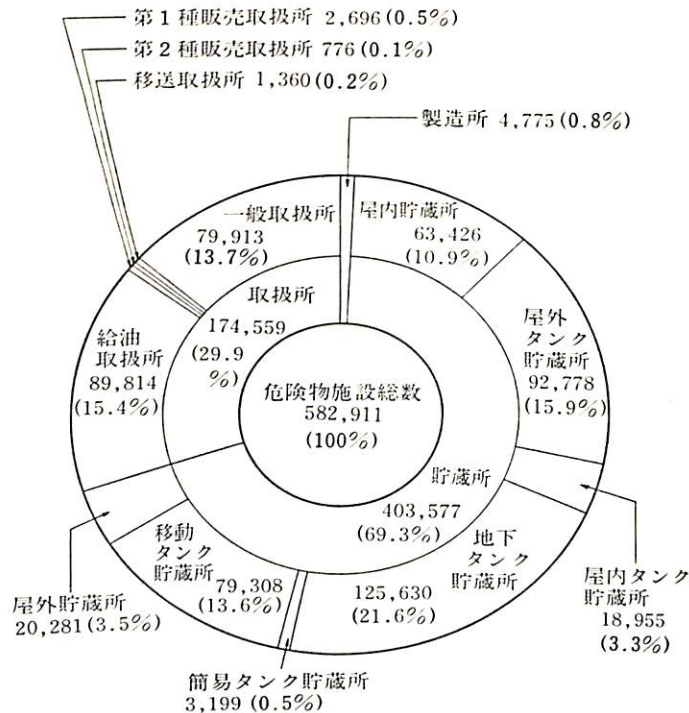
これは、移動タンク貯蔵所の増加(2,857施設)が大きな要因である。

施設別にみると、地下タンク貯蔵所が、12万5,630施設(全体の21.6%)と最も多く、次いで屋外タンク貯蔵所の9万2,778施設(15.9%)、給油取扱所の8万9,814施設(15.4%)等となっている(第11-1図)。

なお、これらのうち、石油製品を中心とする第4類の危険物を貯蔵し、又

第11-1図 危険物施設数の状況

(平成2.3.31現在)



第11-2表 危険物施設数の推移

施設	年	61 (A)	62	63	元 (B)	2 (C)	増減率(%)	
							(C/A-1)×100	(C/B-1)×100
製造所		4,598	4,657	4,677	4,722	4,775	3.8	1.1
貯蔵所	屋内貯蔵所	64,081	63,980	63,693	63,562	63,426	△ 1.0	△ 0.2
	屋外タンク貯蔵所	94,998	94,334	93,497	93,105	92,778	△ 2.3	△ 0.4
	屋内タンク貯蔵所	19,621	19,465	19,354	19,150	18,955	△ 3.4	△ 1.0
	地下タンク貯蔵所	121,254	122,509	123,402	124,374	125,630	3.6	1.0
	簡易タンク貯蔵所	3,531	3,435	3,361	3,288	3,199	△ 9.4	△ 2.7
	移動タンク貯蔵所	66,998	69,976	72,957	76,451	79,308	18.4	3.7
取扱所	屋外貯蔵所	22,936	22,178	21,423	20,667	20,281	△ 11.6	△ 1.9
	小計	393,419	395,877	397,687	400,597	403,577	2.6	0.7
	給油取扱所	88,882	88,890	89,088	89,506	89,814	1.0	0.3
	第一種販売取扱所	3,040	2,939	2,845	2,768	2,696	△ 11.3	△ 2.6
取扱所	第二種販売取扱所	739	758	766	765	776	5.0	1.4
	移送取扱所	1,402	1,397	1,381	1,372	1,360	△ 3.0	△ 0.9
	一般取扱所	125,460	126,265	78,276	79,151	79,913	△ 36.3	1.0
	小計	219,523	220,249	172,356	173,562	174,559	△ 20.5	0.6
計		617,540	620,783	574,720	578,881	582,911	△ 5.6	0.7

(注) 各年とも3月31日現在の数値である。

は取り扱う危険物施設は56万6,929施設と全体の97.3%を占めている。

危険物施設の最近における推移は第11-2表にみられるとおり、移動タンク貯蔵所が高い伸びを示しているが、簡易タンク貯蔵所、第一種販売取扱所、屋外貯蔵所、屋内タンク貯蔵所等は、減少傾向にある。

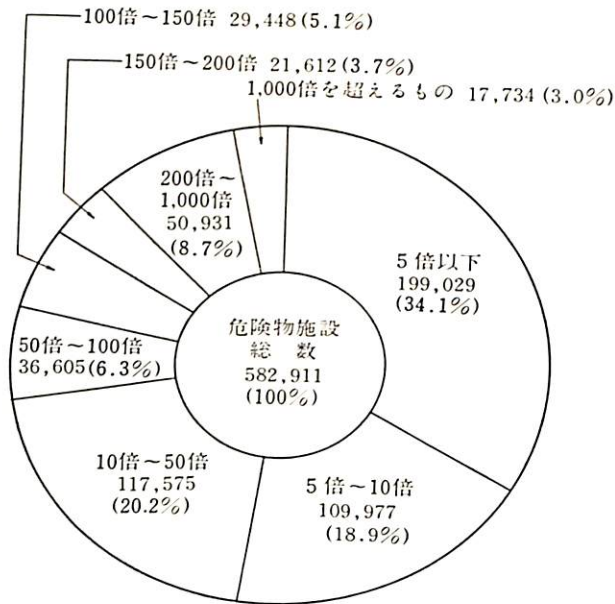
イ 危険物施設の規模別構成

平成2年3月31日現在における危険物施設総数の規模別(貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの)の構成は、第11-3図のとおりであり、規模別の構成比は前年同期と比較してほとんど変わりはない。

(3) 危険物取扱者

危険物取扱者は甲種、乙種及び丙種に区分され、危険物の取扱いは、危険物に関する安全確保のため、危険物取扱者自ら行うか、あるいは甲種又は乙

第11—3 図 危険物施設の規模別構成比
(平成 2. 3.31現在)



(注) 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を消防法別表で定める指定数量で除して得た数値である。

種危険物取扱者が立ち会わなければならないこととされている。

ア 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、甲種、乙種及び丙種の区分ごとに都道府県知事が毎年1回以上実施することとされている。

平成元年度において危険物取扱者試験は全国で244回(前年度228回)実施されている。受験者数は50万3,859人(同39万3,294人)、合格者数は20万679人(同18万5,422人)で、平均の合格率は39.8%(同47.1%)となっている(第11—4表)。この状況を試験の種類別にみると、受験者数では乙種第4類が31万5,918人(全体の62.7%)と最も多く、次いで丙種の15万6,723人(同31.1%)となっており、この両者で全体の93.8%を占めている。合格者数でも乙種第4類が10万857人(同50.3%)、丙種が8万3,073人(同41.4%)となっており、この両者で全体の91.7%を占めている。

第11—4 表 危険物取扱者試験実施状況

(平成元年度)

種別 区分	甲種	乙種						丙種 小計	計	
		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			
受験者数	12,524	3,932	3,201	2,679	315,918	3,411	5,471	334,612	156,723	503,859
合格者数	3,841	2,776	1,922	2,078	100,857	2,642	3,490	113,765	83,073	200,679
合格率(%)	30.7	70.6	60.0	77.6	31.9	77.5	63.8	34.0	53.0	39.8

なお、本制度発足以来の合格者総数は、平成2年3月31日現在、389万8,504人となっている。

イ 保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として3年以内ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱い作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。

平成元年度において、保安講習は、全国で延べ1,034回(前年度973回)実施され12万18人(同11万1,617人)が受講している。受講者数及び危険物取扱者免状の種類別内訳は第11—5表のとおりである。

第11—5 表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

区分 年度	受講者数	甲種	乙種						丙種 小計	種類別 総計	
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			
60	102,414	5,481	2,487	2,375	2,481	87,530	1,480	7,203	103,556	10,165	119,202
61	99,239	5,060	2,314	2,307	2,196	84,300	1,768	6,557	99,442	10,262	114,764
62	104,515	5,721	2,561	2,407	2,324	88,420	1,295	6,548	103,555	12,750	122,026
63	111,617	6,544	3,023	2,787	2,635	96,715	1,409	7,845	114,414	11,035	131,993
元	120,018	7,453	3,717	3,525	2,922	102,409	1,779	9,191	123,543	11,763	142,759

(4) 事業所における保安体制の整備

事業所における保安体制の整備を図るため、一定の危険物施設の所有者等と同一事業所において一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う者に

は、危険物の保安の監督を行う危険物保安監督者の選任、化学消防自動車と人員によって編成される自衛消防組織の設置、施設の維持管理を担当する要員としての危険物施設保安員等の指定又は施設の災害防止のための事業所内の予防規程の作成が義務付けられるとともに、さらに、一定数量以上の第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設等の所有者、管理者又は占有者には、事業所全般における危険物の保安に関する業務を統括管理する危険物保安統括管理者の選任が義務付けられている。

平成2年3月31日現在における事業所総数26万8,963のうち、これらの義務付けがなされている危険物施設を持つ事業所数の状況は、第11-6表のとおりである。なお、予防規程の作成を要する事業所数は、昭和62年5月1日より一定の給油取扱所に予防規程の作成が義務付けられたため、大幅に増加した。

第11-6表 自衛消防組織等を設ける事業所数の推移

区 分	危険物保安統括 管理者を要する 事業所	危険物施設保安 員を要する事業 所	予防規程の作成 を要する事業所	自衛消防組織を 要する事業所
昭 和 61	261	1,727	13,481	58
62	265	1,732	13,828	62
63	267	1,729	67,427	60
平 成 元	253	1,735	68,590	57
2	255	1,736	69,152	58

(注) 各年とも3月31日現在の数値である。

(5) 保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査を受けることが義務付けられている。

平成元年度に実施された保安検査は344件であり、そのうち特定屋外タンク貯蔵所に関するものは334件、特定移送取扱所に関するものは10件となっている(第11-7表)。

第11-7表 保安検査の実施状況

区 分	年 度	60	61	62	63	元
特定屋外タンク貯蔵所に関するもの		242	272	288	300	334
特定移送取扱所に関するもの		10	8	9	10	10
計		337	281	298	310	344

(6) 立入検査及び措置命令

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いが消防法に従っているかについて立入検査を行うことができる。

平成元年度においては、33万7,575(前年度34万8,879)の危険物施設について、延べ41万1,277回(同43万1,470回)の立入検査が行われている(第11-8表)。

立入検査を行った結果、危険物施設等における危険物の貯蔵若しくは取扱い、又は当該施設の位置、構造若しくは設備が消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、施設の位



危険物施設立入検査(横浜市消防局)

第11—8表 危険物施設に対する立入検査の実施状況

区分	年度	60	61	62	63	元
検査施設数		387,808	384,309	355,618	348,879	337,575
検査延回数		488,967	480,411	433,056	431,470	411,277

第11—9表 危険物施設等に関する措置命令等の推移

年度	命令の区分 危険物の貯蔵・取扱いに関する措置命令 (法第11条の5)	施設の位置、構造、設備に関する措置命令 (法第12条第2項)	製造所等の使用停止命令 (法第12条の2)	製造所等の緊急使用停止命令 (法第12条の3)	危険物の無許可貯蔵、取扱に関する措置命令 (法第16条の6)	計
60	695	815	23	68	196	1,797
61	386	479	17	42	174	1,098
62	148	282	16	48	107	601
63	252	319	14	68	71	724
元	139	310	27	79	58	613

置、構造及び設備の基準に関する措置命令等を行うことができる。

平成元年度において市町村長等がこれらの措置命令等を発した件数は、613件（前年度724件）となっている（第11—9表）。

2 石油パイプライン事業の保安規制

石油パイプラインについては、その保安を確保するため、石油パイプライン事業法により、基本計画の策定及び事業の許可に当たって、自治大臣の意見を聞かなければならないこととされているほか、自治大臣は工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、立入検査等を行うこととされている。

石油パイプライン事業法の適用を受けているのは、現在、新東京国際空港航空燃料パイプラインだけであり、昭和58年8月から供用開始されているが、その後毎年、保安検査が実施されるとともに、立入検査等を行うことにより、石油パイプラインの保安の確保が図られている。

なお、新東京国際空港航空燃料パイプライン以外のパイプラインは、別途消防法において移送取扱所として規制されている。

第12節 石油コンビナート災害対策

危険物、高圧ガス等の可燃性物質を大量に集積している石油コンビナートにおいては、災害の発生及び拡大を防止するため、危険物の貯蔵所、取扱所及び製造所に係る危険物災害の発生防止に関し必要な規制を行っている消防法、高圧ガスを取り扱う事業所に係る災害の発生防止について必要な規制を行っている高圧ガス取締法及び労働災害防止の見地から必要な規制措置を設けている労働安全衛生法のいわゆる保安三法や海上への大量の油の排出に対する措置、海上火災の発生に対する措置、海上災害に対する消防機関と海上保安庁の機関との協力等について定めた海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等による各種規制措置に加えて、石油コンビナート等災害防止法による特別の規制が行われ、総合的な防災体制の確立が図られている。

1 石油コンビナート等特別防災区域の状況

(1) 石油コンビナート等特別防災区域の現況

一定量以上の石油又は高圧ガスが大量に集積している地域について、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）を指定しているところであるが、平成元年6月には、同法施行以来初めて、豊洲地区、上浦地区、荻田地区の3地区について、その指定を解除した。その後、平成2年7月には、新たに田原地区を指定したところである。

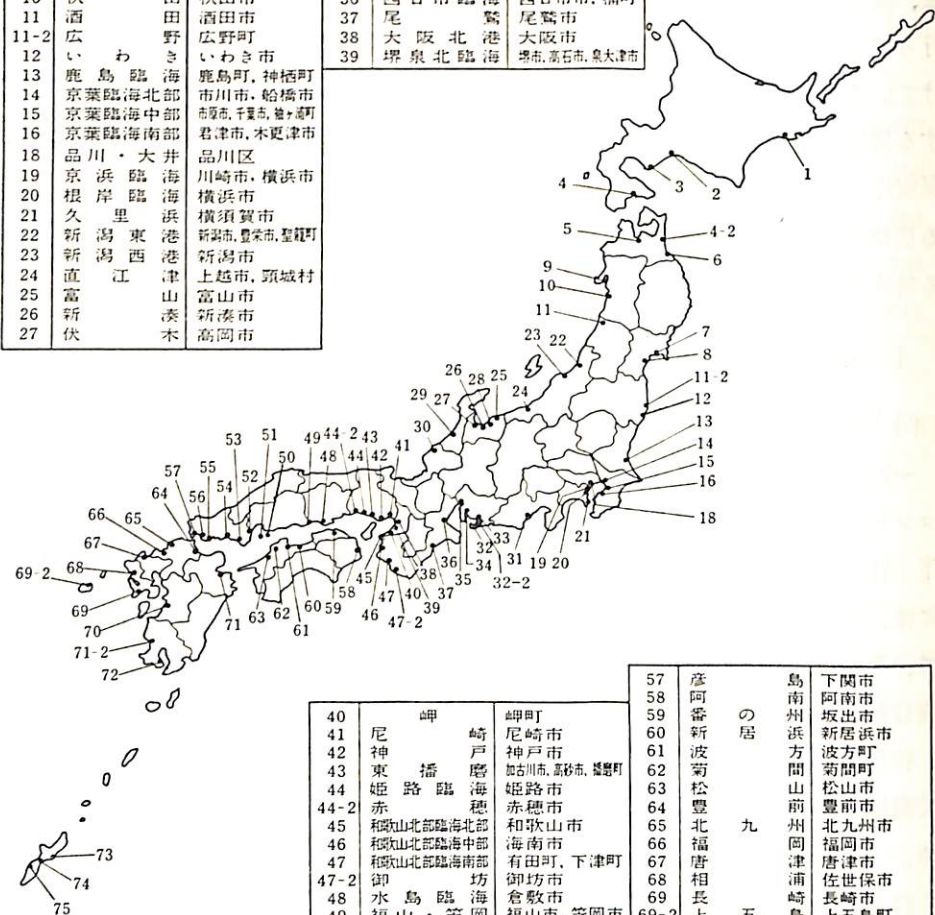
特別防災区域の現況は、第12—1図のとおりであり、33都道府県にわたって81地区が指定されている。各地区は必要に応じて区域変更が行われている。

特別防災区域内にあって石油コンビナート等災害防止法による規制を受ける事業所は、平成2年4月1日現在、第一種事業所が486事業所（このうちレイアウト規制対象事業所は239）、第二種事業所が403事業所となっている。なお、各特別防災区域における石油等の貯蔵・取扱・処理の量等について

第12-1 図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

(平成 2. 8. 1現在)

番号	特別防災区域	市 町 村	番号	特別防災区域	市 町 村
1	釧路	釧路市	28	婦 中	婦中町
2	苫 小	苫小牧市, 厚真町	29	金 沢 港 北	金沢市
3	室 蘭	室蘭市	30	福 井 臨 海	福井市, 三国町
4	上 磯	上磯町	31	清 水	清水市
4-2	むつ小川原	六ヶ所村	32	湍 美	湍美町
5	青 森	青森市	32-2	田 原	田原町
6	八 戸	八戸市	33	蒲 郡	蒲郡市
7	塩 釜	塩釜市	34	衣 浦	豊南市, 半田市, 武豊町
8	仙 台	仙台市, 仙台市, 七ヶ浜町	35	名 古 屋 港 臨 海	名古屋市, 東海市
9	鹿 野	鹿野市	36	四 日 市 臨 海	知多市, 飛島村
10	秋 田	秋田市	37	尾 鷲	尾鷲市
11	酒 田	酒田市	38	大 阪 北 港	大阪市
11-2	野 広	広野町	39	堺 泉 北 臨 海	堺市, 富石市, 泉大津市
12	い わ き	いわき市			
13	鹿 島 臨 海	鹿島町, 神栖町			
14	京 葉 臨 海 北 部	市川市, 船橋市			
15	京 葉 臨 海 中 部	市原市, 千葉市, 船橋市			
16	京 葉 臨 海 南 部	君津市, 木更津市			
18	品 川 ・ 大 井	品川区			
19	京 浜 臨 海	川崎市, 横浜市			
20	根 岸 臨 海	横浜市			
21	久 里 浜	横浜賀市			
22	新 潟 東 港	新潟市, 豊栄市, 聖籠町			
23	新 潟 西 港	新潟市			
24	直 江 津	上越市, 頸城村			
25	富 山	富山市			
26	新 潟	新潟市			
27	伏 木	高岡市			



40	岬	岬町	57	彦 阿	島 下	下関市
41	尼 崎	尼崎市	58	阿 南	阿南市	阿南市
42	神 戸	神戸市	59	番 新	坂出市	坂出市
43	東 播 磨	加古川市, 高砂市, 豊岡町	60	新 居 浜	新居浜市	新居浜市
44	姫 路 臨 海	姫路市	61	波 方 町	波方町	波方町
44-2	赤 穂	赤穂市	62	菊 間 町	菊間町	菊間町
45	和 歌 山 北 部 臨 海 北 部	和歌山市	63	松 山 市	松山市	松山市
46	和 歌 山 北 部 臨 海 中 部	海南市	64	豊 前 市	豊前市	豊前市
47	和 歌 山 北 部 臨 海 南 部	有田町, 下津町	65	北 九 州 市	北九州市	北九州市
47-2	御 坊	御坊市	66	福 岡 市	福岡市	福岡市
48	水 島 臨 海	倉敷市	67	唐 津 市	唐津市	唐津市
49	福 山 ・ 笠 岡	福山市, 笠岡市	68	津 浦 市	津浦市	津浦市
50	江 田 島	江田島町	69	相 長 市	相長市	相長市
51	能 美	能美町	69-2	上 五 島 町	上五島町	上五島町
52	岩 国 ・ 大 竹	岩国市, 大竹市, 和木町	70	八 代 市	八代市	八代市
53	下 松	下松市	71	大 分 市	大分市	大分市
54	徳 山 ・ 新 南 陽	徳山市, 新南陽市	71-2	内 入 座	内入座	内入座
55	宇 部	宇部市	72	喜 入 町	喜入町	喜入町
56	小 野 田	小野田市	73	中 城 村	中城村	中城村
			74	西 原 町	西原町	西原町
			75	中 城 村	中城村	中城村

は、附属資料22のとおりとなっている。

(2) 防災緩衝緑地等の整備状況

特別防災区域に係る災害が周辺の地域に及ぶことを防止するうえで、緑地帯が果たす役割は大きい。このため、石油コンビナート等災害防止法では、地方公共団体が防災上の見地から整備する防災緩衝緑地等について、国、地方公共団体及び第一種事業者の費用負担の下にその設置を推進することとしている。昭和58年3月、宮城県の塩釜地区において塩釜港緩衝緑地が設置された。

2 防災体制

(1) 石油コンビナート等防災本部

特別防災区域が所在する都道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を中心として関係機関等が一致協力して防災体制の確立を推進している。防災本部は、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究等の防災業務を行っている。

(2) 消防本部等

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより、一般的には市町村の消防本部等が消防活動を指揮し、大規模災害に拡大した場合には防災本部が中心となって、関係機関等をも含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。なお、特定事業所における異常現象の通報については、昭和59年7月、異常現象の範囲を通達により明確にし、消防機関等への迅速かつ的確な通報を徹底するよう指導を行っているところである。

(3) 防災資機材の整備

大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある特別防災区域に係る消防力は十分に整備することが必要であり、消防庁は、市町村の消防機関が特別防災区域に係る災害に対処するため保有すべき消防力について、昭和51年7月

に消防力の基準を改正して、これを強化した。

平成2年4月1日現在、特別防災区域所在市町村には、大型化学消防車97台、大型高所放水車83台、泡原液搬送車97台、泡消火薬剤3,818kℓ、消防艇37艇等が配備されている。

また、市町村の消防力を補完し、特別防災区域の防災体制を充実強化するため、特別防災区域所在都道府県においても、泡原液貯蔵設備22基、泡放水砲6基等が整備されている。

消防庁は、昭和51年から特別防災区域所在市町村に対し、大型化学消防車等の整備について補助を行っている。この補助を受けて平成元年度までに、78団体で、大型化学消防車74台、大型高所放水車78台、泡原液搬送車69台が整備されている。

3 自衛防災組織等

(1) 自衛防災組織等の現況

石油コンビナート等災害防止法では、特別防災区域に所在する特定事業者に対し、自衛防災組織の設置及び防災管理者の選任を義務付けている。また、各特定事業所が一体となった防災体制を確立するよう、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置について定めている。

平成2年4月1日現在、889の全事業所に自衛防災組織が置かれ、このほか101の共同防災組織、63の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織及び共同防災組織には常時7,976人の防災要員、205台の大型化学消防車、155台の大型高所放水車、167台の泡原液搬送車、20台の大型化学高所放水車、45隻の油回収船等が配備されている。

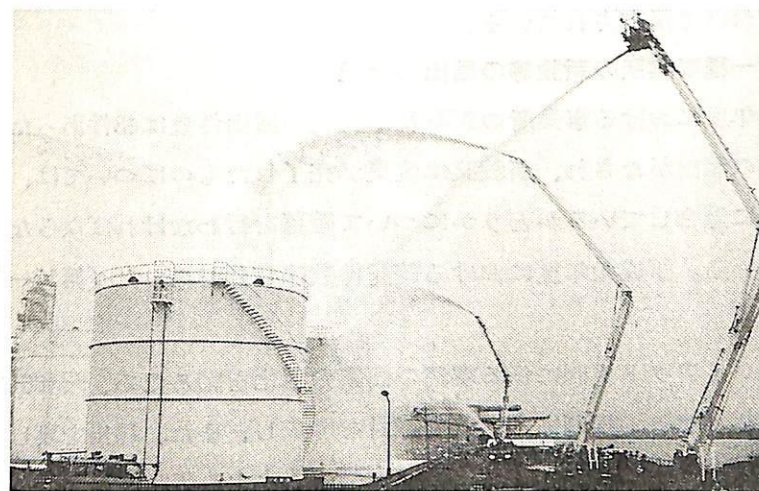
さらに、特定事業所には、個別施設に対する防災設備のほかに、事業所全体としての防災対策の強化を図るため、施設の規模に応じて流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備（特定防災施設等）を設置しなければならないこととされている。平成2年4月1日現在、流出油等防止堤が198事業所に、消火用屋外給水施設が619事業所に、非常通報設備が889の全事業所にそれぞれ設けられており、設置が必要とされる事業所の全てに必要な

とされる防災設備が設置されている。

(2) 自衛防災体制の充実

石油コンビナートの災害は多様であり、また大規模化の可能性が高いことから、災害発生時には、自衛防災組織や共同防災組織による迅速かつ的確な対応が要求されるが、これらの防災組織は実際の防災活動経験に乏しい面もある。このため、消防庁では、昭和56年度から過去の災害事例について、災害の態様別に防災活動の状況及びその問題点を把握、検討するとともに、自衛防災組織等における防災活動、防災訓練及び防災教育の在り方を研究し、その結果を「自衛防災組織等のための防災活動の手引」として、昭和58年度には屋外タンク編を、また、昭和59年度にはプラント編をとりまとめ、さらに昭和61年度にはこれら手引の内容をより効果的に周知するため視聴覚教材を作成し、消防機関を通じて自衛防災組織等に対する指導を行っている。

一方、特定事業者の重要な責務の一つである自衛防災組織等の防災業務が警備会社等の部外者に委託される事例が増加している。このような委託防災組織についてその実態を調査し、問題点の把握、委託する場合の要件等について研究し、昭和60年度にその内容をとりまとめ、消防機関を通じて委託防災組織等の充実強化について指導を行った。さらに、消防機関において、こ



石油コンビナートにおける防災訓練（千葉市）

のような委託の実態を常時的確に把握し、特定事業者の防災業務の実施に関して適切な指導を行うことができるように、昭和61年8月に関係省令の一部改正を行ったところである。

4 事業所のレイアウト規制

(1) レイアウト規制対象事業所の実態

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは充分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について、災害防止の観点からレイアウト規制を行う必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所について、当該第一種事業所の新設又はこれらの事業所内の施設地区等の配置を変更しようとする際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付け、これらに対する規制を実施している。

第一種事業所のうち、レイアウト規制の対象となる事業所は239事業所となっている。また、レイアウト規制対象事業所の石油及び高圧ガスの貯蔵・取扱量及び処理量の特別防災区域全体に占める割合は、石油にあつては61.0%、高圧ガスにあつては98.7%となっており、大部分がレイアウト規制対象事業所において保有されている。

(2) 第一種事業所の新設等の届出の状況

平成元年度における事業所の新設及び変更の届出件数は43件あった。新設又は変更の届出がなされ、新設又は変更が完了したものについては、届出された計画に適合しているかどうかについて確認を行わなければならないこととされている。平成元年度における確認件数は42件であった(第12-2表参照)。

なお、レイアウト規制に係る事務の簡素合理化を図るため、昭和61年度において、レイアウト規制に係る審査指針を作成し、また、届出を要しない軽微な変更の範囲を明確にする等の措置を講ずるとともに、関係省庁の協力を得て新設等の届出から指示又は不指示の通知までの審査期間の短縮に努めて

いる。

第12-2表 第一種事業所の新設等の届出の状況

区分	件数		新設・変更届出件数					確認件数						
	年度		59	60	61	62	63	元	59	60	61	62	63	元
新設			4	0	1	3	4	1	6	2	0	1	1	4
変更			33	40	37	39	41	42	33	31	40	30	39	38
計			37	40	38	42	45	43	39	33	40	31	40	42

第13節 林野火災対策

1 林野火災特別地域対策事業

(1) 林野火災特別地域対策事業の実施

消防庁は、昭和45年度から林野庁と共同して林野火災特別地域対策事業を推進してきた。この事業は、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同で事業計画を樹立し、

- ① 防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
- ② 火災予防の見地からの林野管理
- ③ 消防施設等の整備
- ④ 火災防ぎょ訓練等

を総合的に行うものであり、平成元年度までに、37都道府県の864市町村にわたる200地域において実施されている。

しかし、事業の実施要件を備えていながら、いまだに実施していない市町村も多数あり、今後、より一層の推進を図っていく必要がある。

(2) 林野火災用消防施設等の整備

消防庁は、昭和45年度から林野火災特別地域対策事業を実施する市町村に対して、優先的に、消防無線、防火水槽、自然水利利用施設、可搬式消火機材、林野火災用工作機器及び空中消火等補給基地の林野火災用消防施設等の整備に対して補助を行っている。

平成元年度までに交付された国庫補助金による林野火災用消防施設等の整

第13—1表 国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況

区分	消防無線		防火水槽	自然水利利用施設	林野火災用可搬式消火機材			林野火災用工作機器	空中消火等補給基地	小型動力ポンプ付水槽車
	無線機	受令機			可搬式散水装置	可搬式送水装置	軽可搬式消防ポンプ			
数量	1,106台	40組	2,366基	14施設	415組	96組	74組	58台	9基	4台

備状況は、第13—1表のとおりである。

2 広域消防体制の整備

(1) 広域消防体制の整備

林野火災は、一般に焼損範囲が広く、ときには隣接市町村、隣接都道府県に及ぶ場合があり、また、林野の分布状況、地形、気象条件を考慮すると一市町村の消防力だけでは十分に対処できない場合がある。

消防庁は、このような林野火災に対処するため、消防の一部事務組合等による広域消防体制の整備及びヘリコプターによる空中消火を実施するための体制の整備を進めてきた。

昭和62年度には、消防庁内に設けられた消防広域応援体制検討委員会において、林野火災活動マニュアルが取りまとめられた。このマニュアルは、林野火災発生時の広域応援を踏まえた、事前計画、指揮体制、情報伝達、ヘリコプター要請時の留意事項等がまとめられており、林野火災対策を進めるうえで有効な資料となっている。

(2) 空中消火の実施状況

空中消火は、自ら保有するヘリコプターを活用している一部の地方公共団体を除き、従来、自衛隊法に基づく都道府県知事からの災害派遣の要請を受けて出動した自衛隊のヘリコプターにより実施される例が多かったが、消防庁では昭和61年5月「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定し、これに基づき、都道府県の要請により、消防機関が保有している消防ヘリコプターの応援出動による空中消火が実施されている。

過去10年間の空中消火の実施状況は第13—2表のとおりである。

第13—2表 空中消火の実施状況

年	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元
実施件数	36	15	42	32	51	26	36	35	10	19

また、昭和55年度以降の10ha以上の林野火災に対する都道府県別の空中消火の実施状況をみると、北海道10件、香川県9件、長野県6件の順である。

3 出火防止対策

(1) 出火防止対策の徹底

林野火災の出火原因には、たき火、たばこ及び火あそびによるものが圧倒的に多いこと、林野火災の消火には多くの困難を伴うこと等から林野火災対策においては出火防止の徹底が特に重要である。

したがって、出火防止対策を講ずるに当たって、これらの出火原因を排除することに重点を置き、次の事項を強力に推進している。

- ア 林野周辺住民、入山者等の防災意識の醸成を図ること。
- イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、監視パトロールを強化すること。
- ウ 「火入れ」に当たっては、必ず消防機関に連絡を取らせ、指導の徹底を図ること。
- エ 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

また、毎年、林野庁と共同で、春季火災予防運動期間中の3月1日から3月7日までを全国山火事予防運動の統一期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練等を通じて山火事予防を呼びかけている。

さらに、消防庁では、昭和58年4月27日に東北地方を中心として多発した大規模林野火災の教訓を踏まえ、林野火災対策の推進、出火防止対策、警防対策、空中消火体制等及び消防施設等の整備に関する留意事項を取りまとめ、林野火災の多発期を前に、昭和58年11月、総合的な通達を都道府県及び市町村に発したところである。また、昭和63年1月、異常乾燥注意報下に大規模な林野火災が発生したことから、通達を発し、出火防止対策の強化等の林野火災対策をより一層推進するよう地方公共団体に対し指導しているところである。

(2) 林野火災に係る調査研究

消防庁では、昭和57年度から3年度にわたって林野火災延焼シュミレーションモデルの開発を行うとともに、昭和58、59年度の2年度にわたって、林

野庁と共同して異常乾燥・強風下における林野火災対策の在り方について検討を行った。

また、昭和60年度は、過去に大規模な林野火災が発生した日の気圧配置及び気象要素を統計的に整理分析することにより、どの地域で大規模な林野火災が発生しやすいかを予知できるシステムを開発し、昭和61年度には、空中消火をより有効に活用するために、空中消火の実施時期の決定、効果的な消火剤散布方法等について総合的に検討を行い、空中消火をより有効に活用するためのマニュアルを作成した。

さらに、昭和62、63年度の2か年にわたって、入山者に比較して林野火災の発生頻度が高い地域と低い地域の過去の林野火災の発生状況、レクリエーション入山者及び地域住民の防火意識、消防機関における予防対策の現状等を比較検討することにより、レクリエーションによる入山者の増大、多様化に対する効果的な林野火災対策に関する検討を行った。

第14節 特殊災害対策

1 ガス災害対策

消防機関は、ガスの火災爆発事故、漏えい事故等の場合に消防活動を行うほか、防火対象物におけるガス燃焼器具に係る火災予防を指導している。また、ガス災害の予防の一環として、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により、LPガスの販売業者が事業の許可を受ける際には消防機関の意見書を添付しなければならないこととされているほか、関係行政庁はLPガス等に係る事業許可等を行った場合には消防機関に通報しなければならないこととされている。

また、昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街等については、昭和56年からガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられている。

LPガス等の消費先における火災、爆発、中毒等の災害の特徴としては、消費者の不注意が原因となる場合が多いので、消防機関は、日常の予防査察を通じ、一般家庭等に対しガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について周知徹底を図っている。昭和58年11月には、静岡県掛川市のレクリエーション施設「つま恋」におけるガス爆発事故で多くの死傷者を生じたことにかんがみ、春秋の火災予防運動等を通じてガス漏れ事故防止対策を図るよう周知徹底し、事故の再発防止に努めているところである。

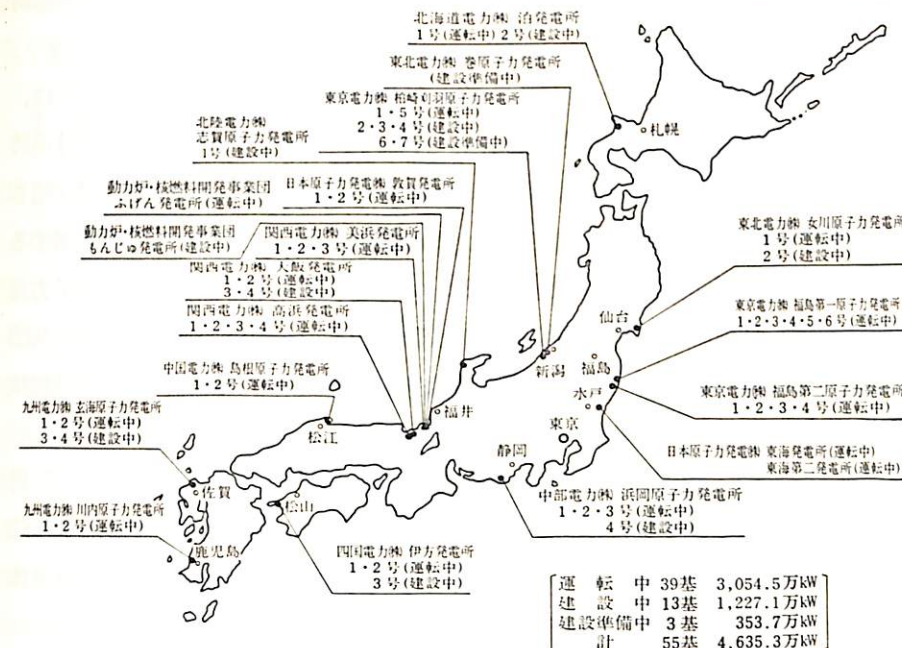
なお、消防関係者に対しては、ガス漏れ事故に際しての警防活動要綱を示すとともに、消防大学校、各都道府県消防学校等において、LPガス等の規制に関する講座を設け、その資質の向上に努めている。

2 原子力災害対策

(1) 原子力発電所等の防災対策

第14—1図 原子力発電所立地図

(平成2.9.1現在)



(注) 科学技術庁、通商産業省の資料による。

原子力は、石油に代替するエネルギー源としての重要性がますます高まっているが、原子力発電所(第14—1図)等原子力施設については、原子炉等規制法又は電気事業法に基づき、安全審査、使用前検査、定期検査等が実施され、また、管理体制についても保安規定の認可等が行われ、安全の確保が図られている。

昭和54年3月の米国スリー・マイル・アイランド原子力発電所の事故を教訓として、国において防災体制の再点検作業が進められ、同年7月12日の中央防災会議で、緊急時連絡体制の常時整備・維持、緊急技術助言組織の設置等を内容とする「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が決定された。さらに、昭和55年6月30日、原子力安全委員会において、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、災害応急対策の実施のための指針、緊急時の環境モニタリング、緊急時の医療等原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的・技術的事項について「原子力発電所等周辺の防災対

策について」が決定された。また、昭和59年6月21日、同委員会において、緊急時環境モニタリングの計画の立案、実施及び評価方法について「緊急時環境放射線モニタリング指針」が決定された。

これらを踏まえて、原子力発電所等所在の道府県及び市町村においては、「地域防災計画（原子力防災対策関係）作成マニュアル（昭和55年9月消防庁・科学技術庁通知）」及び「原子力災害対策避難誘導等のための手引（昭和56年1月消防庁通知）」等に基づき、その地域防災計画に原子力災害に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧について所要の措置を定め、原子力災害発生時における住民の安全確保に備えるとともに、これら関係地方公共団体における防災業務関係者に対する教育、防災訓練の実施等原子力防災対策の整備充実を進めてきた。

昭和61年4月に発生したソ連チェルノブイル原子力発電所の事故は、防災関係者に大きな衝撃を与えたが、消防庁においては、関係機関等を通じて防災体制に与える影響等に関する情報収集等に努めるとともに、現在の防災体制のより一層の整備充実を努めることとしている。

（2）放射性物質輸送の安全対策

我が国では、放射性物質の輸送頻度及び輸送量は年々増加するとともに、輸送される放射性物質の種類も多様化しており、従来にも増してその安全対策は重要なものになっている。

核燃料物質の輸送については原子炉等規制法等に基づき、放射性同位元素（R I）の輸送については放射線障害防止法等に基づき、それぞれ安全基準が定められ、輸送物の確認、輸送方法の確認、都道府県公安委員会への届出等の安全規制が実施されている。

昭和59年2月4日、関係省庁で構成している放射性物質安全輸送連絡会において「放射性物質輸送の事故時安全対策に関する措置について」がまとめられ、消防庁では、これを受けて各都道府県に通知し、その周知徹底を図ったところである。

さらに、関係省庁間において密接な連絡・調整を図りつつ、放射性物質の輸送に関する安全対策について所要の施策を講じていくこととしている。

また、消防庁では、昭和63年3月、放射性物質輸送中の事故に際し、消防機関が行う消防活動等について「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」を取りまとめ、各都道府県及び消防本部に通知したところである。

3 高層建築物及び地下街等の火災対策

（1）高層建築物

大都市においては、都市環境の整備、都市空間の有効利用等の理由から現在、建築物の高層化が著しく進展し、その利用形態も複雑化している。

このような高層建築物は、一般に火災発生時の避難に長時間を要する上、建築構造などから煙の流動状況が複雑であり、かつ、消防隊による外部からの救助や消火活動等が著しく制限される。このため、消防法上他の防火対象物に比べて、共同防火管理体制（消防法第8条の2）、防災規制（同法第8条の3）、消防用設備等の規制（同法第17条）が強化されているほか建築基準法令においても防災上の基準が強化されており、火災の予防、早期発見、初期消火、早期通報、及び安全避難が確実にできるよう、ハード、ソフトの両面から厳しい規制が行われている。

また、高層建築物については、最新のエレクトロニクス技術等を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムの整備を推進していく必要がある。

このため、消防庁では、昭和61年12月に「消防防災システムのインテリジェント化推進要領」を定め、財団法人日本消防設備安全センターに設置された学識経験者等からなる「消防防災システム評価委員会」において、その機能の優劣性を評価するとともに、積極的にその設置の促進を図るため、表彰及び融資制度を設け、技術開発の促進とその適用の推進を図っている。

また、消防機関においては、高層建築物の火災に対応するため装備の科学化を進めるとともに訓練を強化する一方、非常の場合に防災センターを適切に活用できるよう努めている。

（2）地下街及び準地下街

地下街等では、いったん火災になると内部に煙が充満し、消防活動が極め

て困難である上、中にいる人たちがパニック状態に陥ることも予想されるため、災害時の危険性は非常に高い。

地下街の安全対策に関しては、昭和48年以後、建設省、消防庁、警察庁、運輸省、資源エネルギー庁（昭和55年10月から加わる）等により構成される地下街中央連絡協議会において、地下街の新設又は増設は厳に抑制し、原則として認めないこととし、公益上真に建設がやむを得ないとして認めるものについては、あらかじめ十分な措置を講ぜしめること等、厳しい規制を行ってきている。

また、消防法令上、地下街については、高層建築物と同様共同防火管理規制、防災規制等の基準が強化されているほか、消防用設備等の設置については、地下街に接続する建築物の地階部分を含めてその安全性を確保するため必要な規制が行われている。

昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故を契機に、建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせた、いわゆる「準地下街」の危険性と、地下街等におけるガス保安対策の不備が明らかになったため、地下街中央連絡協議会において、ガス保安対策について具体的な基準を策定するとともに、関係5省庁により、準地下街の新設又は増設は厳に抑制する旨を申し合わせた。また、消防庁では、消防法施行令を改正して準地下街について地下街と同様の規制を行うこととし、さらに、一定規模以上の地下街等についてガス漏れ火災警報設備の設置を義務付けた。

消防機関の活動については、地下街等の火災に対して特別の部隊運用を計画したり、空気呼吸器などの救助資機材を使用した救助訓練を行うなど特別の対策を行ってきたが、前述の火災にかんがみ、地下街等のガス保安対策に関する消防機関とガス事業者との連携強化及び地下街等でのガス保安対策に関する消防戦術についてそれぞれ通達を出し、ガス保安対策を強化している。

4 海上災害対策

近年、タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通のふくそう化、原

油、LPG等受入基地の建設等により、海上災害発生の危険性が增大してきており、また、海上災害が発生した場合には、海洋汚染等により周辺住民にも重大な被害を及ぼすおそれが大きくなっている。

このため、地方公共団体においても、港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え、地域防災計画に防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資機材の調達等の緊急措置がとれるような事前対策等を定め、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部の設置等により所要の対策を講ずることとしている。

また、船舶火災の消火活動については、消防庁と海上保安庁との間で締結されている「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、港湾所在市町村の消防機関と海上保安官署間で業務協定を締結し、海上災害の発生又は拡大防止に万全を期している。

なお、昭和51年9月施行の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、海上災害に対する消防機関と海上保安官署との協力関係がより一層整備された。

5 大規模交通災害対策

(1) 地下交通機関の防災対策

消防庁では、昭和47年11月に発生した国鉄北陸本線北陸トンネル内の急行列車火災を教訓として、昭和47年11月「トンネル等における列車火災事故の防止に関する具体的対策」を示し、トンネル等における消火、避難設備等の設置の促進、トンネル等所在市町村における消防対策の強化を図ってきたが、世界にも例を見ない規模の青函トンネルの出現に伴い、昭和63年2月「長大トンネルの防災対策に関する調査研究報告書」を取りまとめて示し、消防機関に対して所要の指導を行っているところである。

また、道路トンネルに関しては、昭和54年7月に発生した東名高速道路日本坂トンネル内の自動車火災を教訓として、総理府、運輸省、建設省、警察庁等と協力し、昭和54年12月「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」を示し、また昭和56年4月には建設省と協議のうえ「道路トンネル非常

用施設の設置基準」を示して道路トンネルに係る消防防災対策の充実に努めている。

さらに、大深度地下空間の利用の促進に対応するため、地下鉄道、地下道路等の地下利用施設の防災対策の現状と問題点を調査研究した上で、大深度地下利用施設の特性に応じた消防防災対策の在り方について検討を行い、万全の消防防災対策が講じられるよう努めていくこととしている。

(2) 航空機災害対策

航空機事故は、いったん発生すれば、大惨事を招来するおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

空港の消防力は、国際民間航空条約第14附属書の消防力の基準（ICAO基準）に準拠し、消火薬剤、消火救難車両等の整備を推進しているが、特に地方公共団体の管理する空港においては、年々改善されてきつつはあるものの整備基準を満足するに至っていないところがある。

消防庁では、昭和54年3月に、空港及び関係市町村に整備すべき消防力の基準、航空機火災の消防戦術等からなる空港災害対策研究会議報告書を取りまとめ、空港管理者、地方公共団体等関係機関の航空機災害に対する消防防災体制の整備に資するとともに、昭和54年度より空港所在市町村に対し、空港災害用の大型化学消防ポンプ自動車の整備について国庫補助を行っているところである。

また、消防庁及び運輸省は、市町村消防機関と空港管理者との間で、空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定を締結するように指導しており、平成2年4月1日現在、空港所在市町村の94消防機関が協定を締結している。

さらに、消防庁は、運輸省東京空港事務所におかれた救難調整本部（RC C）と消防庁との間に昭和62年8月専用電話回線を開設するなど、航空機災害に対する消防機関の初動体制の確立に努めてきたところであるが、昭和63年4月21日航空機の捜索救難に関し関係省庁で締結されている「航空機の捜索救難に関する協定」に新たに関係機関として参加した。

6 消防活動阻害物質の災害対策

一定数量以上の圧縮アセチレンガス、液化石油ガス、毒劇物等の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずる物質（以下「消火活動阻害物質」という。）を貯蔵し、又は取り扱う者は、消防法第9条の2の規定により、あらかじめ、その旨を消防機関に届け出なければならないこととされている。

平成元年中に消防機関が出動した消防活動阻害物質に係る事故のうち、圧縮アセチレンガスの火災事故件数は64件（前年41件）、死傷者は12人（同4人）とそれぞれ増加しているが、毒劇物事故件数は43件（同58件）、死傷者は30人（同83人）であり、前年に比べて件数は減少し、死傷者数は大幅に減少している。毒劇物事故の形態としては、漏えいが24件と最も多く、半数以上を占めている。

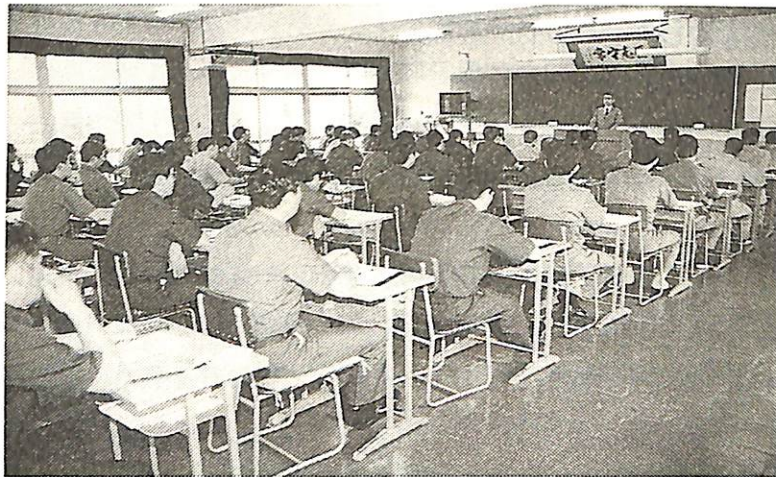
事故発生の際に消火、救急救助、事故の拡大防止の措置等に従事する消防機関としては、消防活動阻害物質の事故の実態の把握を含めて、今後ともその災害対策を講じていく必要がある。

第15節 消防の教育訓練等

1 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校の前身である「消防講習所」は、昭和23年4月に国家消防庁の内部組織として設置された。その後、昭和34年4月に消防講習所は発展的に解消され、「消防大学校」が創設されたものであり、本年4月で創設31年目を迎えている。

消防大学校の任務は、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行うとともに、都道府県及び政令指定都市の消防学校又は消防訓練機関に対し、教育訓練に関する必要な技術的援助を行うことである。



消防大学校における授業風景

(1) 教育訓練

ア 教育訓練課程

消防大学校に現在設置されている教育訓練の課程は、2部8学科である(第15—1表)。

第15—1表 教育訓練課程

部	学 科	教 育 訓 練 目 的	期 間
総 合 教 育	本 科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の幹部たるに相応しい人材の養成を図る。	6月以内
	幹部研修科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材の養成を図る。	3月以内
	上級幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質の向上を図る。	1月以内
	消防団長科	消防団の上級幹部に必要な知識及び技術を総合的に修得させ、資質の向上を図る。	0.5月以内
専 科 教 育	警 防 科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2月以内
	予 防 科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	3月以内
	救 急 科	救急業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救急業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2月以内
	救 助 科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2月以内

イ 教育訓練の実施状況

消防大学校(消防講習所を含む)の卒業生は、平成元年度末現在で18,933人となっており、平成2年度の計画人数は803人である(第15—2表)。

また、平成元年度には3名の外国人研修生(中国2名、韓国1名)を受け入れた。

ウ 消防教育訓練研究会

消防教育に携わる者に共通した研究の場として、消防教育訓練研究会を毎年開催している。

この研究会には、消防教育に携わる職員が参加し、教育訓練上の具体的な問題点を課題とした研究発表及び研究討議を行い、教育技術の向上に努めている。

第15—2表 教育訓練の実施状況

部	学 科	卒 業 生			左のうち平成 元年度卒業生		平成2年度 画	
		昭和 23.6~ 昭和34.3 消防講習 所	昭和 34.4~ 平成2.3 消防大学 校	合 計	実 施 回 数	人 数	実 施 回 数	人 数
総 合 教 育	本 科	796	1,791	2,587	1	55	1	55
	幹部研修科	—	429	429	2	111	2	110
	上級幹部科	668	2,195	2,863	2	96	2	98
	消防団長科	453	1,061	1,514	1	44	1	50
	小 計	1,917	5,476	7,393	6	306	6	313
専 科 教 育	警 防 科	—	3,219	3,219	2	138	2	140
	予 防 科	386	3,052	3,438	2	140	2	140
	救 急 科	—	1,822	1,822	2	105	2	110
	救 助 科	—	833	833	2	100	2	100
	小 計	386	8,926	9,312	8	483	8	490
そ の 他	危険物保安科	—	327	327	—	—	—	—
	教 員 科	—	244	244	—	—	—	—
	専 修 科 等	817	840	1,657	—	—	—	—
	小 計	817	1,411	2,228	—	—	—	—
	合 計	3,120	15,813	18,933	14	789	14	803

(注)「専修科等」とは、臨時的又は試行的に設置された研究科、特別専修科等である。

エ 実務講習会

火災調査についての専門的かつ高度な知識の修得と調査技術の向上を図り、もって消防における火災調査体制を強化するため、都道府県の消防学校の火災調査担当教員及び各消防本部において火災調査について指導的立場にある者を対象として火災調査講習会を実施している。

また、地震、風水害等の大規模災害に関する専門的かつ高度の知識の修得と地方公共団体の防災体制の強化に資するため、都道府県及び指定都市の防災担当者に対し防災講習会を実施している。

(2) 消防学校等に対する技術的援助

ア 講師の派遣及びあっせん

都道府県の消防学校における教育内容の充実を図るため、消防学校等からの要請により、予防、警防、救急、救助等の消防行政・消防技術についての講師の派遣又はあっせんを行っている。

イ 教員用指導資料の作成及び視聴覚教材の貸出し

消防学校等の教員用指導資料の編集、作成を行っており、現在までに40種類を作成しているほか、消防事象の変化に即応した内容の再検討や改訂作業を行っている。

また、視聴覚教育の重要性にかんがみ、教材の整備を進めるとともに、消防大学の視聴覚教材を必要に応じて消防学校等に貸し出している。

2 消防学校における教育訓練

(1) 消防学校の設置状況

都道府県は、「財政上の事情その他特別の事情のある場合を除く外、単独に又は共同して」消防学校を設置しなければならないが、また、指定都市は、「単独に又は都道府県と共同して」消防学校を設置することができることとされている（消防組織法第26条）。

現在、消防学校は、全国47都道府県と指定都市である横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市の6市並びに東京消防庁に設置されており、全国に54校ある。

(2) 教育訓練の基準

消防学校における教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定められている。これによると、消防学校における教育訓練には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と消防団員に対する普通教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

(ア) 「初任教育」とは、新たに採用された消防職員のすべての者に対して行う基礎的な教育をいい、教育期間は6か月以上とされている。

(イ) 「普通教育」とは、消防団員のすべての者に対して行う基礎的な教

育訓練をいい、教育期間は4日以上とされている。

(ウ) 「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的な教育訓練をいう。

(エ) 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。

(オ) 「特別教育」とは、上記(ア)～(エ)に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

このうち、消防団員については、それぞれ自分の職業を持っているため、消防学校において教育訓練が充分実施し難いと認められる場合には、消防学校の教員を現地に派遣して、教育訓練を行うことができるものとされており、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

(3) 教育訓練の実施状況

消防学校における消防職員に対する教育訓練の科別受講状況は第15-3表のとおりである。

初任教育の期間別実施状況は第15-4表のとおりであり、平成元年度は前年度と同じく、全校(54校)が消防学校の教育訓練の基準に定める6か月の教育訓練を実施している。

新規採用者の初任教育受講状況は、第15-5表のとおりであり、平成元年

第15-3表 消防職員に対する教育訓練の科別受講状況

(単位:人、%)

区 分	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度
初 任 教 育	2,513(10.3)	2,660(11.7)
専 科 教 育	10,052(41.4)	9,812(43.1)
警 防 科	4,056(16.7)	3,911(17.2)
予 防 科	2,853(11.7)	3,027(13.3)
機 関 科	540(2.2)	447(2.0)
救 急 科	2,603(10.7)	2,427(10.7)
幹 部 教 育	4,341(17.9)	3,443(15.1)
特 別 教 育	7,400(30.4)	6,865(30.1)
計	24,306(100.0)	22,780(100.0)

第15-4表 初任教育期間別消防学校数

教育の期間	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度
6 か 月	54	54
5 か 月	—	—
4 か 月	—	—
計	54	54

(注) 初任教育期間の異なる教育を数次にわたり実施している場合には、一番期間の長いものを1校としてとらえ、計上している。

度における新規採用者のうち初任教育の受講者は、2,373人で前年度に比べ160人増加しており、受講率については90.2%と前年度より1.4%高くなっている。

第15-5表 新規採用者の初任教育受講状況

(単位:人、%)

区 分	昭 和 63 年 度	平 成 元 年 度
初任教育を 受けた者	6 か 月	2,213(88.8)
	5 か 月	—
	4 か 月	—
	小 計	2,213(88.8)
初任教育を受けなかった者	279(11.2)	258(9.8)
計	2,492(100.0)	2,631(100.0)

(4) 教職員の状況

平成元年度の消防学校教職員数の状況は第15-6表のとおりである。専任教員533人のうち派遣職員が140人に及んでいる。これは、消防活動や立入検

第15-6表 消防学校教職員数

(平成2.4.1現在)(単位:人)

教 員				事 務 職 員			そ の 他			計	
専 任		兼 任		小計	専任	兼任	小計	専任	兼任		小計
実員	派遣	実員	派遣								
393	140	44	4	581	112	8	120	101	6	107	808

(注) 臨時、嘱託、非常勤職員を除く。

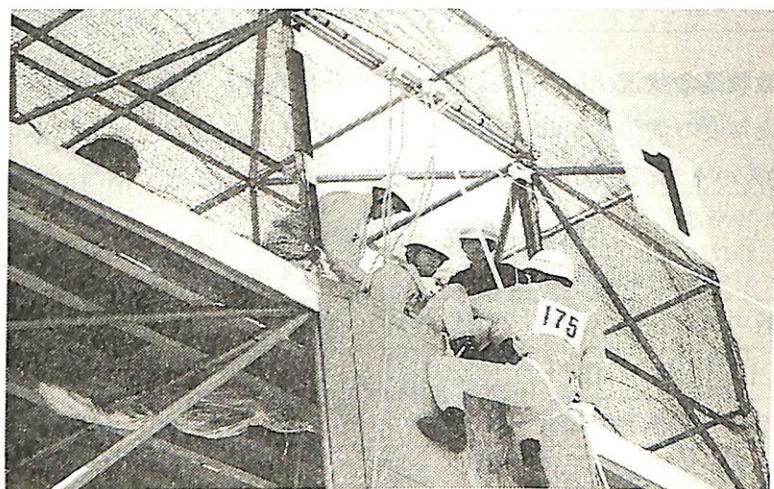
査等の専門的な知識及び技能を必要とする教員を直接消防活動に携わっている市町村の消防職員の中から迎えているためである。

今後とも消防学校の教職員については、消防大学校への研修や都道府県他の部局、市町村消防機関との交流等を行うなどして、中長期的観点から消防学校教職員の育成と確保を行っていく必要がある。

3 全国消防救助技術大会等の実施

消防機関の行う人命救助活動は、複雑多様化する各種災害に対応するため、高度かつ専門的な知識、技術が要求されるに至っていることから、全国の消防職員が日ごろ錬成した救助技術を相互に交換し、研さんする場として全国消防救助技術大会が、財団法人全国消防協会の主催で毎年開催されている。第19回大会は平成2年8月24日に全国9ブロックの地区予選で優秀な成績を修めた209チーム、890名が参加して広島市で開催され、「消防救助操法の基準」に従い、陸上の部、水上の部とも種目内容、施設、用具及び安全管理等について一層の配慮が払われ実施された。

また、財団法人日本消防協会の主催による第11回全国消防操法大会が昭和63年10月12日に、第5回全国婦人消防操法大会が平成元年9月6日にそれぞれ各都道府県代表が参加して開催された。



全国消防救助技術大会

第16節 消防防災の国際化

1 国際協力・国際交流

(1) アジア諸国等消防職員の研修

消防庁では、コロンボ計画に基づいて、国際協力事業団と協力して開発途上にあるアジア諸国等の消防職員を対象とした消防行政管理者研修、救急救助技術研修及び消火技術研修を実施している。消防行政管理者研修は平成元年度から実施しており、その内容は、昭和45年度以降昭和63年度まで毎年実施していた消防行政集団研修を廃止し、消防管理者の養成に重点を置いた研修コースとしたものである。その受講状況は第16—1表のとおりである。また、救急救助技術研修は、昭和62年度から実施しており、平成2年度においても約2.5か月にわたって実施された。これまでの受講状況は、第16—2表のとおりである。さらに、消火技術研修は昭和63年度から実施しており、平成2年度においても約2.5か月にわたって実施された。これまでの受講状況は、第16—3表のとおりである。

なお、平成2年度から新たな研修コースとして、防災行政研修及び火災予防技術研修を実施することとしている。

(2) 諸外国からの研修員受入

消防庁では、(1)の集団研修のほか諸外国から研修員の受入れを行っており、平成2年度には、財団法人日本消防協会の協力依頼に基づき1名の中国幹部消防職員を消防大学校の警防科へ、また、韓国政府の要請に基づき2名の幹部消防職員を同じく消防大学校の本科及び救助科へそれぞれ入校させた。

また、国際協力事業団と協力して、ブラジル幹部消防職員22名を研修員として受け入れた。

(3) 諸外国への専門家派遣

第16-1表 消防行政管理者（集団）研修受講状況

(単位：人)

国・地域名	年 度											計
	昭和45~55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	
1 アフガニスタン	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
2 バングラデシュ	3	1	1	—	1	1	1	—	1	—	—	9
3 ミャンマー	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	3
4 インドネシア	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
5 インドネシア	14	—	1	2	1	1	—	1	—	—	—	20
6 カンボジア	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
7 ラオス	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
8 マレーシア	11	1	1	—	1	1	1	1	—	—	1	18
9 ネパール	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	4
10 パキスタン	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
11 フィリピン	12	1	1	1	—	—	—	—	1	—	—	16
12 シンガポール	12	1	1	1	1	1	—	—	—	1	—	18
13 スリランカ	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2
14 スタットナム	7	1	1	—	1	1	—	—	—	—	—	11
15 ベトナム	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
16 韓国	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
17 台湾	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
18 エイジラトン	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
19 インドネシア	5	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	6
20 ジョルダン	1	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	3
21 サウジアラビア	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1	3
22 スターダ	2	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	4
23 トブルク	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
24 パプアニューギニア	—	1	—	—	—	—	—	1	1	—	—	4
25 ブラジル	6	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1	23
26 チリ	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	2
27 香港	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1	8
28 シンガポール	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
29 リベリア	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	2
30 コロンビア	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
31 ジャマイカ	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	2
32 ソマリア	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
33 アラブ首長国連邦	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	2
34 パラグアイ	—	—	—	—	—	1	1	1	—	1	1	5
35 パナマ	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
36 フィジー	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
37 イラク	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	2
38 ブルネイ	—	—	—	—	—	—	—	2	—	1	1	4
39 セントルシア	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
40 バハレーン	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
41 ホンデュラス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
42 カタール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
計	108	11	12	12	12	11	10	10	9	8	10	213

(注) 昭和63年度までは、消防行政集団研修の実績である。

第16-2表 救急救助技術研修受講状況

(単位：人)

国・地域名	年 度				計
	昭和62	昭和63	平成元	平成2	
1 バングラデシュ	1	2	1	—	4
2 トルコ	1	—	—	—	1
3 ブラジル	2	3	3	3	11
4 シンガポール	1	1	1	1	4
5 パプアニューギニア	1	—	—	—	1
6 マレーシア	—	1	1	1	3
7 スリランカ	—	1	—	1	2
8 インドネシア	—	1	—	—	1
9 ベルギー	—	1	1	—	2
10 メキシコ	—	—	1	1	2
11 ブルネイ	—	—	—	1	1
計	6	10	8	8	32

第16-3表 消火技術研修受講状況

(単位：人)

国・地域名	年 度			計
	昭和63	平成元	平成2	
1 ミャンマー	2	—	—	2
2 インドネシア	1	—	—	1
3 フィリピン	1	2	1	4
4 タイ	1	—	1	2
5 トルコ	1	—	—	1
6 パプアニューギニア	1	1	1	3
7 パラグアイ	1	1	—	2
8 ケニア	—	1	—	1
9 ブラジル	—	—	2	2
10 マレーシア	—	—	1	1
11 ジョルダン	—	—	1	1
12 セネガル	—	—	1	1
計	8	5	8	21

消防庁は、国際協力事業団と協力し、平成2年8月から9月にかけて、ブラジルの首都ブラジリアの消防訓練センターで行われた中南米11か国を対象とした消防技術の第三国研修に対し助言、指導を行うため2名の専門家を派遣

した。

また、本年度には、ブラジルへのミニプロジェクトの初年度として火災原因調査等の専門家3名を派遣することとしている。

以上のように、近年開発途上国への消防協力案件が増加しており、各国における消防の発展に大きな成果をあげている。

(4) 国際交流

昭和57年12月に世界義勇消防連盟 (Federation of World Volunteer Firefighters Association) が、義勇消防いわゆる消防団の国際交流を推進することによって、各国消防の発展と、国際親善の増進に寄与することを目的として設立された。我が国では財団法人日本消防協会がこれに加盟している。その活動として、平成2年9月28日から同年9月30日にかけてデンマークにおいて第4回総会が開催された。

また、アジア消防長協会 (International Fire Chiefs' Association of Asia) は、アジア各国の消防機関の長を会員とする団体であり、アジア地域の消防の発展を図ることを目的として設立されており、平成2年5月には名古屋市の第16回総会が開催された。

消防庁としても、これらの活動について積極的に協力しているところであ



国際防災の10年アジア消防名古屋会議 (名古屋市)

る。

2 消防救助隊の海外派遣体制

昭和60年11月14日(現地時間13日)に発生したコロンビアのネバド・デル・ルイス火山の噴火による泥流災害に際して、外務省から同国政府の要請がある場合の救助隊の派遣について意向打診があり、消防庁では大都市の意向を確認のうえ、これに積極的に協力することとして準備を進めたが同国政府の意向もあり実現には至らなかった。

その後政府においては、外務省を中心に海外で大災害が発生した場合のための国際緊急救助体制の整備を進めてきたが、昭和62年9月16日、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」(昭和62年法律第93号)として公布施行された。

この法律は、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模災害に対し、被災国政府等の要請に応じ、緊急の援助活動を行う人員を国際緊急援助隊として派遣するに当たっての根拠及び手続き等を明確にし、援助を含む総合的な国際緊急援助体制の整備を図ることを目的としたものである。

また、この法律において、外務大臣からの協力要請及び協議に基づき、消防庁長官は、消防庁職員に国際緊急援助活動を行わせるとともに、市町村に対しては、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせるよう要請し、この要請を受けた市町村は、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせることができることとなった。

市町村消防機関の救助隊員で構成される国際消防救助隊は、これまでも昭和61年8月22日(現地時間同日)カメルーンのニオス湖周辺で発生した有毒ガス噴出災害、同年10月11日(現地時間10日)に発生したエル・サルヴァドル地震災害、平成2年6月21日(現地時間同日)に発生したイラン地震災害及び同年7月16日(現地時間同日)に発生したフィリピン地震災害において、政府派遣の国際緊急援助隊に国際消防救助隊が参加し、救助活動や支援活動を行ったところである。なお、昭和63年12月7日(現地時間同日)ソ連アルメニア共和国で発生した地震災害では、派遣要請を受け、出動のための諸準備をすべて整えたが、結局派遣には至らなかった。



国際消防救助隊の活躍（フィリピン）

現在、40の消防本部、501名の救助隊員が国際消防救助隊員として消防庁に登録され、緊急事態発生時には、国際緊急援助隊の一員として出動する体制を整えている。昭和63年は、国際消防救助隊が海外の被災地域で緊急援助活動を行うに当たってのマニュアル(国際消防救助隊員手帳)や国際消防救助隊員証の整備を図り、また平成元年10月には、第3回国際消防救助隊合同訓練を実施し、派遣体制の充実・強化を図ったところであるが、消防庁としては、今後とも外務省、国際協力事業団と密接な連携を保ちながら、携行資機材の整備や隊員の教育訓練のより一層の充実に積極的に努めていくこととしている。

3 国際防災の10年

1987年12月の第42回国連総会において、1990年代を「国際防災の10年(International Decade for Natural Disaster Reduction)」とする決議案が全会一致で採択され、さらに、1989年12月の第44回国連総会において、国際防災の日(毎年10月第2水曜日)及び本10年に関する国際行動の枠組み等に関する決議案が全会一致で採択された。

我が国においては、平成元年5月19日、内閣総理大臣を本部長とする「国際防災の10年推進本部」の設置が閣議決定され、同年11月6日の第1回会議

において基本方針が決定された。また、自治大臣が副本部長の一人となっており、消防庁としても、国際防災の10年の推進のため、自治省・消防庁国際防災の10年推進委員会を同年12月25日に設置し、消防防災における国際協力の一層の推進に努めている。

4 基準・認証制度

昭和55年4月、ガット東京ラウンドのスタンダードコード(貿易の技術的障害に関する協定)を受諾し、我が国においても、国際規格、外国の認証制度を尊重し、生産の効率化及び貿易の円滑化に積極的に協力していくこととなった。

さらに、我が国の貿易黒字が膨大な額に上っていることの原因の一つが我が国市場の閉鎖性にあるとする諸外国からの市場開放要望に応えるため、昭和58年1月に政府部内に「基準・認証制度等連絡調整本部」が設置され、基準・認証制度の市場開放措置が検討された。この結果、規格・基準の透明性を確保すること、国際規格の制定過程に積極的に参加することなどが決定され、消防法関係もその対応が必要となった。

昭和59年4月には、経済対策閣僚会議において「基準・認証制度改善の一層の促進について」が決定され、外国検査機関を積極的に活用することなどの方針が示された。これに基づき、消防法関係についても外国検査データ受入れに関するガイドラインを昭和59年12月に公表した。

また、昭和60年4月、対外経済問題諮問委員会は、今後における我が国の対外経済対策の中期的課題等に関する報告を行った。これを受けて経済対策閣僚会議において「対外経済対策—最近の決定と今後の政策方向—」が決定され、この中で市場アクセス改善のためのアクション・プログラムを策定することとし、その骨格が同年7月にまとめられた。

この間、消防庁でも、消防用機械器具等及び防災物品等に係る基準・認証制度について検討を行い、昭和60年12月に自己認証制度を導入するための消防法改正を行い、ついで昭和61年8月に消防法施行令を改正し、動力消防ポンプ及び消防用吸管を自主表示対象機械器具等として指定し、展示用繊維板

及び舞台において使用する大道具用の繊維板を防災規制の対象から除外している。また、消防用機械器具等の検定に係る細部の試験項目を4分の1程度削減する等所要の改善措置を講じたところである。

さらに、我が国は、従来からISO（国際標準化機構）等の国際規格策定作業に参画しているところであり、昭和62年7月にはISO/TC21協議会を設置し、ISO対策の充実強化を図っているところである。我が国は、今後このような国際規格策定作業に積極的に参画し、消防機器等の国際標準化を推進していくこととしている。

第17節 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇

1 活動状況

平成元年中における全国の消防職団員の活動状況は、第17—1表のとおりである。

そのうち、火災等（火災、救助活動、風水害等の災害、特別警戒、遭難及びその他（警察への協力、危険排除等）をいう。ただし救急業務を除く。）への出動回数は71万6,468回で、前年を1万1,022回下回り、また、出動延人員では921万9,046人である。1日当たりの出動回数は1,963回、44秒に1回の割合で出動したことになる。

火災等への出動回数をその出動形態別にみると、特別警戒が26.5%で一番多く、次いで火災出動が13.9%となっている。

2 公務災害の状況

消防職団員は職務の特殊性から、生命の危険を顧みず身をていして職務遂行に当たらなければならないときがあり、そのため不幸にしてその職に殉じ、あるいは負傷する場合も生ずる。

平成元年中における火災等の災害防除、演習訓練等に出動し、職務遂行中に死亡した消防職団員は15人、同じく負傷した者は2,904人である。前年に比べて殉職者は3人増加し負傷者は55人減少している。

死傷原因を出動形態別にみると、火災によるものが32.8%と最も多く、次いで演習訓練によるものが26.7%、救急によるものが5.1%となっている（第17—2表）。

3 安全衛生体制の整備

消防庁では、消防活動時の公務災害を防止し、安全対策を講ずるため、昭和58年7月に消防本部における安全管理体制及び訓練時の安全管理体制の整

第17-1表 消防職員及び

区分	火 災		救 助 活 動		風水害等の災害	
	回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員
消防職員	56,878	1,125,783	34,955	384,912	7,573	38,417
消防団員	42,676	1,699,949	1,066	24,520	3,792	190,526
計	99,554	2,825,732	36,021	409,432	11,365	228,943
火災等構成比(%)	13.9	30.7	5.0	4.4	1.6	2.5
構成比(%)	1.8	10.0	0.6	1.4	0.2	0.8

区分	演習訓練		訓練指導		警防調査	
	回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員
消防職員	168,945	1,119,338	188,579	854,083	512,012	1,701,866
消防団員	121,056	4,374,285	14,308	367,946	29,371	335,012
計	290,001	5,493,623	202,887	1,222,029	541,383	2,036,878
構成比(%)	5.1	19.4	3.6	4.3	9.6	7.2

第17-2表 消防職員及び消防

区分	計		火 災		風水害等の災害		救 急	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
消防職員	8	1,852	1	506	0	2	0	149
消防団員	7	1,052	2	449	2	36	0	0
計	15	2,904	3	955	2	38	0	149
構成比(%)	100.0	100.0	20.0	32.9	13.3	1.3	0	5.1

(注) 演習訓練には、訓練指導も含む。

備についての準則をそれぞれ示し、また、昭和59年8月に訓練時及び警防活動時等の安全管理マニュアルをそれぞれ示し、消防本部の安全管理体制の整備促進を図るとともに、事故防止の徹底を指導している。

また、消防職員の健康管理の徹底等を期するため、昭和58年3月に衛生管

消防団員の活動状況

(平成元年中)(単位:回、人)

特別警戒		遭 難		そ の 他		火災等小計	
回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員
112,481	618,278	1,555	13,085	254,082	1,143,441	467,524	3,323,916
77,183	1,860,828	1,211	48,387	123,016	2,070,920	248,944	5,895,130
189,664	2,479,106	2,766	61,472	377,098	3,214,361	716,468	9,219,046
26.5	26.9	0.4	0.7	52.6	34.9	100.0	100.0
3.4	8.7	0.1	0.2	6.7	11.3	12.7	32.5

火災原因調査		予 防 査 察		救 急 業 務		計	
回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員
57,314	248,000	1,194,514	2,264,482	2,651,878	7,845,578	5,240,766	17,357,263
91	481	1,374	15,563	4,712	12,398	419,856	11,000,815
57,405	248,481	1,195,888	2,280,045	2,656,590	7,857,976	5,660,622	28,358,078
1.0	0.9	21.1	8.0	46.9	27.7	100.0	100.0

団員の公務による死傷者数

(平成元年中)(単位:人)

演習訓練		特別警戒		遭 難		そ の 他	
死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者
1	411	0	1	0	1	6	782
2	364	0	18	0	4	1	181
3	775	0	19	0	5	7	963
20.0	26.7	0	0.7	0	0.2	46.7	33.2

理体制の整備についての準則を示し、その整備の推進を図っている。

4 処 遇

(1) 消防職員の処遇

消防職員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮したものでなければならぬが、具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれ市町村（消防事務組合を含む。）の条例によって定められている。

ア 給料及び諸手当

勤務条件のうち給料についてみると、消防本部において現に採用されている給料表は、消防（公安）職給料表と行政職給料表の二つがあるが、行政職給料表を採用している団体では、号給調整等により一般行政職員に比べて上位に格付けする等の優遇措置を講じているところが多い。消防職員の平均給料月額、平成元年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると平均年齢36.7歳で24万7,152円であり、一般行政職員の場合は平均年齢39.1歳で25万8,218円となっている。

また、平均諸手当月額は、消防職員が8万3,241円であり、一般行政職員は6万706円となっている。これは、消防職員には、出勤手当、通信手当等の諸手当が支給されていることによるものである。

イ 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、さらに交替制勤務は、2部制と3部制に分けられる。2部制は、職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務する制度であり、大部分の市町村でこの制度を採用している。3部制は、職員が3部に分かれ、日勤・当番・非番を組み合わせて勤務する制度であり、東京消防庁をはじめ一部の団体で採用されているほか、出勤頻度等業務の実態を勘案し、通信指令部門・救急部門等一部の部門において採用している団体もある。

4週6休制及び土曜閉庁制については、国における実施に伴い各地方公共団体においてもその導入を図っているところである。消防職員については、交替制勤務という特殊な勤務に就いていることから、原則どおり画一的に適用することは困難であるが、消防本部においても、一般行政職員への週休2日制等の実施状況を勘案しつつ、消防業務に支障を来さない方法で順次実施しているところである。さらに、国においては、平成2年4月より交替制等職員の週40時間制の試行が順次行われており、地方公共団体の交替制等職員

においても、検討、実施が進められているところであり、消防職員の交替制職員についても、当該団体の、他の交替制職員への実施に合わせて実施するよう検討がされているところである。

また、昭和63年4月から施行されている労働基準法の一部を改正する法律に係る法定労働時間については、週当たりの労働時間を本則40時間とし、ただし当分の間46時間とされているが、消防職員については、その勤務時間の実態にかんがみ、平成3年3月31日までの間は現行どおり週48時間とする経過措置が設けられた。

各消防本部においては、週休2日制の推進と相まって、経過措置期間のできるだけ早い時期に週当たりの勤務時間を46時間以下とするよう、勤務時間の短縮が図られているところである。

ウ 勤務条件の改善

消防職員の勤務条件については、これまでも処遇改善の措置が講じられてきたが、消防職員の任務の重要性は年ごとに増大し、業務内容も複雑多様化しており、消防職員を取り巻く勤務環境は著しい変化をみせている。これに即応して、消防職員の勤務条件についても、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮しつつ適切な改善がなされるよう引き続き検討を進めている。

エ 公務災害補償

消防職員は、公務により災害を受けた場合、地方公務員災害補償法の規定に基づき、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償並びに休業援護金等の福祉に関して必要な施設を受けることができる。また、消防吏員が身体に対し高度の危険が予測される状況下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

平成元年度の地方公務員災害補償基金の公務災害認定請求受理件数は、消防職員について1,976件であり、職員1,000人当たりの受理件数は15.1件となっている。ちなみに、警察職員は27.5件である。

(2) 消防団員の処遇改善

ア 報酬・出勤手当

非常勤の消防団員は市町村の特別職の職員であり、市町村は条例に基づきこれらの職員に対し、消防団員の労苦に報いるための報酬及び出動した場合の費用弁償としての出動手当を支給することとなっている。その支給額、支給方法は、市町村の財政事情や地域の特殊事情に基づく団運営の相違により、それぞれの市町村で必ずしも同一ではないが、支給額の極めて低い市町村や出動手当等を団員個人に支給していない市町村に対しては、支給額の引上げあるいは条例の改正等その適正化を図るよう指導しており、支給状況は逐次改善されてきている。

平成2年度においては、地方交付税の単位費用の積算に当たって、団員の出動手当等について、第17-3表のとおり改善措置が講じられた。

第17-3表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位：円)

項目	年度	元	2
報酬			
団員(年額)		19,500	20,500
団長(年額)		59,000	61,000
出動手当(1回当たり)		4,800	4,900
県内出張旅費(1回当たり)		5,960	7,190
公務災害補償負担金			
人口1人当たり		3	3
団員1人当たり		1,900	1,900
退職報償金負担金			
団員1人当たり		13,700	13,700

イ 公務災害補償

消防活動は、しばしば危険な状況の下で遂行されるため、消防団員が死傷する事例は決して少なくない。過去5年間に公務遂行中に死傷した消防団員の数は、第17-4表のとおりである。消防組織法第15条の7の規定により、市町村は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に従って、条例で定めるところにより消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならないとされており、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償の制度が設けられている。

第17-4表 公務上における消防団員の死傷者数の推移

(単位：人)

項目	年	60	61	62	63	元
死者		15	15	7	6	7
負傷者		1,407	1,546	1,348	1,242	1,052
計		1,422	1,561	1,355	1,248	1,059

第17-5表 補償基礎額改定状況

(単位：円)

年度	階級	勤務年数		
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
63	団長、副団長	9,670	10,430	11,200
	分団長、副分団長	8,140	8,900	9,670
	部長、班長、団員	6,600	7,370	8,140
元	団長、副団長	9,940	10,720	11,500
	分団長、副分団長	8,370	9,150	9,940
	部長、班長、団員	6,800	7,590	8,370
2	団長、副団長	10,200	11,000	11,800
	分団長、副分団長	8,600	9,400	10,200
	部長、班長、団員	7,000	7,800	8,600

なお、消防団員が身体に対し高度の危険が予測される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

公務災害補償については、療養補償を除く各種補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、第17-5表のとおり逐次その適正化が図られているところである。

火災、風水害における民間の消防協力者等の死傷者に対しても、消防法等の規定により、市町村は条例で定めるところにより、災害補償を行うこととされており、その対象者数は第17-6表のとおりである(消防団員等公務災害補償等共済基金(以下、「消防基金」という。)が扱ったものに限る。)。消防協力者等の災害補償の内容は、補償基礎額が収入日額を勘案して定められ

第17—6表 消防協力者等の死傷者数の推移

(単位：人)

区分	年度	60	61	62	63	元
死者		2	1	1	0	1
負傷者		205	173	170	171	107
計		207	174	171	171	108

るほか、団員に対するものと同様である。

ウ 福祉施設

公務災害補償を受ける被災団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な施設は市町村が行うものであるが、消防基金に加入している市町村については、消防基金が当該市町村に代わって行うこととなっている。

福祉に関して必要な施設の内容は、外科後処置、補装具、リハビリテーション、休養、アフターケア、休業援護金、介護料、奨学援護金、就労保育援護金、各種特別支給金、各種特別援護金、各種特別給付金となっている。

エ 退職報償金

非常勤の消防団員が退職した場合、市町村は当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。その額は、ほとんどの市町村で勤務年数5年以上10年未満の団員で7万円、勤務年数30年以上の団長で75万円となっている(第17—7表)。

第17—7表 退職報償金支給額

(平成2年度)(単位：円)

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	110,000	220,000	320,000	435,000	585,000	750,000
副団長	100,000	200,000	275,000	370,000	520,000	680,000
分団長	95,000	190,000	260,000	350,000	490,000	645,000
副分団長	90,000	180,000	245,000	330,000	460,000	615,000
部長及び班長	80,000	160,000	220,000	300,000	405,000	550,000
団員	70,000	150,000	210,000	275,000	370,000	520,000

オ 公務災害補償等の共済制度

昭和31年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が制定されるとともに、市町村の支給責任の共済制度として、同年消防基金が設けられ、統一的な損害補償制度が確立された。その後、昭和39年には、非常勤消防団員の退職報償金の支払についても消防基金の共済制度が確立し、さらに、昭和47年には、消防基金による福祉施設の制度が確立した。また、昭和58年度からは消防協力者等に係る消防基金の支払額について、従前、市町村の支給額の2分の1であったものが全額となった。

平成2年3月31日現在、消防基金との間に共済契約を締結している市町村の数は、公務災害補償業務については2,963市町村(全市町村の91.3%)、退職報償金の支払業務については3,225市町村(全市町村の99.5%)となっている。消防基金は、これらの契約市町村からの掛金と退職報償金支払業務に要する経費に対する国庫補助金とによりその業務を運営している。

消防基金の平成元年度の消防団員等に対する公務災害補償費の支払状況は第17—8表のとおりであり、福祉施設の実施状況は第17—9表のとおりである。

消防基金の平成元年度の退職報償金の支払額は、70,394人に対し138億1,657万円となっている。

なお、市町村の消防基金に対する掛金については、そのまま普通交付税の単位費用に算入されている。

第17—8表 消防基金の公務災害補償費の支払状況

(平成元年度)

補償の種類	支払人員(人)	支払額(千円)
療養補償	1,512	199,639
休業補償	672	101,047
傷病補償	5	27,468
障害補償	154	227,226
遺族補償	474	632,970
葬祭補償	7	1,953
計	2,824	1,190,303

第17—9表 消防基金の福祉施設の実施状況
(平成元年度)

福祉施設の種別	支払人員(人)	支払額(千円)
外科後処置費	1	132
補装具費	4	477
休養費		
アフターケア費	14	2,958
休業接護金	605	30,210
介護料	12	5,777
奨学接護金	103	18,624
就労保育接護金	3	209
傷病特別支給金		
障害特別支給金	17	6,950
遺族特別支給金	6	18,000
障害特別接護金	1	4,000
遺族特別接護金	6	27,500
傷病特別給付金	3	1,591
障害特別給付金	137	46,065
遺族特別給付金	367	116,003
計	1,279	278,496

5 消防表彰等

消防関係者について、現在国が行っている表彰等には、日本国憲法に基づく栄典としての叙位、叙勲及び褒章、閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰、自治大臣表彰要領に基づく自治大臣表彰、消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰並びに退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は、消防吏員、消防団員、消防教育職員及び消防機関並びに消防作業に協力した個人及び団体を対象として行われている。

(1) 叙位

叙位は、国家又は社会公共に対して功勞のあった者を対象としており、現在は死亡者のみについて運用されている。

(2) 叙勲

叙勲は、国家又は社会公共に対して功勞のある者を広く対象とすることと

され、生存者に対する叙勲については、毎年、春(4月29日)と秋(11月3日)に、死亡者に対する叙勲については、その都度発令されている。

(3) 褒章

消防に関係のあるものは次の4種類である。

紅綬褒章 自己の危険を顧みず、人命を救助した者に授与される。

黄綬褒章 業務に精励し、衆民の模範と認められる者に授与される。

藍綬褒章 公衆の利益を興した者又は公同の事務に尽力し、その功績顕著な者に授与される。

紺綬褒章 公益のために私財を寄付した者に授与される。

(4) 閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰

国民安全の日(7月1日)に行われる安全功勞者表彰と防災の日(9月1日)に行われる防災功勞者表彰があり、内閣総理大臣がそれぞれ表彰している。

ア 安全功勞者に対する表彰

災害予防の組織的活動体制その他職域の安全体制の確立又は適切な運営、安全のための研究又は教育を通じた安全思想の普及に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体に授与される。

イ 防災功勞者に対する表彰

災害時における防災活動及び防災思想の普及又は防災体制の整備に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体に授与される。

(5) 自治大臣表彰

消防団活動に従事している者で広く地域消防のリーダーとして地域社会の安全確保、防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎょに関する対策の実施について尽力して功績顕著な者に授与される。

(6) 消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰

事案の発生の都度表彰する随時表彰と積年にわたる功勞に対し毎年定例的に表彰する定例表彰がある。

ア 随時表彰

a 特別功勞章 災害において消防作業に従事し、功勞拔群で他の模範と

なると認められる消防吏員又は消防団員に授与される。

b 頭功章 災害において消防作業に従事し、功労特に顕著な消防吏員又は消防団員に授与される。

c 功績章 災害において消防作業に従事し、功労多大な消防吏員又は消防団員に授与される。

d 顕彰状 職務遂行中死亡した消防吏員又は消防団員に授与される。

e 表彰状 災害現場において功労顕著な者で上記三章（a～c）を授与されるに至らない者、功労顕著な消防機関及び消防作業に協力し功労顕著な部外の個人又は団体に授与される。

f 賞状 災害において消防作業に従事し、功労顕著な消防隊に授与される。

イ 定例表彰

a 功労章 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する対策、消防教育の実施についてその成績特に優秀な者に対して行う表彰であり、消防吏員にあつては消防司令長以上の階級に、消防団員にあつては消防団長の階級に、消防教育職員にあつては消防学校の教頭以上の職にそれぞれ10年以上在職している者で（消防吏員及び消防団員にあつてはこれに準ずる者を含む。）、かつ、その成績特に優秀な者に授与される。

b 永年勤続功労章 25年以上勤務し、その勤務成績が優秀で、かつ、他の模範と認められる消防吏員、消防団員及び消防教育職員に授与される。

c 表彰旗 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する対策の実施についてその成績特に優秀な消防機関で竿頭綬が授与されている機関に授与される。

d 竿頭綬 表彰旗受賞の対象となる消防機関に準ずる機関に授与さ

れる。

e 表彰状 国民の安全の日及び防災の日に際し、閣議決定に基づき行われる内閣総理大臣表彰の趣旨を体し、安全又は防災思想の普及等に功績顕著な個人又は団体に授与される。

ウ 賞じゅつ金等

消防庁長官表彰の副賞として、消防表彰規程に基づく賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金及び報賞金がある。

a 賞じゅつ金

災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡し又は障害の状態となった消防吏員又は消防団員がその功労により特別功労章、頭功章又は功績章を授与されたときに支給される。

b 殉職者特別賞じゅつ金

災害に際し、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡した消防吏員又は消防団員がその功労により特別功労章を授与されたときに支給される。

c 報賞金

随時表彰に際し、賞じゅつ金の支給に該当しない殉職者等に対して支給される。

(7) 退職消防団員報償

非常勤消防団員の職務の特殊性にかんがみ、その労に報いるため退職消防団員報償規程に基づき15年以上勤続して退職した者に対し授与される。

この報償には、1号報償と2号報償とがあり、25年以上勤務して退職した者には1号報償として銀杯（大）と賞状が、15年以上25年未満勤務して退職した者には2号報償として銀杯（小）と賞状がそれぞれ授与される。

なお、消防関係者の表彰者数等は第17—10表のとおりである。

第17—10表 消防関係者の表彰者数等

(単位:人)

表彰等の種類	年度	60	61	62	63	元
叙位		107	88	78	98	109
叙勲						
特別叙勲等		104	119	106	124	118
生存者叙勲		809	813	833	831	799
銀杯		—	—	—	—	—
木杯		2	3	3	1	—
褒章						
紅綬褒章		—	—	—	—	—
黄綬	"	(61. 4. 29) 2	(62. 4. 29) 2	(63. 4. 29) 2	(元. 4. 29) —	(2. 4. 29) 2
藍綬	"	(61. 4. 29) 58	(62. 4. 29) 58	(63. 4. 29) 63	(元. 4. 29) 59	(2. 4. 29) 59
紺綬	"	9	10	21	25	16
総理大臣表彰						
安全功労		5	5	5	5	6
防災功労		3	3	10	3	5
自治大臣表彰		—	—	—	10	10
消防庁長官表彰						
安全功労		25	20	21	26	27
防災功労		6	5	14	3	5
消防庁長官表彰(随時)						
特別功労章		—	2	1	1	3
顕功章		2	1	1	2	—
顕績章		3	11	2	3	4
顕彰状		1	—	2	1	—
表彰状		3	—	1	—	—
賞状		1	5	—	—	—
消防庁長官表彰(定例)						
功労章		153	175	189	175	175
永年勤続功労章		1,918	2,114	2,349	2,348	2,349
表彰旗		47	49	49	47	47
竿頭綬		81	78	77	68	65
賞じゅつ金		3人	5人	4人	5人	6人
報賞金		1,480万円 2人	4,320万円 —	2,360万円 2人	3,510万円 2人	6,090万円 —
退職消防団員報償		250万円	—	60万円	170万円	—
1号報償		9,206	8,096	9,362	7,046	8,041
2号報償		19,258	16,745	19,544	15,664	18,943

(注) 「安全功労・防災功労」、「表彰状」は個人及び団体を含み、「表彰旗」、「竿頭綬」は団体(機関)、「賞状」は隊である。

第18節 消防の科学技術の研究

消防研究所は、我が国における国立の消防の科学技術に関する研究機関として昭和23年に設立されて以来、社会的要請及び消防行政上の課題に重点を置いた研究を行っている。

平成元年度においては、職員数53人(うち研究職員35人)、当初予算額5億9,190万円(科学技術庁からの移替えによる科学技術振興調整費648万円を含む。)となっている。

平成元年度に実施した主な研究は、次のとおりである。

1 建物の火災安全技術の高度化に関する研究

(1) 火災時の有毒ガス発生に関する研究

実際の火災条件下における有毒ガスの発生危険及び各種ガスの人体に及ぼす影響の程度を明らかにするため、天然系可燃物及び合成系可燃物の双方を含む標準的な室内可燃物による火災実験を実大の耐火2階建て住宅を用いて行い、有毒ガス発生状況及び動物への影響を調べた。

(2) 火災性状把握システムに関する研究

自動火災報知設備における非火災報発生の実態を解明し、火災を的確かつ迅速に把握する能力を持つ火災性状把握システムを開発するため、非火災報情報を収集し、非火災報発生時の感知器出力のパターンを把握したほか、複合センサー(熱、煙、一酸化炭素センサー)を用い、火災及び非火災の識別並びに火災及び非火災要因の発生場所を自動的に推定するファジィ・エキスパートシステム等を開発した。

(3) 火点放射式簡易自動スプリンクラーの開発研究

一般住宅の室内で発生する火災の出火点を的確にキャッチし、その付近だけに少量の水を効果的に散水し消火する住宅用の簡易自動スプリンクラーを開発するため、火点を検知するシステム、火点方向にノズルを向ける制ぎょ

部及び駆動部並びに消火にも最も有効なパターンで火点に放水するノズルをそれぞれ試作した。

(4) 火災規模の防災効果に及ぼす影響に関する研究

火源規模及び加熱方法の違いによる防災性能の差異を解明し、より高度な防災性能を評価するための具体的な試験方法に関する基礎資料を得るため、固定のパイロット火炎と可変の放射熱を併用した試験装置を試作し、多種類の非溶融性繊維試料について燃焼性試験を行い、これらの防災性能の評価を行った。

2 消防（警防・救急救助）活動技術の高度化に関する研究

(1) 要救助者探査機器の開発に関する研究

崩壊したビルのがれき中の埋没生存者の存在及び位置を特定できる探査機器を開発するため、探査機器検知部のがれき侵入装置の性能、二酸化炭素を捕捉することによる要救助者の存在の確定方法等について前年に引き続き研究を行った。

(2) 臨海埋立地における長周期地震動予測に関する研究

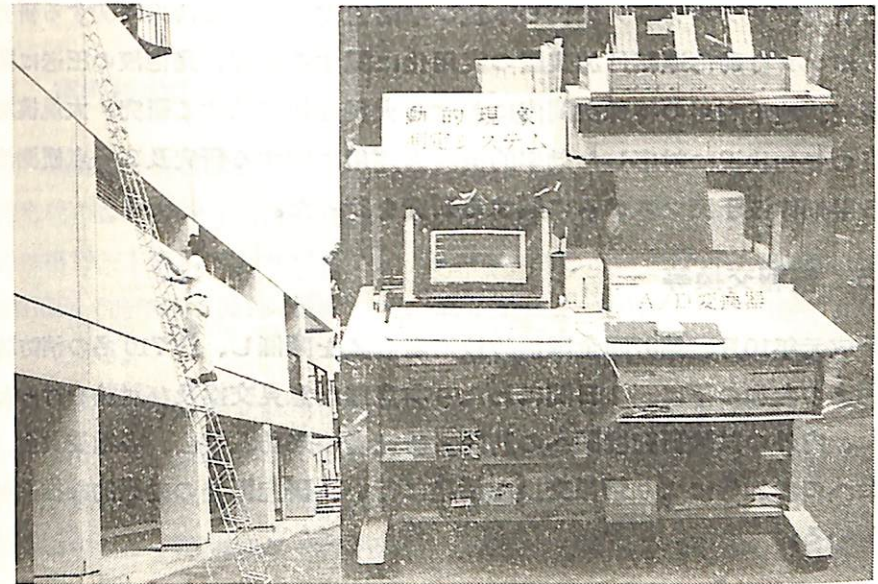
臨海埋立地における大地震時の長周期地震動に係る消防防災体制の検討に資する基礎資料を得るため、東京湾岸及びその近隣に設置した地震観測点における長周期地震動の観測、開発した可搬型長周期地震動測定装置による長周期地震動測定から東京湾岸及びその周辺の地震記録の無い地点での地震動特性の推定等長周期地震動予測に関する研究を行った。

(3) 消防職員の高齢化等に対応するための消防装備の軽量化・自動化等に関する研究

消防職員の高齢化及び消防活動の一層の機動化に対応するため、はしご車のはしごを自動的に目標位置に架梯する装置を開発研究することとし、模型はしご（4段、全伸長4m）を製作し、これにより、はしごの駆動系をコントロールしてはしごの先端を目標位置に移動させることのできるシステムを試作した。

また、消防ポンプ自動車に装備する積載三連はしごの軽量化を図るため、

積載三連はしごに必要な材質と強度を調べ、コンピュータによりはしごの最適構造を解明し、重量を21kgに軽量化した三連はしごを試作した。



軽量化した積載三連はしごと動的現象測定装置

3 危険物災害の防止に関する研究

(1) 危険物等の評価方法に関する研究

各種危険物の火災、爆発等の危険性について、合理的な危険度分類に必要な資料を得るため、前年に引き続き引火性液体、酸化性物質、自己反応性物質、可燃性固体、自然発火性物質、禁水性物質等について、それぞれの危険性評価試験方法を確立し、危険物を分類及び格付するための研究を行った。

(2) 自己反応性物質の熱安定性に関する研究

自己反応性物質の反応特性に関する基礎資料を得る一環として、オキシム（CNOH基を含む物質）について熱分析を行った。

4 その他の経常的研究

以上のほか経常的研究として、林野火災の延焼特性に関する研究、石油タンクの補修方法に関する研究、救急車の適正配置に関する研究、泡消火薬剤

の有効たん白成分に関する研究、ハロン消火薬剤による消火時の燃焼生成物に関する研究、帯電油の放電による着火に関する研究、原油の燃焼性状に関する研究、プラスチック火災の水及び不活性ガスによる消火に関する研究、消防ポンプ自動化運転付加装置の実用化に関する研究、発泡液の圧送に関する研究、地下利用の特殊空間内における火災性状に関する研究、大規模地震火災の覚知状況に対応した効率的消防力運用に関する研究及び一点観測法による早期津波予測システムに関する研究を行った。

5 情報交換等

平成元年10月、第37回全国消防技術者会議を開催し、約710名の消防防災関係者の参加の下に、2日間にわたり有意義な意見交換及び討論を行った。また、内外の試験研究機関への訪問、研究者の来訪、学会、各種委員会、研究会への参加等により情報交換を活発に行い、研究開発の効果的な推進を図っている。

第19節 消防財政

1 市町村の消防費

(1) 消防費の決算状況

市町村の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の状況は第19—1表のとおりである。昭和63年度の消防費歳出決算額は1兆1,603億円（前年度1兆794億円）で、前年度に比べ809億円（7.5%）の増加となっている。

なお、市町村の普通会計歳出決算額33兆5,513億円（前年度31兆6,880億円）に占める消防費決算額の割合は3.5%（前年度3.4%）となっている。

(2) 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

昭和63年度の1世帯当たりの消防費の全国平均額は2万8,605円（前年度2万6,968円）であり、住民1人当たりでは9,484円（前年度8,857円）となっている（第19—1表）。

第19—1表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに
1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年 度	普通会計 決算額 (百万円)(A)	消防費 決算額 (百万円)(B)	1世帯当 り消防費 (円)	住民1人当 たり防 火費 (円)	(B)/(A)×100 (%)
61	29,972,975	1,042,317	26,364	8,588	3.5
62	31,688,044	1,079,381	26,968	8,857	3.4
63	33,551,321	1,160,268	28,605	9,484	3.5

- (注) 1 世帯数及び人口は、当該年度の3月31日現在の数値である。
2 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等の重複は除いている。

(3) 経費の性質別内訳

昭和63年度消防費決算額1兆1,603億円の性質別内訳は、人件費8,389億円（全体の72.3%、前年度74.0%）、物件費922億円（同7.9%、前年度8.2%）、

普通建設事業費1,759億円（同15.2%、前年度13.1%）、その他532億円（同4.6%、前年度4.6%）となっている。

これを前年度と比較すると、人件費が400億円（5.0%）、物件費が32億円（3.6%）、普通建設事業費が341億円（24.0%）それぞれ増加している（第19-2表）。

第19-2表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移

（単位：億円、%）

区 分	昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		対前年度比較	
	金額	構成比	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	増減額(B)-(A)(C)	増減率(C)/(A)×100
人 件 費	7,686	73.7	7,989	74.0	8,389	72.3	400	5.0
物 件 費	845	8.1	890	8.2	922	7.9	32	3.6
普通建設事業費	1,411	13.5	1,418	13.1	1,759	15.2	341	24.0
補助事業費	433	4.2	335	3.1	340	2.9	5	1.5
単独事業費	974	9.3	1,082	10.0	1,417	12.2	335	31.0
受託事業費	4	0.0	1	0.0	2	0.0	1	100.0
そ の 他	481	4.6	497	4.6	532	4.6	35	7.0
計	10,423	100.0	10,794	100.0	11,603	100.0	809	7.5

（注） 単位未満四捨五入のため、合計、増減額等が一致しない場合がある。

2 市町村消防費の財源

(1) 財源構成

昭和63年度の消防費決算額の財源内訳は第19-3表のとおりである。一般財源等（地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源）が1兆528億円（全体の90.7%、前年度91.1%）、次いで地方債662億円（同5.7%、前年度5.2%）、国庫補助金134億円（同1.2%、前年度1.3%）となっている。

(2) 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定しており、第19-4表のとおり逐年増加している。平成元年度の単位費用は6,990円（対前年度伸び率5.4%）、基準財政需要額は1兆1,778億円（対前年度伸び率4.5%）であったが、平成2年度は、

第19-3表 市町村消防費決算額の財源内訳

（単位：億円、%）

区 分	昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		対前年度比較		
	金額	構成比	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	増減額(B)-(A)(C)	増減率(C)/(A)×100	
決 算 額	10,423	100.0	10,794	100.0	11,603	100.0	809	7.5	
一 般 財 源 等	9,409	90.3	9,835	91.1	10,528	90.7	693	7.0	
特 定 財 源	国庫補助金	141	1.4	137	1.3	134	1.2	△3	△2.2
	地方債	627	6.0	557	5.2	662	5.7	105	18.9
	使用料、手数料	26	0.3	32	0.3	33	0.3	1	3.1
	その他	220	2.1	233	2.1	246	2.1	13	5.6
	計	1,014	9.7	959	8.9	1,075	9.3	116	12.1

（注） 単位未満四捨五入のため、増減額等が一致しない場合がある。

第19-4表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年 度	単 位 費 用 (円)	対前年度伸び率 (%)	基準財政需要額 (百万円)	対前年度伸び率 (%)
61	6,310	5.0	1,058,379	6.4
62	6,460	2.4	1,084,171	2.4
63	6,630	2.6	1,127,092	4.0
元	6,990	5.4	1,177,828	4.5
2	7,440	6.4	1,264,871	7.4

週46時間勤務体制を達成するため、消防吏員を1名増員したほか、消防団員の処遇改善等により単位費用は7,440円（対前年度伸び率6.4%）に引き上げられ、基準財政需要額は1兆2,649億円（対前年度伸び率7.4%）に増加している。

(3) 国庫補助金

市町村の消防施設整備に対する補助金としては、国庫補助金と都道府県補助金とがある。国は、消防施設強化促進法による補助及び予算補助により、市町村の消防施設の整備について、補助基準額の3分の1以内の補助を行っている。なお、国の財政上の特別措置等により、補助率が引き上げられるものについては、それぞれの特別法等において規定されており、人口急増地域の市町村に対しては2分の1又は10分の4、地震防災対策強化地域の市町村

第19—5表 国庫補助金による

区 分	昭 和 62 年 度		昭 和	
	数 量	補 助 金	数 量	
一 般 消 防 施 設	車 庫 機 器 置 設	878	2,708,566	881
	自 動 機 器	—	—	—
	ボ ン プ	—	—	—
	力 力	—	—	—
	ポ ン プ	410	217,515	393
	機 器	—	—	—
	機 器	—	—	—
	機 器	—	—	—
	機 器	—	—	—
	機 器	319	60,484	404
	機 器	2,178	3,115,779	1,894
科 学 消 防 施 設	車 庫 機 器 置 設	29	214,984	36
	自 動 機 器	62	1,205,444	67
	ボ ン プ	15	18,100	15
	機 器	2	54,722	4
	機 器	4	439,200	1
	機 器	—	—	—
	機 器	—	—	—
	機 器	2	9,468	1
	機 器	1	5,509	—
	機 器	—	—	—
	機 器	1	11,010	—
救 急 指 令 装 置	車 庫 機 器 置 設	2	35,912	—
	自 動 機 器	—	—	—
	ボ ン プ	—	—	—
	機 器	—	—	—
	機 器	—	—	—
	機 器	—	—	—
	機 器	—	—	—
	機 器	—	—	—
	機 器	—	—	—
	機 器	—	—	—
	機 器	—	—	—
合 計	—	10,184,967	—	

(注) 1 大震火災対策施設等整備費補助金に係る分は含まれていない。
 2 可搬式散水装置については、昭和59年度から可搬式送水装置及び軽可搬
 3 救助工作車については、昭和62年度から救助資機材等総合整備事業に含
 4 昭和63年度から消防団活性化モデル事業と消防団緊急伝達システムを統

年度別消防施設等整備状況

(単位：千円)

63 年 度	平 成 元 年 度		昭 和 28 年 度 ~ 平 成 元 年 度	
	補 助 金	数 量	補 助 金	数 量
2,782,800	851	2,806,356	29,010	50,825,222
—	—	—	507	79,787
207,909	340	187,543	45,563	9,693,514
—	—	—	2,088	42,916
—	—	—	39	8,520
78,868	391	81,661	22,376	3,602,170
2,733,366	1,648	2,481,203	97,909	76,591,570
426,493	383	494,401	14,004	11,775,169
85,379	18	111,030	309	1,880,880
28,574	51	29,573	538	362,199
—	—	—	176	175,868
—	—	—	77	471,414
352,413	99	381,021	171	733,434
44,451	8	40,696	71	356,107
6,740,253	—	6,613,484	—	156,598,770
262,958	48	345,333	1,069	4,740,368
1,150,508	75	1,705,402	1,345	18,649,254
18,390	15	18,340	574	511,125
234,560	3	145,985	47	1,436,030
109,800	3	316,663	25	1,683,397
—	—	—	1	50,000
—	—	—	420	1,655,687
—	1	12,460	20	162,932
4,734	3	14,628	51	160,972
—	6	22,552	58	209,829
—	—	—	1	2,980
—	2	22,680	77	1,010,721
—	—	—	79	1,638,547
3,376	1	3,477	70	278,261
—	—	—	11	24,375
—	—	—	4	80,222
—	—	—	21	99,276
1,065	2	2,206	14	14,056
—	3	22,183	9	115,183
596,844	54	523,434	201	1,847,952
70,000	—	—	3	210,000
661,424	111	514,798	447	1,825,948
3,113,659	—	3,670,141	—	36,407,115
9,853,912	—	10,283,625	—	193,005,885
—	—	—	473	1,364,855
—	—	—	33	96,772
—	—	—	3	20,979
—	—	—	1,820	995,777
9,853,912	—	10,283,625	—	195,484,268

ポンプを含む。
 まれる。
 合して、消防団活性化総合整備事業とした。

及び石油コンビナート等所在市町村に対しては2分の1、過疎地域、離島地域、地域改善対策地域、新東京国際空港周辺地域及び沖縄県の市町村に対しては3分の2以内の補助を行っている。ただし、昭和61年度から63年度までは特例措置として、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和61年法律第46号）により、過疎地域及び離島地域の市町村に対しては10分の5.5、新東京国際空港周辺地域の市及び町村に対してはそれぞれ10分の6及び3分の2とされていたが、引き続き、国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（平成元年法律第22号）により、平成2年度まで、この特例措置が延長されている。

平成元年度までに市町村に対して交付された国庫補助金による消防施設の整備状況は、第19—5表のとおりである。最近の国庫補助金による整備状況をみると、基本的な消防施設である消防ポンプ自動車や防火水槽の整備が進展するとともに、特殊火災や人命救助のための化学消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車、救助工作車等の科学消防施設の整備が進んでいる。

市町村に対する国庫補助金予算額については、国の厳しい財政状況を反映し昭和57年度以降毎年減少してきたが、平成元年度においては前年度と比較して3.4%増、平成2年度においても3.8%増の139億1,250万円（前年度134億852万円）となった。平成2年度の補助金については、限られた補助金を重点的、効率的に配分することとしている。また、新たに、災害地点等を迅速・容易に確定することができ、119番通報から出動指令までの時間を短縮する発信地表示装置及び各気象要素を測定・収集した情報を表示することによって、災害の予防、警防活動を効果的に行う気象情報収集装置を消防緊急通信指令施設に取り入れたほか、住宅密集地などの特殊な条件の下で消防活動及び救助活動を迅速に行うために、はしご付消防ポンプ自動車に四輪操舵方式を導入し、消防職団員の高齢化対策として消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車の積載はしご動力昇降装置を補助対象とした。さらに、高層建築物における災害防ぎょ及び人命救助のためはしご付消防ポンプ自動車、水域に接した地域の建物及び船舶における火災等に対処するために消防艇、緊急時における消防防災情報の迅速・的確な処理を行い、適切で効果的

な消防救急活動を行うため消防緊急通信指令施設及び地域社会における消防防災活動の中核である消防団の活性化を推進するため消防団活性化総合整備事業について数量の増を図った。

なお、都道府県に対する補助対象施設としては、消防防災無線通信施設（平成2年度予算額5,768万円）がある。

(4) 地方債

消防施設整備のためには多額の経費を必要とするが、補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。市町村における消防防災施設整備事業に対する地方債の許可額の状況は、第19—6表のとおりである。

第19—6表 市町村の消防防災施設整備事業に対する地方債許可額の推移（一般単独事業、指定都市及び市町村分）
（単位：百万円、%）

区 分	昭和61年度	昭和62年度 (A)	昭和63年度 (B)	対前年度比較	
				増減額 (B)-(A)(C)	増減率 (C)/(A)×100
消防防災施設整備事業債					
政府資金	7,300	4,587	4,244	△ 343	△ 7.5
共済組合資金	8,441	7,702	6,285	△ 1,417	△ 18.4
損保資金	8,434	6,521	11,331	4,810	73.8
市有物件資金	4,980	4,925	4,663	△ 262	△ 5.3
全国自治協会資金	2,911	2,636	2,624	△ 12	△ 0.5
共済農協連資金	2,994	2,989	2,881	△ 108	△ 3.6
その他	4,552	4,789	9,227	4,438	92.7
小 計	39,612	34,149	41,255	7,106	20.8
地域総合整備事業債 （防災まちづくり事業）	8,308	12,653	20,766	8,113	64.1
合 計	47,920	46,802	62,021	15,219	32.5

なお、昭和61年度から地域の特性に応じた災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進し、住民生活の安全を確保し、地域社会における消防防災基盤の整備の推進を図るため、防災まちづくり事業を実施している。防災まちづくり事業に要する経費については、地域総合整備事業債（特別分・一般分）

の発行が認められ、特別分の元利償還金については、地方交付税措置が講じられることとされている。主な対象事業例としては、防災センター、コミュニティ消防センター、防災資機材地域備蓄施設、防火水槽、小型動力ポンプ、防災無線施設、消防緊急通信指令施設、災害弱者緊急情報システムモデル事業等の消防防災施設整備並びに避難路（防災車両の進入のための道路を含む。）及び避難地の防災基盤整備がある。

また、昭和63年度からふるさとづくり特別対策事業、平成2年度から地域づくり推進事業の活用により、都道府県や市町村が行う高度情報ネットワーク構築事業を推進している。ふるさとづくり特別対策事業及び地域づくり推進事業に要する経費については、地域総合整備事業債（ふるさとづくり事業分・地域づくり事業分）の発行が認められるとともに、元利償還金等に対する地方交付税措置が講じられることとされている。

(5) その他

市町村の消防の財源としては、前記(2)～(4)のほか、特に消防費に関係する財源として、交通安全対策特別交付金、入湯税、航空機燃料譲与税、電源立地促進対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金、防衛施設周辺整備助成補助金等がある。

3 都道府県の消防防災費

都道府県の消防防災費の状況は、第19—7表のとおりである。昭和63年度における歳出決算額は429億7,800万円であり、昭和63年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.12%である。その内容は、危険物及び高圧ガス取締り、火災予防等に要する事務費、消防学校費、防災資機材及び防災施設の建設・管理運営費等である。

市町村に対する都道府県の助成措置としては、補助金と貸付金とがある。

昭和63年度における補助金の総額は82億6,200万円で、前年度に比べて3億3,100万円(4.2%)の増加となっている。補助対象、補助率については、各都道府県により必ずしも同一ではないが、各地の実情に応じ、小型動力ポンプ、消防無線、防火水槽、科学消防施設等を対象に国庫補助に準じて定率

第19—7表 都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移
(単位：百万円、%)

年 度	普通会計 決 算 額 (A)	消防防災費 決 算 額 (B)	(B)/(A)×100	(B)のうち市町村に対するもの	
				補 助 金	貸 付 金
61	31,775,217	37,030	0.12	7,639	721
62	34,782,620	34,607	0.10	7,931	777
63	36,468,140	42,978	0.12	8,262	420

(注) 地方財政統計年報による。

第19—8表 平成2年度消防庁関係予算主要事項別一覧表
(単位：千円、%)

事 項	平成2年度 当初予算額 (A)	平成元年度 当初予算額 (B)	差引増減額 (A)-(B)	対前年度 比 (A)/(B)×100
[主 要 事 項]				
1 大震火災対策施設等整備 に必要な経費	2,690,267	2,844,053	△ 153,786	94.6
(1) 大震火災対策施設等整 備費補助金	1,151,079	1,116,743	34,336	103.1
(ア) 一 般 分	545,999	511,663	34,336	106.7
(イ) 地震防災対策強化地 域分	605,080	605,080	0	100.0
(2) 消防防災無線通信施設 整備費補助金	1,539,188	1,727,310	△ 188,122	89.1
(ア) 都道府県分及び政令 市分	206,368	394,490	△ 188,122	52.3
(イ) 市 町 村 分	1,332,820	1,332,820	0	100.0
2 消防施設等整備費補助に 必要な経費	11,279,908	10,855,954	423,954	103.9
(1) 消防施設等整備費補助 金	10,974,468	10,557,669	416,799	103.9
(2) 特殊災害用消防施設等 整備費補助金	305,440	298,285	7,155	102.4
(ア) 石油コンビナート分	36,789	29,634	7,155	124.1
(イ) 林 野 分	268,651	268,651	0	100.0
(小 計)	13,970,175	13,700,007	270,168	102.0
[その他の経費]	2,131,113	2,036,959	94,154	104.6
【合 計】	16,101,288	15,736,966	364,322	102.3

若しくは定額の補助又は国庫補助の上積み補助の方法によっている。

また、貸付金の総額は4億2,000万円で前年度より3億5,700万円(△45.9

%) 減少している。

4 国の消防費

消防庁の平成2年度予算額は、第19—8表に示すとおり、前年度より2.3%増の161億129万円となっている。

総額のうち139億7,018万円(対前年度比102.0%)は、大震火災対策施設等整備費補助金及び消防施設等整備費補助金に充てられている。

附 属 資 料

(注) 表のみかた等

- 1 各表の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、計の数値がその内訳を合算した数値と一致しない場合がある。
- 2 各表の記号等は次のとおりである。
—又は空欄：皆無(該当なし) 0 : 単位未満
△ : 負数 ... : 不明
- 3 「12大都市」とは、札幌市、仙台市、東京都特別区、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市をいう。

附属資料1 平成元年度の法令の制定

平成元年度に制定された法律（消防関係）

法 律 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成元年法律第55号）	元. 10. 1	災害対策基本法第57条の規定について、知事又は市町村長が緊急放送を求めることができる相手方を「放送局」から「放送事業者（受託放送事業者を除く）」とした。

平成元年度に制定された政令（消防関係）

政 令 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成元年政令第124号）	元. 5. 26	非常勤消防団員等に係る損害補償について補償基礎額及び配偶者等に係る扶養加算額の引上げを行う等の補償の基準の改善を図った。
消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第125号）	元. 5. 26	基金が市町村等に支払う消防団員退職報償金の支払額を増額するとともに、消防団員退職報償金支払額表の階級区分のうち「分団長及び副分団長」を「分団長」及び「副分団長」に分け、現行の5段階を6段階に改めたほか、消防団員退職報償金の支払額の増額に伴い、基金に対する掛金の額を改定した。
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（平成元年政令第181号）	元. 6. 23	石油コンビナート等特別防災区域のうち、豊洲地区等についてその指定を解除するとともに、品川・大井地区等について区域の縮小等を行つた。
放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成元年政令第291号）	元. 10. 1	災害対策基本法施行令第22条の手続き規定について災害対策基本法の改正に併せて協議の相手方を「放送局」から「放送事業者（受託放送事業者を除く）」とした。
放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成元年政令	元. 10. 1	大規模地震対策特別措置法施行令第4条に定める地震防災応急計画を作成しなければならない事業として放送法（昭和25年法律第132号）第57条の13第1項の規定による認

政 令 名	施行年月日	要 旨 (消防関係分)
第291号)		定にかかる委託放送業務を行う事業が追加された。

附属資料2 平成元年中の主な火災

月 日	事 項
1. 3	香川県三豊郡仁尾町の小学校、校舎廊下から出火、焼損面積3,304m ² 。
1. 5	茨城県鹿島郡神栖町の店舗併用住宅、居室から出火、3人死亡。原因は放火。
1. 8	兵庫県姫路市の住宅、居室から出火、3人死亡、1人負傷。原因は石油ストーブ。
1. 20	広島県甲奴郡甲奴町での車両火災、3人死亡。原因は放火自殺。
1. 22	大阪府門真市の倉庫、外周部から出火、損害額5億3,364万円。原因は放火の疑い。
2. 3	栃木県下都賀郡藤岡町の林野火災、1人負傷、建物焼損面積69m ² 、林野焼損面積160ha。原因はたばこの投げ捨て。
2. 10	東京都調布市のスタジオから出火、1人死亡、26人負傷。
2. 11	神奈川県横須賀市の住宅、階段室から出火、3人死亡。原因は放火の疑い。
2. 12	北海道札幌市西区の店舗併用住宅、食事室から出火、6人死亡。
2. 13	兵庫県西宮市の共同住宅、2階居室から出火、3人死亡。原因は放火。
2. 16	神奈川県横浜市神奈川区の船舶火災、機関室から出火、10人死亡、13人負傷。原因はアセチレンガス溶接機・切断機からの引火。
2. 16	大阪府大阪市中央区の店舗併用住宅、調理室から出火、3人死亡。原因はこんろの消し忘れ。
2. 25	秋田県仙北郡角館町の住宅、食事室から出火、3人死亡、1人負傷。原因はまきストーブ。
3. 6	岡山県倉敷市の水島臨海工業地域、高圧分離層から出火、1人負傷、損害額4億8,002万円。原因はスパークの飛び火。
3. 11	大阪府岸和田市の車両火災、助手席から出火、3人死亡。原因は放火自殺。
3. 11	福岡県北九州市小倉南区の林野火災、建物焼損面積23m ² 、林野焼損面積202ha。
3. 14	東京都江東区の店舗併用住宅、食事室から出火、3人死亡、2人負傷。原因はこんろの消し忘れ。
3. 17	東京都荒川区の共同住宅、1階居室から出火、3人死亡、1人負傷。原因は放火。
3. 23	兵庫県尼崎市の住宅、居室から出火、3人死亡。原因は石油ストーブ。
4. 7	滋賀県草津市の住宅、居室から出火、3人死亡、3人負傷。原因は放火

月 日	事 項
	自殺。
4. 10	長崎県諫早市の住宅、居室から出火、3人死亡。
4. 13	京都府長岡京市の倉庫から出火、損害額10億7,776万円。
4. 17	岐阜県土岐市の共同住宅、居室から出火、3人死亡、3人負傷。
4. 20	兵庫県神戸市の工場兼倉庫から出火、1人負傷、損害額3億8,301万円。
4. 28	千葉県長生郡長柄町の車両火災、3人死亡。原因は衝突。
4. 30	大阪府泉南市の工場内から出火、1人死亡、焼損面積7,019m ² 、損害額11億3,270万円。
5. 10	埼玉県入間郡三芳町の倉庫から出火、1人負傷、焼損面積3,266m ² 、損害額4億8,782万円。原因は溶接機の飛び火。
5. 30	福岡県浮羽郡吉井町の店舗併用住宅、調理場から出火、11人負傷。原因はこんろの消し忘れ。
6. 11	秋田県平鹿郡平鹿町の養畜舎から出火、焼損面積3,801m ² 。鶏約4万羽焼死。
6. 13	岐阜県大垣市の工場から出火、焼損面積3,695m ² 、損害額3億6,531万円。
6. 21	長野県長野市の住宅、台所から出火、3人死亡。原因はこんろの消し忘れ。
7. 24	大阪府堺市の市場、店舗から出火、焼損面積5,906m ² 、損害額11億17万円。
7. 26	大阪府大東市の作業場兼倉庫、作業場から出火、2人負傷、焼損面積5,194m ² 、損害額17億1,660万円。
7. 28	香川県高松市の住宅、居室から出火、3人死亡、3人負傷。原因は線香。
7. 30	奈良県山辺郡山添村の車両火災、3人死亡。原因は衝突。
8. 4	広島県福山市の工場、危険物倉庫から出火、損害額5億1,042万円。
8. 15	滋賀県草津市の工場から出火、損害額7億2,735万円。原因はスパーク。
8. 26	熊本県鹿本郡植木町の車両火災、3人死亡、2人負傷。原因は衝突。
9. 1	埼玉県和光市の倉庫から出火、焼損面積5,027m ² 、損害額15億3,172万円。
9. 4	東京都台東区上野公園の寺院、床下から出火、損害額3億4,222万円、有形文化財焼損。原因は放火。
9. 8	北海道紋別市の住宅、居室から出火、3人死亡。原因は石油ストーブのふく射。
9. 9	神奈川県横浜市緑区の倉庫、休憩室から出火、1人負傷、焼損面積

月 日	事 項
	4,483m ² 、損害額8億6,312万円。原因はプロパンガスの漏れ。
9. 10	新潟県柏崎市の工場から出火、焼損面積3,564m ² 。
9. 17	福井県鯖江市の工場から出火、1人負傷、焼損面積5,528m ² 。
9. 20	東京都新宿区のビル、作業場から出火、損害額5億5,000万円。原因は放火。
9. 28	千葉県松戸市の住宅、居室から出火、3人死亡。原因はたばこ。
9. 28	大阪府門真市の倉庫、外周部から出火、焼損面積3,600m ² 、損害額6億4,690万円。原因は放火の疑い。
10. 11	福岡県久留米市の店舗併用住宅、外周部から出火、3人死亡、1人負傷。
10. 15	石川県河北郡高松町の工場、作業場から出火、1人負傷、焼損面積4,289m ² 、損害額3億7,121万円。原因は煙突のふく射。
10. 23	岐阜県養老郡養老町の倉庫から出火、損害額5億5,000万円。
11. 5	福島県いわき市の住宅、居室から出火、3人死亡、2人負傷。
11. 20	京都府長岡京市の倉庫から出火、損害額3億2,522万円。
12. 2	静岡県清水市の工場から出火、1人負傷、損害額3億8,588万円。
12. 7	山口県宇部市の店舗、事務室から出火、3人負傷、焼損面積4,101m ² 、損害額5億1,078万円。
12. 23	三重県四日市市の店舗、外周部から出火、焼損面積3,662m ² 、損害額3億4,643万円。原因は放火の疑い。
12. 28	茨城県日立市の店舗併用住宅、居室から出火、3人死亡。

(注) この表には、原則として、死者3人以上、負傷者10人以上、建物焼損面積3,000m²以上、林野焼損面積150ha以上又は損害額3億円以上のものを掲げた。

附属資料3 都道府県別

区分	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
都道府県							
北海道	2 616	1 903	71	273	9	—	360
青森	740	539	97	39	7	—	58
岩手	485	362	39	35	3	—	46
宮城	995	629	67	69	5	—	225
秋田	618	356	134	30	—	1	97
山形	593	407	60	32	2	—	92
福島	912	633	69	81	1	—	128
茨城	1 456	865	74	139	3	—	375
栃木	871	566	51	73	—	1	180
群馬	681	522	36	47	—	—	76
埼玉	2 451	1 673	24	289	1	—	464
千葉	2 305	1 338	90	288	2	—	587
東京都	6 621	3 957	23	692	1	1	1 947
神奈川県	2 765	1 740	20	398	6	—	601
新潟	987	642	96	87	3	—	159
富山	246	202	6	29	—	—	9
石川	413	266	46	34	3	—	64
福井	263	201	8	21	1	—	32
山梨	364	249	23	41	—	—	51
長野	769	535	58	63	—	—	113
岐阜	1 110	595	93	92	—	—	330
静岡県	1 633	924	63	193	3	—	450
愛知県	3 787	1 927	124	376	3	—	1 357
三重	786	457	44	84	2	—	199
滋賀	408	267	17	69	—	—	55
京都	511	391	14	71	—	—	35
大阪	4 219	2 912	63	634	6	—	604
兵庫県	2 851	1 653	201	313	9	—	675
奈良	332	238	9	61	—	—	24
和歌山	328	220	20	40	1	—	47

火災損害状況

(平成元年中)

計	焼損棟数			焼損面積	
	全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)
2 136	558	302	1 276	109 903	8 929
736	265	92	379	43 757	6 945
537	250	55	232	35 152	1 766
923	297	62	564	39 005	1 110
546	220	57	269	39 468	6 778
525	168	50	307	26 065	3 669
932	375	76	481	49 690	4 574
1 216	451	106	659	54 557	6 366
776	272	64	440	35 513	17 911
730	244	76	410	39 032	1 134
2 338	543	212	1 583	79 241	273
1 858	504	132	1 222	48 247	1 133
5 439	441	331	4 667	63 131	542
2 273	379	172	1 722	60 179	113
939	297	89	553	59 719	4 535
242	59	34	149	11 450	252
379	98	34	247	20 887	1 380
283	91	27	165	23 295	306
312	112	35	165	12 889	640
668	228	64	376	29 249	1 610
763	174	79	510	33 241	1 220
1 255	304	94	857	41 031	1 205
2 466	432	227	1 807	72 314	1 875
655	191	69	395	31 188	528
330	76	41	213	14 941	485
572	158	85	329	25 000	445
3 749	387	261	3 101	100 027	2 737
2 116	309	198	1 609	52 353	3 453
347	126	41	180	22 536	108
343	117	44	182	16 209	738

附属資料3 都 道 府 県 別

区 分	出 火 件 数						
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
都道府県							
鳥 取	229	184	9	16	3	—	17
島 根	386	222	51	22	4	—	87
岡 山	844	562	100	63	6	—	113
広 島	1 744	932	222	155	10	—	425
山 口	813	447	102	59	1	—	204
徳 島	413	292	26	35	3	—	57
香 川	441	287	46	45	—	—	63
愛 媛	659	495	47	42	9	1	65
高 知	437	270	51	41	1	—	74
福 岡	2 444	1 578	125	230	6	—	505
佐 賀	347	244	22	23	1	—	57
長 崎	623	417	53	44	14	—	95
熊 本	636	485	46	43	2	—	60
大 分	463	330	44	38	1	—	50
宮 崎	686	422	82	43	2	—	137
鹿 児 島	959	631	75	71	3	—	179
沖 縄	523	219	53	81	1	—	169
都 道 府 県 計	55 763	35 186	2 894	5 744	138	4	11 797
札 幌	621	429	8	75	—	—	109
仙 台	378	239	5	29	—	—	105
東 京	4 786	2 983	—	491	1	—	1 311
川 崎	429	284	—	59	1	—	85
横 浜	921	577	—	144	4	—	196
名 古 屋	1 185	610	13	131	1	—	430
京 都	220	170	3	34	—	—	13
大 阪	1 488	1 065	—	241	5	—	177
神 戸	869	501	31	103	2	—	232
広 島	590	334	47	52	2	—	155
北 九 州	534	348	23	58	1	—	104
福 岡	448	307	14	68	2	—	57
12 大 都 市 計	12 469	7 847	144	1 485	19	—	2 974

(注) 1 12大都市計は、全国計の内数である。
 2 「12大都市」における東京とは、東京都特別区である。

火 災 損 害 状 況 (つづき)

(平成元年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積	
	全 焼	半 焼	部 分 焼	建 物(m ²)	林 野(a)
233	69	18	146	8 676	164
340	127	28	185	16 215	1 770
761	259	70	432	35 667	9 355
1 364	289	118	957	41 534	6 259
599	176	49	374	30 419	2 722
410	112	34	264	13 098	351
414	138	34	242	25 243	5 637
663	190	65	408	26 114	5 034
390	160	38	192	14 676	3 915
2 081	436	154	1 491	68 419	67 666
312	99	26	187	13 177	340
543	185	36	322	23 223	720
679	234	52	393	32 858	3 242
465	165	36	264	24 957	11 200
607	214	34	359	23 918	2 002
945	382	49	514	39 647	1 550
247	91	24	132	6 945	7 012
47 437	11 452	4 074	31 911	1 734 055	211 699
457	35	55	367	9 542	44
290	52	12	226	5 512	47
4 085	267	241	3 577	43 676	—
356	33	21	302	6 815	—
761	108	62	591	19 127	—
805	93	52	660	18 011	23
281	58	48	175	8 555	213
1 356	83	106	1 167	20 669	—
641	60	55	526	12 677	321
460	49	26	385	5 958	201
436	71	36	329	12 717	45 049
429	46	29	354	9 701	50
10 357	955	743	8 659	172 960	45 948

附属資料3 都道府県別

区分	死傷者数		り災世帯数				り災 人員数
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
北海道	94	335	1 492	383	222	887	4 316
青森	31	97	527	225	54	248	1 791
岩手	28	77	287	107	35	145	1 024
宮城	26	111	524	138	32	354	1 897
秋田	41	41	319	118	29	172	1 130
山形	16	73	348	104	27	217	1 393
福島	46	134	503	179	37	287	1 886
茨城	42	133	650	192	68	390	2 279
栃木	31	113	418	130	31	257	1 490
群馬	30	101	411	121	45	245	1 473
埼玉	66	326	1 651	406	121	1 124	5 206
千葉	98	252	1 304	366	84	854	4 058
東京都	117	1 063	4 534	679	422	3 433	11 733
神奈川県	104	464	1 998	457	140	1 401	5 577
新潟	38	121	633	184	52	397	2 308
富山	13	44	154	34	20	100	563
石川	17	57	230	64	16	150	802
福井	11	45	186	46	16	124	704
山梨	11	47	192	70	18	104	572
長野	34	110	379	101	41	237	1 319
岐阜	40	113	469	106	44	319	1 664
静岡	46	173	775	165	68	542	2 561
愛知	75	373	1 781	335	167	1 279	5 391
三重	28	97	424	131	42	251	1 317
滋賀	16	56	226	55	28	143	735
京都	29	113	435	108	60	267	1 108
大阪	108	627	3 405	736	304	2 365	9 390
兵庫	75	326	1 675	335	140	1 200	4 874
奈良	18	79	247	94	34	119	801
和歌山	11	47	195	66	29	100	571

火災損害状況(つづき)

(平成元年中)

計	損害額(千円)							
	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他
	建物	収容物	小計					
6 797 476	3 163 046	3 305 472	6 468 518	11 676	155 263	50 841	—	111 178
2 098 391	1 078 010	878 477	1 956 487	48 601	21 046	67 680	—	4 577
1 689 569	960 069	679 868	1 639 937	16 248	29 156	1 452	—	2 776
2 212 771	1 267 160	737 528	2 004 688	9 648	36 949	51 106	—	110 380
2 020 947	1 105 230	872 189	1 977 419	30 326	7 650	—	2 660	2 892
1 449 500	814 320	598 434	1 412 754	5 005	13 706	6 675	—	11 360
2 610 204	1 499 630	1 034 278	2 533 908	6 908	56 565	309	—	12 514
4 416 506	2 468 672	1 715 234	4 183 906	106 070	64 226	7 987	—	54 317
2 259 407	1 186 699	991 190	2 177 889	3 466	47 155	—	2 500	28 397
2 865 728	1 324 433	1 441 731	2 766 164	6 912	66 186	—	—	26 466
9 548 618	4 259 043	5 067 172	9 326 215	1 036	181 297	64	—	40 006
4 854 127	2 735 850	1 847 673	4 583 523	15 064	158 335	30	—	97 175
14 339 619	5 004 085	8 971 608	13 975 693	46	262 986	—	25 000	75 894
6 628 929	3 230 009	2 948 290	6 178 299	514	159 792	238 393	—	51 931
3 738 350	2 319 946	1 339 731	3 659 677	12 123	49 906	3 320	—	13 324
720 198	345 865	344 224	690 089	1 488	27 657	—	—	964
1 311 421	683 471	593 188	1 276 659	7 239	5 908	4 145	—	17 470
1 655 769	686 667	958 602	1 645 269	681	4 263	2 540	—	3 016
1 042 766	510 706	493 540	1 004 246	751	26 137	—	—	11 632
1 840 597	1 088 482	692 113	1 780 595	5 689	35 370	—	—	18 943
2 414 024	1 346 444	980 860	2 327 304	6 927	67 960	—	—	11 833
3 630 494	1 684 659	1 826 777	3 511 436	5 083	91 056	1 830	—	21 089
5 415 252	2 914 704	2 196 411	5 111 115	6 295	180 075	37 091	—	80 676
2 533 084	1 441 302	1 038 460	2 479 762	1 435	31 507	156	—	20 224
1 803 864	683 915	1 028 836	1 712 751	1 424	61 781	—	—	27 908
2 954 190	1 019 738	1 889 144	2 908 882	3 591	30 628	—	—	11 089
12 697 048	4 994 927	7 266 785	12 261 712	7 828	206 038	2 817	—	218 653
5 201 638	2 402 883	2 569 552	4 972 435	8 886	129 521	1 669	—	89 127
2 199 615	1 176 026	984 299	2 160 325	680	27 748	—	—	10 862
1 709 997	759 089	813 161	1 572 250	206	39 904	276	—	97 361

附属資料3 都道府県別

区分	死傷者数		り災世帯数				り災人員数
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
都道府県							
鳥取	13	41	142	36	18	88	506
島根	9	49	178	59	16	103	649
岡山	32	131	495	156	49	290	1 624
広島	57	179	868	191	68	609	2 581
山口	26	82	410	126	32	252	1 213
徳島	19	69	252	55	24	173	773
香川	20	81	256	85	33	138	819
愛媛	34	91	465	153	34	278	1 333
高知	9	43	227	83	29	115	654
福岡	57	283	1 401	358	92	951	4 196
佐賀	10	52	195	66	15	114	690
長崎	25	77	389	147	24	218	1 232
熊本	26	87	451	141	27	283	1 517
大分	19	64	304	125	14	165	935
宮崎	17	73	403	134	19	250	1 237
鹿児島	20	116	609	225	33	351	1 753
沖縄	14	26	147	52	18	77	502
都道府県計	1 747	7 292	33 564	8 427	2 971	22 166	102 147
札幌	20	86	432	68	69	295	1 056
仙台	9	43	188	33	9	146	602
東京	81	790	3 487	503	336	2 648	8 906
川崎	10	82	348	61	21	266	914
横浜	41	167	698	163	60	475	1 860
名古屋	24	136	630	89	56	485	1 748
京都	16	53	256	56	39	161	477
大阪	44	250	1 391	288	181	922	3 306
神戸	29	110	633	144	47	442	1 572
広島	13	64	344	48	17	279	961
北九州	13	57	329	92	22	215	918
福岡	12	61	328	70	19	239	800
12大都市計	312	1 899	9 064	1 615	876	6 573	23 120

火災損害状況(つづき)

(平成元年中)

計	損害額(千円)							
	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他
	建物	収容物	小計					
482 065	293 811	181 614	475 425	921	3 626	1 336	—	757
966 963	528 259	416 315	944 574	8 549	6 875	2 973	—	3 992
2 838 561	1 312 003	930 263	2 242 266	62 236	33 138	774	—	500 147
3 029 633	1 506 788	1 345 746	2 852 534	6 485	89 948	2 528	—	78 138
1 817 159	836 037	920 878	1 756 915	7 432	23 300	1	—	29 511
640 050	392 578	218 495	611 073	2 209	19 075	91	—	7 602
1 582 252	915 020	608 616	1 523 636	13 405	13 200	—	—	32 011
1 429 957	718 779	605 827	1 324 606	40 046	15 965	32 941	—	16 399
963 189	503 682	433 667	937 349	2 198	10 185	290	—	13 167
3 753 111	2 149 262	1 464 288	3 613 550	2 877	48 541	37 494	—	50 649
907 825	568 654	312 810	881 464	5 369	10 916	18	—	10 058
1 161 867	672 646	430 408	1 103 054	2 034	4 738	46 661	—	5 380
1 572 577	890 214	629 025	1 519 239	7 789	20 836	10 901	—	13 812
1 235 357	752 645	457 644	1 210 289	7 593	12 347	1 450	—	3 678
1 210 510	749 063	427 246	1 176 309	11 968	12 280	148	—	9 805
1 764 956	970 808	727 378	1 698 186	5 482	14 009	22 041	—	25 238
478 052	315 015	131 241	446 256	2 506	15 355	—	—	13 935
140 494 183	68 230 344	66 346 288	134 576 632	520 945	2 630 105	638 028	30 160	2 098 313
1 341 359	532 277	748 735	1 281 012	5	31 342	—	—	29 000
287 996	155 581	121 350	276 931	100	5 338	—	—	5 627
11 061 933	3 742 664	7 051 193	10 793 857	—	215 548	—	—	52 528
813 769	435 953	319 326	755 279	—	38 016	1 000	—	19 474
2 494 743	849 828	1 364 201	2 214 029	—	32 716	237 281	—	10 717
1 712 081	901 907	715 443	1 617 350	10	76 079	17	—	18 625
607 988	363 420	222 225	585 645	3 040	11 459	—	—	7 844
1 598 473	684 035	812 630	1 496 665	—	52 852	1 917	—	47 039
1 681 621	602 618	1 017 119	1 619 737	1 724	50 343	583	—	9 234
714 749	279 311	355 710	635 021	670	29 781	1 552	—	47 725
671 541	416 647	232 610	649 257	1 600	7 947	300	—	12 437
529 318	242 733	235 038	477 771	114	13 321	35 000	—	3 112
23 515 571	9 206 974	13 195 580	22 402 554	7 263	564 742	277 650	—	263 362

附属資料 4 月 別 火 災

区分 月	出 火 件 数						
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
1 月	4 935	3 176	191	438	15	—	1 115
2 月	4 822	3 141	215	394	12	—	1 060
3 月	6 523	3 769	582	538	11	—	1 623
4 月	6 219	3 440	774	556	15	1	1 433
5 月	4 110	2 807	189	408	13	—	693
6 月	3 920	2 535	145	482	9	2	747
7 月	3 996	2 571	161	492	13	—	759
8 月	4 136	2 488	177	495	8	—	968
9 月	3 173	2 237	12	434	9	—	481
10 月	3 985	2 619	88	460	14	—	804
11 月	4 164	2 736	101	499	6	1	821
12 月	5 780	3 667	259	548	13	—	1 293
計	55 763	35 186	2 894	5 744	138	4	11 797

附属資料 4 月 別 火 災

区分 月	り 災 世 帯 数				り 災 人員数	損	
	計	全 損	半 損	小 損		計	建
					建 物		
1 月	3 394	912	312	2 170	10 165	12 239 840	6 318 620
2 月	3 274	866	307	2 101	10 042	12 419 050	6 510 718
3 月	3 733	989	337	2 407	11 308	13 776 641	7 154 724
4 月	3 263	901	273	2 089	10 037	15 448 880	7 342 468
5 月	2 567	613	225	1 729	7 804	9 354 069	4 647 168
6 月	2 202	489	179	1 534	6 819	8 857 999	4 518 370
7 月	2 378	509	224	1 645	7 343	11 905 348	4 747 849
8 月	2 186	499	166	1 521	6 778	9 327 496	4 341 100
9 月	1 808	359	158	1 291	5 645	11 030 281	4 294 091
10 月	2 478	643	251	1 584	7 231	10 252 236	5 027 145
11 月	2 564	610	218	1 736	7 821	10 892 096	5 478 346
12 月	3 717	1 037	321	2 359	11 154	14 990 247	7 849 745
計	33 564	8 427	2 971	22 166	102 147	140 494 183	68 230 344

損 害 状 況

(平成元年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積		死 傷 者 数	
	全 焼	半 焼	部 分 焼	建物(m ²)	林野(a)	死 者	負 傷 者
4 339	1 064	381	2 894	156 308	9 113	220	762
4 316	1 053	404	2 859	156 816	20 952	222	685
5 226	1 382	432	3 412	173 271	74 912	231	760
4 753	1 316	371	3 066	195 052	68 156	168	738
3 734	887	339	2 508	128 677	14 577	108	589
3 364	801	298	2 265	125 276	4 557	94	507
3 329	689	288	2 352	121 732	4 505	91	543
3 212	697	262	2 253	107 547	4 126	58	501
2 865	595	243	2 027	116 261	339	87	446
3 532	840	309	2 383	130 044	808	128	459
3 657	835	304	2 518	132 062	3 168	158	532
5 110	1 293	443	3 374	191 009	6 486	182	770
47 437	11 452	4 074	31 911	1 734 055	211 699	1 747	7 292

損 害 状 況 (つづき)

(平成元年中)

害 額 (千円)							
物		林 野	車 両	船 舶	航空機	その他	収 容 物
小 計	小 計						
5 419 316	11 737 936	107 381	189 325	29 521	—	175 677	—
5 474 839	11 985 557	10 411	203 644	133 367	—	86 071	—
5 619 726	12 774 450	106 176	255 332	46 554	—	594 129	—
7 360 136	14 702 604	139 387	225 300	203 950	2 660	174 979	—
4 317 049	8 964 217	82 588	143 263	9 667	—	154 334	—
3 928 962	8 447 332	23 551	228 529	41 236	2 500	114 851	—
6 534 410	11 282 259	20 295	292 228	71 237	—	239 329	—
4 654 680	8 995 780	8 308	184 150	4 398	—	134 860	—
6 480 195	10 774 286	1 335	155 141	23 850	—	75 669	—
4 832 276	9 859 421	1 457	236 483	31 525	—	123 350	—
5 078 392	10 556 738	7 276	196 576	39 287	25 000	67 219	—
6 646 307	14 496 052	12 780	320 134	3 436	—	157 845	—
66 346 288	134 576 632	520 945	2 630 105	638 028	30 160	2 098 313	—

附属資料5 出火原因別

区分 出火原因	出火件数	焼損面積 (m ²)	焼損棟数	り世帯 災数	損害額 (千円)
こんろ	6 905	145 520	7 962	7 386	9 771 824
たばこ	5 565	5 046 009	4 299	4 129	10 677 863
放火	5 016	111 972	3 507	2 271	7 822 013
たき火	4 548	3 728 002	1 338	314	2 162 262
放火の疑い	3 938	307 856	2 522	1 106	6 826 987
火あそび	3 686	396 385	2 384	1 479	4 070 119
ストーブ	2 389	143 590	3 473	3 332	11 380 125
風呂かまど	1 485	51 763	1 833	1 597	2 667 739
マッチ・ライター	1 145	282 284	857	631	1 835 269
溶接機・切断機	1 040	51 299	713	145	2 863 781
電灯・電話等の配線	978	34 412	955	648	3 272 092
電気機器	713	15 681	671	452	1 285 076
煙突・煙道	660	48 108	766	514	1 942 047
交通機関内配線	657	4 178	49	5	357 471

附属資料6 主な出火

年 出火原因	昭和 59 年			昭和 60 年			昭和 61 年		
	順位	件数	構成割合	順位	件数	構成割合	順位	件数	構成割合
こんろ	3	5 946	9.3	3	5 885	9.8	3	6 754	
たばこ	2	7 601	11.9	1	6 880	11.5	1	7 195	
放火	5	4 506	7.1	4	4 651	7.8	4	5 194	
たき火	1	7 713	12.1	2	6 197	10.4	2	7 135	
放火の疑い	6	3 182	5.0	6	3 736	6.2	5	4 032	
火あそび	4	4 894	7.7	5	4 084	6.8	6	3 895	
ストーブ	7	2 940	4.6	7	2 654	4.4	7	2 792	
風呂かまど	8	2 566	4.0	8	2 064	3.4	8	2 021	
マッチ・ライター	9	1 449	2.3	9	1 295	2.2	9	1 430	
溶接機・切断機	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電灯・電話等の配線	11	848	1.3	10	881	1.5	11	930	
電気機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—
煙突・煙道	10	1 086	1.7	11	851	1.4	10	946	
交通機関内配線	14	481	0.8	13	561	0.9	13	582	
電灯	12	594	0.9	12	619	1.0	12	633	
総出火件数	63 789			59 865			63 272		

火災損害状況

(平成元年中)

区分 出火原因	出火件数	焼損面積 (m ²)	焼損棟数	り世帯 災数	損害額 (千円)
灯	591	38 632	784	706	2 380 430
内燃機	523	64 029	63	19	287 095
配線器具	507	12 848	505	306	1 361 475
電気装置	489	28 096	410	150	3 297 851
排気管	470	3 886	50	14	311 260
焼却炉	428	22 067	279	60	709 278
車体等の衝突の火花	396	11 218	10	3	389 821
取灰	395	36 522	450	219	657 315
ボイラー	257	7 725	243	178	485 942
火入れ	245	849 323	28	3	43 250
こたつ	197	16 940	312	274	900 727
その他・不明	12 540	11 445 610	12 974	7 614	62 735 071
計	55 763	22 903 955	47 437	33 564	140 494 183

原因の推移

年	昭和 62 年			昭和 63 年			平成 元年		
	順位	件数	構成割合	順位	件数	構成割合	順位	件数	構成割合
10.7	1	6 856	11.7	1	7 101	11.9	1	6 905	12.4
11.4	2	6 399	10.9	2	6 319	10.6	2	5 565	10.0
8.2	4	4 999	8.5	4	5 052	8.5	3	5 016	9.0
11.3	3	6 071	10.3	3	5 438	9.1	4	4 548	8.2
6.4	5	3 600	6.1	6	3 860	6.5	5	3 938	7.0
6.2	6	3 501	6.0	5	4 397	7.4	6	3 686	6.6
4.4	7	2 556	4.3	7	2 858	4.8	7	2 389	4.3
3.2	8	1 764	3.0	8	1 682	2.8	8	1 485	2.7
2.3	9	1 185	2.0	9	1 203	2.0	9	1 145	2.1
—	—	—	—	10	1 070	1.8	10	1 040	1.9
1.5	10	944	1.6	11	972	1.6	11	978	1.8
—	—	—	—	12	819	1.4	12	713	1.3
1.5	11	830	1.4	13	783	1.3	13	660	1.2
0.9	12	584	1.0	14	699	1.2	14	657	1.2
1.0	13	569	1.0	15	588	1.0	15	591	1.1
総出火件数	58 833			59 674			55 763		

附屬資料 7 用途別の主な火災事例

(百貨店)

出火年月日	出火場所	事業場	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和48年9月25日	大阪府高槻市	西武大	カクツ洋行	6	14	7,061,300	放火
昭和48年11月29日	大阪府高槻市	大熊千	カクツ洋行	100	124	1,747,396	不明
昭和49年2月17日	大阪府高槻市	熊千兵衛	カクツ洋行	1	5	192,400	不明
昭和49年7月16日	大阪府高槻市	熊千兵衛	カクツ洋行	1	40	1,086,574	疑火
昭和51年1月22日	大阪府高槻市	熊千兵衛	カクツ洋行	1	1	247,000	不明
昭和54年6月22日	大阪府高槻市	熊千兵衛	カクツ洋行	1	1	213,266	不明
昭和55年12月23日	大阪府高槻市	熊千兵衛	カクツ洋行	1	4	356,954	不明
昭和56年3月4日	大阪府高槻市	熊千兵衛	カクツ洋行	1	1	330,228	不明
平成元年12月23日	大阪府高槻市	熊千兵衛	カクツ洋行	1	1	353,929	不明
						346,434	不明

(ホテル・旅館)

出火年月日	出火場所	事業場	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和44年2月5日	福和石	磐白	光山	30	41	1,098,261	石油ストーブ
昭和46年1月2日	和歌山県和歌山市	山賀	山賀	16	15	2,321,732	不明
昭和48年10月11日	和歌山県和歌山市	郡加	山賀	6	5	216,637	不明
昭和50年3月10日	和歌山県和歌山市	兵庫	山賀	4	64	14,919	たばこの消し忘れ
昭和53年6月15日	和歌山県和歌山市	大新	山賀	7	24	99,477	不明
昭和55年11月20日	和歌山県和歌山市	新大	山賀	45	22	533,751	アセチレンガス切断機の火花
昭和57年2月8日	和歌山県和歌山市	新大	山賀	33	34	1,726,126	不明
昭和58年2月21日	和歌山県和歌山市	新大	山賀	2	8	472,780	不明
昭和61年2月21日	和歌山県和歌山市	新大	山賀	11	2	308,563	不明
昭和61年4月21日	和歌山県和歌山市	新大	山賀	24	1	117,120	不明
昭和63年12月30日	和歌山県和歌山市	新大	山賀	3	56	172,810	不明
						3,114	不明

(病院)

出火年月日	出火場所	事業場	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和35年1月6日	神奈川県横浜須賀野市	日本医立	立立	16	11	19,122	石油ストーブの消し忘れ
昭和35年3月19日	福岡県久留米市	日国	日国	11	2	1,536	不明

昭和39年10月29日	愛兵衛	精常	神岡	5	5	2,270	放火
昭和43年3月30日	徳島県徳島市	常岡	南岡	9	6	7,015	放火
昭和44年11月19日	徳島県徳島市	常岡	南岡	6	6	10,908	放火
昭和45年6月6日	徳島県徳島市	常岡	南岡	17	5	2,365	放火
昭和46年8月2日	徳島県徳島市	常岡	南岡	5	1	2,793	放火
昭和48年2月8日	徳島県徳島市	常岡	南岡	6	3	3,782	放火
昭和48年3月8日	徳島県徳島市	常岡	南岡	13	1	57,593	不明
昭和52年5月13日	徳島県徳島市	常岡	南岡	7	5	7,178	不明
昭和59年2月19日	徳島県徳島市	常岡	南岡	6	1	1,328	不明

(社会福祉施設)

出火年月日	出火場所	事業場	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和30年2月17日	神奈川県横浜市	聖母の	養老	99	9	15,340	いろいろの火の不始末
昭和43年1月14日	大阪府大阪市	大分	養老	6	6	2,793	アイロンの使用
昭和45年3月20日	東京都東区	東村	養老	4	4	不明	電気の使用
昭和48年3月14日	東京都東区	東村	養老	2	2	234	不明
昭和61年7月31日	東京都東区	東村	養老	8	6	5,352	たばこの疑
昭和62年2月11日	東京都東区	東村	養老	3	1	56,702	放火
昭和62年6月6日	東京都東区	東村	養老	17	25	14,807	不明
						71,666	不明

[複合用途防火対象物(雑居ビル)]

出火年月日	出火場所	事業場	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和47年5月13日	大阪府大東市	大東	日サ	118	81	1,649,693	たばこの疑
昭和48年12月19日	東京都豊島区	豊島	日サ	1	1	256,336	不明
昭和50年3月1日	東京都豊島区	豊島	日サ	5	17	57,789	不明
昭和51年12月4日	東京都豊島区	豊島	日サ	6	2	7,810	不明
昭和51年12月16日	東京都豊島区	豊島	日サ	3	8	10,270	たばこの疑
昭和53年12月26日	東京都豊島区	豊島	日サ	15	2	38,781	不明
昭和54年11月19日	東京都豊島区	豊島	日サ	11	8	10,483	不明
昭和55年8月16日	東京都豊島区	豊島	日サ	4	3	17,685	不明
昭和56年2月28日	東京都豊島区	豊島	日サ	4	2	48,988	不明
昭和59年11月15日	東京都豊島区	豊島	日サ	14	223	554,226	不明
昭和61年6月14日	東京都豊島区	豊島	日サ	3	13	140,964	不明
						1,786,895	不明

附属資料8 昭和21年以降

年	出火件数							焼計
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	
昭和21年	14 460	14 460
22	18 806	15 888	2 918
23	17 022	15 099	1 923
24	18 484	16 346	1 334	261	111	432
25	19 243	16 663	1 161	470	102	847
26	21 223	18 130	1 582	1 511		
27	22 075	18 350	1 501	974	150	1 100
28	25 677	21 214	1 726	1 299	167	1 271
29	27 870	22 618	1 579	1 674	179	1 820	35 083	...
30	29 947	23 769	1 840	2 054	192	2 092	36 231	...
31	33 312	25 814	2 109	2 531	251	2 607	41 418	...
32	34 650	26 170	2 844	2 408	257	2 971	37 705	...
33	36 178	27 861	2 229	2 637	257	3 194	39 196	...
34	36 913	28 218	2 093	2 883	321	3 398	41 446	...
35	43 679	31 187	3 941	3 411	347	4 793	41 014	...
36	47 106	32 573	4 209	3 801	364	6 159	46 265	...
37	49 644	33 532	5 049	3 981	342	6 740	44 867	...
38	50 478	33 546	5 443	4 120	330	7 039	42 930	...
39	49 020	33 647	4 572	4 107	354	6 340	43 688	...
40	54 157	34 614	7 842	3 888	357	7 456	45 116	...
41	48 057	32 983	4 336	3 924	337	6 477	41 103	...
42	54 506	35 687	6 833	3 732	330	7 924	45 840	...
43	53 654	34 453	6 628	3 784	261	8 528	43 864	...
44	56 797	37 653	5 348	4 176	300	7 9 313	51 328	...
45	63 905	39 845	7 033	4 182	317	6 12 522	55 266	...
46	64 019	39 549	7 101	4 057	306	5 13 001	53 810	...
47	58 291	38 868	4 541	3 774	313	8 10 787	51 900	...
48	73 072	42 551	8 311	3 986	301	7 17 916	57 243	...
49	67 712	39 143	8 351	3 420	303	4 16 491	52 539	...
50	62 212	38 455	5 517	3 078	248	4 14 910	50 275	...
51	62 304	38 796	5 549	3 099	233	5 14 622	52 956	...
52	63 974	39 302	5 227	3 392	215	2 15 836	51 828	...
53	70 423	39 912	7 208	3 590	254	5 19 454	53 552	...
54	63 794	38 291	5 534	3 639	244	4 16 082	51 925	...
55	59 885	38 014	4 120	3 773	155	2 13 821	51 317	...
56	60 788	38 882	3 709	4 050	157	7 13 983	53 239	...
57	60 568	36 996	4 579	4 417	173	2 14 401	49 331	...
58	59 740	37 395	3 918	4 638	179	4 13 606	50 615	...
59	63 789	38 254	4 786	4 758	147	2 15 842	51 949	...
60	59 865	36 879	4 155	4 988	160	7 13 676	49 717	...
61	63 272	38 121	4 838	5 179	173	3 14 958	51 026	...
62	58 833	36 515	4 120	5 272	111	5 12 810	49 255	...
63	59 674	37 090	3 589	5 591	134	5 13 265	50 336	...
平成元	55 763	35 186	2 894	5 744	138	4 11 797	47 437	...

(注) 火災報告取扱要領の改正に伴う昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災の
 (1) 航空機火災をその他の火災から分離した。

の火災損害状況

損棟数			焼損面積		死傷者数	
全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)	死者	負傷者
...	3 533 924	...	420	1 695
...	3 891 485	3 909 947	485	2 695
...	2 551 689	3 065 084	407	2 046
...	3 032 367	2 236 649	425	4 333
...	2 286 742	3 271 516	423	4 269
...	2 368 582	1 637 308	678	6 475
...	2 353 260	6 054 526	471	7 844
...	2 167 810	5 289 788	499	4 392
21 161	5 135	8 787	2 301 493	1 112 726	525	6 523
20 300	5 798	10 133	2 211 096	555 849	694	6 764
25 368	5 709	10 341	2 650 923	1 515 085	640	7 511
20 909	5 552	11 244	2 094 371	1 638 211	626	7 313
20 860	5 828	12 508	1 984 887	614 885	583	7 584
17 073	5 484	18 889	1 812 226	1 144 534	655	7 937
19 765	6 251	14 998	2 056 123	1 253 790	780	8 113
23 877	6 632	15 756	2 472 998	18 266 307	806	8 774
21 433	7 038	16 396	2 409 001	1 274 708	861	8 610
19 881	6 793	16 256	2 334 986	1 945 517	853	8 622
19 717	6 711	17 260	2 530 362	821 496	940	9 145
20 882	7 092	17 142	2 490 196	2 099 485	965	9 308
18 041	6 230	16 832	2 318 555	890 964	1 111	8 210
19 383	6 790	19 667	2 436 970	1 129 115	1 106	9 370
17 579	6 450	19 835	2 245 673	1 270 689	1 160	8 807
18 680	5 589	27 059	2 555 551	1 508 517	1 334	9 302
19 278	5 627	30 361	2 705 789	1 462 299	1 595	9 725
17 604	5 350	30 856	2 514 028	1 247 049	1 483	9 208
15 896	5 230	30 774	2 434 485	471 847	1 672	9 692
17 736	5 800	33 707	2 571 700	840 278	1 870	9 789
15 842	5 150	31 547	2 289 580	1 093 723	1 646	9 070
14 423	4 980	30 872	2 082 624	698 419	1 674	8 232
16 441	5 113	31 402	2 267 147	567 919	1 648	9 365
14 387	5 090	32 351	2 124 268	555 642	1 909	8 506
15 317	5 155	33 080	2 209 124	773 054	1 854	8 718
14 291	4 917	32 717	2 043 066	395 933	2 070	8 157
13 890	4 954	32 473	2 128 326	530 685	1 947	8 049
14 441	5 166	33 632	2 094 854	196 866	1 971	8 004
12 832	4 692	31 807	1 932 409	313 606	1 849	8 112
13 563	4 686	32 366	1 954 917	766 602	1 828	7 407
13 767	5 025	33 157	2 031 409	372 739	2 089	7 858
12 927	4 582	32 208	1 977 347	492 389	1 747	7 550
12 879	4 696	33 451	1 944 033	489 257	2 061	7 731
12 552	4 261	32 442	1 854 633	488 983	1 857	7 681
12 621	4 428	33 287	1 859 535	317 623	2 116	7 703
11 452	4 074	31 911	1 734 055	211 699	1 747	7 292

取扱い区分の主な相違点は次のとおりである。

附属資料8 昭和21年以降

年	り災世帯数			り災 人員数	損	
	計	全 焼	半 焼		計	建
昭和21年	23 954	21 193	2 761	...	3 333 057	...
22	34 283	30 162	4 121	...	10 864 194	...
23	22 561	18 664	3 897	...	13 323 769	...
24	25 908	21 597	4 311	...	26 997 306	26 153 038
25	20 589	16 694	3 895	...	21 812 185	21 206 878
26	20 234	16 121	4 113	...	22 228 151	21 847 986
27	21 368	17 998	3 370	...	38 613 883	37 704 725
28	17 585	13 853	3 732	...	24 255 833	23 394 394
29	27 567	16 829	10 738	133 668	32 859 786	32 329 667
30	29 234	16 717	12 517	139 117	31 859 417	31 301 021
31	31 250	18 417	12 833	150 795	37 128 320	35 566 526
32	28 385	15 116	13 269	138 397	26 251 287	23 522 522
33	30 942	16 109	14 833	144 247	21 749 898	21 198 296
34	35 067	12 868	22 199	167 710	20 803 401	20 307 075
35	34 220	14 961	19 259	156 564	24 433 611	23 410 593
36	37 804	17 757	20 047	171 272	43 020 927	36 092 254
37	37 070	16 580	20 490	166 802	40 199 998	38 174 597
38	35 624	15 210	20 414	158 978	39 020 771	36 481 762
39	35 387	15 363	20 024	152 363	52 908 641	46 876 331
40	35 935	16 290	19 645	151 258	51 203 175	44 807 241
41	33 764	15 152	18 612	138 364	48 865 228	43 964 947
42	36 440	15 533	20 907	143 827	53 294 553	49 792 014
43	34 164	14 113	20 051	143 195	54 252 470	50 061 631
		(全損)	(半損)	(小損)		
44	39 533	15 506	4 502	19 525	145 372	70 171 860
45	41 782	15 697	4 820	21 265	151 103	83 387 083
46	42 636	15 158	4 588	22 890	148 152	78 569 529
47	40 176	13 291	4 266	22 619	137 966	84 106 133
48	43 464	14 458	4 507	24 499	147 650	113 795 975
49	40 153	12 305	4 371	23 477	135 595	112 305 713
50	39 030	11 976	3 921	23 133	128 561	110 148 495
51	40 716	13 034	4 002	23 680	134 604	160 953 944
52	39 693	11 614	4 023	24 056	129 990	129 393 052
53	39 789	11 770	3 933	24 086	131 927	130 538 604
54	37 801	10 617	3 701	23 483	123 051	136 827 438
55	37 948	10 595	3 640	23 713	123 467	150 707 250
56	38 385	10 885	3 523	23 977	124 120	150 302 972
57	37 717	9 507	3 376	24 834	120 562	149 072 798
58	36 794	10 052	3 378	23 364	117 678	150 579 160
59	37 764	10 295	3 383	24 086	119 822	146 210 317
60	35 833	9 563	3 288	22 982	112 016	154 927 483
61	36 887	9 741	3 348	23 798	114 839	149 766 240
62	35 813	9 548	3 027	23 238	110 700	146 153 576
63	36 336	9 830	3 093	23 413	111 292	144 021 140
平成元	33 564	8 427	2 971	22 166	102 147	140 494 183

(2) 建物の焼損程度の区分の基準を、延べ床面積に対する焼損床面積の割合から建
 (3) り災世帯の焼損程度の区分を改めた。

の火災損害状況(つづき)

害 額 (千円)						
物		林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
建 物	収 容 物					
...
...	...	202 730
...	...	280 845
...	...	198 128	68 676	365 300	212 164	...
...	...	343 607	77 845	123 847	60 008	...
...	...	152 172	...	227 993
...	...	731 901	79 564	64 708	32 985	...
...	...	655 216	83 846	104 084	18 293	...
13 976 474	18 353 193	386 375	64 657	55 805	23 282	...
12 644 431	18 656 590	212 575	227 786	87 232	30 803	...
16 631 028	18 935 498	890 006	110 097	106 733	454 958	...
9 689 987	13 832 535	1 693 325	85 290	200 244	749 906	...
8 960 668	12 237 628	305 388	128 664	69 774	47 776	...
8 211 205	12 095 870	127 555	110 263	104 990	153 518	...
9 139 485	14 271 108	528 606	153 553	107 769	233 090	...
13 184 610	22 907 644	5 826 308	187 777	165 125	749 463	...
15 268 732	22 905 865	954 962	210 625	134 348	725 466	...
14 239 854	22 241 908	1 103 613	254 215	169 223	1 011 958	...
17 307 802	29 568 529	431 906	299 906	181 801	5 118 697	...
17 598 957	27 208 284	3 393 137	312 592	296 844	2 393 361	...
17 096 026	26 868 921	499 555	281 577	152 188	3 966 961	...
19 342 703	30 449 311	1 842 062	423 371	348 586	888 520	...
19 026 977	31 034 654	2 709 421	502 821	240 714	737 883	...
26 964 044	38 024 632	2 652 718	531 654	779 980	503 170	715 662
31 674 117	45 468 032	2 496 673	618 796	702 362	679 465	1 747 638
29 321 666	44 438 085	2 680 367	700 125	416 660	283 343	729 283
29 783 453	51 172 317	843 362	746 547	487 230	152 782	920 442
41 414 311	64 417 090	2 324 963	970 063	659 786	126 580	3 883 182
40 271 212	64 689 761	3 400 455	978 744	1 389 356	133 520	1 442 665
44 816 523	61 611 137	879 275	913 124	447 877	462 140	1 018 419
68 017 902	84 928 289	2 393 271	1 002 986	1 185 988	238 959	3 186 549
53 465 524	68 598 346	4 858 170	1 053 960	436 940	...	980 112
56 796 244	66 870 591	3 059 104	1 263 886	494 794	868 025	1 185 960
58 688 581	72 442 020	1 471 970	1 780 214	610 374	5 106	1 829 173
67 330 883	77 660 119	2 080 916	1 419 022	761 926	209	1 454 175
71 314 250	74 159 664	741 897	1 441 273	1 075 687	223 633	1 346 568
69 176 236	72 609 967	991 007	1 443 246	590 823	2 772 800	1 488 719
72 574 122	68 519 302	4 752 124	1 564 401	761 853	1 061 362	1 345 996
72 706 336	68 897 030	1 187 462	1 668 440	394 225	—	1 356 824
74 683 599	75 298 631	1 229 278	1 973 958	511 965	280 553	949 499
72 779 256	70 991 650	1 512 371	2 290 169	525 723	386 049	1 281 022
69 290 933	67 576 300	3 581 546	2 893 178	498 821	46 267	2 266 531
71 832 142	66 001 799	1 440 295	2 688 676	548 860	25 826	1 483 542
68 230 344	66 346 288	520 945	2 630 105	638 028	30 160	2 098 313

物の評価額に対する当該建物の焼き損害額の割合によることとした。

附属資料9 昭和21年以降

区分 年	総出火 件数 指数	出火率 (指数)	死者 指数	負傷者 指数	損害額 指数	出火件数		
						建物	林野	車両
昭和21年	100	1.9(100)	100	100	100
22	130	2.4(126)	115	159	326
23	118	2.2(116)	97	121	400
24	128	2.4(126)	101	256	810	88.4	7.2	1.4
25	133	2.3(121)	101	252	654	86.6	6.0	2.4
26	147	2.5(132)	161	382	667	85.4	7.5	...
27	153	2.6(137)	112	463	1 159	83.1	6.8	4.4
28	178	3.1(163)	119	259	728	82.6	6.7	5.1
29	193	3.3(174)	125	385	986	81.2	5.7	6.0
30	207	3.4(179)	165	399	956	79.4	6.1	6.9
31	230	3.7(195)	152	443	1 114	77.5	6.3	7.6
32	240	3.8(200)	149	431	788	75.5	8.2	6.9
33	250	3.9(205)	139	447	653	77.0	6.2	7.3
34	255	4.0(211)	156	468	624	76.4	5.7	7.8
35	302	4.7(247)	186	479	733	71.4	9.0	7.8
36	326	5.0(263)	192	518	1 291	69.1	8.9	8.1
37	343	5.2(274)	205	508	1 206	67.5	10.2	8.0
38	349	5.2(274)	203	509	1 171	66.5	10.8	8.2
39	339	5.0(263)	224	540	1 587	68.6	9.3	8.4
40	375	5.5(289)	230	549	1 536	63.9	14.5	7.2
41	332	4.8(253)	265	484	1 466	68.6	9.0	8.2
42	377	5.5(289)	263	553	1 599	65.5	12.5	6.8
43	371	5.3(279)	276	520	1 628	64.2	12.4	7.1
44	393	5.5(289)	318	549	2 105	66.3	9.4	7.4
45	442	6.2(326)	380	574	2 502	62.4	11.0	6.5
46	443	6.0(316)	353	543	2 357	61.8	11.1	6.3
47	403	5.5(289)	398	572	2 523	66.7	7.8	6.5
48	505	6.8(358)	445	578	3 414	58.2	11.4	5.5
49	468	6.2(326)	392	535	3 369	57.8	12.3	5.1
50	430	5.6(295)	399	486	3 305	61.8	8.9	4.9
51	431	5.6(295)	392	553	4 829	62.3	8.9	5.0
52	442	5.7(300)	455	502	3 882	61.4	8.2	5.3
53	487	6.2(326)	441	514	3 916	56.7	10.2	5.1
54	441	5.5(289)	493	481	4 105	60.0	8.7	5.7
55	414	5.1(268)	464	475	4 522	63.5	6.9	6.3
56	420	5.2(274)	469	472	4 509	64.0	6.1	6.7
57	419	5.1(268)	440	479	4 473	61.1	7.6	7.3
58	413	5.0(263)	435	437	4 518	62.6	6.6	7.8
59	441	5.3(279)	497	464	4 387	60.0	7.5	7.5
60	414	5.0(263)	416	445	4 648	61.6	6.9	8.3
61	438	5.2(274)	491	456	4 493	60.3	7.6	8.2
62	407	4.8(253)	442	453	4 385	62.1	7.0	8.9
63	413	4.9(258)	504	454	4 321	62.2	6.0	9.4
平成元	386	4.6(242)	416	430	4 215	63.1	5.2	10.3

の火災損害比較

構成比 (%)			火災損害額構成比 (%)					
船舶	航空機	その他	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
...
...
...
0.6	2.3	...	96.9	0.7	0.3	1.4	0.8	...
0.5	4.4	...	97.2	1.6	0.4	0.6	0.3	...
7.1	98.3	0.7	...	1.0
0.7	5.0	...	97.6	1.9	0.2	0.2	0.1	...
0.7	4.9	...	96.4	2.7	0.3	0.4	0.1	...
0.6	6.5	...	98.4	1.2	0.2	0.2	0.1	...
0.6	7.0	...	98.2	0.7	0.7	0.3	0.1	...
0.8	7.8	...	95.8	2.4	0.3	0.3	1.2	...
0.7	8.6	...	89.6	6.5	0.3	0.8	2.9	...
0.7	8.8	...	97.5	1.4	0.6	0.3	0.2	...
0.9	9.2	...	97.6	0.6	0.5	0.5	0.7	...
0.8	11.0	...	95.8	2.2	0.6	0.4	1.0	...
0.8	13.1	...	83.9	13.5	0.4	0.4	1.7	...
0.7	13.6	...	95.0	2.4	0.5	0.3	1.8	...
0.7	13.9	...	93.5	2.8	0.7	0.4	2.6	...
0.7	12.9	...	88.6	0.8	0.6	0.3	9.7	...
0.7	13.8	...	87.5	6.6	0.6	0.6	4.7	...
0.7	13.5	...	90.0	1.0	0.6	0.3	8.1	...
0.6	14.5	...	93.4	3.5	0.8	0.7	1.7	...
0.5	15.9	...	92.3	5.0	0.9	0.4	1.4	...
0.5	0.0	16.4	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0
0.5	0.0	19.6	92.5	3.0	0.7	0.8	0.8	2.1
0.5	0.0	20.3	93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9
0.5	0.0	18.5	96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.1
0.4	0.0	24.5	93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4
0.4	0.0	24.4	93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3
0.4	0.0	24.0	96.6	0.8	0.8	0.4	0.4	0.9
0.4	0.0	23.5	95.0	1.5	0.6	0.7	0.1	2.0
0.3	0.0	24.8	94.3	3.8	0.8	0.3	...	0.8
0.4	0.0	27.6	94.7	2.3	1.0	0.4	0.7	0.9
0.4	0.0	25.2	95.8	1.1	1.3	0.4	0.0	1.3
0.3	0.0	23.1	96.2	1.4	0.9	0.5	0.0	1.0
0.3	0.0	23.0	96.8	0.5	1.0	0.7	0.1	0.9
0.3	0.0	23.8	95.1	0.6	1.0	0.4	1.9	1.0
0.3	0.0	22.8	93.7	3.2	1.0	0.5	0.7	0.9
0.2	0.0	24.8	96.9	0.8	1.1	0.3	0.0	0.9
0.3	0.0	22.8	96.8	0.8	1.3	0.3	0.2	0.6
0.3	0.0	23.6	96.0	1.0	1.5	0.3	0.3	0.9
0.2	0.0	21.8	93.6	2.5	2.0	0.3	0.0	1.6
0.2	0.0	22.2	95.7	1.0	1.9	0.4	0.0	1.0
0.2	0.0	21.2	95.8	0.4	1.9	0.4	0.0	1.5

附属資料10 昭和21年以降

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損棟数
1	新潟県村松町	21年5月8日18時30分	2	59	1 208	4 000	1 337
2	福島県田島町	21年5月20日1時30分	—	31	455	2 412	515
3	飯田市	21年7月15日12時15分	—	4	185	850	198
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分	—	9	716	4 654	594
5	新潟県両津町	22年4月17日15時40分	—	—	435	1 868	315
6	飯田市	22年4月20日11時48分	—	—	4 010	17 771	3 742
7	茨城県那珂湊町	22年4月29日17時20分	—	6	1 210	6 080	1 508
8	北海道三笠町	22年5月16日10時20分	2	4	977	5 081	488
9	宮崎	22年12月7日5時10分	—	—	130	684	65
10	北海道喜茂別村	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180
11	能代市	24年2月20日0時30分	3	874	2 239	8 790	2 238
12	北海道古平町	24年5月10日11時30分	2	52	521	—	721
13	山梨県谷村町	24年5月13日2時30分	—	17	339	1 586	334
14	山梨県海谷町	25年4月13日17時23分	—	3 277	979	5 808	1 461
15	長野県上松町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2 797	615
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分	—	242	705	3 400	599
17	山形県温海町	26年4月24日23時ごろ	—	225	513	1 583	376
18	山形県温海町	26年12月16日23時30分	—	195	874	3 565	1 155
19	福島県取市	27年4月17日15時ごろ	3	3 963	5 714	20 451	7 240
20	北海道岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3 398	17 223	3 299
21	大館市	30年5月3日13時25分	1	20	264	1 226	345
22	新潟市	30年10月1日2時50分	1	275	1 193	5 901	892
23	新潟市	30年12月3日4時30分	—	—	1 452	5 845	1 361
24	能代市	31年3月20日22時50分	—	19	1 263	6 087	1 475
25	福井県芦原町	31年4月23日6時40分	1	349	348	1 653	737
26	大館市	31年8月18日23時45分	—	16	770	4 323	1 344
27	魚津市	31年9月10日19時45分	5	170	1 597	7 078	1 677
28	新潟県分水町	32年4月2日1時0分	—	176	304	1 315	378
29	鹿児島県瀬戸内町	33年12月27日23時30分	—	48	1 357	5 311	1 628
30	岩手県新里村(三陸大火)	36年5月29日13時39分	5	97	1 078	4 310	1 062
31	八戸市	36年5月29日23時40分	—	—	664	3 627	720
32	北海道森町	36年10月23日23時30分	—	80	506	2 238	554
33	福江市	37年9月26日2時10分	—	28	811	3 936	486
34	新潟市(昭和石油KK)	39年6月16日18時0分	—	—	348	1 407	346
35	各務原市(川崎航空KK工場火災)	39年10月1日1時50分	—	1	—	—	6
36	東京都大島町	40年1月11日23時10分	—	—	408	1 273	585
37	三沢市	41年1月11日14時15分	—	26	817	2 132	282
38	大館市	43年10月12日11時16分	—	1	248	917	281
39	加賀市	44年5月18日13時10分	—	16	115	270	68
40	酒田市	51年10月29日17時40分	1	1 003	1 023	3 300	1 774
41	滋賀県甲西町(東洋ガラスKK倉庫火災)	55年1月12日20時50分	—	—	—	—	2

(注) 大火とは、建物の焼損面積が3万3,000m²(1万坪)以上の火災をいう。

の大火記録

焼損面積	損害額	出火原因	気象状況				
			天気	風向	平均風速	最大風速	相対湿度
m ²	千円				m	m	%
135 231	16 541	煙突の火が油に引火	晴	SE	8.0	15.0	50
44 781	56 990	マッチの火が油に引火	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
33 500	20 000	台所の煙突の過熱	晴	SE	4.0	12.0	39
76 303	81 433	たばこの吸が	曇	NW	10.0	15.0	49
57 806	100 000	煙突の過熱	曇	SW	4.0	15.0	...
481 985	1 500 000	煙突の火の過熱	晴	W	5.5	13.0	33
80 451	150 000	煙突の火の過熱	晴	NW	4.3	11.7	64
40 260	1 060 891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
33 000	108 900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
35 805	300 000	ストーブの過熱	晴	ESE	3.0	12.0	64
210 411	3 025 590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
103 274	1 119 050	ストーブの不始末	...	SW	15.0	30.0	30
60 222	558 420	モーターの過熱	薄曇	WSW	13.0	14.3	54
141 900	5 467 169	たばこの吸が	曇	SE	15.0	30.0	55
85 000	801 870	ストーブの残火の不始末	晴	NW	10.0	15.0	26
61 727	899 563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
45 124	1 517 492	不始末	晴	W	13.0	15.0	66
52 315	2 180 000	たばこの吸が	晴	WNW	7.1	12.0	48
449 295	19 324 390	機車の残火	薄曇	SSW	10.8	22.5	28
321 311	3 914 110	火鉢の残火	曇	SSE	21.7	33.0	82
38 211	710 572	不始末	晴	ENE	13.0	13.0	39
214 447	6 987 069	不始末	晴	WSW	20.2	33.6	59
65 997	1 512 050	たばこの吸が	晴	N	5.4	8.0	52
178 933	2 016 380	七りんこの吸が	曇	NNE	14.5	21.7	61
建物 72 498	建物 5 088 259	こた	曇	SSE	14.8	25.0	50
林野 32ha	林野 143 000	こた	曇	SSE	14.8	25.0	50
156 984	4 022 041	たばこ	曇	SE	8.7	12.2	87
175 966	1 590 140	不始末	晴	SSW	9.3	17.0	53
36 274	360 000	煙	曇	SW	7.4	...	82
建物 66 314	建物 1 000 000	七りんこの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
林野 600ha	林野 980	七りんこの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
建物 53 047	建物 2 155 350	か	晴	WSW	30.0
林野 40 366ha	林野 784 596	か	晴	WSW	30.0
51 752	774 317	放火	晴	SW	14.2	...	60
44 664	2 221 191	たばこ	晴	W	5.5	...	72
64 698	3 975 200	マッ	晴	NNE	7.5	15.0	66
57 282	3 174 136	不始末	晴	W	5.2	...	60
34 116	300 000	不始末	晴	NE	1.0	...	96
37 453	2 069 455	たばこ	晴	WSW	22.0	...	40
53 537	1 565 605	たばこ	晴	W	22.0	25.0	53
37 790	1 203 268	たばこ	曇	WSW	5.7	...	52
33 846	2 321 732	不始末	晴	S	8.0	...	44
152 105	40 500 000	不始末	雨	WSW	12.2	26.3	68
47 871	2 199 457	不始末	曇	E	0.0	...	83

附属資料11 風水害等による

都道府県	区分	人的被害(人)				建物		
		死者	行方不明者	負傷者		全壊・流失	半壊	
				重傷	軽傷			
北海道	道	4	—	2	1	—	—	
	青森	—	—	1	1	—	—	
	岩手	2	—	—	2	—	—	
	宮城	4	—	1	4	—	7	
	秋田	1	—	4	3	—	4	
	山形	1	—	2	3	—	—	
	福島	12	2	5	18	13	59	
	茨城県	茨城	—	—	—	—	2	7
		栃木	—	—	—	—	—	—
		群馬	—	—	—	2	—	—
埼玉		3	—	1	2	—	—	
千葉		4	—	2	10	16	22	
東京		1	—	1	2	—	2	
神奈川		6	—	5	7	1	—	
新潟県		新潟	1	—	3	1	—	—
		富山	—	—	—	—	—	—
石川県		石川	—	—	—	—	—	—
	福井	17	—	—	—	—	2	
山梨県	山梨	—	—	—	2	—	—	
	長野	—	—	—	—	1	—	
	岐阜	5	—	—	2	5	13	
	静岡	2	—	—	—	25	1	
	愛三	3	—	—	—	6	11	
滋賀県	滋賀	—	—	—	—	1	—	
	京都	—	—	—	—	—	—	
	大阪	1	—	—	1	—	1	
	兵庫	1	—	—	2	—	4	
	奈良	—	—	—	—	1	2	
和歌山県	和歌山	1	—	—	—	3	—	
	鳥取	—	—	—	—	—	—	
	島根	—	—	—	—	—	—	
	岡山	2	—	—	2	2	1	
	広島	1	—	—	—	1	—	
徳島県	徳島	1	—	—	1	—	—	
	香愛	—	—	1	—	—	—	
	高松	1	—	2	4	4	7	
	福岡	—	—	1	1	—	2	
	佐賀	2	—	—	—	—	—	
長門県	長門	1	—	—	—	—	—	
	熊本	6	—	7	21	26	49	
	大宮	3	—	—	1	3	2	
	鹿嶋	1	—	1	—	1	1	
	鹿嶋	1	—	1	5	4	6	
鹿児島県	鹿児島	3	—	5	18	19	63	
	鹿嶋	1	—	—	—	—	—	
	合計	94	2	47	149	124	268	
	地震災害を除いた計	94	2	47	125	124	268	

(注) 風水害等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じる被害をいう。

都道府県別被害状況

(平成元年中)

一部破損	被害(棟)			り災世帯数	り災者数
	床上浸水	床下浸水	非住家		
19	42	274	6	39	105
—	9	68	12	11	30
1	3	43	—	3	13
12	139	917	40	142	456
54	5	46	125	9	32
12	19	37	15	—	—
99	1 633	3 437	477	1 687	5 684
39	84	477	79	88	278
—	1	101	—	—	—
2	103	1 735	72	115	309
15	471	2 527	1	455	1 500
133	1 732	5 253	291	1 908	6 056
23	1 304	3 049	3	1 443	3 246
3	809	1 902	35	—	—
9	16	617	11	15	42
—	5	62	14	5	12
2	2	120	31	—	—
3	4	602	12	6	23
2	12	441	1	—	—
3	65	568	—	66	235
15	438	1 289	335	467	1 689
92	224	1 569	22	210	716
47	29	790	42	47	156
48	72	2 468	161	72	229
3	2	188	14	1	5
2	23	1 081	95	20	46
1	387	14 618	284	439	1 279
7	1 124	16 835	59	1 459	3 835
—	—	110	—	3	10
6	683	11 713	—	—	—
—	2	122	—	2	10
93	1	113	4	1	4
16	19	540	28	22	62
7	4	413	—	432	1 233
12	4	241	2	5	11
3	9	411	2	10	34
2	4	285	—	—	—
28	236	2 706	21	—	—
21	97	431	26	121	332
15	16	178	8	31	78
—	—	—	2	—	—
1 936	445	2 487	441	521	1 612
60	83	815	24	86	281
2	14	205	12	14	35
284	395	2 021	217	457	1 347
6 736	405	1 527	3 116	504	1 424
5	66	43	7	66	186
9 872	11 240	85 475	6 147	10 982	32 635
9 745	11 240	85 475	6 147	10 982	32 635

(注) 風水害等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じる被害をいう。

附属資料11 風水害等による

都道府県	区分	その					
		田 (ha)		畑 (ha)			道路(箇所)
		流失・埋没	冠水	流失・埋没	冠水	水	
北海道	道	4	783	511	29	190	1 085
	青森	1	—	—	—	—	131
	岩手	—	8	—	—	12	289
	宮城	46	2 430	25	1	487	423
	秋田	—	—	—	—	—	136
	山形	9	62	9	—	51	117
	福島	291	2 545	286	—	635	1 567
茨城県	城	1	1 935	1	—	683	284
	栃木	—	—	—	—	—	263
	群馬	1	606	—	—	17	266
	埼玉	—	71	—	—	136	24
	千葉	1 441	4 535	16	—	496	2 842
	東京都	—	1	—	—	—	97
	神奈川県	—	—	—	—	—	10
新潟県	潟	1	2	—	—	—	58
	富山	—	—	—	—	—	154
	石川	1	989	—	—	10	469
	福井	44	288	6	—	25	309
山梨県	梨	2	—	12	—	—	8
	長野	3	—	—	—	—	1 100
	岐阜	224	339	21	—	77	1 121
	静岡県	1	148	—	—	54	216
	愛知県	19	52	12	—	19	984
	三重県	—	7 611	210	—	—	619
滋賀県	賀	—	347	—	—	29	151
	京都	17	775	4	—	45	518
	大阪	—	80	—	—	29	112
	兵庫県	—	27	—	—	83	1 080
	奈良	1	—	1	—	—	393
	和歌山	—	—	—	—	—	949
鳥取県	取	9	—	—	—	—	142
	岡山	2	79	—	—	8	974
	広島	16	—	10	—	6	603
	山口	77	—	2	—	—	734
	山梨	69	—	8	—	—	625
徳島県	島	—	30	—	—	—	967
	香川	139	—	30	—	—	235
	愛媛	41	—	26	—	—	1 417
	高知	4	518	—	—	20	1 470
福岡県	岡	8	8	16	—	31	266
	佐賀	66	—	9	—	—	193
	長門	307	193	87	—	14	1 785
	熊本	1 024	—	195	—	—	1 223
	大分	81	—	2	—	—	1 553
	宮崎	7	5 677	23	—	2 724	2 331
	鹿児島	320	—	77	—	—	2 286
	沖縄	—	—	3	—	197	13
合計	計	4 277	30 139	1 602	—	36 078	32 592
地震災害を除いた計	計	4 277	30 139	1 602	—	36 078	32 550

都道府県別被害状況(つづき)

(平成元年中)

他					
橋りょう(箇所)	河川(箇所)	崖くずれ(箇所)	鉄道不通(箇所)	船舶被害(隻)	
10	657	9	—	—	6
—	608	—	2	—	12
11	527	—	—	—	1
30	706	111	5	—	—
1	1 157	1	—	—	1
12	496	—	1	—	—
62	2 611	465	—	—	—
21	587	27	25	—	—
6	502	—	—	—	—
4	312	29	—	—	—
9	49	19	2	—	—
21	737	1 703	41	—	14
—	2	58	1	—	—
—	—	50	3	—	—
—	1	1	1	—	1
2	147	—	—	—	—
3	602	—	—	—	—
3	392	12	4	—	1
—	—	50	2	—	—
33	1 071	—	4	—	—
53	1 751	687	36	—	—
1	294	2	—	—	—
3	261	32	1	—	—
6	711	—	—	—	—
2	226	182	1	—	—
8	378	61	—	—	7
—	150	24	1	—	—
8	296	144	3	—	—
—	379	—	—	—	—
2	1 169	69	6	—	8
1	208	9	—	—	—
7	602	6	1	—	17
4	471	1	—	—	—
5	1 044	89	4	—	—
3	527	14	—	—	—
14	477	—	1	—	—
—	507	—	2	—	13
5	1 023	1	—	—	—
19	2 074	41	—	—	—
1	246	60	—	—	—
—	530	4	—	—	1
4	1 175	537	1	—	70
11	1 323	—	—	—	3
9	1 387	51	1	—	—
12	1 531	263	6	—	5
15	2 551	368	254	—	52
—	13	—	—	—	3
421	32 468	5 180	409	—	215
417	32 466	5 178	398	—	215

附属資料11 風水害等による都道府県別被害状況(つづき)

(平成元年中)

都道府県	区分	災害対策本部の設置		災害救助法 適用市町村 (団体)	消防職員及び 消防団員の出 動延人数	被害総額 (百万円)
		都道府県(回)	市区町村 (団 体)			
北海道	道	—	21	—	—	25 129
	青森	—	—	—	291	13 183
	岩手	1	8	—	6 575	12 956
	宮城	—	18	—	13 215	17 364
秋田	田	—	—	—	—	12 381
	山形	—	—	—	2 417	8 841
	福島	1	43	—	28 529	54 644
茨城県	城	—	2	—	3 972	9 339
	栃木	—	—	—	1 089	8 479
	群馬	—	1	—	1 533	5 665
	埼玉	—	6	—	707	615
千葉県	千	1	26	1	17 904	31 024
	東	—	22	1	3 359	511
	神奈川	—	3	—	506	—
新潟県	潟	—	1	—	163	17 187
	富山	—	—	—	417	3 237
	石川	—	—	—	—	13 252
山梨県	山	—	—	—	801	14 395
	梨	—	2	—	—	8 839
	野	—	4	—	5 496	26 106
	阜	1	17	1	10 864	52 223
静岡県	岡	1	2	—	950	7 835
	知	5	116	—	3 126	12 898
	重	8	418	—	1 700	15 729
滋賀県	賀	—	3	—	1 367	5 718
	都	—	27	—	4 672	7 403
	阪	—	6	—	—	3 501
	庫	—	2	—	—	8 878
奈良県	良	—	—	—	—	5 650
	山	—	3	—	—	19 126
	歌	—	—	—	—	—
鳥取県	取	—	—	—	—	6 851
	根	—	1	—	153	7 709
	山	—	8	—	2 122	4 814
岡山県	山	—	—	—	17	8 146
	島	—	—	—	1 161	13 227
	口	—	6	—	—	—
徳島県	島	2	27	—	911	13 143
	川	—	7	—	1 665	6 497
	媛	10	185	—	5 249	16 605
高知県	知	—	4	—	460	34 395
	岡	—	—	—	696	6 506
	賀	—	2	—	324	5 528
福岡県	崎	—	17	—	3 967	38 276
	本	—	3	2	6 895	23 719
	分	—	11	—	1 265	18 411
宮崎県	崎	—	18	—	5 390	43 662
	大	—	—	1	—	—
	分	—	18	—	—	—
鹿児島県	島	2	90	1	10 239	67 252
	縄	—	2	—	47	944
	沖	—	—	—	—	—
計	32	1 132	7	150 214	737 793	
地震災害を 除いた計	28	1 124	7	146 060	734 877	

(注) 出動延人数は、災害出動に係るもののうち被害報告のあったものに限る。

附属資料12 関東大地震以後の主な地震災害

発生年月日	地震名等	規模 (マグニ チュード)	家屋損失戸数				死者数
			全壊	全焼	流失	計	
大正12. 9. 1	関東大地震	7.9	128 266	447 128	868	576 262	142 807
〃 13. 1. 15	丹沢山塊地震	7.3	1 298	—	—	1 298	19
〃 14. 5. 23	北但馬地震	6.8	1 295	2 180	—	3 475	428
昭和2. 3. 7	北丹後地震	7.3	12 584	3 711	—	16 295	2 925
〃 5. 11. 26	北伊豆地震	7.3	2 165	—	75	2 240	272
〃 6. 9. 21	西埼玉地震	6.9	206	—	—	206	16
〃 8. 3. 3	三陸沖地震	8.1	2 346	216	4 917	7 479	3 008
〃 10. 7. 11	静岡地震	6.4	814	—	—	814	9
〃 14. 5. 1	男鹿半島地震	6.8	585	—	—	585	27
〃 18. 8. 10	鳥取地震	7.2	7 485	251	—	7 736	1 083
〃 19. 12. 7	東南海地震	7.9	26 130	—	3 059	29 189	998
〃 20. 1. 13	三河地震	6.8	12 142	—	—	12 142	1 961
〃 21. 12. 21	南海地震	8.0	11 591	2 598	1 451	15 640	1 432
〃 23. 6. 28	福井地震	7.1	35 420	3 691	—	39 111	3 895
〃 24. 12. 26	今市地震	6.2	873	—	—	873	8
〃 27. 3. 4	十勝沖地震	8.2	815	—	91	906	33
〃 35. 5. 23	チリ地震津波	8.5	1 571	—	1 259	2 830	139
〃 36. 2. 2	長岡地震	5.2	220	—	—	220	5
〃 37. 4. 30	宮城県北部地震	6.5	369	—	—	369	3
〃 39. 6. 16	新潟地震	7.5	1 960	290	—	2 250	26
〃 43. 2. 21	えびの地震	6.1	368	—	—	368	3
〃 43. 5. 16	1968年十勝沖地震	7.9	673	18	—	691	52
〃 49. 5. 9	1974年伊豆半島沖地震	6.9	134	5	—	139	30
〃 53. 1. 14	1978年伊豆大島近海地震	7.0	94	—	—	94	25
〃 53. 6. 12	1978年宮城県沖地震	7.4	1 383	—	—	1 383	28
〃 57. 3. 21	昭和57年(1982年)浦河沖地震	7.1	13	—	—	13	—
〃 58. 5. 26	昭和58年(1983年)日本海中部地震	7.7	1 584	—	—	1 584	104
〃 59. 9. 14	昭和59年(1984年)長野県西部地震	6.8	14	—	—	14	29
〃 62. 3. 18	日向灘地震	6.6	—	—	—	—	1
〃 62. 12. 17	千葉県東方沖地震	6.7	16	—	—	16	2

(注) 1 家屋損失には非住家を含む。 2 死者には行方不明者を含む。
 3 昭和60年以降の地震については、マグニチュード6.0以上で、死者の生じたものを掲げている。 4 大正12年から14年までの地震のマグニチュードについては、理科年表(東京天文台編)より抜すい。
 5 昭和2年から35年までの地震のマグニチュードについては、気象庁において再計算が行われた数値を掲げている。

附属資料13 昭和21年以降の風水害等の記録

番号	被害発生年月日	災害種目	被害地域	人的被害(人)		住宅被害(棟)				
				死者	行方不明者	全壊(流失)	半壊	床上浸水	床下浸水	
1	23. 9. 11~12	水害	西日本	121	126	317	391	872	246	2 026
2	9. 15~17	台風	関東、甲信、東北、特に岩手九州から北東部、特に鹿児島	512	326	1 956	5 889	12 127	44 867	75 168
3	24. 6. 18~22	台風	九州、四国	252	216	367	1 410	4 005	4 627	52 926
4	8. 13~18	台風	東日本、特に関東	154	25	213	569	1 966	33 680	68 314
5	8. 31~9. 1	台風	九州、北陸、関東	135	25	479	3 733	13 470	51 899	92 161
6	25. 1. 10~14	台風	四国、近畿中部、北日本、特に近畿中部以西、特に山口	11	109	—	43	56	—	—
7	9. 3~4	台風	東北以西、特に静岡	398	141	26 062	19 131	101 792	93 116	308 960
8	26. 7. 7~17	台風	中国、四国、近畿、東海	162	144	358	630	727	13 532	89 766
9	10. 13~15	台風	九州、中国、四国、特に北九州	572	371	2 644	24 716	47 948	30 110	108 163
10	27. 6. 22~24	台風	東北以西、特に近畿	65	70	28	73	89	4 020	35 692
11	7. 10~12	台風	全国、特に近畿	67	73	101	356	238	20 733	21 456
12	28. 6. 23~30	台風	関東以西、特に北九州	748	265	2 720	5 699	11 671	199 979	254 664
13	7. 16~25	台風	東北以西、特に和歌山	713	411	5 819	7 704	2 125	20 277	66 202
14	8. 11~15	台風	東近畿、特に京都	290	140	994	893	765	6 222	18 894
15	9. 22~26	台風	全国、特に近畿	393	85	2 559	8 604	17 467	144 300	351 575
16	29. 5. 8~12	台風	北日本、近畿	172	498	59	606	1 471	—	23
17	9. 10~14	台風	関東以西、特に北九州	107	37	311	2 162	5 749	45 040	136 756
18	9. 24~27	台風	全国、特に北海道、四国	1 361	400	1 601	8 396	21 771	17 569	85 964
19	30. 2. 19~20	台風	全国	16	104	18	42	100	77	219
20	5. 11	霧害(紫雲丸事件)	四国(高松)	166	—	—	—	—	—	—
21	31. 4. 17~18	水害	東北、関東、北海道	47	53	—	2	10	1 087	1 320
22	32. 7. 25~28	水害(諫早水害)	九州、特に諫早周辺	586	136	3 860	1 564	2 802	24 046	48 519

23	33. 1. 26~27	風浪(南海丸事件)	西日本	174	83	8	—	—	6	—
24	9. 26~28	台風(狩野川)	近畿以東、特に静岡	888	381	1 138	2 118	2 175	132 227	389 488
25	34. 8. 12~14	台風(伊勢湾)	近畿、中部、関東、特に山梨、長野	188	47	1 528	4 089	10 139	32 298	116 309
26	9. 26~27	台風(伊勢湾)	全国(九州を除く)、特に愛知	4 697	401	38 921	80 838	113 052	157 858	205 753
27	35. 5. 24	浪害(チリ地震津波)	北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島	122	17	872	6 943	2 136	23 322	18 494
28	36. 6. 24~7. 5	水害	山陰、四国、近畿、中部、関東	302	55	1 320	1 758	1 908	73 126	341 236
29	9. 15~16	台風(第二室戸)	全国、特に近畿	194	8	4 972	15 238	46 663	123 103	261 017
30	10. 25~28	台風	関東以西、特に大分	78	31	86	234	444	10 435	50 313
31	37. 7. 1~8	水害	関東以西、特に九州	110	17	114	263	285	16 108	92 448
32	38. 1.	雪害	北陸、山陰、山形、滋賀、岐阜	228	3	356	753	982	640	6 338
33	39. 7. 17~20	水害	山陰、北陸	114	18	221	669	—	9 360	48 616
34	40. 9. 10~18	台風(第23・24・25号)	全国、特に徳島、兵庫、福井	153	28	1 206	1 879	3 529	46 183	258 239
35	41. 9. 23~25	台風(第24・26号)	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	238	79	824	2 422	8 431	8 834	42 792
36	42. 7. 8~9	水害	中部以西、特に長崎、広島、兵庫	102	16	152	163	169	17 213	103 731
37	42. 8. 26~29	水害	新潟、東北南部	83	55	155	449	408	26 641	39 542
38	43. 8. 17	水害(飛騨川バス転落)	岐阜、京都	106	13	29	64	79	2 061	13 460
39	47. 7. 3~15	台風(第6・7・9号)	全国、特に北九州、島根、広島	421	26	1 056	2 977	10 204	55 537	276 291
40	49. 5. 29~8. 1	水害(台風第8号)	静岡、神奈川、三重、兵庫、香川	145	1	496	657	1 131	77 933	317 623
41	51. 9. 8~14	台風(第17号)	全国、特に香川、岡山	161	10	537	1 669	3 674	101 103	433 392
42	52. 1.	雪害	東北、近畿北部、北陸	101	—	834	56	83	177	1 367
43	54. 10. 17~20	台風(第20号)	全国、特に東海、関東、東北	110	5	543	139	1 287	8 156	47 943
44	55. 12~56. 3	雪害	東北、北陸	133	19	2 158	165	301	732	7 365
45	57. 7~57. 8	集中豪雨(台風第10号)	全国、特に長崎、熊本、三重	427	12	1 175	1 120	1 919	45 367	166 475
46	58. 7. 20~29	集中豪雨	山陰以東、特に島根	112	5	193	1 098	2 040	7 484	11 264
47	58. 12~59. 3	雪害	東北、北陸、特に新潟、富山	131	—	1 366	61	128	70	852

(注) 死者及び行方不明者の合計が100人以上のものを掲げた。

附属資料14 都道府県の防災

都道府県	区分	回数	災 害 想							
			台風等の 風水害	土砂災害	地震	コンテナ コト災害	大火災	林野火災		
北海道	道	7	5	—	1	—	—	—		
		4	—	1	2	1	1	1		
		1	—	—	1	—	1	—		
		4	1	—	2	1	—	1		
		2	2	—	2	—	1	1		
		3	—	—	2	1	—	—		
		10	6	—	7	1	—	1		
		茨城県	茨	4	3	—	1	—	—	—
				2	1	—	1	—	—	—
				4	2	—	2	—	1	1
14	10			1	3	—	—	—		
3	—			—	1	1	—	1		
42	1			—	2	—	—	—		
4	1			—	2	1	—	—		
新潟県	新			3	—	—	2	1	—	—
				5	4	—	1	1	—	—
				2	—	—	1	1	—	—
		2	1	1	—	—	—	1		
		山梨県	山	1	—	—	1	—	—	—
				2	1	—	2	—	1	1
				3	—	—	3	—	—	—
				10	—	—	7	—	—	1
				3	1	—	1	1	—	—
				2	—	—	2	—	—	—
滋賀県	滋			2	1	1	1	—	—	1
				1	1	—	1	—	1	1
				3	1	—	1	—	—	1
				4	2	—	1	1	—	2
		2	—	—	1	—	—	1		
		2	1	—	1	1	—	—		
		鳥取県	鳥	1	—	—	1	—	—	—
				1	1	—	—	—	1	—
				3	1	—	—	1	—	—
				2	1	—	1	—	1	1
3	2			—	—	1	—	—		
徳島県	徳			3	1	—	1	1	—	—
				1	1	—	—	—	—	1
				4	1	—	1	1	—	1
				3	1	—	3	—	—	—
				福岡県	福	2	1	—	—	1
		4	1			—	1	1	—	1
		2	1			1	1	1	1	1
		2	1			—	2	1	—	—
		2	1			1	1	1	1	1
		2	1			2	—	—	—	1
3	1	1	1			1	1	1		
2	1	1	1			1	—	1		
鹿児島県	鹿	2	1			—	—	—	—	—
		4	1			—	1	1	—	1
		2	1	—	1	1	—	1		
		2	1	1	2	1	—	—		
		2	1	1	—	—	—	1		
		3	1	1	1	1	1	1		
		2	1	1	1	1	—	1		
		合計	合 計	192	62	10	69	23	12	25

訓練の実施状況

(平成元年度)

噴火災害	定	その他	訓 練 形 態			
			総合 (実働)	国上	通信	その他
—	原子力災害	—	2	1	2	水防工法訓練、水防演習訓練
—	原子力災害	—	3	—	1	
—	原子力災害	—	1	—	—	
—	原子力災害	—	4	—	—	
—	原子力災害	—	1	—	1	
—	原子力災害	—	2	1	—	
—	原子力災害	—	9	—	1	
—	大雪災害	—	2	—	2	応急組立橋の架設訓練
—	高圧ガス輸送 トンネル災害	—	1	1	—	
—	定期的に通信用訓練	—	2	—	2	
—	定期的に通信用訓練	—	12	—	1	
—	定期的に通信用訓練	—	3	—	39	
—	定期的に通信用訓練	—	3	—	—	
—	原子力災害	—	2	—	3	動員訓練
—	原子力災害	—	2	—	—	
—	原子力災害	—	1	—	1	
—	高圧ガス事故 原子力災害	—	1	—	—	
—	高圧ガス事故 原子力災害	—	2	—	—	
—	高圧ガス事故 原子力災害	—	2	—	1	
—	高圧ガス事故 原子力災害	—	5	—	4	
—	高圧ガス事故 原子力災害	—	3	—	—	
—	高圧ガス事故 原子力災害	—	2	—	—	
—	移動中の高圧ガス 事故	—	1	—	—	原子力災害
—	移動中の高圧ガス 事故	—	1	—	—	
—	移動中の高圧ガス 事故	—	2	1	—	
—	移動中の高圧ガス 事故	—	2	—	—	
—	移動中の高圧ガス 事故	—	2	—	1	
—	移動中の高圧ガス 事故	—	2	—	—	
—	原子力災害	—	2	—	—	原子力災害
—	原子力災害	—	1	—	—	
—	原子力災害	—	4	—	—	
—	原子力災害	—	1	—	2	
—	原子力災害	—	2	—	—	
—	原子力災害	—	3	—	1	
—	原子力災害	—	2	—	—	
—	原子力災害	—	2	—	1	
—	原子力災害	—	2	—	—	
—	原子力災害	—	2	—	—	
—	原子力災害	—	2	—	—	
1	原子力災害	—	3	—	—	
—	原子力災害	—	2	—	—	
1	合計	—	119	4	65	

附属資料15 都道府県別市

都道府県	区分	消 防 本 部					消 防 署	出 張 所
		計	市	町	村	組 合		
北海道	道	72	20	8	—	44	119	383
	森	16	1	2	—	13	35	50
	手	14	3	1	—	10	18	56
	城	12	3	—	—	9	28	70
	田	17	2	1	—	14	20	66
	形	15	8	2	—	5	15	49
	島	12	2	—	—	10	26	70
	福	—	—	—	—	—	—	—
	茨	29	9	6	1	13	60	55
	栃	15	4	1	—	10	17	52
群馬県	群	12	2	—	—	10	28	49
	玉	49	28	6	—	15	55	122
	葉	33	19	4	—	10	63	121
	京	6(3)	3(1)	2(2)	1(1)	—	79	213
	川	28	19	7	—	2	55	189
	奈	—	—	—	—	—	—	—
	新	36(1)	10	8(1)	—	18	44	79
	富	22	9	11	—	2	29	22
	石	11	3	3	—	5	17	39
	福	12	1	3	—	8	16	40
山梨県	梨	10	2	1	—	7	17	30
	野	20	8	2	—	10	45	37
	阜	24	8	2	—	14	46	50
	岡	31	14	3	—	14	40	97
	知	46	28	6	—	12	62	126
	重	15	8	1	—	6	19	52
	滋	11	3	—	—	8	24	20
	京	17	9	4	—	4	31	58
	大	32	23	5	—	4	72	165
	兵	33	18	2	—	13	56	91
奈良県	良	13	5	0	—	8	25	18
	山	21	7	6	—	8	29	13
	歌	—	—	—	—	—	—	—
	取	3	—	—	—	3	13	13
	根	11	2	1	—	8	12	40
	山	14	5	—	—	9	21	60
	島	22	6	4	—	12	38	71
	口	16	7	1	—	8	25	30
	徳	11	3	—	—	8	22	11
	香	11	4	1	—	6	15	23
愛知県	愛	16	4	—	—	12	18	33
	高	15	6	—	—	9	19	23
	福	27	9	2	—	16	46	92
	佐	10	3	—	—	7	15	21
	長	10	3	—	—	7	16	72
	熊	15	1	—	—	14	22	54
	大	15	4	1	—	10	18	37
	宮	9	6	—	—	3	12	22
	鹿	21	3	1	—	17	28	61
	沖	23	9	3	2	9	24	21
計	933(4)	354(1)	111(3)	4(1)	464	1 554	3 166	

(注) ()内は、任意設置の消防本部を示し、内数である。
○内は、東京消防庁(特別区)であり、内数である。

町村消防組織一覽

(平成2.4.1現在)

消防職員	消 防 団	分 団	消 防 団 常 備 部				消 防 団 員
			計	市	町	村	
8 159	234	1 080				29 237	
2 086	68	797				21 975	
1 515	62	494				26 373	
2 255	78	505				24 217	
1 596	67	622	1		1	22 056	
1 348	44	354				30 367	
1 982	90	641				39 877	
3 343	92	1 119				27 982	
1 914	49	348				16 107	
2 065	70	488				13 650	
6 161	89	598				15 823	
6 443	72	882				32 025	
18 117	99	717				24 854	
7 997	62	542				19 096	
2 787	112	801				48 390	
1 138	40	297				9 696	
1 216	39	224	4		4	5 304	
1 010	32	247				5 437	
910	64	238				18 653	
1 813	121	883				44 574	
2 105	101	535				23 728	
3 573	75	652				25 650	
6 502	354	790				28 326	
1 784	69	484				14 603	
1 150	50	200				9 347	
2 933	73	411				20 701	
9 012	39	397	1		1	9 946	
4 697	104	1 597				52 322	
1 285	47	344				10 178	
1 181	50	380				12 481	
613	41	249				5 856	
821	59	389				14 960	
1 776	78	470				32 946	
3 028	93	712				25 454	
1 508	56	523				14 976	
817	46	470				11 734	
1 074	43	268				7 715	
1 368	70	525				22 272	
943	53	292				8 533	
4 016	110	727				27 199	
897	49	206				22 881	
1 541	79	877				23 633	
1 868	98	816				41 706	
1 360	58	453				18 316	
917	44	139				16 959	
1 802	96	728				17 021	
1 184	35	128				1 607	
133 610	3 654	25 639	6		6	996 743	

附属資料16 消防機関数と消防職団員数の推移

年	区分	消 防 本 部				消 防 団				
		消防本部	うち組合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団常備部	消防団員
昭和29年		328	6	423	638	30 493	9 337	...	120	2 023 011
30		360	6	454	683	31 194	5 951	...	106	1 944 233
31		383	6	465	713	31 861	5 332	...	101	1 830 222
32		406	6	488	735	32 745	4 481	...	107	1 737 319
33		429	6	507	778	33 729	4 304	...	104	1 677 555
34		438	6	533	831	35 168	4 153	...	93	1 633 792
35		445	3	562	833	36 627	4 016	...	102	1 591 053
36		461	3	578	889	38 489	3 957	35 463	96	1 542 406
37		484	3	597	919	40 948	3 909	35 377	100	1 488 495
38		511	3	617	961	43 169	3 852	34 323	116	1 445 508
39		544	4	641	996	45 357	3 835	33 825	117	1 413 285
40		620	4	735	1 024	48 075	3 826	31 653	123	1 330 995
41		640	4	755	1 072	50 806	3 818	30 940	125	1 301 702
42		671	5	817	1 110	53 957	3 764	29 926	107	1 283 003
43		700	9	851	1 155	56 681	3 748	29 451	94	1 258 277
44		734	26	892	1 242	60 486	3 743	28 998	89	1 234 696
45		756	58	937	1 308	64 230	3 699	28 482	71	1 210 839
46		782	129	986	1 470	70 077	3 682	27 732	61	1 189 675
47		805	221	1 094	1 769	79 092	3 659	27 638	23	1 166 625
48		829	304	1 155	2 120	88 754	3 696	27 392	25	1 148 567
49		848	359	1 230	2 407	98 329	3 682	27 081	22	1 131 723
50		859	378	1 258	2 590	105 005	3 668	26 805	22	1 118 036
51		869	387	1 286	2 665	107 632	3 673	26 650	22	1 105 299
52		878	398	1 321	2 742	110 618	3 669	26 463	17	1 094 367
53		887	408	1 336	2 771	114 249	3 669	26 324	18	1 087 269
54		895	419	1 366	2 840	117 657	3 666	26 281	12	1 078 536
55		906	427	1 425	2 883	120 460	3 641	26 084	11	1 069 140
56		914	435	1 462	2 930	123 204	3 645	25 995	11	1 063 761
57		923	441	1 470	3 001	125 335	3 656	26 115	9	1 057 404
58		927	445	1 476	3 063	126 959	3 653	26 002	8	1 050 271
59		932	451	1 483	3 111	128 087	3 658	25 858	8	1 042 463
60		933	454	1 496	3 132	128 914	3 641	25 798	7	1 033 376
61		933	454	1 501	3 151	129 610	3 650	25 701	7	1 026 224
62		931	455	1 514	3 152	130 463	3 648	25 667	7	1 017 807
63		930	456	1 526	3 170	131 407	3 649	25 606	6	1 008 998
平成元年		931	458	1 535	3 160	132 437	3 649	25 620	6	1 002 371
2		933	464	1 554	3 166	133 610	3 654	25 639	6	996 743

(注) 各年とも4月1日現在の数である。

附属資料17 政令指定市町村数の推移

年度	区分	指 定 数			町村合併等による移動			差 引 累 計		
		計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村
昭和41年度		26	2	24	△ 1	—	△ 1	625	534	91
42		42	10	32	△ 11	1	△ 12	656	545	111
43		38	6	32	△ 1	△ 1	—	693	550	143
44		95	2	93	—	—	—	788	552	236
45		218	4	214	△ 2	1 △ 1	△ 2	1 004	556	448
46		389	7	382	△ 1	28 △ 1	△ 28	1 392	590	802
47		507	18	489	△ 3	24	△ 27	1 896	632	1 264
48		365	2	363	△ 11	10	△ 21	2 250	644	1 606
49		221	—	221	△ 7	—	△ 7	2 464	644	1 820
50		68	—	68	△ 4	—	△ 4	2 528	644	1 884
51		73	—	73	—	1	△ 1	2 601	645	1 956
52		63	—	63	—	1	△ 1	2 664	646	2 018
53		50	—	50	—	1	△ 1	2 714	647	2 067
54		30	—	30	—	—	—	2 744	647	2 097
55		48	—	48	—	—	—	2 792	647	2 145
56		52	—	52	—	3	△ 3	2 844	650	2 194
57		62	—	62	—	2	△ 2	2 906	652	2 254
58		25	—	25	—	—	—	2 931	652	2 279
59		29	—	29	△ 2	—	△ 2	2 958	652	2 306
60		5	—	5	—	—	—	2 963	652	2 311
61		15	—	15	△ 1	2	△ 3	2 977	654	2 323
62		11	—	11	△ 6	2 △ 1	△ 7	2 982	655	2 327
63		15	—	15	—	1	△ 1	2 997	656	2 341
平成元年度		18	—	18	—	—	—	3 015	656	2 359
2 (見込み)		30	—	30	—	—	—	3 045	656	2 389

(注) 消防組織法第18条の規定に基づき、特別区については、1の市とみなして計上している。

附属資料18 自主防災組織の

区分	市区町 村数	自主防災 組織を有 する市区 町村数	自主防災 組織数	組織され ている地 域の世帯 数	組織率 (%)	平常時の任務と 活動項目別自主防		
						防 災 訓 練	防 災 知識の 啓 発	防 災 巡 視
北海道	212	83	967	194 445	9.3	321	306	139
青森	67	43	236	84 488	17.6	65	130	52
岩手	62	62	396	182 875	42.7	353	381	286
宮城	71	66	2 403	465 240	67.8	2 076	2 176	1 464
秋田	69	64	2 292	175 778	48.1	1 878	1 965	1 632
山形	44	44	1 355	124 026	36.3	1 355	1 354	1 087
福島	90	90	1 398	351 948	58.0	1 062	1 312	936
茨城	88	36	594	111 121	13.4	450	301	291
栃木	49	24	348	70 956	12.5	216	219	163
群馬	70	22	278	81 825	13.9	116	26	61
埼玉	92	45	1 118	629 876	31.3	896	736	611
千葉	80	42	1 870	542 203	30.0	1 638	1 638	1 239
東京都	64	50	5 114	3 582 093	74.3	4 099	3 897	2 290
神奈川	37	37	6 566	2 225 358	78.7	6 533	6 459	1 841
新潟	112	45	1 438	209 477	30.0	190	205	57
富山	35	29	361	64 819	20.7	299	150	265
石川	41	40	1 089	93 683	26.7	628	362	189
福井	35	30	917	77 249	33.8	512	377	335
山梨	64	64	2 498	248 315	94.3	2 478	2 150	1 153
長野	121	65	2 055	315 860	48.6	1 563	1 150	579
岐阜	99	73	3 197	446 394	75.6	2 068	1 344	944
静岡	75	75	4 993	1 088 365	97.6	4 989	4 758	3 213
愛知	88	59	5 758	1 536 139	72.5	5 602	4 873	645
三重	69	57	1 127	188 926	34.1	529	407	494
滋賀	50	48	1 387	153 177	44.0	994	858	771
京都	44	24	621	448 600	49.9	336	317	216
大阪	44	20	752	282 900	9.2	693	89	76
兵庫	91	53	1 424	457 359	25.4	945	911	288
奈良	47	21	366	112 124	26.5	89	116	125
和歌山	50	17	214	20 490	5.8	80	78	22
鳥取	39	39	1 087	67 635	36.1	787	449	471
島根	59	26	410	39 066	16.2	115	292	112
岡山	78	51	990	154 344	24.7	480	545	115
広島	86	32	1 878	521 566	52.4	1 846	1 841	1 829
山口	56	36	371	72 110	13.1	177	198	88
徳島	50	24	143	24 274	9.1	38	38	20
香川	43	25	247	26 442	8.0	118	32	35
愛媛	70	20	266	93 628	17.8	93	94	77
高知	53	22	285	29 850	9.8	106	113	96
福岡	97	43	407	590 376	36.0	281	246	190
佐賀	49	9	113	20 588	8.1	12	110	6
長門	79	29	690	105 083	20.0	350	367	29
熊本	98	25	101	44 533	7.6	42	27	19
大分	58	42	688	106 270	25.8	432	482	355
宮崎	44	41	676	88 740	22.0	349	306	351
鹿児島	96	53	311	82 366	12.3	240	205	165
沖縄	53	5	144	18 043	4.8	18	3	3
全 国	3 268	1 950	61 939	16 651 023	40.5	48 537	44 393	25 425

(注) 組織率は、組織されている地域の世帯数を管内の世帯数で除したものである。

都道府県別結成状況

(平成2.4.1現在)

災害時の任務とされている活動項目別自主防災組織数	災害時の任務とされている活動項目別自主防災組織数									
	三角バケツ 消火器等の 頒布又 共同購入	その他	災害危険 箇所等 の巡視	災害危険 箇所等 の視察	初期 消火	負傷者等 の救出・ 救護	住民の 避難誘 導	給食 給水	その他	その他
北海道	58	173	78	311	280	114	181	150	113	5
青森	10	14	11	60	80	37	32	96	5	5
岩手	172	67	18	78	266	94	92	345	5	5
宮城	1 182	632	1 025	1 246	1 660	1 243	1 241	1 972	350	22
秋田	451	214	898	1 106	1 663	677	1 152	1 120	22	—
山形	348	—	1 137	1 353	1 354	1 352	1 355	1 278	—	8
福島	264	123	695	1 071	1 276	1 089	1 120	1 258	—	8
茨城	227	145	276	364	563	363	230	200	47	159
栃木	156	24	5	201	227	186	201	172	159	4
群馬	1	—	51	59	109	61	52	47	4	76
埼玉	315	142	185	758	913	745	728	557	76	577
千葉	1 083	649	1 275	1 612	1 644	1 610	1 635	1 588	577	547
東京都	917	910	2 404	3 936	3 935	3 920	3 916	3 767	547	1 027
神奈川	3 017	183	2 739	6 357	6 442	6 442	6 202	6 096	1 027	1
新潟	67	3	35	47	257	91	28	94	1	34
富山	96	30	29	44	262	47	132	44	34	22
石川	48	122	62	48	452	57	86	89	22	140
福井	—	140	232	245	415	265	237	—	140	428
山梨	608	366	1 859	2 420	2 470	2 297	2 470	2 181	428	330
長野	370	330	1 025	1 450	1 531	1 447	1 451	956	330	71
岐阜	562	156	789	1 660	1 827	1 656	1 740	1 707	71	558
静岡	1 625	555	3 634	4 988	4 965	4 953	4 965	4 521	558	3 777
愛知	380	2 716	597	5 003	5 473	4 970	5 429	4 585	3 777	6
三重	339	71	413	415	587	415	443	391	6	52
滋賀	238	156	274	167	1 027	401	395	199	52	5
京都	211	14	203	192	302	192	193	219	5	4
大阪	20	26	—	47	72	50	55	44	4	136
兵庫	133	157	332	799	889	806	814	344	136	—
奈良	152	—	52	92	218	5	57	50	—	—
和歌山	41	7	6	1	40	43	9	49	—	3
鳥取	61	88	290	340	1 006	209	298	185	3	—
島根	21	11	15	87	204	186	186	121	—	—
岡山	106	27	133	141	617	80	101	170	—	46
広島	30	1 810	48	1 805	1 840	1 784	1 817	57	46	12
山口	7	61	16	15	229	117	125	48	12	7
徳島	8	13	15	12	118	8	10	14	7	2
香川	93	2	100	98	144	13	6	99	2	77
愛媛	51	13	3	14	92	69	66	74	77	23
高知	14	32	86	82	124	79	158	25	23	30
福岡	116	37	136	140	286	121	163	242	30	6
佐賀	1	6	84	105	107	85	85	99	6	—
長門	260	—	284	325	333	320	339	320	—	—
熊本	1	8	14	11	28	10	11	9	—	6
大分	177	21	415	396	431	301	404	353	6	28
宮崎	103	52	283	380	424	418	418	388	28	14
鹿児島	135	26	106	151	193	47	160	151	14	1
沖縄	—	3	1	1	1	1	1	1	1	1
全 国	14 275	10 335	22 368	40 233	47 376	39 476	40 989	36 475	8 759	—

る。

附属資料19 事業所の自

区分	消防法施行規則第3項に基づく自衛消防の組織数	左のうちの、地災自主防災会等と関係している組織数		その他の法令に基づく自衛消防の組織数	左のうちの、地災自主防災会等と関係している組織数	
		左の消防活動力有する組織数	左の消防活動力有する組織数		左の消防活動力有する組織数	左の消防活動力有する組織数
北海道	28 863	50	48	434	11	8
青森	6 802	7	—	26	—	—
岩手	7 720	12	8	—	—	—
宮城	12 143	36	32	60	1	1
秋田	5 702	38	—	868	14	14
山形	4 877	17	14	6	—	—
福島	8 774	11	2	1 680	—	—
茨城	8 177	1	1	158	—	—
栃木	8 613	2	—	—	—	—
群馬	7 248	8	3	114	—	—
埼玉	15 511	12	3	—	—	—
千葉	14 556	13	13	90	41	39
東京都	72 102	322	32	3 143	240	81
神奈川県	36 636	109	—	111	44	22
新潟	11 577	13	7	57	—	—
富山	4 576	9	7	209	—	—
石川	6 945	607	599	10	—	—
福井	4 773	85	48	4	—	—
山梨	4 430	422	155	3	1	1
長野	6 804	178	99	15	—	—
岐阜	6 164	39	10	37	—	—
静岡県	17 285	312	308	133	—	—
愛知	29 658	12	12	271	—	—
三重	4 460	1	1	41	—	—
滋賀	4 345	34	23	1	—	—
京都	10 389	51	39	456	—	—
大阪	29 921	2	2	842	8	2
兵庫県	24 355	176	176	63	33	19
奈良	2 692	1	—	—	—	—
和歌山	3 575	6	1	12	3	3
鳥取	1 924	69	14	—	—	—
島根	2 313	19	9	59	—	—
岡山	6 843	—	—	27	—	—
広島	14 326	20	8	18	—	—
山口	7 615	3	—	217	—	—
徳島	3 881	—	—	44	—	—
香川	5 293	7	3	196	4	4
愛媛	6 048	1	1	17	—	—
高知	2 904	—	—	1	—	—
福岡	22 099	183	183	57	31	31
佐賀	3 452	3	2	11	4	4
長門	7 258	17	1	11	2	2
熊本	8 885	194	2	45	—	—
大分	5 084	10	2	933	—	—
宮崎	4 929	—	—	—	—	—
鹿児島	6 411	14	4	4	—	—
沖縄	1 576	3	—	32	—	—
計	520 514	3 129	1 872	10 516	437	231

主防災組織の状況

(平成 2. 4. 1 現在)

市町村条例、規則に基づく自衛消防(防災)組織数	左のうちの、地災自主防災会等と関係している組織数		事業所に設置している自衛消防(防災)組織数	左のうちの、地災自主防災会等と関係している組織数	
	左の消防活動力有する組織数	左の消防活動力有する組織数		左の消防活動力有する組織数	左の消防活動力有する組織数
—	—	—	23	—	—
—	—	—	16	—	—
—	—	—	35	—	—
1	—	—	21	9	8
—	—	—	4	1	1
—	—	—	16	1	—
—	—	—	2	—	—
—	—	—	13	1	1
—	—	—	2	—	—
—	—	—	71	2	2
141	1	1	32	1	1
434	3	2	—	—	—
99	—	—	179	—	—
2	—	—	201	—	—
—	—	—	21	2	2
—	—	—	—	—	—
—	—	—	22	1	1
—	—	—	397	383	1
2	—	—	53	1	—
—	—	—	127	13	13
—	—	—	835	5	5
26	—	—	105	—	—
—	—	—	27	4	4
—	—	—	11	—	—
—	—	—	132	—	—
—	—	—	827	—	—
—	—	—	5	—	—
—	—	—	7	—	—
—	—	—	33	—	—
—	—	—	8	7	7
—	—	—	11	1	1
—	—	—	—	—	—
—	—	—	14	—	—
—	—	—	68	2	2
—	—	—	2	—	—
—	—	—	2	—	—
—	—	—	218	—	—
—	—	—	5	3	3
71	—	—	11	10	10
—	—	—	—	—	—
—	—	—	33	—	—
—	—	—	8	—	—
—	—	—	5	—	—
—	—	—	53	—	—
—	—	—	—	—	—
868	4	3	3 655	447	62

附属資料20 危険物施

年	施設 合計	製造所	貯 蔵				
			小 計	屋 内 貯蔵所	屋 外 タンク 貯蔵所	屋 内 タンク 貯蔵所	地 下 タンク 貯蔵所
昭和34年	95 207	2 523	63 303	23 566	19 090	2 048	5 484
38	133 233	2 675	87 612	26 794	32 262	3 973	9 603
39	150 823	2 759	99 264	28 125	36 342	5 109	12 478
40	171 788	2 787	113 030	30 115	41 092	6 401	15 619
41	190 122	2 899	126 597	32 344	45 010	7 605	19 553
42	213 526	3 008	140 842	34 163	48 975	8 863	23 891
43	246 767	3 164	157 456	36 523	53 938	9 993	28 243
44	279 012	3 309	175 150	38 880	59 504	11 172	33 142
45	308 784	3 459	192 155	40 709	64 693	12 334	38 852
46	346 113	3 684	213 883	43 254	71 320	13 611	45 880
47	377 123	3 789	231 972	44 872	76 090	14 667	52 132
48	410 158	3 929	251 372	46 769	81 388	15 575	58 913
49	461 500	4 037	288 771	50 253	91 596	16 840	68 423
50	495 161	3 961	312 009	53 239	97 846	17 534	75 642
51	512 675	4 035	323 827	55 140	99 401	17 936	80 906
52	527 118	4 104	333 440	56 772	99 626	18 236	85 874
53	539 532	4 124	341 341	57 819	99 456	18 632	90 734
54	552 597	4 184	349 777	58 528	98 984	18 929	95 823
55	575 376	4 272	366 356	60 165	100 373	19 451	104 193
56	587 052	4 346	373 465	61 554	97 509	19 923	109 755
57	569 575	4 393	379 752	62 789	97 007	20 013	113 398
58	601 905	4 435	382 914	63 440	96 341	19 955	115 724
59	607 040	4 477	386 406	63 598	96 057	19 878	117 715
60	613 364	4 560	390 825	63 878	95 685	19 831	119 749
61	617 540	4 598	393 419	64 081	94 998	19 621	121 254
62	620 783	4 657	395 877	63 980	94 334	19 465	122 509
63	574 720	4 677	397 687	63 693	93 497	19 354	123 402
平成元年	578 881	4 722	400 597	63 562	93 105	19 150	124 374
2	582 911	4 775	403 577	63 426	92 778	18 955	125 630

(注) 昭和34年は9月30日現在である。

設 数 の 推 移

(各年3月31日現在)

所			取 扱 所					
簡 易 タンク 貯蔵所	移 動 タンク 貯蔵所	屋 外 貯蔵所	小 計	給 油 取扱所	第 一 種 売 取扱所	第 二 種 売 取扱所	移 送 取扱所	一 般 取扱所
7 237	3 527	2 351	29 381	19 937	1 702	—	—	7 742
4 433	7 918	2 629	42 946	28 254	1 716	—	—	12 976
4 332	9 992	2 886	48 800	31 697	1 903	—	—	15 200
4 565	11 868	3 370	55 971	35 481	2 088	—	—	18 402
4 596	13 292	4 197	60 626	38 443	2 135	—	—	20 048
4 648	15 190	5 112	69 676	42 347	2 059	—	—	25 270
4 731	17 856	6 172	86 147	49 041	2 478	—	—	34 628
4 793	20 556	7 103	100 553	54 060	2 907	—	—	43 586
4 767	22 645	8 155	113 170	58 096	3 274	—	—	51 800
4 849	25 396	9 573	128 546	62 749	3 553	—	—	62 244
4 805	28 484	10 922	141 362	66 638	3 722	91	—	70 911
4 748	32 139	11 840	154 857	71 049	3 697	163	—	79 948
4 774	36 049	20 836	168 692	74 697	3 763	258	—	89 974
4 578	39 364	23 806	179 191	76 879	3 727	319	1 148	97 118
4 540	41 909	23 995	184 813	78 508	3 717	374	1 225	100 989
4 496	44 266	24 170	189 574	79 998	3 675	464	1 229	104 208
4 286	46 333	24 081	194 067	81 288	3 626	513	1 251	107 389
4 194	49 427	23 892	198 636	82 900	3 538	541	1 316	110 341
4 187	52 350	25 637	204 748	84 588	3 462	604	1 357	114 737
4 076	54 986	25 662	209 241	86 056	3 416	647	1 366	117 756
3 953	57 126	25 466	212 430	86 962	3 351	667	1 382	120 068
3 871	58 662	24 921	214 556	87 678	3 284	705	1 380	121 509
3 742	61 019	24 397	216 157	88 143	3 221	729	1 391	122 673
3 638	64 393	23 651	217 979	88 582	3 124	744	1 400	124 129
3 531	66 998	22 936	219 523	88 882	3 040	739	1 402	125 460
3 435	69 976	22 178	220 249	88 890	2 939	758	1 397	126 265
3 361	72 957	21 423	172 356	89 088	2 845	766	1 381	78 276
3 288	76 451	20 667	173 562	89 506	2 768	765	1 372	79 151
3 199	79 308	20 281	174 559	89 814	2 696	776	1 360	79 913

附属資料21 容量別、都道府県別

都道府県	容量	合計	1 000kℓ以上の屋外タンク貯蔵所	
			1 000kℓ未満の屋外タンク貯蔵所	1 000kℓ以上の屋外タンク貯蔵所
北海道	北青森	4 061	3 355	706
	道	964	763	201
	手	758	727	31
	城	1 122	936	186
	田	885	789	96
福島県	山	791	761	30
	形	1 627	1 483	144
	島			
茨城県	茨	3 446	3 188	258
	枳	1 583	1 562	21
	群	2 267	2 248	19
	埼	2 190	2 155	35
	千	5 873	4 844	1 019
千葉県	東	1 250	1 172	78
	神	5 364	4 131	1 232
東京都	新	2 658	2 395	263
	富	1 432	1 343	89
	石	922	859	63
	福	853	772	81
山梨県	山	453	444	9
	長	2 023	2 001	22
	岐	2 166	2 159	7
	静	3 836	3 633	203
	愛	6 123	5 545	578
三重県	三	3 693	3 290	403
滋賀県	滋	1 243	1 236	7
	京	550	522	28
	大	3 871	3 332	539
	兵	4 503	4 003	500
	奈	315	315	0
和歌山県	和	1 521	1 178	343
鳥取県	鳥	349	322	27
	島	691	679	12
	岡	2 988	2 440	548
	山	2 005	1 837	168
	口	3 037	2 383	654
徳島県	徳	630	602	28
	香	812	686	126
	愛	1 643	1 348	295
	高	517	481	36
福岡県	福	3 218	2 943	275
	佐	602	588	14
	長	1 030	936	94
	熊	1 022	969	53
	大	1 315	1 115	200
宮崎県	宮	796	743	53
	鹿	1 693	1 594	99
	沖	890	683	207
計		91 581	81 490	10 091
構成比(%)		100.0	89.0	11.0

屋外タンク貯蔵所の施設数

(平成 2. 3. 31現在)

左 の 内 訳				
1 000kℓ～ 5 000kℓ	5 000kℓ～ 1 万kℓ	1 万kℓ～ 5 万kℓ	5 万kℓ～ 10 万kℓ	10 万kℓ以上
365	140	104	18	79
121	18	11	0	51
23	8	0	0	0
99	24	46	17	0
67	6	15	0	8
20	6	4	0	0
94	14	18	14	4
120	38	67	17	16
21	0	0	0	0
19	0	0	0	0
33	2	0	0	0
447	288	168	106	20
72	0	6	0	0
605	288	266	71	3
155	42	47	13	6
47	9	26	7	0
46	17	0	0	0
46	1	0	4	30
9	0	0	0	0
22	0	0	0	0
7	0	0	0	0
167	27	4	5	0
260	144	120	40	14
216	60	89	26	12
7	0	0	0	0
23	1	4	0	0
231	131	142	30	5
261	122	101	16	0
0	0	0	0	0
151	68	85	24	15
25	2	0	0	0
12	0	0	0	0
287	111	118	17	15
121	17	18	12	0
313	131	158	38	14
16	0	12	0	0
37	53	29	0	7
150	96	38	7	4
36	0	0	0	0
220	41	14	0	0
11	0	0	3	0
63	20	6	0	5
51	1	1	0	0
79	53	54	10	4
49	4	0	0	0
38	1	4	2	54
49	35	49	22	52
5 311	2 019	1 824	519	418
5.8	2.2	2.0	0.6	0.4

附属資料22 石油コンビナート等特別防災区域

都道府県	区分	特別防災区域	面積 (千m ²)	第一種事業所	第二種事業所	石油の貯蔵・取扱量	
						(万kl)	(万Nm ³)
北海道		釧路 小 路 苫 室 上	773	7(1)	2	32	149
			19 435	12(5)	7	1 226	4 426
			7 228	2(2)	7	214	26 012
			496	2()	1	71	12
青森	つ小川	原森戸	2 508	2()		621	0
			123	5()		17	0
			1 166	9(2)	6	51	370
宮城	塩仙	釜台	296	8(5)	3	26	683
			4 598	3(1)	5	277	3 700
秋田	男秋	鹿田	1 040	2(1)	1	211	0
			1 699	4()	7	55	188
山形	11	酒田	3 165	4()	2	24	51
福島	11-2 広い	野き	1 215	1()		34	0
			7 461	11(2)	9	185	986
茨城	13	鹿島臨海	23 835	13(11)	9	695	26 372
千葉	14 15 16	京葉臨海 京葉臨海 京葉臨海	2 587	10(1)	4	54	853
			44 660	38(27)	31	2 123	168 559
			12 512	3(2)	1	14	1 553
東京	18	品川・大井	292	2()		11	0
神奈川	19 20 21	京根久 浜岸里 臨海	34 259	52(28)	46	1 314	108 177
			6 340	4(2)	6	494	29 410
			708	1()		58	0
新潟	22 23 24	新新直 潟潟江 東西	18 551	10(3)	4	239	11 462
			6 975	5(3)	7	159	8 544
			2 723	3()	2	9	74
富山	25 26 27 28	富新伏婦	750	2(1)	3	119	2 336
			447	1()		26	0
			171	2()	1	8	89
			571	1(1)		1	4 535
石川	29	金沢港北	341	6()	4	28	481
福井	30	福井臨海	2 633	6()	1	408	0
静岡	31	清水	1 138	3(1)	10	72	436
愛知	32 33 34 35	渥蒲衣名 渥蒲衣名 渥蒲衣名 古屋港臨海	1 079	1()		98	0
			168	2()	2	15	199
			8 914	4(1)	6	34	1 558
			25 712	32(9)	23	933	44 596
三重	36 37	四日市臨海 尾	11 008	17(15)	20	728	67 300
			797	2(1)	1	78	0
大阪	38 39 40	大泉北岬 泉北岬 泉北岬	4 470	9(1)	17	65	833
			18 180	20(12)	27	680	96 378
			557	2(1)		29	3

(注) 第一種事業所欄の()内は、レイアウト規制対象事業所数で内数である。

域の現況と防災資機材の整備状況

(平成2.4.1現在)

大化学 消防車	型学 高放水車	型所 水車	泡原液 搬送車	大型化 学高所 放水車	その他 の 消防車	泡消火 剤 3%換算	オイル フェンス (m)	オイル フェンス 展張船 (隻)	油回 収船 (隻)	消防艇 (隻)
1		1		1	5	118	5 780	2		
6		1	5	4	2	170	11 100	2	2	
2		2	2		8	163	3 420	1	1	
2		2	2		2	114	2 240	3		
2		2	2		3	226	2 400	1	1	1
1		1	1			52	3 240	5		
1		1	1			157	7 360	2		
					2	93	5 780	14		
2		2	2		3	101	5 060	4	1	2
2		2	2		3	99	4 420	2	1	1
1		1	1		2	71	5 596	3		
1		1	1			42	3 300	1		
1		1	1			50	2 200	1	1	
2		2	2		7	230	7 840	1	1	
5		4	3		16	198	11 820	3	1	1
2		2	2		1	92	6 550	1		
28		10	16	6	32	647	35 860	11	1	1
1		1	1		3	35	2 520	1		
1		1	1			26	1 620	1		
21		11	11		30	647	43 770	8	1	1
6		6	5		7	114	8 470	4	1	1
1		1	1			11	1 620	1		
2		2	2		1	145	9 430	1	1	
3		2	2		2	149	4 820	3		
					7	42	2 460	1		
2		1	1		2	65	1 520	1	1	
1		1	1			19	1 620	1		
					2	60	1 940	1		
					2	7				
1		1	1			92	4 320			
2		2	2	1	2	134	10 220	3	2	1
2		1	1		1	74	3 160	2		
1		1	1			14	2 160	1	1	
1		1	1			26	2 020	3		
1		1	1		5	35	5 460	6		1
10		8	8	2	18	336	29 455	11	2	
7		5	5		18	1 112	27 373	2	3	5
1		1	1		4	127	5 770	3	2	2
2		1	1		10	158	7 940	1		
12		8	9		21	379	24 760	8	1	
1		1	1			26	2 280	1		

附属資料22 石油コンビナート等特別防災区

区分 都道府県	特別防災区域	面積 (千m ²)	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯蔵・取扱	高圧ガス	
					量 (万kl)	の処理量 (万Nm ³)	
兵 庫	41 尼 崎	4 309	6(3)	13	45	508	
	42 神 戸	2 851	8(2)	6	92	2 439	
	43 東 播	11 387	6(4)	10	46	5 952	
	44 姫 路 臨	19 200	10(9)	9	388	15 781	
	44-2赤 海穂	533	1(1)		24	4	
和 歌 山	45 和歌山北部臨海北部	5 083	3(2)		14	231	
	46 和歌山北部臨海中部	1 483	3(3)		94	613	
	47 和歌山北部臨海南部	2 990	3(1)		595	12 680	
	47-2御 坊	338	1(1)		34	4	
岡 山	48 水 島 臨 海	25 580	15(14)	10	986	98 018	
広島・岡山	49 福 山 ・ 笠 岡	11 068	4(2)	2	23	5 226	
	広 島	50 江 田 島	194	1()	1	23	0
51 能 美		394	1()		79	0	
山口・広島	52 岩 国 ・ 大 竹	5 400	6(5)	7	247	18 580	
	山 口	53 下 松	2 699	2(1)	3	122	137
		54 徳 山 ・ 新南	8 192	10(10)	10	421	71 420
		55 宇 部	4 730	5(4)	7	18	10 473
		56 小 野	1 929	1(1)		457	8 435
		57 彦 島	124	3()		26	0
徳 島	58 阿 南	800	1()	1	25	16	
香 川	59 番 の 州	4 224	3(2)	1	337	1 433	
愛 媛	60 新 居 浜	4 331	5(3)	5	20	5 045	
	61 波 方	299	1(1)		35	5 287	
	62 菊 間	564	2(1)		146	3 093	
	63 松 山	2 496	4(3)	1	120	10 062	
福 岡	63-2豊 前	465	1(1)		18	1	
	65 北 九	23 594	15(8)	14	81	20 811	
	66 福 岡	451	9(1)	15	30	668	
佐 賀	67 唐 津	336	3(1)	1	20	857	
	長 崎	68 相 浦	239	1(1)		20	1
		69 長 崎	170	4()	4	12	91
		69-2上 五	263	1()		26	0
熊 本	70 八 代	156	5()	2	14	49	
大 分	71 大 分	10 649	11(10)	5	324	46 476	
	鹿 児 島	71-2川 内	437	2(2)	1	13	475
		72 喜 入	1 926	1()		879	0
沖 縄	73 平 座	4 097	3(1)		768	6 006	
	74 安 泊	186	1(1)		35	501	
	75 小 覇	821	1(1)		199	1 283	
合 計		446 569	486(239)	403	18 392	964 981	

域の現況と防災資機材の整備状況(つづき)

(平成2.4.1現在)

大 化	型 学	大 高	型 所	泡 原 液	大型化	その 他	泡 消 火	オ イ ル	オ イ ル	油 回	消 防 艇
							薬 劑	フ ェ ン ス	展 張 船		
(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	3%換算	(m)	(隻)	(隻)	(隻)
1		1		1		7	69	5 850	4		
2		2		2		4	102	8 980	6		
1		2		1		17	48	9 200	9	1	
4		5		4	2	15	143	15 750	11	1	
1		1		1			17	1 620	1		
1		1				8	89	5 180	4	1	2
2		2		2		3	88	6 280	4		
5		5		5		2	252	7 800	3	1	4
1		1		1			17	1 800	2		
4		5		7		30	272	25 580	14	2	
				1		5	61	4 060	6		
1		1		1			50	2 860	2		
1		1		1			23	4 420	3		2
2		1		3	2	19	188	12 800	4	1	
1		1		1		1	88	3 780	2		
6		1		2	2	15	281	10 180	9	1	
1		1		1		7	44	4 380	1		
2		2		2		1	99	2 180	1	1	1
							44	3 240	2		
1		1		1			12	2 380	2		
3		3		3		4	92	11 680	6	1	
2		1		1		3	74	3 940	1		
1		1		1			30	3 820	2		
2		2		2		1	32	2 200	4	1	1
1		1		1		4	63	5 380	4	1	
1		1		1			12	1 740	1		1
3		4		3		11	150	13 860	8		
2		1		2			112	6 880	1		
1		1		1		3	20	3 320	2		
1		1		1			16	1 620	1		
						1	64	3 960	6		
						1	130	3 900	2	1	1
1		1		1			56	4 040	1		
4		4		4		12	256	9 260	5	1	
1		1		1			20	1 620	2		
2		2		2		2	157	8 340	4	2	3
2		2		3		7	67	5 620	4	2	5
1		1		1			25	1 640	1	1	1
2		2		2		1	99	2 320	1	1	2
205	155	167		20	405		9 915	562 134	267	45	40

附属資料23 都道府県別救急

区分	市町村数	人口 (昭和60年国勢 調査)	救急業務実施市町村 ^①	
			市町村数	人口 (昭和60年国勢 調査)
都道府県				
北海道	212	5 679 439	212	5 679 439
青森	67	1 524 448	67	1 524 448
岩手	62	1 433 611	62	1 433 611
宮城	71	2 176 295	71	2 176 295
秋田	69	1 254 032	69	1 254 032
山形	44	1 261 662	44	1 261 662
福島	90	2 080 304	90	2 080 304
茨城	88	2 725 005	87	2 722 210
栃木	49	1 866 066	49	1 866 066
群馬	70	1 921 259	70	1 921 259
埼玉	92	5 863 678	90	5 857 291
千代田	80	5 148 163	79	5 133 955
東京都	42	11 829 363	36	11 820 344
神奈川県	37	7 431 974	37	7 431 974
新潟	112	2 478 470	109	2 445 235
富山	35	1 118 369	32	1 113 386
石川	41	1 152 325	37	1 108 993
福井	35	817 633	35	817 633
山梨	64	832 832	64	832 832
長野	121	2 136 927	97	2 012 578
岐阜	99	2 028 536	88	1 999 793
静岡県	75	3 574 692	67	3 526 968
愛知県	88	6 455 172	77	6 389 920
三重	69	1 747 311	51	1 603 868
滋賀	50	1 155 844	50	1 155 844
京都	44	2 586 574	42	2 569 319
大阪	44	8 668 095	39	8 597 470
兵庫県	91	5 278 050	90	5 268 695
奈良	47	1 304 866	41	1 289 227
和歌山	50	1 087 206	40	1 038 512
鳥取	39	616 024	39	616 024
島根	59	794 629	49	739 530
岡山	78	1 916 906	75	1 891 080
広島	86	2 819 200	72	2 726 395
山口	56	1 601 627	55	1 590 782
徳島	50	834 889	36	774 379
香川県	43	1 022 569	42	1 017 535
愛媛	70	1 529 983	69	1 520 800
高松	53	839 784	52	835 076
福井	97	4 719 259	97	4 719 259
佐賀	49	880 013	49	880 013
長門	79	1 593 968	78	1 591 740
熊野	98	1 837 747	98	1 837 747
大宮	58	1 250 214	58	1 250 214
鹿嶋	44	1 175 543	31	1 099 709
鹿嶋	96	1 819 270	91	1 798 024
鹿嶋	53	1 179 097	41	1 158 248
合計	3 246	121 048 923	3 054	119 979 718

業務実施状況

実施率		救急出場件数		対前年 増減率 $\frac{C-B}{B} \times 100$ (%)	①内における人口1万人当たりの救急出場件数(件)
市町村数 (%)	人口 (%)	63年中 ^② (件)	元年中 ^③ (件)		
100.0	100.0	109 590	115 482	5.4	203
100.0	100.0	23 975	24 919	3.9	163
100.0	100.0	21 907	22 844	4.3	159
100.0	100.0	32 431	34 354	5.9	158
100.0	100.0	16 237	16 583	2.1	132
100.0	100.0	18 351	18 761	2.2	149
100.0	100.0	35 948	37 406	4.1	180
98.9	99.9	48 698	50 634	4.0	186
100.0	100.0	33 029	34 591	4.7	185
100.0	100.0	36 350	38 084	4.8	198
97.8	99.9	121 136	126 270	4.2	216
98.8	99.7	113 995	122 032	7.1	238
85.7	99.9	369 376	383 148	3.7	324
100.0	100.0	196 006	202 425	3.3	272
97.3	98.7	41 160	42 932	4.3	176
91.4	99.6	15 376	15 986	4.0	144
90.2	96.2	16 956	17 199	1.4	155
100.0	100.0	12 603	13 198	4.7	161
100.0	100.0	18 419	19 293	4.7	232
80.2	94.2	36 522	37 910	3.8	188
88.9	98.6	34 942	36 926	5.7	185
89.3	98.7	68 621	70 738	3.1	201
87.5	99.0	120 929	129 189	6.8	202
73.9	91.8	30 217	31 350	3.7	195
100.0	100.0	23 975	25 061	4.5	217
95.5	99.3	59 784	62 048	3.8	241
88.6	99.2	239 999	250 558	4.4	291
98.9	99.8	108 016	113 800	5.4	216
87.2	98.8	28 063	29 403	4.8	228
80.0	95.5	22 974	23 577	2.6	227
100.0	100.0	10 399	10 863	4.5	176
83.1	93.1	11 538	12 049	4.4	163
96.2	98.7	34 228	35 516	3.8	188
83.7	96.7	53 876	56 546	5.0	207
98.2	99.3	31 981	33 255	4.0	209
72.0	92.8	14 683	14 900	1.5	192
97.7	99.5	22 530	22 950	1.9	226
98.6	99.4	31 109	32 391	4.1	213
98.1	99.4	18 448	19 315	4.7	231
100.0	100.0	93 989	97 355	3.6	206
100.0	100.0	14 789	15 249	3.1	173
98.7	99.9	26 925	27 716	2.9	174
100.0	100.0	30 346	31 369	3.4	171
100.0	100.0	22 188	23 178	4.5	185
70.5	93.5	18 411	18 781	2.0	171
94.8	98.8	30 967	32 883	6.2	183
77.4	98.2	25 708	25 917	0.8	224
94.1	99.1	2 547 700	2 656 934	4.3	221

附属資料24 都道府県別事故

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技
北海道	1 076	2	174	20 923	2 046	1 315
青森	199	0	61	5 188	342	207
岩手	147	2	49	5 001	426	263
宮城	319	0	70	7 877	502	269
秋田	15	1	29	3 324	309	199
山形	124	1	27	3 977	344	202
福島	63	8	73	8 922	633	381
茨城	241	1	105	16 128	958	427
栃木	216	4	32	10 873	681	287
群馬	67	3	43	11 408	810	316
埼玉	1 082	5	46	35 244	2 588	1 198
千葉	826	15	139	31 080	2 037	891
東京都	3 770	11	219	82 286	5 361	2 980
神奈川県	1 746	36	212	47 312	3 154	1 524
新潟	128	1	86	10 722	1 025	416
富山	30	0	26	4 323	404	147
石川	31	2	27	4 694	377	150
福井	34	6	43	4 067	335	168
山梨	141	1	15	5 156	336	318
長野	127	1	34	9 018	825	480
岐阜	139	8	43	11 371	999	391
静岡県	354	4	114	19 569	1 665	630
愛知県	962	2	111	35 421	2 831	867
三重	48	0	43	9 291	732	267
滋賀	100	0	36	7 339	759	304
京都	310	0	41	20 096	987	667
大阪	2 793	6	103	52 423	4 264	1 447
兵庫県	568	5	126	27 091	2 008	874
奈良	113	0	16	7 639	618	260
和歌山	73	4	47	6 288	442	185
鳥取	96	0	37	2 565	220	128
島根	21	1	43	2 777	317	169
岡山	82	3	63	10 995	770	239
広島	180	3	57	14 402	1 158	484
山口	126	0	55	7 477	553	296
徳島	34	0	25	4 273	314	158
香川	143	1	33	6 551	437	232
愛媛	163	5	45	8 803	630	374
高松	120	1	48	4 618	397	188
福岡	497	1	158	22 235	1 448	788
佐賀	19	1	34	4 007	256	197
長門	25	11	71	4 861	404	274
熊本	167	3	53	7 477	483	409
大分	34	0	33	5 201	349	227
宮崎	116	4	42	4 486	271	230
鹿児島	187	12	79	6 279	499	369
沖縄	91	0	70	4 725	279	270
合計	17 943	175	3 136	645 783	47 583	23 062

種別救急出場件数

(平成元年中)

一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	資機材等送	その他	計
12 215	1 121	1 584	56 056	16 996	228	42	1 704	115 482
2 383	240	247	12 347	3 309	70	60	266	24 919
2 491	168	273	11 227	2 438	49	4	306	22 844
3 150	359	398	15 400	5 113	270	11	616	34 354
1 673	105	226	9 090	1 393	27	0	192	16 583
2 042	93	224	9 701	1 762	70	4	190	18 761
4 024	372	395	18 701	3 272	107	138	317	37 406
4 645	599	532	22 389	3 679	213	47	670	50 634
2 889	321	428	15 619	2 810	110	1	320	34 591
3 867	381	424	17 384	2 901	137	2	341	38 084
12 684	1 978	1 397	60 107	6 623	745	124	2 449	126 270
13 777	2 194	1 214	57 873	9 341	238	165	2 242	122 032
49 632	8 688	3 579	201 902	19 252	357	951	4 160	383 148
24 153	3 586	1 842	103 610	12 037	752	334	2 127	202 425
4 996	308	505	19 736	4 487	113	33	376	42 932
1 809	109	197	7 452	1 152	34	11	292	15 986
2 088	173	187	8 121	1 201	15	1	132	17 199
1 557	94	136	5 640	965	36	8	109	13 198
2 132	185	190	9 013	1 367	151	57	231	19 293
4 754	275	372	18 137	3 277	275	48	287	37 910
3 911	333	358	16 340	2 536	79	61	357	36 926
7 285	707	710	33 023	5 665	252	13	747	70 738
13 095	1 724	1 398	60 602	9 406	1 061	267	1 442	129 189
3 514	284	293	14 374	1 963	98	171	272	31 350
2 923	241	206	11 719	1 231	35	5	163	25 061
6 567	907	622	28 895	2 590	3	2	361	62 048
29 714	6 452	2 846	135 404	12 315	45	85	2 661	250 558
13 625	1 948	1 381	56 191	7 613	296	25	2 049	113 800
3 795	289	286	13 805	2 244	80	2	256	29 403
2 824	285	282	10 980	1 785	40	30	312	23 577
1 239	70	125	5 253	976	18	1	135	10 863
1 513	69	136	5 946	921	25	8	103	12 049
4 078	338	374	15 296	2 984	37	7	250	35 516
6 828	564	568	25 763	5 709	158	77	595	56 546
3 895	332	337	15 984	3 585	125	27	463	33 255
1 626	135	147	6 678	1 313	28	23	146	14 900
2 650	190	225	10 045	2 151	61	10	221	22 950
3 818	373	382	14 215	3 062	74	3	444	32 391
2 687	230	201	8 717	1 810	12	2	284	19 315
10 173	1 186	1 351	46 607	10 959	291	7	1 654	97 355
1 628	138	177	6 505	1 991	102	7	187	15 249
3 212	210	300	13 539	3 930	74	90	724	27 716
3 427	258	348	14 532	3 742	124	10	336	31 369
2 677	201	222	10 196	3 623	127	33	246	23 178
1 834	195	289	8 534	2 465	76	25	214	18 781
3 428	310	348	15 614	4 692	119	10	937	32 883
3 166	476	382	13 117	2 767	2	0	572	25 917
302 093	39 794	28 644	1 297 379	207 403	7 439	3 042	33 458	2 656 934

附屬資料25 都道府県別事故

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害
北海道	262	2	142	25 842	1 990
青森	61	0	41	6 129	339
岩手	48	2	36	5 758	424
宮城	49	0	57	8 836	494
秋田	13	3	24	3 838	305
山形	45	1	25	4 615	342
福島	73	9	55	10 740	628
茨城	76	1	69	19 413	940
栃木	63	4	18	13 022	668
群馬	56	3	24	13 849	790
埼玉	257	3	24	40 373	2 542
千葉	191	14	103	37 151	2 008
東京	901	13	172	88 469	5 304
神奈川	393	24	141	52 663	3 082
新潟	82	1	73	12 045	1 010
富山	29	0	26	5 120	399
石川	34	2	21	5 452	363
福井	30	0	38	4 882	323
山梨	29	1	12	6 174	333
長野	79	1	28	10 775	796
岐阜	69	5	30	13 907	974
静岡	103	5	102	22 306	1 653
愛知	254	1	82	40 965	2 785
三重	61	0	34	11 033	710
滋賀	45	0	31	8 933	757
京都	131	0	31	22 398	972
大阪	520	4	70	56 770	4 181
兵庫	217	5	103	30 673	1 970
奈良	103	0	12	9 026	617
和歌山	29	4	40	6 880	437
鳥取	24	0	32	2 977	216
島根	21	0	33	3 206	310
岡山	83	2	57	12 292	747
広島	113	2	48	16 125	1 139
山口	35	0	52	8 212	557
徳島	22	0	20	4 834	302
香川	59	2	28	7 652	433
愛媛	62	7	41	9 694	622
高知	26	1	34	4 966	394
福岡	172	0	110	24 864	1 395
佐賀	14	1	31	4 681	247
長門	26	9	63	5 176	395
熊本	52	6	38	8 100	460
大分	32	0	26	5 878	345
宮崎	40	7	31	4 897	248
鹿児島	61	15	51	6 668	475
沖縄	20	0	62	4 833	268
合計	5 169	160	2 421	733 097	46 689

種別救急搬送人員

(平成元年中)

運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
1 351	11 631	1 066	1 231	53 281	17 728	114 526
210	2 262	235	178	11 697	3 460	24 612
273	2 397	146	200	10 726	2 528	22 538
272	2 957	356	302	14 356	5 186	32 865
199	1 597	104	175	8 697	1 443	16 398
199	1 945	93	175	9 254	1 840	18 534
404	3 887	361	326	17 875	3 377	37 735
466	4 436	602	420	21 295	3 853	51 571
297	2 740	328	336	14 661	3 897	35 034
342	3 731	383	339	16 554	3 045	39 116
1 258	12 244	2 014	1 095	57 303	7 242	124 355
955	13 238	2 202	958	55 320	10 043	122 183
3 088	46 108	8 408	2 914	185 808	19 200	360 385
1 599	22 841	3 499	1 462	96 874	12 681	195 263
450	4 784	296	348	18 684	4 642	42 415
152	1 726	100	146	7 161	1 191	16 050
151	2 006	166	136	7 655	1 225	17 211
171	1 486	84	97	5 309	1 000	13 420
344	2 038	193	141	8 418	1 465	19 148
489	4 547	263	264	17 049	3 386	37 677
427	3 762	359	280	15 632	2 685	38 130
655	6 967	707	563	31 237	5 957	70 255
921	12 443	1 678	1 015	56 196	9 731	126 071
281	3 373	310	236	13 686	2 017	31 741
330	2 815	236	170	11 172	1 319	25 808
693	6 214	902	514	26 792	2 723	61 370
1 487	27 438	6 432	2 262	126 723	12 781	238 668
919	12 812	1 938	1 076	52 995	8 015	110 723
284	3 647	295	231	13 105	2 358	29 678
199	2 692	280	237	10 430	1 872	23 100
134	1 179	66	100	4 980	999	10 707
169	1 455	67	108	5 662	947	11 978
243	3 913	323	324	14 600	3 095	35 679
501	6 474	543	459	24 372	5 784	55 560
300	3 761	324	252	15 196	3 697	32 386
179	1 559	133	126	6 315	1 373	14 863
274	2 561	191	188	9 657	2 209	23 254
406	3 652	332	319	13 577	3 244	32 006
193	2 570	223	151	8 321	1 929	18 808
824	9 491	1 109	1 069	43 513	11 330	93 877
208	1 540	130	134	6 082	2 027	15 095
283	3 066	188	231	12 701	4 366	26 504
427	3 219	248	271	13 619	3 774	30 214
242	2 489	201	181	9 482	3 695	22 571
233	1 681	184	225	7 897	2 555	17 998
370	3 165	281	262	14 451	5 313	31 112
269	2 949	441	327	12 365	3 022	24 561
24 121	285 488	39 070	22 554	1 218 735	216 249	2 593 753

附属資料26 都道府県別経営主体別救

都道府県	区分	病院	診療所	小計	国 及	
					病 院	
					国	国に準ずるもの
北海道	北海	262	86	348	7	2
	青森	59	25	84	2	—
	岩手	60	4	64	1	—
	宮城	45	10	55	2	—
	秋田	33	2	35	1	1
山形	山形	28	0	28	0	—
	福島	49	0	49	1	—
茨城県	茨城	113	17	130	3	—
	栃木	77	49	126	3	—
	群馬	84	40	124	4	—
	埼玉	214	50	264	3	—
	千葉	143	29	172	5	1
東京都	東京	398	65	463	8	1
	神奈川	181	47	228	4	—
新潟県	新潟	61	24	85	1	—
	富山	62	35	97	2	—
石川県	石川	64	39	103	3	—
	福井	57	26	83	2	—
山梨県	山梨	32	20	52	1	—
	長野	95	32	127	4	—
	岐阜	83	18	101	1	—
	静岡	92	200	292	7	1
	愛知	264	125	389	4	2
三重県	三重	65	29	98	4	—
	滋賀	27	0	27	1	—
大分県	大分	102	2	104	4	—
	熊本	244	9	253	4	—
	鹿儿岛	155	23	178	6	—
	那覇	33	1	34	1	—
	和歌山	59	25	84	1	1
鳥取県	鳥取	20	7	27	2	1
	岡山	24	2	26	2	—
広島県	広島	90	9	99	3	1
	山口	135	91	226	5	1
徳島県	徳島	75	17	92	5	—
	香川	44	6	50	1	—
高知県	高知	54	32	86	2	1
	愛媛	50	4	54	1	1
福岡県	福岡	43	5	48	2	—
	佐賀	122	23	145	5	—
長官	佐賀	53	16	69	4	—
	熊本	52	0	52	5	—
	鹿儿岛	84	25	109	3	1
	大分	49	5	54	4	—
	宮崎	57	3	60	1	—
鹿児島県	鹿児島	89	24	113	3	—
	沖縄	17	0	17	1	—
合 計		4 303	1 301	5 604	139	15

急病院及び救急診療所告示状況一覧

(平成 2. 4. 1現在)

地 方 共 同 体	公 的 等			私 的		
	院 公 的 等	診療所	小 計	病 院	診 療 所	小 計
75	27	—	111	151	86	237
22	8	1	33	27	24	51
37	3	—	41	19	4	23
13	6	1	22	24	9	33
9	11	—	22	11	2	13
15	1	—	16	12	0	12
7	5	—	13	36	0	36
6	9	—	18	95	17	112
2	10	—	15	62	49	111
9	5	—	18	66	40	106
11	9	—	23	191	50	241
24	4	—	34	109	29	138
17	13	—	39	359	65	424
14	17	—	35	146	47	193
16	12	1	30	32	23	55
11	6	—	19	43	35	78
10	11	—	24	40	39	79
6	3	—	11	46	26	72
12	3	1	17	16	19	35
21	16	1	42	54	31	85
17	9	—	27	56	18	74
20	13	—	41	51	200	251
30	15	—	51	213	125	338
13	9	—	26	43	29	72
11	4	—	16	11	0	11
14	4	—	22	80	2	82
12	9	—	25	219	9	228
24	7	—	37	118	23	141
8	4	—	13	20	1	21
10	3	—	15	44	25	69
7	3	—	13	7	7	14
7	6	—	15	9	2	11
14	2	—	20	70	9	79
18	9	1	34	102	90	192
13	9	—	27	48	17	65
6	5	—	12	32	6	38
11	6	—	20	34	32	66
7	5	—	14	36	4	40
7	3	—	12	31	5	36
11	7	—	23	99	23	122
9	3	—	16	37	16	53
16	2	—	23	29	0	29
8	8	—	20	64	25	89
5	2	—	11	38	5	43
18	2	—	21	36	3	39
10	2	—	15	74	24	98
7	1	—	9	8	0	8
670	331	6	1 161	3 148	1 295	4 443

附属資料27 都道府県別救助活

区分	火災		交通事故		水難事故		自然災害		機械による事故	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
北海道	334	64	620	797	62	42	1	1	34	38
青森	11	4	83	105	10	6	—	—	8	20
岩手	88	7	76	83	3	1	—	—	2	2
宮城	109	11	197	235	21	11	4	95	4	4
秋田	33	3	79	94	6	9	—	—	5	5
山形	13	5	93	118	8	8	1	23	4	3
福島	2	3	187	241	8	8	13	70	10	11
茨城	54	4	262	338	27	19	3	3	8	8
栃木	44	3	199	231	9	6	—	—	10	12
群馬	38	3	169	249	19	20	2	2	4	6
埼玉	162	14	495	605	36	33	2	14	36	66
千葉	219	21	546	622	43	29	24	184	38	38
東京都	828	82	1 470	2 266	66	64	8	133	103	144
新潟	510	78	478	589	78	75	4	38	42	46
富山	16	8	193	234	29	23	1	2	10	16
石川	23	5	83	102	5	5	2	3	8	8
福井	15	5	102	131	5	5	2	3	7	7
山梨	47	12	79	125	7	5	3	33	5	5
長野	46	3	84	117	4	4	1	3	9	12
岐阜	12	10	210	245	16	19	—	—	11	15
静岡	43	19	204	306	19	14	4	12	22	33
愛知	82	7	360	469	29	23	3	3	16	20
三重	354	50	443	531	47	43	3	7	44	49
滋賀	83	7	202	233	14	11	—	—	11	19
京都	24	3	154	198	5	7	—	—	14	14
大阪	48	19	167	226	9	4	—	—	20	38
兵庫	817	62	424	471	46	40	3	4	62	101
奈良	344	40	458	583	45	44	7	6	41	58
和歌山	15	6	107	125	6	7	—	—	4	4
鳥取	36	3	140	164	19	24	2	6	7	8
島根	64	2	60	74	5	4	—	—	4	5
岡山	—	—	76	95	5	5	—	—	4	4
広島	37	12	201	254	11	8	1	1	13	13
山口	117	17	254	293	14	13	1	1	12	12
徳島	61	7	134	178	12	20	2	5	5	5
香川	11	5	51	61	12	11	—	—	5	5
愛媛	37	7	83	100	16	7	—	—	8	8
高松	51	6	125	154	12	15	2	2	18	18
福岡	—	—	68	88	10	6	1	4	5	5
佐賀	116	25	321	398	74	57	3	2	23	34
熊本	6	1	67	90	7	6	—	—	—	—
大分	8	8	101	129	6	9	4	4	6	6
宮崎	182	15	149	193	14	11	2	3	12	12
鹿児島	17	3	131	152	13	14	—	—	7	8
沖縄	5	3	65	80	20	9	2	1	7	7
計	5 181	683	10 453	13 415	995	859	121	737	752	981

動件数及び救助人員

(平成元年中)

建物等による事故		ガス及び酸欠事故		爆発事故		その他		計	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
48	37	153	21	—	—	124	91	1 376	1 091
6	6	—	—	—	—	17	13	135	154
1	1	—	—	—	—	12	13	182	107
7	4	16	7	—	—	54	40	412	407
1	1	3	5	2	1	15	18	144	136
4	4	—	—	—	—	13	13	136	174
2	2	3	4	—	—	20	11	245	350
11	11	2	1	1	2	29	27	397	413
4	4	2	3	—	—	41	35	309	294
7	7	3	3	—	—	31	31	273	321
53	53	2	2	1	1	84	89	871	877
43	42	4	3	1	1	97	97	1 015	1 037
459	483	16	21	—	—	377	395	3 327	3 588
70	76	3	2	—	—	130	138	1 315	1 042
4	4	1	1	2	2	53	52	309	342
2	3	1	1	—	—	9	7	133	134
1	1	—	—	1	1	9	8	142	161
4	4	2	1	—	—	4	5	151	190
2	2	4	—	—	—	25	25	175	166
3	3	—	—	—	—	35	38	287	330
6	7	1	1	1	2	40	42	340	436
10	9	2	2	—	—	43	43	545	576
32	33	8	10	1	—	74	102	1 006	825
4	4	—	—	—	—	29	31	343	305
7	7	2	3	—	—	25	42	231	274
14	14	—	—	—	—	60	68	318	369
103	107	13	5	3	—	122	110	1 593	900
57	64	7	9	2	1	133	118	1 094	923
8	8	—	—	—	—	23	22	163	172
3	4	1	3	—	—	19	26	227	238
—	—	—	—	—	—	9	11	142	96
1	1	1	3	—	—	8	8	95	116
5	4	3	4	—	—	25	27	296	323
12	12	5	7	—	—	42	43	457	398
3	3	2	2	1	1	40	25	260	246
—	—	—	—	—	—	8	8	87	90
2	2	1	1	—	—	9	7	156	132
4	5	—	—	2	4	28	36	242	240
2	2	—	—	—	—	12	15	98	120
22	23	14	10	1	1	79	76	653	626
1	1	1	1	1	1	7	8	90	108
4	4	1	1	—	—	20	18	150	179
7	7	—	—	1	1	20	19	387	261
1	1	1	1	1	2	24	23	195	204
5	4	2	2	—	—	13	26	119	132
6	6	5	5	—	—	51	53	278	353
2	3	5	3	—	—	31	31	141	155
1 053	1 083	290	148	22	21	2 173	2 184	21 040	20 111

附属資料28 1989年世界主要

都市名 (国名)	管内面積 (km ²)	人口 (万人)	消防 職員数 (人)	出火件数 (件)
ワシントン (米国)	179	63	1 754	3 457
東京 (23区) (日本)	602	809	14 122	4 786
エドモントン (カナダ)	681	58	974	2 640
横浜 (日本)	432	315	2 965	921
大阪 (日本)	213	253	3 584	1 488
ベルリン (西ドイツ)	480	210	3 310	6 602
名古屋 (日本)	328	210	2 249	1 185
エセックス (英国)	3 671	154	1 397	9 739
札幌 (日本)	1 118	161	1 611	621
ヒューストン (米国)	1 502	175	3 168	14 277
神戸 (日本)	545	143	1 250	869
京都 (日本)	610	141	1 749	220
グレーターマンチェスター (英国)	1 282	269	2 734	25 579
福岡 (日本)	338	117	993	448
川崎 (日本)	143	113	1 377	429
ハートフォードシャー (英国)	1 614	99	657	5 269
広島 (日本)	737	105	1 061	590
北九州 (日本)	481	103	893	534
シアトル (米国)	230	50	997	4 992
ホンコン (英国)	1 070	574	7 729	11 786
ハミルトン (カナダ)	140	31	480	1 560
仙台 (日本)	788	88	802	378
ブラジリア (ブラジル)	5 814	174	—	3 843
(連邦区)				

(注) 日本以外の都市については、東京消防庁の調査による。

都市の火災状況

出火率 (人口1万 人当たりの 出火件 数)	死者数 (人)	人口100万 人当たりの 死者数 (人)	死者1人当 たりの出火 件数 (件)	主な出火原因		
				1位	2位	3位
54.9	25	39.7	138.3	ごみ、草	自動車	共同住宅
5.9	81	10.0	59.1	放火(疑念)	たばこ	コンロ
45.5	6	10.3	440.0	放火(疑念)	電気	ガソリン漏 洩
2.9	41	13.0	22.5	放火(疑念)	コンロ	たばこ
5.9	44	17.4	33.8	放火(疑念)	たばこ	コンロ
31.4	29	13.8	227.7	放火(疑念)	電気レンジ	マッチ
5.6	24	11.4	49.4	放火(疑念)	たばこ	コンロ
63.2	7	4.5	1 391.3	—	—	—
3.9	20	12.4	31.1	たばこ	コンロ	放火(疑念)
81.6	34	19.4	419.9	放火	部品欠陥	電気短絡
6.1	29	20.3	30.0	放火(疑念)	たばこ	コンロ
1.6	16	11.3	13.8	放火(疑念)	たばこ	コンロ
95.0	61	22.7	419.3	放火	調理	火遊び
3.8	12	10.3	37.3	放火(疑念)	コンロ	火遊び
3.8	10	8.8	42.9	放火(疑念)	コンロ・た ばこ	コンロ・た ばこ
53.2	6	6.1	878.2	—	—	—
5.6	13	12.4	45.4	放火(疑念)	コンロ	火遊び
5.2	13	12.6	41.4	放火(疑念)	コンロ	たばこ
99.8	8	16.0	620.0	熱源の誤使 用	機械の故障	操作不良
20.5	49	8.5	240.5	たばこ	電気	放火(疑念)
50.3	5	16.1	312.0	電気	喫煙用具	暖房器具
4.3	9	10.2	42.0	放火(疑念)	コンロ	たばこ
22.0	128	73.6	30.0	山火事	たばこ	たき火